

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第42号
2010.3

目次

巻頭言

「法務通訳翻訳教育の現場から」

大阪大学グローバルコラボレーションセンター
同大学院法学研究科教授 津田 守…… 1

国際研修

第3回中国現地セミナー	6
東ティモール法案作成能力向上研修	10
第6回カンボジア法曹養成支援研修	17
2009年度法総研・ベトナム最高人民検察院交換プログラム	27
第11回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）	36
ネパール刑事訴訟法比較セミナー	56
第4回中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト本邦研修	62
平成21年度インドネシア国別研修「法廷と連携した和解・調停実施」	67
第7回カンボジア法曹養成支援研修	79
第1回法制度整備支援人材育成研修	89
第2回「中央アジア比較法制研究セミナー」	96

外国法令紹介

ベトナム判決執行法の特徴	国際協力部教官 宮崎 朋紀…… 101
ベトナム判決執行法（仮訳）	106
ベトナム国家賠償法の概要及び特徴	国際協力部教官・JICA長期専門家 伊藤 文規…… 148
ベトナム国家賠償法	159
中国権利侵害責任法	189

国際協力の現場から

法整備支援の通訳をやってよかった！

通訳 メルギチョーワ・ナターシャ…… 197

活動報告

公共政策大学院インターンシップ	199
大学等に対する国際協力部の派遣講義について	204

掲載記事索引（38号～41号）

掲載記事索引（38号～41号）	206
-----------------	-----

～ 巻頭言 ～



法務通訳翻訳教育の現場から

大阪大学グローバルコラボレーションセンター
同大学院法学研究科（学内非常勤）

教授 津 田 守

「法務通訳翻訳」というのは、まだまだ広く認知を受けた表現となっていないかもしれない。ちなみに、通訳と翻訳はそれぞれ独立した業務ではあるが、現場においてはしばしば同じ通訳翻訳人によって同時並行的に進められているところから本稿では「通訳翻訳」として

いる。その意味するところは、司法通訳翻訳（legal interpreting and translation）を総称とする業務の一環として行われる、法務省・検察庁における業務である。具体的には検察庁における捜査取調、公判準備・公判、拘置所や刑務所等刑事施設での矯正処遇、保護観察所での指導、入国管理局での出入国や退去強制審査・警備・難民認定、法務局人権擁護部における相談などが含まれる。

さらに加えることのできる業務に「法整備支援と通訳翻訳」がある。法務総合研究所国際協力部の活動を支えるものであり、国連アジア極東犯罪防止研修所におけるものとともに、極めて重要な、かつ専門性のとりわけ高い業務を遂行している。一般の法務通訳翻訳ととりわけ異なっている点は、通訳や翻訳を直接必要としているのが2言語間のどちら側においても司法（法律）専門家であるからだ。

それらはどれも、この数十年間の日本における「国際化の進展」とともに需要が拡大しているもので、今後も法務通訳翻訳業務が増えることがあっても減ることはないであろう。もちろん、量的な側面のみならず、正確さや迅速性、それに通訳翻訳人の資質こそが大いに問われなければならないようになってきている。

しかしながら、本邦では「司法（法務を含む）通訳翻訳人」の養成は、警察庁や各都道府県警本部における語学教育とその延長としての「部内通訳者」育成プログラムを除いて、ほとんど実施されてこなかった。裁判所の場合には、「法廷通訳セミナー」や「法廷通訳フォローアップセミナー」などと呼ばれる研修が限定的に開催されてはいる。法務省・検察庁で言えば、通訳人を対象とする研修が全くないわけではないが、事件ごとに、その言語の通訳のできる者を確保していくところから始まって、近年ようやく、入国管理局や検察庁は独自に登録通訳人リストを作成しておくようになった。

以上のような背景を踏まえ、大阪外国語大学（平成19年10月以降は、統合され大阪大学）

では、その大学院に平成9年、全国最初の「司法通訳翻訳論」を、平成15年度にはやはり全国最初で（現在まで唯一の）「法務通訳翻訳」を主題とする科目を開設した。同時に開講されたのが「法廷通訳翻訳」、「弁護通訳翻訳」、「警察通訳翻訳」であり、司法のほぼ全域をカバーすることとなった。

平成16年度からは大学院「通訳翻訳専修コース」として毎年、10数名の専攻生を受け入れ、同21年度には、大阪大学大学院の複数（つまり、言語文化、人間科学、国際公共政策、法学などの）研究科の学生対象の「高度副プログラム（司法通訳翻訳論）」としてカリキュラムが再編されている。履修者は同年度の場合、46名であった。全科目のシラバスを含む具体的内容については次を参照されたい。大阪大学グローバルコラボレーションセンターのホームページを開き、そこから「教育プログラム」⇒「大学院高度副プログラム」⇒「司法通訳翻訳論」⇒「開講科目シラバス集」と進んでいくと確認できる。なお、これは毎年更新されるものである。

本プログラムは、司法通訳翻訳について、特に法律的手続、司法通訳人の役割や行動基準、司法通訳翻訳実習（中国語、韓国・朝鮮語、ロシア語、英語）が通訳翻訳学の理論・方法論・教育論とともに学べるようになっている。

法務省・検察庁以外からも、大阪府警察本部や大阪弁護士会から派遣された講師が、講義ばかりでなく、模擬実習における実践指導も行っている。また、課外活動として、積極的に要通訳事件の裁判傍聴を履修生には奨励している。

ここで、「法務通訳翻訳実務論」の平成22年度授業記録の一部を紹介しておこう。

第1回 4月14日「オリエンテーション」担当教官（以下同様）・津田守教授

第1期及び第2期の年間で2科目、各2単位となるこの授業の内容、形態、参加条件、成績基準等についてのオリエンテーション。

第2回 4月21日「法務省とその法務総合研究所についての総論」法務総合研究所国際協力部長

法務省の概説、法務総合研究所の組織・活動、国際協力部が行う法整備支援の概要、諸機関との協力関係等について。

第3回 4月28日「法務省の国際協力」法務総合研究所国際協力部教官

法務省の行う国際協力業務の概要と国際協力部の法整備支援の概要等。

第4回 5月12日「検察庁の機構と役割」大阪地方検察庁総務部副部長検事

刑事司法制度の概要説明、検察庁と法務省との関係、検察庁の機構と役割。

第5回 5月19日「社会正義実現のために（ビデオ上映と討論）」津田守教授

ある殺人事件を題材として検察の捜査・公判活動の実際を映像化した「検察の役割—社会正義実現のために」ビデオ上映（約70分間）と討論。

第6回 5月26日「捜査実務の概要、捜査における通訳翻訳業務の留意点」大阪地方検察庁公安部検事

犯罪の端緒を得て捜査を開始し、起訴処分あるいは不起訴処分に至るまでの手続の

概要，特に捜査手続において通訳人を必要とする場面を中心として捜査実務の解説。捜査における通訳人の立場，通訳人としての守秘義務の在り方，通訳に際しての留意事項等について解説と質疑応答。

第7回 6月2日「公判実務の概要，公判における通訳翻訳業務の留意点」大阪地方検察庁公判部検事

第1回公判期日に行われる冒頭手続から，審理，結審，判決に至るまでの刑事公判手続の概要，特に，公判手続における通訳人の立場，公判廷での通訳に際しての留意事項についての解説と質疑応答。通訳人に必要とされる公判準備，冒頭陳述書，証拠関係カード，論告等の通訳翻訳業務の実際について解説と質疑応答。

第8回 6月9日「法務総合研究所国際協力部見学」法務総合研究所国際協力部教官。

国際会議場見学，国際協力における通訳翻訳を含む業務説明。

第9回 6月9日「大阪地方検察庁庁舎見学と通訳委託業務の実際」大阪地方検察庁検事，検察広報官，公安部国際捜査担当官。

国際会議室に引き続き，大阪地方検察庁施設見学，業務説明及び公安部国際捜査担当による通訳委託業務の説明。捜査取調の模擬実習。

第10回 6月16日「裁判員制度」大阪地方検察庁検事

裁判員制度の概要と法廷及び捜査通訳翻訳人の在り方。

第11回 6月23日「国際協力部の広報ビデオ上映と討論」津田守教授

この後は，大阪法務局人権擁護部長による連続授業があり，10月からの第2セメスターには，大阪保護観察所次長，大阪入国管理局長，同総括次長，同審査監理官，同関西空港支局次長，同首席入国警備官，大阪刑務所国際対策室長らの講義（ないしは通訳翻訳実務指導）が行われた。

既述のように7年間，このような授業が開講されてきたのだが，通算で約160名が受講している。既に司法通訳翻訳人であった者や受講後に機会を得て業務に携わるようになった者を含めて受講生は，貴重な講義と実習から多くを学んできた。法学研究科所属の学生の中には，今後は，法務省・検察庁等の通訳翻訳人のユーザー機関に職を得る者も出てくることが期待される。その意味で，本科目は優れて「ユーザー教育」の役割も果たすことになっているのではないだろうか。

次に，過去数年間にこういった授業を受けた学生の，典型的ないしは興味深いコメントを幾つか書き出してみたい。

「日本の法務省がODAを通じてアジア諸国の基本法令の草案や改正，司法制度の整備，そして法曹の人材育成などの国際貢献をしていること，さらにはそういった支援に通訳翻訳人が欠かせない役割を持っていることを学びました。言語能力以外に，求められる資質のあることが理解できました。」（韓国人院生）

「中国から仲裁法と民事訴訟法の改正に当たり日本に協力要請をしたことを初めて知りました。法整備支援における通訳翻訳業務のやりがいについて理解できました。」(中国人交換留学生)

「内戦で破壊されたカンボジアで、日本の司法制度が大いに参考にされているということ、とても嬉しく思いました。制度のみならず日本の憲法は世界に誇れるものなので、決して旧宗主国でもない、同じように戦禍から立ち直った日本が協力することができれば一層意義があります。」(日本人院生)

「私自身ロシア語の通訳をしてきたので、日本がウズベキスタンに法整備支援をしているお話を伺って、大変に親近感を持ちました。」(日本人院生)

「一連の講義の中で最も興味を引かれたのは、法整備支援とその通訳翻訳に関することでした。法廷などの通訳においてはとにかく「正確さ」が大切だと学んできましたが、法整備支援の際の通訳翻訳者に求められるのは、文化や習慣に関する知識とそれを的確に伝えること、及び両者間のギャップを敏感に感じ取り、それを表すことではないかと感じました。同じ<法>に携わりながら、自分を殺して機械的に訳を紡ぐ法廷通訳と比べて、人間であること、両者の表情などから通り過ぎてしまいそうな盲点に気付く力が一層要求されると思います。」(日本人院生)

「法律制度は国によって違いますので、翻訳時に適切な単語を選ぶのは難しいと感じました。場合によっては説明を加えなければならないからです。授業中に解説をしていただいた<法><法令><政令><省令><法律>などの単語を自分の頭で中国語に訳してみました。何となく通じそうですが、中国語と日本語は同じ漢字圏に属しますので、漢字さえ書けば意思疎通ができるというメリットもある一方、意味の異なる漢字もたくさんあるので誤解を生じるというデメリットにも留意していなければなりません。」(中国人院生)

「ベトナム語を専攻していながら、日本がベトナムの法整備支援を行っていることを知りませんでした。そこではベトナム語も日本語も堪能な方が通訳翻訳をされていると思いますが、そのような方に私のような通訳翻訳者を目指している者に対しレクチャーをしていただけたらと思いました。ベトナム語はまだ少数言語で、訳語が統一されておらず、参考書などにも誤りがあります。私自身もっと法律用語の勉強を続けていかなければならないと、改めて考えさせられました。」(日本人院生)

「外国語に堪能な検事さんが教官として、このような法整備支援に尽力しておられる姿を拝見させていただきました。貴重な機会で大変に有り難く思いました。」(日本人院生)

最後に、今後の課題と展望を幾つか指摘しておきたい。

- 1 国内大学院では唯一の「法務通訳翻訳」科目が大阪大学で開講されていることから、同大学院在籍者のみならず、広く社会人、特に通訳翻訳業務に既に携わっている、ないしはそれを目指している人々にも、科目履修や研修などの形で利用してほしい。
- 2 逆に、これまで法整備支援における通訳翻訳実務に携わってきている方々に、その経験を分かち合ってもらえる場と機会を設けるべきである。

- 3 大阪大学外国語学部には24外国語専攻(東京外国語大学外国語学部には25外国語専攻)が開設されている。これらの中に、例えば、法整備支援において必要とされる言語があれば、その大学院課程において、通訳翻訳の理論と実践を指導する場と機会を、より積極的に創出するべきである。
- 4 日本は、法整備支援対象国から、将来の通訳翻訳人となりうる者を「留学生」として受け入れ、優れた日本語運用能力のみならず、日本の文化、歴史、法律などについての理解を持つ人材育成に寄与することができる。それが、1) や3) とともに、通訳翻訳のための長期的取組みの具現化となるであろう。
- 5 「法務通訳翻訳」を学ぶための教材や用語集の開発が一層進められなければならない。法務省刑事局法令研究会編『法律用語対訳集』(各国語編)も有益だが、近年の司法制度改革にも合わせた全面改訂版の刊行が待たれる。法務省の法令外国語訳・専門家会議『法令用語日英標準対訳辞書』も改訂を重ね、”Japan Law Translation”も掲載法令を増してはいるが、対象言語は英語に限られている。これらの対象言語を増やすことが期待される。(ちなみに、平成22年中に刊行の津田守編の仮題『通訳翻訳人のための刑事裁判用語辞典』では、10数言語を収録予定である。)

参考文献

稲葉一生「巻頭言 法整備支援の課題」『IDC NEWS』第37号, 2008年12月号, 1-5頁。

http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/keisai-kiji/icdnewsno37_5.pdf

亀卦川健一「法整備支援における通訳翻訳」津田守編『法務通訳翻訳という仕事』大阪大学出版会, 2008年, 75-96頁。

亀卦川健一「大学などに対する国際協力部教官の派遣授業について」『IDC NEWS』第38号, 2009年3月号, 180-189頁。

http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/keisai-kiji/icdnewsno38_09.pdf

坂野一生「カンボディア(カンボジア)民法・民事訴訟法起草支援に関わって」『IDC NEWS』第7号, 2003年1月号, 91-98頁。

http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/keisai-kiji/icdnewsno.07_3.pdf

竹内眞由美「国際協力と通訳翻訳 法整備支援の業務」津田守編『法務通訳翻訳という仕事』大阪大学出版会, 2008年, 99-107頁。

津田守「司法通訳翻訳」『辞典 多言語社会日本』岩波書店, 2005年, 79-82頁。

西松鈴美「司法通訳翻訳人訓練の方法論 大阪外国語大学大学院での実践」『通訳研究』, 第3号, 2003年, 103-121頁(次のウェブにアップロードされてもいる)。

http://wwwsoc.nii.ac.jp/jais/kaishi2003/pdf/08-nishimatsu_final.pdf

渡辺由紀「法務通訳翻訳の世界 その多様性と将来性」『通訳研究』, 第3号, 2003年, 122-135頁。

～ 国際研修 ～

第3回中国現地セミナー

国際協力部教官

横山 幸俊

第1 はじめに

2009年7月20日、21日の2日間、中国現地セミナーが北京近郊で実施された。

参加者は、中国側から全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室ほかであり、詳細については、後記第2の4のとおりである。

この場をお借りして関係各位に深く感謝申し上げたい。

第2 本セミナー実施の背景・目的

1 本セミナー実施に至る経緯

中国政府からの要請に基づき、2007年11月から3年間の予定で、中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトが開始された。

その後、2008年には、中国政府から、権利侵害責任法（不法行為法）制定の支援も要請されたため、同法制定への協力も行われることとなった。

これまでの上記プロジェクトにおける本邦研修及び現地セミナーと同様に、事前に、中国側（上記民法室）から、関心事項についての書面での質問、日本側（JICA中国権利侵害責任法研究会）からの書面での回答が行われた。なお、上記書面回答作成にあたっては、本セミナー参加者以外に、上記研究会委員である、松尾弘教授（慶應義塾大学法科大学院）の御協力も得た。

2 中国権利侵害責任法について

中国においては、民法のうちの不法行為法編を「侵權責任法」、すなわち、権利侵害責任法として、立法が目指された。現行の同分野は、1986年に制定された民法通則に含まれていた。その後、市場経済への対応等を進めるため、民法のうち、契約法編が「合同法」として、1999年に独立して制定され、さらに、物権編が2007年に制定された。

当初は、民法典一括での改正が検討されたが（2002年改正草案、第1次草案）、上記のような経過をたどり、権利侵害責任法は、2008年12月に全国人民代表大会常務委員会において、第2次草案が審議されていた。

なお、権利侵害責任法は、本セミナー終了後の2009年10月の全人代常務委員会において、第3次草案が審議され、同年12月26日に成立した（施行日は、2010年7月1日）。

3 本セミナーの目的

本セミナーは、中国の権利侵害責任法制定に資するため、中国側に、日本の不法行為法の概要等を説明し、中国側から、権利侵害責任法の全体構造・目的の説明を受けた上で、中国側の関心事項等について、討論を通じて理解を深めることを目的とした。

4 参加者について

日本側参加者

上原敏夫	一橋大学大学院法学研究科教授 (JICA中国権利侵害責任法研究会委員長)
中田裕康	東京大学大学院法学政治学研究科教授 (同委員)
三木浩一	慶應義塾大学法科大学院教授 (同委員)
山本和彦	一橋大学大学院法学研究科教授 (同委員)
沖野真巳	一橋大学大学院法学研究科教授 (同委員)
金 春	大東文化大学専任講師 (同委員)
横山幸俊	法務省法務総合研究所国際協力部教官 (同委員, 検察官出身)
長田雅之	在中国日本大使館二等書記官 (裁判官出身)
住田尚之	JICA長期専門家 (弁護士)
山浦信幸	JICA中国事務所長
大久保晶光	同事務所職員
宋 雪	同事務所職員
鄭 瑾	通 訳
吉永叶子	通 訳

中国側参加者

高志新	全人代常務委員会法制工作委员会弁公室 主任
賈東明	全人代常務委員会法制工作委员会民法室 副主任
扈紀華	同 上
何 山	同室副巡視員
陳佳林	同 上
杜 涛	同室処長
李文閣	同室調研員
郝作成	同室副処長
石 宏	同 上
庄曉泳	同室幹部
水 森	同 上
孫娜娜	同 上
李 倩	同 上
許 燦	同 上

第3 本セミナーの概要

本セミナー日程の方針

前記の目的に従って、中国側の関心事項を踏まえ、日中相互の発表等をもとに討論形式で行うこととした。

第4 セミナー日程

1 7月20日午前

討論1 日中不法行為法（権利侵害責任法）の全体構造・目的

日本側発表：中田教授

「日本における権利利益の侵害に対する民事責任」

中国側発表：石宏副処長

「『中華人民共和国権利侵害責任法』立法の関連状況」

2 7月20日午後

討論2 権利侵害に関する訴訟法上の問題（証明責任等）

日本側発表：山本教授「民事訴訟における証明について」

沖野教授「不法行為における証明について」

3 7月21日午前

討論3 全体質疑（環境責任及び高度危険責任を含む）

4 7月21日午後

討論4 全体質疑

質疑応答について

(1) 討論1について

中国側から、日本における不法行為責任と契約責任の関係について慰謝料請求権と絡めた質問等がなされ、日本側から説明がなされた。

他方、日本側から、中国の権利侵害責任法と特別法との関係等について質問がなされ、中国側から、一般法と特別法の関係であり、侵権責任法制定に際して、特別法（製品品質法等）も見直すといった説明がなされた。



(2) 討論2について

中国側から、因果関係の推定（立証責任の転換）、過失責任と無過失責任の関係、懲罰的損害賠償等について質問がなされ、日本側から説明がなされた。

(3) 討論3について

中国側から、使用者責任と監督者責任、共同不法行為、被侵害利益、一括請求・一律請求・包括請求等について質問がなされ、日本側から説明がなされた。

(4) 討論4について

中国側から、過失相殺、環境汚染責任・高度危険責任等について質問がなされ、日本側から説明がなされた。

他方、日本側から、中国の権利侵害責任法について、損害賠償責任以外の救済方法、公平責任原則規定等について質問がなされ、中国側から説明がなされた。

第5 所感

今回は、権利侵害責任法（不法行為法）についての、初めてのセミナーであったことから、日中双方の概括的な説明から始めて、時間の許す限り、中国側の関心事項、日本側から確認しておきたい事項等を対象とした。

前記のように、事前に、書面で、全般的な質問・回答が行われていたこともあって、深く、突っ込んだ議論が行われ、中国の権利侵害責任法制定に向けて、かなり役に立ったものと思われる。

本セミナーの後の状況については、別稿の第4回本邦研修の報告を参照されたい。

第6 おわりに

本セミナーは、上記のとおり、中国の権利侵害責任法制定に向けて、参加者が熱意をもって取り組み、所期の目的を達成した。

改めて、本セミナーに御協力いただいた皆様に深く感謝申し上げたい。

なお、本セミナーの会場は、美しい湖畔にあり、夏とはいえ、快適な環境であった。また、本セミナー終了の翌日の2009年7月22日には、日食があり、近郊の万里の長城付近からは、部分日食が見られた。

～ 国際研修 ～

東ティモール法案作成能力向上研修

国際協力部教官

森 永 太 郎

第1 本研修実施の経緯

1 東南アジア・小スンダ列島の東端に位置する東ティモールは、元々小王国が乱立する群雄割拠の土地であったが、16世紀前半に白檀を求めて来航してきたポルトガルに征服され、植民地化された。その後、第二次世界大戦中の1942年には日本軍に占領され、1945年に日本の敗戦で日本軍は撤退したものの、再度ポルトガルの支配が復活した。1974年には、民衆の間で独立運動が激化、1975年に独立を宣言したが、今度は隣国インドネシアに武力制圧され、翌1976年にインドネシアの一州として併合されたという、正に植民地主義に翻弄された歴史を持つ国である。

1990年代に入ってから独立運動が再燃し、抗争の果てに1998年にインドネシアが独立を容認する姿勢を示したが、その後も独立賛成派と反対派の闘争は続いた。しかし、国連暫定行政機構（UNTAET）を中心に、国際社会の支援の下で独立に向けた国づくりがすすめられた結果、2001年8月の憲法制定議会選挙実施を経て、2002年3月22日に憲法が発布され、同年5月20日に「東ティモール民主共和国（The Democratic Republic of Timor-Leste）」して独立を果たした。

独立後、東ティモールは、治安維持等の面では引き続き国連が設置する機関（国連東ティモール支援団（UNMISSET）、国連東ティモール事務所（UNOTIL）、国連東ティモール統合ミッション（UNMIT））に依存しながら、旧宗主国であるポルトガルや、ブラジルなどのポルトガル語圏諸国等の支援を得て、法制度の整備を進め、法の支配の確立に向けた努力を継続しているところである。

しかしながら、法律分野における絶対的な人材、情報及び経験の不足により、制度・運用体制の整備は困難を極めている。司法制度構築の分野では、国連開発計画（UNDP）の支援により、法律訓練センターを卒業した東ティモール人裁判官が徐々に数を増やすなど着実な進歩を見せているようであるが、それでも未だに自国民の裁判官が足らずに新たにポルトガル人裁判官を任用しなければならず、立法の分野では、新規立法しなければならない法律が多数あるにもかかわらず、遅々として立法作業が進まない現状にある。東ティモール政府において基本法案起草の責務を負っているのは司法省であるが、その司法省も今回来日した研修員の話によれば、組織体制が未だ半分しか整っておらず、

省内で中心的な役割を果たす国家司法法制諮問・立法局（National Directorate of Judicial Advisory and Legislation）ですら10人の局員のうち、法律的素養があるのは本研修に参加した2名のみであるとのことであった。そのため、大半の起草作業を外国人アドバイザーに頼っているが、原案起草をアドバイザーに行わせているため、法案起草の技能・技術が局員に十分に移転されているとはいえないとのことである。

このような状況下、東ティモール政府は、2008年に我が国に対し、上記国家司法法制諮問・立法局（以下単に「立法局」という。）の幹部職員の法案起草能力を向上させるための支援を求めてきた。

要請を受けたJICAでは、まずは東ティモールの法制度整備の実態、特に支援要請のあった司法省の法案起草能力の如何について把握するため、2008年9月に国際協力専門員らを現地ディリに派遣して調査を実施した。その結果、東ティモールでは法令起草にかかわる人材の層が極めて薄く、職員の能力も十分ではないことから、法令の起草を外国人アドバイザー（主としてポルトガル人）に頼っていることのほか、言語の問題が法案起草作業に影を落としていることが判明した。東ティモールは独立時の憲法において、公用語をポルトガル語と、現地語であるテトゥン語とする旨定めたものの、長くインドネシアの支配を受け、大学教育等もインドネシア語で行われていたため、ポルトガル語を解する人口は少なく、また、現地語であるテトゥン語は口語中心の言語¹で、法律用語は未発達であるため、法令起草には向かないなどの問題点があるとのことである。

法令起草能力の強化支援を実施するにしても、受け入れ側の能力に適合しない支援をしても効果が上がらないことはいうまでもない。しかし、東ティモールの司法省にどの程度の能力が備わっているのかは、このような調査のみでは十分に判明しない。そこでJICAは、とりあえず、司法省立法局の職員で法学教育を受けたことがあり、それなりに法律的素養があるとされた2名の職員、すなわち同局局長と、ナンバー2である立法政策部長を研修員とし、法案起草作業に関する初歩的なノウハウを身につけてもらうとともに、研修員らとの討議討論によって東ティモールに今後どのような支援がふさわしいかを見極めるため、2回シリーズの本邦研修を実施することとした。

第1回目の研修は、名古屋大学が主たる実施機関として平成21年3月に実施し、そこでは、参議院法制局や愛知県庁法制課などの見学も含めて、日本の法規範制定過程全般についての基礎知識の提供を中心とした研修プログラムが組まれた²。

JICAは、この第1回研修の結果を受けて立法局と協議し、第2回目の研修を、東ティモールにおいて今後起草が必要となる具体的な法律を題材として、1回目の研修で学んだ内容を基に、講義・演習、意見交換等を組合せて起草のトレーニングを行い、立法に当たってのノウハウをまとめた資料を作成することを目指して実施することとし、当国際協

1 研修員の話では、テトゥン語も多くの方言にわかれ、未だ「標準テトゥン語」は形成されておらず、現在教育省で標準語の策定作業中であるとのことであった。

2 この第1回目の研修においては、筆者もJICAの依頼を受け、「法令の体系的整合性」をテーマに日本の法案起草実務について若干の講義を行った。

力部にその実施を依頼してきた。そして、題材とすべき法律として、立法局は、東ティモールにとってその立法が緊急課題となっている「逃亡犯罪人引渡法」、「違法薬物取引取締法」及び「調停法」を挙げ、さらに、法案起草作業を行う場合に、司法省内部において必要な部内規範の制定についても学びたいと希望してきた。

このような依頼及び希望を受け、当国際協力部においては、JICAとも協議の上、検討した結果、要望に対応しうる国内の人的リソースの有無に加え、研修期間の長さや研修員への負担等も考慮し、東ティモール側が希望した法令のうち、「逃亡犯罪人引渡法」、「違法薬物取引取締法」を題材として研修を実施することとし、法案起草作業に必要な部内規範の制定については、研究者の助力を得てこれを研修内容の一部に盛り込むことで対応することとした。

第2 本研修の概要等

- 1 本研修は、「逃亡犯罪人引渡法」、「違法薬物取引取締法」の起草を題材とし、これらの法律に相当するわが国の逃亡犯罪人引渡法及び麻薬特例法の概要について学ぶとともに、特に、国際条約の国内法化の側面を有するこれらの法律の起草に際して留意すべき点などについて講義及び意見交換等を通じて習得し、その結果を参考資料（起草作業計画—アクションプラン）としてまとめるとともに、起草作業に際して必要な立法局部内の規範を制定するための基礎知識を得ることを目的とした。言語は、通訳を介して両研修員が堪能なインドネシア語を使用した。なお、研修員との協議の一部については、第1回目の研修を担当された、名古屋大学・島田弦准教授にも御参加いただいた。

研修プログラムについては、題材とした2つの法律に相当する日本の法令（逃亡犯罪人引渡法と麻薬特例法）に関する説明とその実際上の運用についての講義を行ったほか、麻薬取締りに関しては、水際対策やコントロールド・デリバリー捜査の実際について横浜税関の御協力をいただき、見学及び講義を実施した。また、研修員から特に希望のあった、起草作業の際の部内規範の点については、松尾弘慶應義塾大学法科大学院教授からお話をいただいた。

なお、この研修には、平成21年度の霞が関インターンシップ（第1回目）のインターン生3名も、一部のプログラムの傍聴・討議に参加した。

- 2 研修の概要は以下のとおりである。

- (1) 研修期間

平成21年7月27日～8月7日

- (2) 研修場所

- ① 法務総合研究所国際協力部（大阪中之島合同庁舎4階）
- ② 法務総合研究所本所（赤れんが棟3階共用会議室）
- ③ JICA東京（東京国際センターセミナールーム）

- (3) 研修員

- ① 司法省国家司法法制諮問・立法局局长

マルセリーナ・ティルマン・ダ・シルヴァ 氏

(Ms. Marcelina Tilman da Silva, Directress of the National Directorate of Judicial Advisory and Legislation, Ministry of Justice)

② 司法省国家司法法制諮問・立法局立法政策部長

ヴァスコ・ソアレス 氏

(Mr. Vasco Soares, Chief of Legislative Policy of the National Directorate of Judicial Advisory and Legislation, Ministry of Justice)

(4) 研修内容

① 研修員発表・討議

「司法省司法法制諮問・立法局の業務概要と法案起草作業に伴う諸問題」など

② 講義

- ・「日本の逃亡犯罪人引渡法の概要」(森永)
- ・「日本の違法薬物取締関係法規の概要」(森永)
- ・「逃亡犯罪人引渡の実務」(法務省刑事局国際課・大谷潤一郎局付検事)
- ・「麻薬特例法事件捜査の実際」(法務省刑事局公安課・小玉大輔局付検事)
- ・「国際条約締結に伴う刑事関係立法作業の留意点」(法務省刑事司法管理官室・津田尊弘局付検事)
- ・「立法手続策定の際に留意すべき事項」(慶応義塾大学法科大学院・松尾弘教授)

③ 訪問・見学等

- ・法務総合研究所長表敬
- ・横浜税関見学・講義(「水際対策とコントロールド・デリバリー」)

④ 研究

- ・逃亡犯罪人引渡法(仮称)及び違法薬物取引取締法(仮称)の起草作業計画(アクションプラン)試作作業

(5) 研修日程 別添研修日程のとおり

(6) 使用言語 日本語—インドネシア語(JICE山田敦子氏)

第3 研修実施結果・所感

両研修員は、2週間にわたって行われた本研修の期間中、講義等には熱心に耳を傾け、多くの知識を吸収して帰国した。また、横浜税関の見学では、違法薬物等の輸入禁制品の取締体制について説明を受け、感銘を受けたようである。

しかし、本研修については、日本の逃亡犯罪人引渡法や麻薬取締関係法令について見聞を広めることもさることながら、主たる目的は、立法局の指導的立場にある両研修員に、およそ法案起草という作業をするにあたっては、どのような注意が必要で、どのような計画を立てていかなければならないかを十分に理解してもらうことにあった。さらに、今後東ティモールに対する支援を継続することが適切であるのか、あるとすれば、どのような観点からいかなる支援をすべきなのかを検討する材料として、両研修員から、可能な限り立法局の作業の実情につき話を聞かせてもらうことも副次的な目的となっていた。そこで、本研修を企画した筆者としては、可能な限り研修員らとの討議と研修員らからの情報

の収集の時間を多く取ることとし、筆者が担当した講義セッションにおいても、一方的な日本法の解説を行うのではなく、可能な限り対話形式のセッションにすることにより、東ティモールの実情を把握するように努めたつもりである。

このような姿勢で臨んだわけであるが、その結果、研修員らとのやりとりからは、極めて深刻な東ティモール司法省の法令起草能力の不足が見えてきたのである。

能力改善のためには検討しなければならない論点は多々あると思われるが、筆者が今回の研修で注目したのは、東ティモールでは、法案を起草しようとする際に、何のために当該法律を制定しなければならないのかという立法目的と、その前提となる立法事実についての議論がほとんどなされないままにさまざまな法律の起草作業を行っているらしいことである。法律を制定するには、まずもってその理由が明確にならなければ、いかなる内容のものを起案すればよいのか明らかにならないはずであるが、どうやら、立法局は、司法大臣などから「〇〇法を起草せよ」というだけの指示を受け、それが何のためであるのか検討することのないまま—立法事実・立法目的には頓着せず—いかなる法案を作るのか右往左往するというのが実情であるらしいのである。

これではよい法案ができるはずもなく、法案起草能力の強化など到底おぼつかない。そこで、本研修では、できる限り対話形式でのセッションを続け、立法事実・立法目的の検討を十分にすべきことを強調した上で、最終日のロードマップ案試作については、研修員に自らの考えでやるべきことを整理してもらうことを主眼とした。

それで研修の成果が上がったか、といわれれば、かなり心許ない、というのが正直なところである。しかし、植民地支配と騒乱の中で、自国に確固たる法制度を構築する余裕などまるでなかった東ティモールで、いまだ体制整備すら半分しかできていない司法省において懸命に日々の業務に取り組んでいる立法局に、いきなり高度な課題を突きつけるのは酷であるし、能力強化にもつながらないと思われる。支援する側も、忍耐強く、少しずつ助言をしていくしかないであろう。したがって、筆者としては、今回の研修では、両研修員が、「法律をつくるということは実は大変な作業で、さまざまな観点からの調査研究が必要なのだ。よくよく計画を練って、必要な調査をしたうえでないと起草作業は不可能なのだ。」ということをあらためて認識してもらえば、一応成功であったと考えている。



最終日、研修員は、「シミュレーション・ワークショップ」として、丸一日をかけて、帰国したらまず違法薬物取引取締法案の起草に向けて何をすべきか、懸命にアイデアを出し合った。筆者は、若干議論の整理はしたものの、基本的には研修員らがあれこれと考えては口にする必要事項を書き留める役割に徹し、批評を加えることはしなかった。その結果は次のとおりである。テーマは今回の題材となった2つの法律のうち、違法薬物取引取締法のみであり、逃亡犯罪人引渡法についてまで同様のセッションを実施する余裕はもはや

なかった。

「東ティモールの違法薬物取引取締法案起草にむけたロードマップ案の作成」

(研修員の結論)

- (1) ① 立法作業にあたって、大臣指示の内容を明確に理解するため、司法大臣と再度協議をし、法律制定のみならず、法執行能力強化、教育、医療措置を含む薬物乱用及び取引の取締りに関する全体的な政策の枠組みの中で制定されるべき法律がいかなる位置を示すのかを検討すること
- ② 保健省、国防・治安省との共同責任体制とすることの可能性について大臣と協議をすること
- (2) ① 流通している違法薬物は何か、違法薬物が流通するとどのような結果が生じることかなど、違法薬物に関する問題点について、科学的な調査研究、学者、検察、警察、税関、入国管理局、空港、国境警備隊その他の関連機関並びに、薬物常用者、病院、教育施設及び学校に対する質問やインタビューにより情報の収集と分析を行うこと
- ② 外国の法制度の比較研究を行うこと
- (3) ① 法案起草作業にどの省あるいは機関を参加させるべきかについて検討し、大臣に意見及び関連情報を上げること
- ② 大臣に対し、横断的作業グループ（例えば、関連省庁、学者、国際機関、弁護士、外国専門家などからなるもの）を設置するよう要請すること
- ③ 大臣に作業グループの座長を指名するよう要請すること
- ④ 論点毎の小部会を設置し、その作業内容を決定すること
- (4) ① 制定されるべき法律の適用範囲を画定すること
- ② 制定されるべき法律の運用にあたって、いかなる下位の規範が必要となるか検討すること
- (5) 縦及び横の整合性を確保するため、憲法、条約、法令の該当条文を確認すること
その他やるべき作業はたくさんある・・・。

このようにして振り返ってみると、まだまだ抜けているところは多々ありそうである。



しかし、研修員は、初めて自分たちの考えでこのような検討作業に挑んだらしく、我々の眼から見ると体系的な整理もされておらず、まだまだ欠けているところの多いこの「試案」を作った後は、ひどく満足そうであった。研修最後の評価会で、ダ・シルヴァ局長は、「最後の日に助けをもらいながら私たちが作ったこのペーパーは、英文の箇条書きでたった3枚の紙に過ぎませんが、私たちにとっては、ものすごく重いものです。」と述べたのが印象的であった。

このたった3枚の紙が、研修員らの帰国後も、彼ら自らの手により何度も何度も練り直され、より重たいものとなることを切に期待する。

東ティモール法案作成能力向上研修日程表

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 17:00
7 /	日	関西空港到着	
7 /	月	JICAオリエンテーション	14:30 国際協力部長表敬 国際協力部オリエンテーション
7 /	火	研修員発表 「司法省立法局の業務概要と法案起草作業に伴う諸問題」	質疑応答・討論
7 /	水	研修員発表・質疑応答 「逃亡犯罪人引渡に関する立法の見通しと想定される問題点」	研修員発表・質疑応答 「違法薬物取引取締に関する立法の見通しと想定される問題点」
7 /	木	講義 「日本の逃亡犯罪人引渡法の概要」 国際協力部教官 森永	講義 「日本の違法薬物取締関係法規の概要」 国際協力部教官 森永
7 /	金	協議 「逃亡犯罪人引渡法及び違法薬物取引取締法の起草作業を題材とした司法省立法局の起草能力強化の在り方とこれに対する支援について」 名古屋大学 島田弦准教授, 国際協力部教官 森永	
8 /	土		
8 /	日	東京へ移動	
8 /	月	11:30~12:00 所長表敬	講義 「立法手続策定の際に留意すべき事項」 慶應義塾大学 松尾弘教授
8 /	火	講義 「国際条約締結に伴う刑事関係立法作業の留意点」 法務省刑事司法管理官室 津田尊弘局付	講義 「逃亡犯罪人引渡の実務」 法務省刑事局国際課 大谷潤一郎局付
8 /	水	講義 「麻薬特例法事件捜査の実際」 法務省刑事局公安課 小玉大輔局付	訪問・見学 横浜税関(「水際対策とコントロールド・デリバリー」)
8 /	木	研究 逃亡犯罪人引渡法(仮称)及び違法薬物取引取締法(仮称)の起草作業計画(アクションプラン)試作作業	
8 /	金	9:30~10:00 評価会	10:15~ 試作アクションプラン発表・総括質疑応答
8 /	土	成田空港出発	

～ 国際研修 ～

第6回カンボジア法曹養成支援研修

国際協力部教官

宮 崎 朋 紀

第1 はじめに

2009年10月5日（月）から同月16日（金）まで、第6回カンボジア法曹養成支援研修を行った（日程表は文末の資料のとおり）。

研修員は、以下の6名である。いずれも、同年5月にカンボジア王立裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors, 以下「RSJP」という。）を卒業したばかりの1年目の裁判官であるとともに、RSJPの教官候補生である。

プノンペン市裁判所判事	ジェー・モリン氏 (Ms.)
プノンペン市裁判所判事	ピ・マレン氏 (Ms.)
シアヌークビル州裁判所判事	ソー・リナー氏 (Ms.)
コンポンチャム州裁判所判事	ングオン・ブティエ氏 (Mr.)
バタンバン州裁判所判事	タラン・パネ氏 (Ms.)
クラチエ州裁判所判事	ケー・ソチェ氏 (Mr.)

第2 本研修実施の背景

当部は、JICAのRSJP民事教育改善プロジェクトの枠組みの中で、新規裁判官、検察官に対する民事教育の改善支援を行っている。

同プロジェクトの特徴は、日本側が直接RSJPの学生に講義を行うことはせず、教官候補生に講義をし、その教官候補生から学生に講義をしてもらうという方針をとっていることである。そのねらいとしては、講義をしながら教官育成を行うことや、RSJP側が日本側に頼りきりにならずに自分たちで教官を確保するという意識を持つようにすることなどがある。上記方針から、RSJPでは、主にその卒業生である裁判官の中から、2006年3月に1期教官候補生7名、2008年5月に2期教官候補生7名、2009年5月に3期教官候補生7名がそれぞれ選ばれた。

本邦研修としては、第3回研修は1期教官候補生を対象に、第4回研修は2期教官候補生を対象に行ったが¹、本研修はこれらに続き、3期教官候補生のうち6名を日本に招いて行った

¹ 第3回研修につき本誌33号（2007.12）90頁以下、第4回研修につき本誌38号（2009.3）49頁以下参照

ものである（1名は都合により来ることができなかった）。

第3 本研修のカリキュラムの概要

本研修では、民事模擬裁判、民事執行・民事保全講義を行った。また、京都地方裁判所、大阪簡易裁判所を訪問し、法廷傍聴や裁判官への質疑応答をさせていただいた。

第4 模擬裁判

1 模擬裁判を行う趣旨

RSJPの民事教育で重視されているカリキュラムに模擬裁判がある。RSJPでは、毎年12月に2期分の学生約120名が一堂に会して模擬裁判が行われており、学生にとっては実務修習の開始直前と終了直後の計2回模擬裁判を経験することになる。現職裁判官の多くが民事訴訟法を十分に理解しているとはいえない現状では、学生が実務修習の前後に、民事訴訟法に忠実に従った模擬裁判を経験することの重要性は高いといえる。

そして、この模擬裁判においても、日本側が前面に出て学生を指導する形は採らず、教官候補生が学生を指導する形を崩さないようにしている。ただ、そのためには教官候補生が高い指導能力を有している必要があるため、事前に本邦研修で彼ら自身に模擬裁判を行ってもらい、日本の複数の法律実務家から講評を行うこととした。それにより、教官候補生は、民事訴訟法に従った訴訟手続、模擬裁判の事案の分析方法及び模擬裁判における講評の仕方等を習得し、学生の指導に生かすことができるといえる。

そこで、1期教官候補生は2年前の第3回研修で、2期教官候補生は昨年の第4回研修で、それぞれ模擬裁判を行った上でRSJPでの模擬裁判の指導役を務めたが、いずれもRSJP幹部から高い評価を得たため、今年度も同様に、3期教官候補生がRSJPでの模擬裁判での指導役を十分に務めることができるようにするため、本研修で模擬裁判を行うこととした。

2 模擬裁判用事案の作成について

模擬裁判用事案は、カンボジアの記録を題材として作成するのが望ましいことはいうまでもない。しかし、2年ほど前にカンボジアの記録をいくつか集めたところ、答弁書以下の準備書面は用いられていないこと、争点整理や人証の厳選は行われず、時に10人を超える多数の人証が次々と尋問されること、調書はかなり要約された手書きのものでやり取りの詳細が分からないことなどの事情が明らかになった。

そのため、それを題材として事案を作成するためには、多くの修正や、創作による補充を行う必要があるが、作業に翻訳を挟むことも考えると、現時点では困難が大きく、日本の事案を題材として作成せざるを得ないという結論に達した。模擬裁判を行う目的として、現状では、事実認定や判断の練習よりも、民事訴訟法に従った訴訟手続を演じることに重点があるという事情もある。いずれカンボジアの裁判における審理、記録の精度が上がれば、実際の記録を題材として事案を作成することも容易になると思われる。

そこで、本研修では、当部教官が日本の模擬裁判用事案に手を加えて作成した事案を

用いて模擬裁判を行った（作成過程では、翻訳をお願いしたスワイ・レン氏とやり取りをしつつ、人名や場所をカンボジアのものとし、約束手形を用いた取引形態、機械の種類、会社の設立経緯など、カンボジア現地の事情に照らして不自然なところを大幅に変更したほか、登場人物や全体の分量を半分以上に削った）。そして、本研修では、模擬裁判を終えた後、研修員が不自然だと感じた点の修正協議を行う時間を取った。

3 模擬裁判用事案の内容について

本研修の模擬裁判では、動産の所有権に基づく引渡請求の事案を用いた。

原告会社は、本件印刷機をA社から購入し、そのままA社の倉庫に保管させていた。被告会社は、A社に対して多額の貸付けをしていたが、A社が倒産の危機にあると聞き、A社の倉庫から印刷機を運び出して占有した。そこで、原告会社は、被告会社に対し、所有権に基づき本件印刷機の引渡しを求めた。

被告会社は、(ア) 本件印刷機と被告会社が運び出した印刷機とは、別のものであり、仮に同じであっても、(イ) 原告会社はA社に本件印刷機売却の代理権を与えており、被告会社は、原告会社からA社を代理人として本件印刷機を購入した（代金はA社に対する貸金と相殺した）、(ウ) 被告会社は本件印刷機を善意取得したと主張した。

原告会社は、A社に代理権を与えておらず、善意取得に関しては被告が悪意又は有過失であり、さらに、被告会社とA社の売買契約は虚偽表示により無効であると主張した。

本件の争点は、①本件印刷機と被告が運び出した印刷機の同一性、②原告のA社への代理権授与の有無、③善意取得に関して被告が悪意であったか、④善意取得に関して被告に過失があったか、⑤虚偽表示の成否と多岐にわたる。しかし、①についてはA社代表者の作成書面等から同一性が明らかであり、⑤については原告会社の主張自体失当と考えられ、いずれもうまくすれば弁論準備手続で争点から落とせるものであった。また、②についても原告会社とA社との間で作成された書面の文言から代理権が授与されたと解するのは難しく、本件の主要な争点は、善意取得に関する③、④に絞られ、証人尋問でその点に関する事情をどれだけ引き出せるかが勝負を分けるという事案であった。

4 本研修前の準備

3期教官候補生6名には、①裁判官グループ2名、②原告代理人グループ2名、③被告代理人グループ2名に別れ、人証については、証人（A社代表者）を①の1名に、証人（X従業員）を②の1名に、Y代表者を③の1名に、それぞれ兼ねてもらったこととした。そして、事前に模擬裁判用事案を配布して読んでもらった上、裁判官グループは主張整理案を準備し、代理人グループは尋問事項を準備するよう依頼しておいた。

5 日本側の参加者

日本側からは、礪川剛志弁護士、岡本陽平裁判官、当部西村恵三子教官及び筆者が、講評役のほか、上記①～③のチームの一員として適宜参加した。通常の模擬裁判と同様に、日本側参加者は、模擬裁判の進行中はほとんど介入せず、最後の講評の時間にまとめて指導、助言を行うという形をとった。

6 模擬裁判の様子

(1) 弁論準備手続

第3回、第4回研修でも同じであったが、裁判長や代理人らが堂々と自信に満ちた態度で訴訟活動を行うことは、カンボジアの模擬裁判の特徴であろうと感じる。もっとも、裁判長の訴訟指揮がやや高圧的ではないかとの印象を日本側一同が受けたが、カンボジアの一般的な裁判官像がそういうものなのか、模擬裁判で裁判長役を買って出る研修員がそういう性質の持ち主なのかは、何ともいえないところである。

訴状及び準備書面の陳述については、すべて朗読する研修員や、要約しながら行う研修員がいたが、従前こちらから指導したやり方²から離れたものではないといえる。

書証の採否、取調べの手続が正確に行われなかったこと、人証の尋問順序、尋問時間等の打合せが行われなかったことなどの問題はあったが、これらは実務に出れば比較的容易に習得できるものであり、取り立てて大きな問題ではないと感じた。

他方、争点整理にほとんど時間がかけられず、争点整理結果の確認も十分に行われなかったことは、問題であると感じられた。双方の主張書面の陳述が終わった後、裁判長が争点として概ね前記①から⑤

までを挙げたところまではよかったが、その後のやり取りの中で、何が争点なのか曖昧なまま弁論準備手続が終結してしまった。例えば、前記争点①「本件印刷機と被告が運び出した印刷機の同一性」について、原告側は証拠上明白なので争点から除くべき



であると主張し、被告側はこれに反対したところ、裁判長は、明確な判断はしなかったが、その後、争点の確認の際に争点①を挙げなかった（被告側から異議は述べられなかった）。ところが、人証調べにおいて原告側や被告側の人証に対して延々と争点①に関する尋問がされたのである。争点から除くという合意がされるか、又は争点として残すとしても「その点はA社の代表者の尋問により明らかになる」という共通認識を作っておくべきであったが、それがされなかったため、それに先立つ人証2人（いずれも当該争点について知らないはずである）の尋問で時間が浪費されてしまったものである。ただ、この点については、模擬裁判の中で、争点整理の重要性を実感してもらうためのよい材料になったと思われる。

より深刻に感じたのは、民法の理解不足であった。前記の争点⑤「虚偽表示の成否」について、講評で研修員らから「虚偽表示とは何か。典型的な例はどのようなものか」などの質問がされた。当該事案では、原告が虚偽表示の主張を持ち出すのは無理筋という内容であったが、そのような解釈をする以前に、そもそも虚偽表示の意味が分か

² 本誌38号（2009.3）52参照。主張書面の陳述は、口頭主義の要請から行うものであるが、実際上の必要性も考慮して、ある程度要約しながら行うことも許されるであろうとの考えを伝えている。

っていなかったのである。また、善意取得に関しても、「悪意と有過失は同じことだから争点として分ける必要はないのではないか」などの質問がされ、まず悪意だったかを判断し、善意だった場合に過失があったかを判断するという二段階になることを説明しても十分理解できないようであった。「意思表示の瑕疵」や「善意取得」に関しては、これまで日本側からRSJP教官候補生に対して講義を行っていたのであるが、3期教官候補生がこれらを理解していなかったことは、日本側にとってショックなことであった。今後、民法の講義に改めて重点を置くべきことを感じるとともに、講義内容がきちんとカンボジア側に蓄積、普及するようにする方策を更に工夫すべきことも強く感じた次第である。

(2) 尋問手続

尋問の順序については、カンボジアの現状とは異なるものの、従前の模擬裁判と同様、「人証を申請した当事者→反対当事者→裁判所」という順番で行うこととした。

尋問の内容については、第3回研修、第4回研修、そして本研修と進むにつれて、段々良くなってきているという印象であった。

第3回研修では、争点につき正面から聞いて「終わり」という調子で、1人の人証に対する主尋問、反対尋問、補充尋問が合わせて30分程度（逐語通訳を含む）で終わってしまうということもあった。多数の人証を次々と尋問する代わりに、各人証に余り時間をかけないといった従前の実務の影響があるのではないかと感じられた。

第4回研修では、十分に時間をかけて広く事情を尋ねることができるようになっていた。しかし、尋問者側で登場人物や時系列の整理ができておらず、それらの点について混乱した質問をしたり、記録上明らかな事項について長々と質問したりするところが見られた。

本研修では、特に代理人グループが尋問準備をよく行い、登場人物や時系列に関する手控えを作っていたため、それらの点についての混乱は見られず、広く事情を尋ねるということもできていたように思われる。研修員の一人は、日本に来てからも夜1時くらいまで尋問準備をしていたと語っていた。

問題点としては、重要でない争点に関する尋問に時間を使い、重要な争点に関する尋問に十分な時間がかけられないということがあったが、これは尋問手法の問題というより、前記の争点整理の不十分さから生じる問題といえる。

また、改善すべき点として、供述を一通り聞き取るだけでなく、他の証拠や事情を示して信用性を吟味するような尋問がほしいということや、書証を示しながらの尋問がうまくできていなかったということがある。この観点から、日本側参加者が各グループに1名ずつ入り、カンボジア側の尋問がすべて終わった後に、補充的に尋問を行った。これは研修員に好評で、あるとき時間が超過していたために日本側の尋問を省略することを提案したところ、「少しでもよいから是非やって見せてほしい」という要望がされたことがあった。

(3) 判決

研修員は、いずれも本来は裁判官であるため、判決は、配役にかかわらず3グループすべてに言い渡してもらった。

結論は3グループとも原告勝訴であったが、事前にカンボジアで1期、2期教官候補生14名に事案を検討してもらったところでは、原告勝訴8名、被告勝訴6名と見解が分かれた。事後に行われた現地模擬裁判では、原告勝訴が1グループ、被告勝訴が2グループとのことであった。ちなみに、日本側でこの記録を検討した法律実務家6名の中でも、原告勝訴3名、被告勝訴3名と結論が割れていた。

筆者が常々感じるのは、カンボジア側が言い渡す判決は、結論を大きく外すことがないということである。これまで模擬裁判3回、判決起案演習1回を経験したが、その中で、日本側で結論が一致した事案2件ではカンボジア側の結論も同様に一致し、日本側で結論が半々に割れた事案2件ではカンボジア側の結論もほぼ半々に割れたのである。

それらの事案について、主要事実や間接事実を整理していく作業を行うと、民法の初歩的部分の理解不足が明らかになったり、拾い出せる間接事実の数が少なかったりし、まだ学んでもらうことは多いと感じるが、判断の結論については余り日本と変わらないのである。考えてみると、カンボジアでは、従前、日本に分析的に事案を検討することは行ってこなかったのであろうが、事案の全体像を把握した上で、落ち着いたよい結論を出すことについてはこれまでも行ってきたものであり、そういった実務感覚はあるのではないかと感じる。

事案を分析的に検討する手法のうち、民法の規定に事実を当てはめて結論を導くことは必須であるし、事案から間接事実を拾い出していくという姿勢も、今後裁判の精度を高め、裁判官ごとの判断のばらつきを少なくするためにある程度参考にしてもらえとは思われるが、過度に分析的な手法を教える必要はないのではないかと考えているところである。

判決理由については、第4回研修、本研修とも、第3回研修のころと比べると質が向上していると感じられる。第3回研修のころは、証拠を示さずに事実を認定していること、争いのない事実について長々と論じていること、何人かの相反する陳述を延々と引用した上で突然結論に至っていることなど、問題点が非常に多かったが、第4回研修以降は、「争点ごとに証拠から事情を認定し、それを総合的に判断して結論を導く」という基本的な流れに従って判決が作成されていた。これまで研修で用いた事例についての判決例を配布したことが2度あり、それらの形式を見本にしてくれているのではないと思われる。なお、いわゆる「新様式判決」と「旧様式判決」の両方の判決例を配布したが、模擬裁判では新様式判決の形で書かれており、1期教官候補生によれば、周りの裁判官も多くが新様式判決の形に従っているそうである。

(4) 模擬裁判後の記録の修正

模擬裁判の後、事案についてカンボジアの実情に照らして不自然なところがないか

を尋ねたが、さほど大きな指摘はされなかった。

日本側から、「虚偽表示」については、解説にかなりの時間を要し、無理筋の主張でもあるため、原告の主張から削除することを提案した。研修員からは「虚偽表示について勉強する契機になるから残してほしい」との要望が出されたが、それを削除してもなお難易度が高い事案といえるため、約120名の学生が参加する模擬裁判を大きな混乱なく実行するためには削除した方が得策ではないかと説得し、最後には合意を得た。

将来カンボジア側の記録を用いて模擬裁判用事案を作ってほしい旨の日本側の要望については、他の活動の繁忙度が高いことなどから数年はかかるだろうけれども、いずれは自分たちで作成して日本側に点検してもらいたいとの意見が述べられた。

(5) まとめ

模擬裁判を行うと、日本側にとっても、研修員のレベルを把握することができ、今後のプロジェクトをどのように進めるべきかが見えてくるといえるという長所がある。今回感じたこととしては、尋問及び判断の内容は比較的よくなってきているということであり、今後は、民法の基礎知識を身につけること、争点整理の演習を行うことに重点を置くべきではないかと考えている。

第5 民事執行、民事保全講義

1 民事執行、民事保全講義を行う趣旨について

2007年7月の民事訴訟法の適用から現在に至るまで、カンボジアの裁判官から長期専門家に多くの質問がされてきたが（例えば、2008年6月～2009年3月の10か月間に110問以上の質問が寄せられた）、中でも民事執行、民事保全に関する質問が終始高い割合を占めている。そこで、これまで1期、2期教官候補生に対し、建元亮太長期専門家を中心とする日本側から民事執行、民事保全の講義をし、教官候補生に起案をしてもらうことにより教材作成（「不動産仮差押え」、「不動産執行」、「代替執行・間接強制」に関する各マニュアル・模擬記録）を行ってきた。これに2009年5月から3期教官候補生が加わることになったが、彼らと1期、2期教官候補生らとの知識の差が大きく、すぐに同じ立場で作業に参加するのは困難と思われたため、本研修において、3期教官候補生に対し、民事執行、民事保全の基礎的な講義を行うこととしたものである。

2 講義の様子

民事執行については、時間が限られていたこともあり、訴訟手続と執行手続の分離、執行機関、執行名義（日本でいう債務名義）や執行文の意義、各種執行の分類、判決から執行申立てまでの流れな



どに絞って講義がされたが、これらについては予測していたよりは理解されていたように思われる。なぜか船舶や飛行機に対する執行に質問が集中し（カンボジアでこれらの執行が特に多いわけでもないそうである）、そのような分野に深入りするよりも、基本的な部分を押さえたら次のテーマに進んでほしいと感じることもあったが、これはカンボジアで講義をしていてよく生じることである。教官候補生自身、他の裁判官から質問を受ける立場にあるため、条文がある事項についてはすべて理解しておきたいという思いが強いようである。

民事保全についても、時間の関係で、民事保全の種類、民事保全手続の特徴及び仮差押えの手続に絞って講義がされた。これらも思ったよりは理解していたように感じられた。民事執行も同様であるが、研修員がRSJPの学生のところに1期教官候補生からの講義を受けていたことや、現地のワークショップで建元長期専門家からの講義を受けていたことが効果を挙げているのではないかと推測された。民事保全については、カンボジアではまだ日本でいう供託の制度がないため、担保を立てさせずに発令がされているという現状があるため、担保について関心が高いようであり、多くの質問がされた。

第6 裁判所見学について

京都地方裁判所において、弁論手続数件と弁論準備手続1件を見学した。傍聴では、弁護士が短時間で入れ替わって次々と事件処理がされることに驚いたようであったが、ある弁論で、裁判官が当事者本人から丁寧に事情を聞き取るシーンが見られ、参考になったようであった。また、裁判官に十分な時間を取って懇切に質疑応答をしていただいたため、研修員は和解、欠席判決、民事執行、電話会議システム、調査嘱託、民事執行など、様々な事項について質問をすることができ、大変満足していた。

大阪簡易裁判所において、書記官から受付手続や手続全般の説明をしていただいたほか、少額訴訟を見学して裁判官から事件内容や手続の内容を説明していただき、いずれについても十分な質疑応答をしていただいた。研修員は、「国民に近い裁判所」を目指しているという姿勢に感銘を受け、本人訴訟を効率的に処理するための工夫（パンフレットや訴状雛形など）が参考になったと述べていた。

第7 おわりに

本研修後の現地模擬裁判においては、教官候補生が前面に出て模擬裁判の進行役を務め、午前、午後の各セッションが終わるたびに教官候補生が集まり、講評すべき事項について熱心に討議がされたとのことである。そして、最終日には、講評役としての役割を十分に果たしてくれたと聞いている。年々、模擬裁判における教官候補生の重みが増していることは、このプロジェクトにとって一番の成果といってよいと思われる。

また、本研修を通じて、研修員の民事法に関する理解度や今後の要望等についても多くの情報を得ることができた。今後も、これらを踏まえて長期専門家と協力しつつ、RSJPの民事教育改善のために工夫を凝らしながら活動を続けていきたい。

最後に、通訳をしていただいたスワイ・レン氏及び山崎幸恵氏、そして、文中で触れた方々をはじめ、本研修につき多大なご支援、ご協力をいただいた関係各位に深く感謝申し上げます。



第6回カンボジア法曹養成支援研修日程表

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 17:00
10 / 月 5		JICAオリエンテーション	国際協力部オリエンテーション 講義 「日本の民事訴訟の概要」 国際協力部教官
10 / 火 6		国際協力部長あいさつ 模擬裁判(弁論準備手続) 磯川剛志弁護士 国際協力部教官	講評等 民事執行講義1 国際協力部教官
10 / 水 7		模擬裁判(弁論準備手続の結果陳述, 原告本人尋問) 国際協力部教官	模擬裁判(被告本人尋問) 国際協力部教官
10 / 木 8		模擬裁判(証人尋問) 磯川剛志弁護士 国際協力部教官	判決起案
10 / 金 9		京都地方裁判所見学 (地裁民事訴訟)	京都地方裁判所見学 (地裁民事訴訟) 資料整理
10 / 土 10			
10 / 日 11			
10 / 月 12		模擬裁判 (判決言渡し) 磯川剛志弁護士 国際協力部教官	模擬裁判講評・記録修正検討 磯川剛志弁護士 国際協力部教官
10 / 火 13		模擬裁判講評・記録修正検討 国際協力部教官	模擬裁判講評・記録修正検討 国際協力部教官
10 / 水 14		民事執行講義2 国際協力部教官	民事保全講義 国際協力部教官
10 / 木 15		裁判所見学(大阪簡裁民事訴訟)	総括質疑 国際協力部教官
10 / 金 16		10:00~10:45 評価会	10:45~11:15 閉講式 資料整理
10 / 土 17			

～ 国際研修 ～

2009年度法総研・ベトナム最高人民検察院交換プログラム¹

国際協力部教官

森 永 太 郎

第1 背景等

法務総合研究所とベトナム社会主義共和国最高人民検察院（Supreme People's Prosecution Office² of the Socialist Republic of Viet Nam, 以下「SPP」と略称する）との専門家交換プログラムは、SPP次長検事のクアッ・ヴァン・ガー博士の発案で2000年に始まり、今回で10回目となった。両国の法制度に関する最新情報の交換と具体的な制度研究を目的とする本交換プログラムにおいては、例年1回ずつ相互に専門家1～2名を派遣し合い、それぞれ「日本セッション」と「ベトナムセッション」を実施していたが、2009年度は、諸般の事情により日本セッションのみを実施することとし、期間も5日間と、従来よりも短いものとした。

本交換プログラムは、法務総合研究所にとって少なからぬ意義をもっている。法務総合研究所は、1994年以来、独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力しつつ、ベトナムに対する法整備支援活動を推進してきており、現在もベトナムではJICAの法・司法制度改革支援プロジェクトが進行中であって、法務総合研究所からもJICA長期専門家として検事2名が派遣されているが、このようなJICAプロジェクトを通じた交流とは別に、法務総合研究所が本交換プログラムを通じてSPPと独自のパイプを持つことにより、ベトナムに対する法整備支援活動をより円滑かつ効果的に実施することが可能になっている。というのは、本交換プログラムにおいては、いわば検察同士の意見・情報交換の場を設けることにより、JICAプロジェクトの活動により得られる情報を再検証することが可能となるのみならず、JICAプロジェクトでは必ずしもカバーされていない分野、あるいはJICAプロジェクトによる情報収集のみではいわば手が回らない事項についても、最新の情報をSPPの専門家から直接入手することができ、ベトナムの法制度とその運用の実情等についての知識が蓄積さ

1 本来の名称は「ベトナム司法制度共同研究」であるが、ベトナム側では「Exchange Program」で通っており、法務総合研究所でも「SPP交換プログラム」の名称で呼びならわされているので、本稿ではこの名称を使用することとする。

2 従来、最高人民検察院は「Supreme People's Procuracy」という英文表記を使用しており、現在でもこの表現は各所で見られるが、近年レターヘッドや名刺などでは、「Supreme People's Prosecution Office」を使用するようになってきている。元々、「Procuracy」という語は英語として存在するかどうかとも怪しく、主として社会主義圏において旧ソビエト型の検察院を示す語として用いられてきたようである。近年、ベトナム検察院は、旧ソビエト型の検察院システムから脱却する動きを見せており、この英文表記の変更も、このような変化を形式面でも表しているようで興味深い。

れるからである³。これまでに法務総合研究所国際協力部に蓄積されているベトナム関連の情報、特に検察・刑事訴訟に関する重要な情報の多くは、本交換プログラムによって得られたものである。また、本交換プログラムによってもたらされた情報は、これらを蓄積・分析することにより、ベトナム以外の国々、特にベトナムと類似した法制度・法文化を持つラオス・中国等の社会主義国あるいはウズベキスタン等の体制移行国に対する法整備支援活動をする際にも極めて重要な参考となるものである。

第2 ベトナム検察院を取り巻く現在の状況

既に本誌でも何度か取り上げているとおり、ベトナムは現在、2005年に共産党中央委員会政治局が採択した同年第48号決議（「法制度整備戦略」）及び同年第49号決議（「司法改革戦略」）に基づき大掛かりな法・司法制度改革の最中にある。ベトナム検察院は、2002年までは旧ソビエト型の「全体検察⁴」の制度を維持してきたが、2001年末の憲法一部改正とこれに伴う2002年の検察院組織法等の関連法規の改正により、行政検察権限を手放し、公訴権行使と司法検察に専念することとなった。上記両決議の下、2010年までは現体制を維持することとなつてはいるものの、検察院は、当事者主義的観点を取り入れようとする刑事司法制度の変革の中で、さらなる変貌を遂げることを余儀なくされている。検察院の地位と役割についてはベトナム国内においても激しい議論があり、従来の司法検察を中心とした役割を維持すべきであるとする守旧派的な考え（さらには、2002年以前の「全体検察」に戻るべきであるとする議論もある）から、もはや行政府に所属させ、日本あるいは英米的な刑事訴追機関に特化すべきであるとする主張（政府側、特に司法省等に見られる意見である⁵）まで、様々な議論が展開されており、今後検察院がどのような方向に向かうのかは、現時点では予断を許さない。

また、いずれにしろ検察院の重要な職務分野である刑事訴追・公訴遂行に関しては、従来の職権主義的訴訟構造がもたらす問題点が意識されるようになっており、全面的に当事者主義化すべきである旨の主張は少数派にとどまるものの、職権主義を維持しつつも当事者主義・弾劾主義的要素を取り入れる方向で検討が重ねられており、これに伴う検察官の役割、職務の変化への対応を迫られる状況となっている。今回の交換プログラムは、このようないわば変革期にあるベトナムSPPから、ベテランの検察官1名と法律専門官1名を迎

3 本交換プログラムのもう一つの利点として、少人数の専門家同士が文字どおり膝詰めで協議を行うことが挙げられる。これにより、規模の大きなプロジェクト活動等ではなかなか聞くことのできないベトナム側の「本音」が聞けることもあり、このことが、ベトナムの法制度の実情をより深く理解することに大きく役立っている。

4 「一般検察」とも言うようである。社会主義法研究の世界では「一般監督」として知られる制度である。日本では耳慣れない表現であるが、社会主義国の検察は、国会直属の独立機関であり、刑事訴追機関としての役割よりも、いわば「国家監察官」としての役割のほうが強い。要するにあらゆる国家活動の適法性を監査するのが任務であり、2002年以前はベトナムの検察院も行政検察、すなわち行政府の行為の適法性を監査する権限を持っていた。同年以降、行政監察権限は政府内に設置された「国家監察院」に移された。

5 2008年の交換プログラムで来日した前記ガー次長検事の話によれば「グエン・タン・ズン首相から、直接『こっち（行政府）に来いよ』と誘われたことがある」とのことであった。しかし、現時点では、検察院の行政府からの独立性を廃し、行政府、特に司法省の管轄化に置くという議論には反対が多いようである。

えて実施することとなった。

第3 2009年度日本セッションのテーマ設定とプログラムの構成

従来から、本交換プログラムの主要な目的として、双方の法・司法制度に関する最新情報の交換があり、今回もこれには十分な時間を割くこととした。日本とベトナムは奇しくも同時期にそれぞれ自国の司法制度の大改革に取り組んでおり、いずれにとっても相手方の制度改革の進捗状況は関心の高いところである。今回のセッションでは、事前にSPP側と連絡を取り合って協議し、ベトナム側からは、近時行われた刑法改正の概要と、近く行われるであろう、刑事訴訟法及び検察院組織法の改正に向けた議論の動向について発表してもらい、日本側からは、司法制度改革の進捗状況の中でも、特に2009年度に実際に開始した裁判員制度の実施状況を中心に刑事司法改革に焦点を当てて最新情報を提供することとした。また、ベトナム側としては、現在の職権主義的な訴訟に当事者主義的要素をどの程度取り入れるべきかが大きな関心事となっていることから、実際に当事者主義的な訴訟構造を採る公判がどのようなものであるかを見聞してもらうため、東京地方裁判所の協力を得て、刑事裁判の傍聴と裁判官による解説もプログラムに取り入れることとした。

第4 セッションの概要

1 招へい専門家のプロフィール

今回の日本セッションに参加したベトナム側専門家は次のお二方である。

(1) SPP経済・職務関連事件部検事

クオン・ティ・ミン・ハン氏 (Ms. Khuong Thi Minh Hang)

ハン検事は、1987年にSPPハノイ検察訓練校（現在の検察大学校ハノイ校）を卒業後、ギアビン県人民検察院職員に採用され、その後、ビンディン省人民検察院検事となり、1990年にSPPに配属され、以後、11年に及ぶ民事部勤務を経て2005年から現職にあるSPP検事である。民事部経験が長いため、どちらかという民事事件裁判監督が得意分野ではあるものの、現在では経済・職務関連事件部⁶の検事として、複雑な経済犯罪事件なども手がけているとのことであった。

(2) SPP行政・経済・労働関連事件部上席法律専門官

ヴ・ティ・ホン・ヴァン (Ms. Vu Thi Hong Van)

ハン検事が実務畑の人であるのに対し、ヴァン専門官はいわば理論畑の人であると言える。ヴァン専門官は、ハノイ法科大学卒業後、1989年にSPP検察訓練校の講師に採用され、その後SPP検察理論研究所の法律専門官として10年にわたる勤務を経験した後、2005年から現職にあり、この間、ハノイ法科大学で法学修士号を、ベトナム

6 ハン検事によると、所属する「経済・職務関連事件部」(Department of Economic and Position-Related Cases)では、主として詐欺・背任などの経済関連犯罪や企業役員の不正行為をめぐる事件などを取り扱うとのことである。ここでいう「職務関連事件」とは公務員犯罪ではなく、企業役員等がその地位を利用して不正な利得をするなどの犯罪や不法行為を意味するようである。

国家大学ハノイ校法学部で法学博士号を取得している。専門は経済法である。本人の話によれば、このような理論畑の職員でも、検察実務を経験しないということはなく、訓練校講師時代に1年ほどは実務に携わったことがあるが、やはり教育と研究が主な職務であったとのことである。ベトナム検察院では、実務を取り扱う検事のほか、検事を法律理論面でサポートするこのような法律専門官⁷も数多く勤務しており、地位は検事のそれと変わらないそうである。

2 日程・プログラム内容

日程等については別添日程表を参照されたい。時間の制約があったため、若干の表敬訪問と刑事裁判傍聴をしてもらう以外には、相互の情報提供に終始し、ベトナム側発表としては、ハン検事から、近時行われた刑法改正の主要な内容のほか、来るべき刑事訴訟法改正の論点について詳しい解説があったほか、ヴァン上席専門官から、ベトナムの司法制度改革の方向性に沿った検察院組織法改正の主眼点について説明があった。日本側からは、日本の司法制度改革に関する最新情報として、最高検察庁稲葉一生検事による裁判員裁判の実情及び公判前整理手続の実際についての講義を行った。



実質約3日間という短いセッションであったが、それだけに内容は濃いものとなった。両招へい専門家の発表内容が豊富で、時間が不足したため、2日目のセッションの時間をいずれも延長した上、4日目午前中に予定していた日本の刑事訴訟制度の説明は省略し、その時間を使ってベトナム側の発表を続けてもらうこととした。また、4日目の午後も、両招へい専門家から多くの質問が出されたこともあって、時間を延長して行った。

3 ベトナム側発表の要旨

(1) 「刑法修正補充法⁸の内容について」(ハン検事)

刑法修正補充法は、2009年6月19日に第12国会第5会期において可決成立し、同月29日に公布された法律で、2010年1月1日に発効する。現行の1999年刑法の一部を修正するもので、現状に鑑みた応急措置法的な性格を有する。刑法の全面改正は、2012年以降に予定されている。

改正規模は、47か条の改正、1か条の廃止、そして16か条の新条文の追加であり、改正の要点は、①人道的見地からの死刑を最高刑とする罪種の削減、②ある種の行為の非犯罪化、そして③財産罪侵害行為等において刑事罰を科す損害額水準の引き上げ

7 SPPにおける法律専門官の役割については突っ込んだ議論をしたわけではないので、正確なところは分からないが、わが国で言えば、最高裁判所の調査官のような役割を果たしているのではないかと考えられる。

8 原語を厳密に訳すと「刑法のいくつかの条項を改正・追加する法律」となるが、ここでは短く「刑法修正補充法」ということとする。

である。

①については、刑法典中法定刑に死刑が規定されている罪種は29種あるが、このうち強姦、詐欺、密輸、貨幣等偽造、組織的麻薬不正使用、航空機・船舶奪取、贈賄及び軍用火器等損壊の8種類について死刑を廃止した。②については、麻薬不正使用、違法海外残留、著作権・工業所有権侵害行為の一部、環境破壊・汚染行為の一部で既に行政処分を受けているもの、公共安全・秩序破壊行為の一部で既には行政処分を受けているものなどについては刑法典から外し刑事罰には服せしめないものとした。③については、損害額や利得額が一定の金額を超えないと刑事処罰の対象とならない15種類の行為について、非犯罪化はしないものの、基準額を引き上げ、軽微なものを刑事罰の対象から外すこととした。

(2) 「刑事訴訟法改正の方向性について」(ハン検事)

刑事訴訟法については、2008年1月23日の国会常任委員会決議により、SPP代表者を委員長とし、最高人民裁判所、公安省、国防省、司法省及び祖国戦線中央委員会の各代表者を委員とする編纂委員会が組織され、全面的な改正へ向けて作業が始まっているが、未だ作業は著に著いたばかりであり、主要論点についての比較法的な研究



をしている最中である。検察院組織法改正へ向けた作業と平行して行われているが、全面的かつ根本的な改正を目指していて、改正の方向性によっては憲法の一部修正を必要とする可能性もあるため、短期間の作業では終わらない⁹。論点は多岐にわたるが、共産党中央委員会政治局2005年第49号決議の趣旨に沿って、糺問主義的な訴訟構造を基本としながら、弾劾主義の利点を選択的に取り入れ、刑事公判の質の向上を目指すという基本方針は明確になっている。そのほか、重要論点として議論の対象となっているのは、①無罪推定原則の徹底、②単独裁判の可否、③捜査機関、検察院、裁判所の機能分担の見直し、④鑑定手続の合理化・明確化、⑤訴訟行為に関する期間制限の見直し、⑥証拠概念の明確化と弁護人による証拠収集手段の強化、⑦勾留の制限及び勾留状発布権限の所在¹⁰の検討、⑧第一審における弁論の活性化、⑨簡易手続の見直しと適用範囲の拡充、及び⑩刑事関係の司法共助、犯罪人引渡しなどの制度の拡

9 ハノイで活動しているJICAベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトからの情報では、この刑事訴訟法改正については、2011年の共産党大会を経なければ最終的な方向は定まらず、早くても改正法が成立するのは2012年以降になると思われるとのことである。

10 ベトナムの現行制度では、捜査段階の勾留には裁判所は関与せず、捜査機関自らが勾留状を発布し、検察院が審査の上、これに承認を与えるというシステムとなっている。糺問主義のベトナムでは、刑事手続は捜査機関→検察院→裁判所と段階を踏んで引き継がれるものであり、裁判所がいわば最終捜査官兼判断者であるため、全過程にわたって適法性監査の任務を負い、第三者的な客観性をもっている検察院が、手続的適性を確保する機関として、捜査段階の勾留についての承認権限を持っていることはあながち不自然なことではない。

充などである。

(3) 「司法改革戦略に沿った人民検察院組織法の改正について」(ヴァン上席専門官)

人民検察院の地位と役割については現在議論が続いており、一部には、従来の国会直属の監察機関たる地位を変更し、英米や日本のように政府に所属せしめるべきであるという議論もあるが、SPPとしては、49号決議を踏まえ、伝統的な検察院制度を維持しつつ各検察院の機能強化に資する方向での改正を目指している。主要論点としては、①検察院・検察官の公訴機関としての機能強化と権限の明確化、②司法活動監察(司法検察)権限の強化と明確化及び一般監察機関的性格を有する国会司法委員会の機能との住み分けの明確化、③刑事訴訟以外の訴訟についての検察官の機能・権限の拡大、④刑事判決・民事判決の執行についての監督権限の明確化、⑤地方政権からの実質的な独立の確保、⑥裁判所体系の再編成にともなう検察院体系の再編成¹¹と捜査機関の体制との整合性の確保、⑦軍事検察院組織法の検察院組織法への取り込み、⑧検察官の等級の見直し、及び⑨現在既に検察院が取り扱っている司法共助、刑事補償、犯罪統計整備などの活動の法的根拠の組織法への取り込みなどである。

このうち、刑事訴訟以外の訴訟についての検察官の機能・権限の拡大は、現行の民事訴訟法などとは異なった方向を目指すものとなる。つまり、民事訴訟等における検察官の監督機能の復活であり、ベトナムの司法制度にとっては後退ではないか、との疑問もあろう。しかし、2004年の民事訴訟法制定以来、検察院が民事訴訟への関与を大幅に減らしたところ、民事裁判における誤判が相次ぎ、監督審件数が増えたという現実がある。やはり、民事訴訟においても、検察官が監督していないと適正な裁判が行われないことが実証されたのである。そのため、検察官による民事裁判監督の復活が議論されているのである。

第5 所感

個人的なことで恐縮であるが、筆者は2004年5月から2007年3月までの3年弱の間、ベトナムにおいてJICA法整備支援プロジェクトの長期専門家として勤務した経験がある。今回この交換プログラムを担当してみて、当時に比べると、SPPにおける刑事訴訟法及び検察院

11 ベトナムの裁判所体系は、上から最高人民裁判所裁判官評議会、同監督審裁判所(刑事部、民事部、経済部、行政部、労働部)、同控訴審裁判所、省級人民裁判所、県級人民裁判所となっており、二審制であるため、省級裁判所を一審とする事件の控訴審は最高人民裁判所控訴裁判所で行っている。最高人民裁判所裁判官評議会と同監督審裁判所はいずれも監督審(社会主義国にみられる、確定判決に法適用上の誤りが発見された場合に裁判所又は検察院の長の申し立てにより開始される裁判。フランスの破毀院制度に淵源があるとされる)裁判所であり、確定前の判決を取り扱う控訴裁判所とは性格が異なる。ベトナムでは現在、これらの裁判所のうちの、最高人民裁判所控訴裁判所(ハノイ・ダナン・ホーチミンの3か所にある)を最高人民裁判所から切り離れた上で5~6か所に増やし、行政区画にとらわれずに全土に配置する一方、最高人民裁判所を監督審裁判所に特化することが計画されている。検察院体系の再編成とは、このような裁判所の体系再編成に合わせて控訴裁判所に対応する検察院を創設しようとするものである。この改革案には、行政区画に縛られない独自のいわば「司法管区」とでもいうべき区割りを実現することにより、現在もなお裁判官・検察官の選任に実質上大きな発言力を有する地方人民委員会や地方の共産党の影響力を弱め、司法を地方政治・行政の影響から実質的にも開放しようという狙いも含まれている。

組織法に向けた議論が格段に深化していることに、改めてベトナムの司法制度改革のダイナミズムを感じさせられた。招へい専門家らが取り上げていて主要論点の多くは、筆者が勤務していた当時から問題とされていたものであったが、個々の論点についての考察・議論が当時とは比べものにならないほど深まっている。例えば、糺問主義的訴訟への弾劾主義的要素の取り込みという点一つをとってみても、当時は、当事者主義・弾劾主義とは、「法廷で検察官と弁護人が論争をすること」としか捉えられておらず、ややもすると、法廷での論争を活発にすればよいとばかりに、「裁判所は時間がないことを理由に弁論を制止してはならない」などという規定を盛り込むことをもって当事者主義を取り入れたことになる、というような議論がまかり通っていたものが、現在では武器対等の当事者間の攻撃と防御を主軸とした対審構造によって真実を浮かび上がらせ、公平な第三者たる裁判所が判断を下すというシステムこそが当事者主義・弾劾主義であり、これを取り入れるのであれば弁護人の地位強化や、検察官の公訴機関への特化、勾留権限の裁判所への委譲などが必要であることは理解されるに至っている。そして、その上で、糺問主義を維持しつつ、その特質・利点を損なわない範囲で弾劾主義の利点を取り入れるにはどのようにしたらよいかという方向に議論は進んでおり、健全な方向に向かっているといえよう。

また、行政のくびきから司法を開放する目的で、あえて行政区画には拘束されず、司法独自の管轄区を持つ控訴裁判所を設置しようとする試みや、県級裁判所の統廃合の案が浮上していることなどは司法の独立という観点から肯定的に評価できるのではないかと思われる。

しかし、その一方で、両招へい専門家の話を聞けば聞くほど、ベトナムの刑事法、刑事手続、検察院制度などの改革改善にはまだまだ紆余曲折があろうことを予感せざるを得ない。ヴァン上席専門官が主張していた、「民事訴訟への検察官の関与を減らしたとたんに誤判が増えた、だからやはり検察院が民事訴訟もきちんと監督しなければならない」などという発想はやはり、裁判所を司法の中核として発展させることを目論んでいる49号決議、すなわち司法改革戦略の趣旨からすれば、後退であるという評価は免れないであろう。さらに、勾留権限を裁判所に委譲することが妥当か否かという論点が浮かび上がってきたこと自体は評価に値するが、依然として検察官の大多数は、「勾留権限を裁判所に与えるなどというのはとんでもないことである」という見解のようである。

また、ハン検事が説明してくれた2009年の刑法一部改正についてみると、筆者にはこれも一種の後退のように思えてならない。無論、不必要な刑事処罰を可能な限りなくすべきことはそのとおりであり、死刑の縮減や非犯罪化というのは、ある面歓迎すべきことであろうが、ベトナムの場合には手放しでは喜べないような事情があるように思える。というのは、どうやら、これらの「非犯罪化」というのは、単純に処罰を加えない、というのではなく、「行政手続で処罰する」ということのようなのである。ベトナムには元々、軽微な違法行為は、司法手続に乗せることなく行政（要するに公安警察と人民委員会）で処罰してしまおうとする傾向がある。これは法の支配という観点から見て望ましいものとはいえない。いくら軽微な違法行為であっても、制裁を科す以上、よほどの合理的な理由のない

限り、司法判断によるべきであろう。結局、ここでの「非犯罪化」というのは、刑罰法規からは外すものの、公開裁判を必要としない、行政限りの処罰手続で済ませてしまう範囲を拡張したということであるとするならば、これは司法の後退とはいえないであろうか。

このような状況をみていると、建前の上では、前記の共産党中央委員会政治局第48号・第49号決議において、司法の中核に裁判所が据えられたとはいっても、ベトナムの司法界においては、本音の部分において、依然として抜きがたい裁判所不信が根底にあることが垣間見える。筆者としては、ハノイ勤務のころから、裁判所を育成すべきである、検察院は裁判所を検査の対象としてのみ見るのではなく、検察院ならでの知見を駆使して裁判所の発展を支えるべきである旨主張してきたが、事態は依然として必ずしも楽観できる状況ではないようである。

それでも、ベトナムの裁判所は着実に力をつけてきている。今後も一進一退ではあろうが、地道に発展していくと思われる。一方、SPPには、これまで国会直属の法律専門集団として「司法検察」の任務を担当してきた経緯から、いわば司法界の最高のブレーンが集中している。筆者としては、このようなSPPが、目先の現象にとらわれたり、機関同士の権限争いに陥ったりすることなく、長期的な展望と、ベトナム法律界のトップリーダーとしての度量を発揮して、上記共産党の両決議の精神に則り、裁判所を中心に据えた司法制度の改革に取り組んでいくことを希望してやまない。2010年代中盤には、このような取り組みが実を結び、更に洗練されたベトナム刑事司法が確立されることを期待したい。

ベトナム最高人民検察院専門家招へい日程表

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 17:00
10 / 19	月	来日	14:00～ オリエンテーション 15:00～ 国際協力部長との意見交換会
10 / 20	火	10:00～ 大阪高検 検事長表敬 10:30～ 大阪地検 検事正表敬	11:00～ 国際協力部の概要説明 国際協力部教官 14:00～ 招へい専門家発表
10 / 21	水	東京へ移動	14:00～ 東京地方裁判所法廷傍聴(刑事裁判)
10 / 22	木	10:00～ 法総研所長表敬	11:00～ 講義「日本の刑事手続きについて」 国際協力部教官 14:00～ 講義 最高検察庁検事
10 / 23	金	離日	

～ 国際研修 ～

第11回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）

国際協力部教官

杉山典子

第1 はじめに

国際協力部では、財団法人国際民商事法センター及び大韓民国大法院法院公務員教育院との共催により、2009年10月19日（月）から29日（木）までの間（10月20日（火）から28日（水）までは韓国ソウル近郊の高陽市、それ以外は東京）、第11回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）を実施した（日程表は文末の資料のとおり。研修員は本誌第40号（2009年9月号）79ページ参照。）。

本稿はその実施結果を報告するものである。

第2 研修の概要

本研修は、「不動産登記制度，商業登記制度，戸籍制度及び民事執行制度をめぐる実務上の諸問題」をテーマとして実施した。

1 講義

法院行政處司法登記局不動産登記課のキム・ジンス課長から「インターネット（電子登記申請）登記所の運営と業務環境変化」と題する講義を、同じく法院行政處司法登記局家族関係登録課のイ・マンソク課長から、「韓国の家族関係登録制度の現況と展望」と題する講義をしていただいた。

昨年の韓国セッションの際には、不動産登記について、電子標準方式といわれるe-form申請¹が過半数を占めるものの、純粋なオンライン申請は6%弱だったものが、2009年8月末現在では、オンライン申請が18%弱となっており、逆に、純粋な書面申請は、27.6%しかないとのことである（法人登記の場合は、純粋な電子申請が1.25%、e-form申請が78.56%、純粋な書面申請が20.19%）。また、視覚障害者向けのインターネット閲覧サービスや、「甲区」，「所有権保存」等の用語解説などの利用者向けのサービスの向上、国土海洋部（日本でいう国土交通省）の公示地価や地図情報との連携等、IT先進国らしい様々な取組を見せていただいた。

また、韓国では、2008年1月1日から、従来の戸籍制度とは大きく変更された家族関係

1 インターネット登記所にアクセスして申請書を作成・登録した上で、当該申請書を印刷して、書面申請する。当該申請を受け付けた登記所では、申請書に記載されたバーコードを読み取ることで、登録された申請情報を呼び出し、自動記入がされる。

登録制度が導入されている。現在は、個人情報の保護に配慮しながらも、国民の利便性向上のための電子化の推進が積極的に行われているとのことであった。

2 見学

(1) 大法院（日本でいう最高裁判所）

行政管理室長，企画調整室長及び登記戸籍局長を表敬し，法院展示館，大法廷を見学した。行政管理室長は，本研修の立ち上げに携わった方であり，いつも様々な配慮をしていただいている（大阪総領事館でも勤務されていたので，日本語も堪能）。

法院展示館は，小学生を対象として，裁判所の歴史や裁判の仕組みをわかりやすく紹介するためのもので，国民参与裁判の定着のための法教育の充実が図られていることが感じられた。

大法廷の雰囲気は，日本の最高裁判所の大法廷と似ている。



法院展示館にある民事法廷の模型。
奥が裁判官席。中段左が書記官席。中段右が証人席。手前が代理人席。



韓国の正義の女神は，剣ではなく，本を持って座っている。

(2) ソウル中央地方法院（日本の東京法務局と東京地方裁判所が合体したイメージ）



実際の電子法廷。左に傍聴人用のスクリーンがあり，裁判官席・代理人席等にパソコンが備えられている。

ソウル中央地方法院長，同事務局長を表敬し，民事法廷，民事執行課，登記課及び商業登記所を見学した。

民事法廷では，すべての法廷が電子法廷となっており，標準電子法廷では弁護士が自分のPCを持ち込んで，証拠の提出を電子的に行うことも可能とのことである（簡易電子法廷はPCの持ち込みはできず，USBで提出）。また，期日はすべて録画されてDVDで保存されるので，書面で調書は作成されず，そのDVDが閲覧の対象となるとのことである。

その後、民事執行課，登記課，商業登記所を見学し，事務処理状況を見せていただいたが，日本の，特に東京法務局のイメージで訪問すると，とにかく人が少ない印象である。

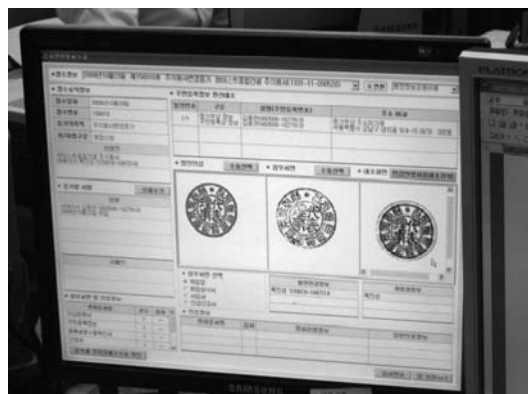
自宅のパソコンからもオンラインで登記事項証明書を手続きでき，また，無人発給機もずらりと並んでおり，しかも窓口で請求するより手数料が安いということで，窓口で登記事項証明書等の請求をする人はほとんどいない。

電子化による業務の軽減も相当図られているようである。不動産登記のe-form申請の場合は，申請人が入力した登記識別情報が自動で照合されるということであり，また，商業登記の場面では，登録された印鑑と申請書に押された印鑑を電子的に照合するということである。登記官の席には，2つのモニターがあり，1つは校合等の処理画面であり，1つは添付情報や住民登録情報等の調査画面のようである。両画面を見比べて調査を行うということであった。

また，商業登記所では，思いがけない質問も受けることになった。印鑑の電子的照合の説明を受けているときに，商業登記所の職員と韓国側研修員が話をしており，その職員の持っている書類の色に見覚えがあると思ったら，日本の登記所が発行した代表者事項証明書であった。代表者事項証明書に代表者の生年月日はなくても良いのかと聞かれて，日本側の法人登記担当の研修員から，「代表者事項証明書には記載しないが，印鑑証明書には記載されている。」と回答すると印鑑証明書にも生年月日がないと言われた。元号で記載されていたため，生年月日だという



左が印鑑証明書発給機，それ以外は登記事項証明書発給機。



左が登録された印鑑，中が申請書に押された印鑑，右が照合中。



左は処理画面，右はCourt-netで調査中。

ことが分からなかったようである。日本の会社が外国会社としてした登記申請について悩んでいるときに、たまたま日本人が見学に来たので、せっかくだから聞いてみようということになったようである。本研修の偶然の成果ではあるが、個人的には、最初に質問を受けたときは、通訳も日本側研修員も印鑑の電子的照合の説明を聞いており、一人で、かなり怪しい韓国語で答えなければならなかったこともあり、本研修で最も忘れられない場面となった。

3 実務研究

今回の各研修員のテーマは、①「株式会社の破産手続開始の決定と取締役の退任について」、②「性同一性障害者の性別変更後の家族関係について」、③「遺言による登記をめぐる諸問題～自筆証書遺言を中心に～」④「登記実務における過誤登記の防止について」⑤「物件明細書の標準化について」であった。それぞれの研究で明らかになった両国の相違点については、「法律の規定の違い」ではなく、そもそもの「発想の違い」が大きいと感じられた。

①「株式会社の破産手続開始の決定と取締役の退任について」については、破産会社の代表者の印鑑証明書が発行できるか否かについて、韓国では、企業活動で印鑑証明書が必要とされる場面は、ほとんど会社財産の管理及び処分の場合であるから、その権限のない代表者に印鑑証明書を発行するという発想がそもそもないとのことであった。

②「性同一性障害者の性別変更後の家族関係について」については、両国ともに動き始めたばかりの制度であり、資料の少ない中での研究で難しかったと思われるが、国民性の違いというよりは、両国の研修員の私見による部分が大きかったと思われる。

③「遺言による登記をめぐる諸問題～自筆証書遺言を中心に～」については、登記原因証明情報の位置づけについて、日本のように登記申請用に登記原因証明情報を別途作成するという発想が理解できないようであった。

④「登記実務における過誤登記の防止について」については、日本では、過誤登記により国家賠償が請求された場合でも、登記官個人に求償することはまずないが、韓国では登記官に求償されることもあって、そのための保険もあるとのことであり、逆に、偽造書類を発見した場合には、報奨金が出るとのことであり、信賞必罰と感じた。

⑤「物件明細書の標準化について」については、日本では、当事者の申告内容と執行官の調査結果に乖離が生じている場合、裁判所書記官としての一定の判断・認識を記載しているが、韓国では、両者を併記するのみで、その判断は読み手（入札に参加しようとする人）に任されているとのことであり、「自己責任」というものを感じた。

また、総合発表の準備が終わった研修員が、パートナーや実務研究課題に関係なく、全体で質疑応答をしたのが、e-form申請についてである（帰国報告会でも、各自の実務研究よりもe-form申請の質問の方が多かったような気がする。）。韓国では、不動産登記においても、法人登記においても、e-form申請が多く利用されている。純粋な電子申請の場合は、申請人は、金融機関等に申請して電子的な公認認証書を手入れし、次に、登記所に出頭して、本人確認を行った上で、使用者登録をしなければならない（3年間有効）。

延長可能。)。e-form申請の場合、申請者は、インターネット登記所の会員登録が必要であるが、これは、簡単な入力のみで足りる。不動産の固有番号を入力することで不動産の表示や登記義務者の表示が自動入力され、手数料も書面申請の7割程度ですむなど、様々な恩恵があるため、特に広報しなくても利用率が増加しているようである。登記所側にとっても、受付段階で申請書に記載されたバーコードを読み取れば自動で記入がされることで業務が省略され、双方のメリットとなっているとのことであった。

4 その他

研修カリキュラム以外でも、韓国の文化を体験できるように、韓国側研修員が様々な企画をしてくれた。国立中央博物館や昌徳宮では、日本語ガイドにいただいた御陰で詳しく理解することができた。紅葉や黄葉も美しく、景色も楽しむことができた（写真をカラーで掲載できないのが残念である。）。韓国料理だけでなく、韓国式日本料理も美味しくいただくことができた。



国立中央博物館にある石塔



昌徳宮（チャンドクン）

韓国側担当教授が第8回日韓パートナーシップ研修の研修員であること、当職が第10回日韓パートナーシップ研修から担当していることから、第8回と第10回の韓国側担当教授と研修員に、それぞれ、夕食を御馳走になる機会があった。第8回のメンバーは、毎月積立てをして、時々会合を開いているとのことである。日本語が堪能な方が多く、当時の思い出を話していただいたり、当時の関係者の消息を確認したりもできた。また、第9回の韓国側担当教授が大法院見学の際に挨拶に来てくださり、第9回の研修員の一人は、法院公務員教育院の教務課長としてこの研修をサポートしてくださった（修了式等のセレモニーは総務課、講義等のカリキュラムは教務課の担当らしい。）。

日本と韓国で、寝食を共にした教授・教官・研修員同士は、兄弟（人によっては親子）のような気持ちになるが、同じ研修を体験した先輩・後輩も従兄弟ぐらいの身近さを感じられるようである。本研修は、研修員自身の知識の向上並びに両国の制度の発展及び実務の改善に寄与させることだけではなく、両国間のパートナーシップを醸成することも目的としているが、後者の目的も十分達成できたのではないかと思われる。日本語が

堪能な韓国人に比べて、韓国語が堪能な日本人というのは少ないが、日本側研修員達も、ハングルが読めるようになったり、韓国語の勉強をしたりして、未来の後輩達のためにできることを考えてくれているようである。

なお、日本側研修員達の感想を文末に掲載しているのですが、併せてお読みいただきたい。

第3 終わりに

本セッションの実施に御配慮いただいた朴珍賢（パク ジンヒョン）教授及び李惠淑（イヘイスク）法院主事をはじめ大法院法院公務員教育院の皆様、通訳を担当していただき、食事や観光の際にも助けてくださった韓貞淑（ハン・ジョンスク）氏及び朴扇嬉（パク・ソンヒ）氏、本研修の実施に御協力いただいた財団法人国際民商事法センターの皆様方にも、深く御礼申し上げたい。特に、韓貞淑氏には、第6回日韓パートナーシップ研修から日本セッションで研修監理員をしていただいているが、今回は、韓国セッションでもお世話になることができ、過去の研修員の詳しすぎる情報もいただけた。訳しにくい話も美しく分かりやすく訳していただき、様々な相談にも乗っていただき、心から感謝している。

日本セッションでは、日本が既に法律によって解決していることについて、韓国にはそのような法律がなく問題となっていることが多いと感じたが、今回の韓国セッションでは、韓国がIT先進国であることを見せつけられた。これからも、お互いに自慢し合いながら、お互いの良いところを参考としながら、両国の制度の発展及び実務の改善に寄与していきたい。また、本研修は、日韓の研修員が1対1のパートナーとなるだけでなく、実施機関である日本側担当教官と韓国側担当教授、日本側担当専門官と韓国側担当主事も、ある意味ではパートナーとして、お互いの業務について参考にするという面も持っている。日本の国際協力部と韓国の教育院、どちらの研修企画や運営が研修員の満足を得られるかという点でも、これからも競っていきたいと思っている。

なお、第10回・第11回日韓パートナーシップ研修を通じて得た情報に基づき、わずかな範囲ではあるが、両国の制度の比較を試みたので、参考としていただければ有り難い。



～各研修員の感想～

○東京法務局民事行政部第一法人登記部門 中出 幸一 登記相談官（法人登記担当）

今回の研修では、韓国における登記事務や家族関係登録制度の取扱いをいろいろ学びましたが、様々な点において驚きました。そうした点を挙げればきりがありませんが、自分の研究課題に関連する登記事項証明書等の交付についていえば、オンラインによる交付・閲覧申請が国民に浸透しており、国民の利便性を向上させるためのサービスが充実していることに驚きました。申請者がオンラインで登記事項証明書等の交付申請する際の、地図での検索機能、マンションのような集合建物の専有部分を三次元立体画面で選択できる機能、視覚障害者向けの声による閲覧サービス、用語解説機能等は日本においては無い機能です。また、申請者の自宅のパソコンで偽造防止が施された登記事項証明書が取得できる取扱いや、コンピュータに移記する前の紙の閉鎖登記簿を電子データ化し、管轄以外の登記所においても謄抄本が交付できる取扱いも日本においてはなされていません。韓国においては、各省庁が競って国民サービスを向上させようとしているとのことであり、国民に対する行政サービスが進んでいるように感じられました。

今回の研修では、日本及び韓国のすばらしい研修生たちに出会えました。韓国の南方にある、日本で言うと沖縄のような「チェジュ島」というところで、来年また日本と韓国の研修生（もちろん教官たちも含めてですが）が再会すること、韓国セッションならぬ「チェジュ島セッション」というものを開催することを約束して帰ってきました。今回の研修でできたこうしたすばらしい縁を今後もずっと大切にしていきたいと思えます。

最後になりますが、この研修のためにご尽力をいただいた法務総合研究所及び財団法人国際民商事法センター、関係機関の皆さまに心から感謝申し上げます。

○横浜地方法務局相模原支局 山本 知恵 登記相談官（戸籍担当）

この第11回日韓パートナーシップ研修に参加させていただき、大変貴重な体験をさせていただきました。

韓国セッションにおいては、韓国側の研修員や教育院の方々に、生活面を含めて、大変細やかに気を配っていただきました。研究課題や講義では、韓国の不動産登記制度では、独自の試みであるe-form申請やオンラインによって発給される登記事項証明書が自宅のプリンタで印刷できること、家族関係登録においては法院の事務であること等、非常に印象的でした。また、国立博物館や、週末のヨジュでの世宗大王陵や水原、ソウルのチャンドクンの見学を通じて、韓国の歴史や伝統文化についても理解を深めることができました。これらの日程を通じて、両国の研修員も6月の日本セッション以上に親密になり、来年は、非公式ではありますが、済州島で再会しようと約束しました。

この日韓パートナーシップ研修によって、日本と韓国の登記や戸籍の業務に携わる者同士の連携を深めることで、今後、相互に制度や実務の改善の一助となればと思います。

法務総合研究所及び（財）国際民商事法センターの関係者の方々に、心から感謝申し上げます。

○静岡地方法務局不動産登記部門 稲場 尚孝 登記官（不動産登記担当）

日本セッションのときにも感じましたが、韓国の研修員の方々は非常に日本語を勉強していらして、私どもも個々には勉強していたのですが、そのレベルの違いに恐縮しました。韓国人の方は研修員に限らず、日本語が堪能な方が多く、自分が勉強不足なのを棚に上げるようですが、個々の意識の違いだけでは埋められない国レベルでの教育の方針の違いと言うものを感じました。また、コンピュータ化の進め方、特にハード面の充実については、韓国は日本よりも先を見据えていることを実感しました。様々な点において、費用対効果よりも申請人や利用者の利便性を考えた施策に取り組み実現させていることを目の当たりにしてきました。審査事務のスピードも非常に速く、ほとんどは即日で処理できるものであるとのことでした。日本では、人員だけでなく、申請書の統一化（e-form）など、ハード面なくしては実現できないと感じました。ソフト面においても、スペシャリストの育成という面で、採用時に既に登記を専門とする職員として採用するなど、見習うべき点が多いと感じました。また、韓国ではいろいろな場所を見学させていただいたのですが、やはり、利用者の利便性を考えた街作り（信号）、公共料金の安さ、観光地での対応など、素晴らしいところがたくさんありました。ただ、今回の訪問では、きっと韓国の良いところばかりを見させていただいたと思いますので、一概に韓国が優れていて日本が劣っているとはいえないと思います。しかしながら、韓国には見習うべき点が多々あることがわかりましたし、やはり向上する上では、そのような良い点を見習っていかなければならないと感じました。韓国との友好関係をより強くするためにも、この経験を職場に戻って多くの職員に伝えたいと思いますし、この研修が今後も長きにわたって続くことを願っております。

○法務省大臣官房人事課 三井 賢 企画第三係長（不動産登記担当）

この研修の中で、韓国での電子申請に関する講義を聴かせていただきました。韓国セッションの前までは、韓国での電子申請は、日本と比較するとかなり進んでいるという印象を持っておりました。実際にも、韓国における電子的な申請の割合は70%を超えているということを講義の中でも説明していただきましたが、完全なオンライン申請は約7%程度に留まっており、残りはほぼe-form様式による電子的な申請が占めています。

e-form様式による申請というのは、「特例方式」に近い申請の方法であり、書面申請と電子申請の中間的なものと位置付けられているものです。このe-form様式による申請は、日本の「申請書作成支援ソフト」のようなものをインターネット上で提供し、その様式に必要な事項を記入した書面を添付書類とともに、紙の状態で登記所に提出するというものです。

このe-form様式による申請も電子的な申請の一部として整理されておりますが、韓国でもe-form様式による申請を電子申請の一部とみることには、疑問を持っているものもいると私のパートナーは言っていました。結局のところ、完全な電子申請のための環境整備が十分に整っていないという印象を受けました。

しかし、韓国という国は、一旦制度を開始すると、その制度を定着させるための動きはかなり速いものと思いますので、年々電子申請の割合も上がっていくものと思います。

また、ソウル中央地方法院、これは東京法務局のような登記所になりますが、ここにおいて、実際の登記所を見学させていただく機会もありました。

韓国の登記所は、職員の方の数も来庁する一般の方の数も日本の登記所と比較すると少ないように感じました。これは、韓国では証明書の発行をオンラインが占めているということや事務処理のシステム化が徹底されていることなどが理由ではないかと思えます。

現在の日本の登記所は、従来の紙での事務処理を中心とした登記所から、電子申請の普及や紙の図面の電子化などにより、システムでの事務処理を中心とした登記所へと変化しています。その変化の過程の中では、登記所に勤務する職員の数の削減や登記所の統廃合、さらには、登記所の業務の一部を民間企業に委託するなど、従来までの登記所から大きな変化をきてきています。韓国でも、電子申請の普及などにより、登記所を統合するなどの取組があり、日本の登記所が直面する課題や問題は、韓国においても同様だと感じました。私は、この研修を通じて、韓国の登記実務を学ばせていただきましたが、今後の日本の登記所がどうあるべきかを考えるときに、韓国の登記所の在り方はとても参考になるものだと思います。

最後に、この日韓パートナー研修に参加する機会を与えていただいたことに感謝し、また、この研修のためにご尽力いただいた関係者の皆様、また、公私に渡り、色々な場面で助力をいただいた研修員の皆様にお礼を申し上げます。

○最高裁判所事務総局民事局第三課 福田 行宏 執行手続係長（民事執行担当）

日韓両国の物件明細書は、いずれも執行裁判所の認識を記載した書面であり、その作成行為は事実行為に属するものです。その法的性質は両国ともに同一であるにもかかわらず、両国の記載方法が大きく異なっていることは非常に興味深いところです。そして、その相違も両国の社会的背景に起因するものではないかと思われます。

私見ではありますが、日本の国民性では、私人間の関係調整を専ら自己責任に委ねることに対する心理的抵抗感があり、伝統的に、公的機関（この場合、慣習上、「お役所」や「お上」と呼ばれます。）」が示す見識等を担保として、私人間で調整を進めていく社会的背景が残っています。ゆえに、韓国と比較して、公的機関に対して、その明白な見識等の情報提供を求める社会的傾向が大きいものと思われ、その両国の国民性が物件明細書の様式にも反映しているとも考えられます。

物件明細書を巡る日韓両国の法制度は基本的には同一であるものの、社会的背景の相違を原因として、日韓両国の物件明細書の様式や記載事項に明らかな相違点を発見することができ、有意義な研究を行うことができました。この研究をきっかけとして、今後も、微力ではありますが、日韓両国の法制度の発展に寄与することができれば幸いと考えています。最後に、法務総合研究所及び国際民商事法センターの皆様をはじめ、本研修においてお世話になったすべての御関係者に改めて深く感謝いたします。

第11回日韓パートナーシップ研修(韓国セッション) 日程表

月 日	曜	09:30 12:00	13:00 17:00
10 / 19	月		13:00～13:50 オリエンテーション 14:00～ 実務研究(1)
10 / 20	火	ソウル着 (日本側研修員入寮)	オリエンテーション 教育院長表敬
10 / 21	水	講義 インターネット(電子登記申請)登記所の運営と業務環境の変化	講義 家族関係登録制度の現況と展望
10 / 22	木	実務研究(2)	実務研究(3)
10 / 23	金	実務研究(4)	見学
10 / 24	土		
10 / 25	日		
10 / 26	月	見学 大法院	見学 ソウル中央地方法院
10 / 27	火	総合発表準備	総合発表 修了式
10 / 28	水	帰国 (日本側研修員退寮)	
10 / 29	木	10:00～12:00 帰国報告会準備	14:00～15:30 帰国報告会

～日韓パートナーシップ研修のための日韓法制比較～

国際協力部教官

杉山典子

第1 日韓パートナーシップ研修について

1 研修の目的

国際協力部では、財団法人国際民商事法センター及び大韓民国大法院法院公務員教育院との共催により、1999年から毎年1回、日韓パートナーシップ研修を実施している。この研修は、各研修員が、所掌業務に関する制度上及び実務上の諸問題についての議論を通じて知識の向上を図り、研修の成果を両国の制度の発展及び実務の改善に寄与させるとともに、両国間のパートナーシップを醸成することを目的とするものである。

2 研修員

研修員は、毎年、日韓それぞれ5名ずつ、計10名である。

日本人研修員は、日本の法務省・法務局及び最高裁判所・下級裁判所¹に勤務する職員の中から法務総合研究所が決定し、韓国人研修員は、韓国の大法院・各級法院²に勤務する職員の中から、韓国の大法院法院公務員教育院が決定する。

3 研修の内容

本研修のテーマについては、研修開始当初は不動産登記制度のみを対象としていたが、第4回からは民事執行（不動産執行）制度、第5回からは商業登記制度、第7回からは戸籍制度と供託制度の隔年実施と、順次テーマを拡大している。

研修の内容は、講義、見学及び実務研究から構成されているが、中心となるのは各研修員が自分で課題を決め、1対1でパートナーと討議する実務研究であり、本研修は、「研修」というよりも「比較研究」の方が相応しいともいえる。

本研修の特徴として、「日本セッション」と「韓国セッション」という2つのセッションから構成されていることが挙げられるが、日本セッションでは、韓国側研修員が実務研究課題を提出して、日本側に質問し、逆に、韓国セッションでは、日本側研修員が実務研究課題を提出して韓国側に質問する。実務研究課題を提出した側の研修員は、相手国を訪れ、相手国の登記所等で行われている業務を直接見て、相手国の担当者から業務内容や問題点を直接聞いて、自らの研究を進めて、報告書を作成する。また、質問を受ける側の研修員も、質問に答える過程において、外国の人にも理解して貰えるように説

1 最高裁判所・下級裁判所に勤務する職員が参加することとなったのは、第4回研修以降。

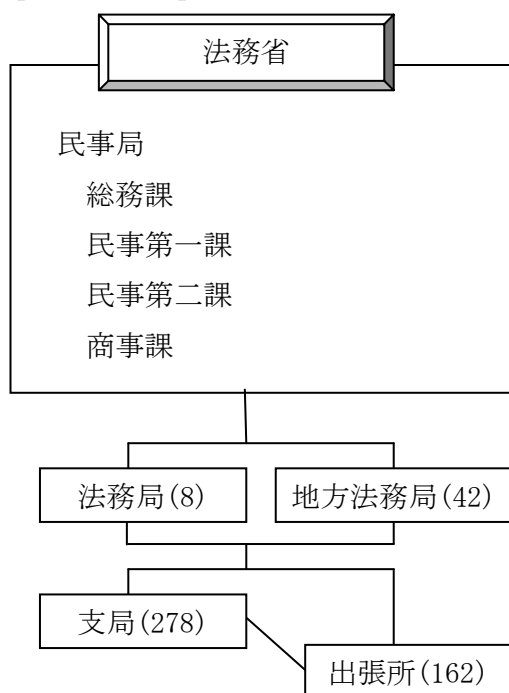
2 日本の最高裁判所・下級裁判所に該当する。

明する努力をすることで、改めて自国の制度を見直すことができる。このように、相互に意見交換をすることで、自国の法制度を見直し、改善していくためのヒントを得ることができる。また、両国の研修員が共同生活を送ることにより、言葉や文化の違いを越えた信頼関係を育むことができる。

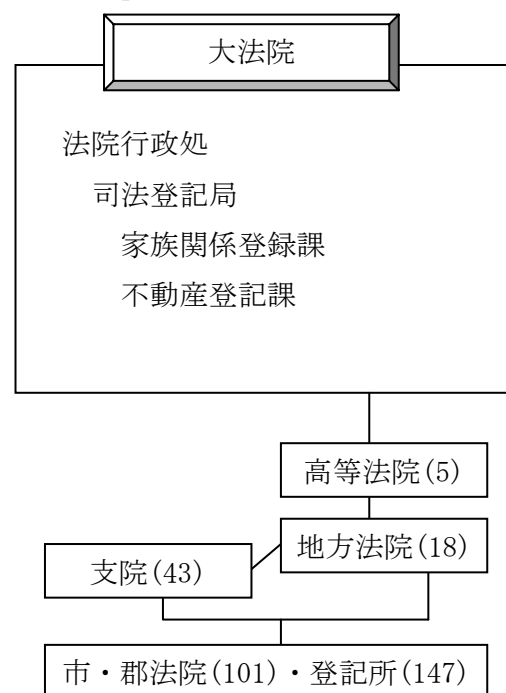
第2 組織上の相違点

日本では、登記事務（表示に関する登記を除く。以下同じ。）、戸籍事務及び供託事務を行政機関である法務省が所管しているが、韓国では、司法機関である大法院が所管している。大法院の内部部局である法院行政処に置かれた司法登記局に家族関係登録課及び不動産登記課（商業登記及び供託に関する事務も含む。）が置かれており、この司法登記局が、日本の法務省民事局のような役割を果たしている。また、地方法院、支院、市・郡法院（供託所）・登記所が、それぞれ、日本の（地方）法務局、支局、出張所のような役割を果たしている。

【日本の場合】



【韓国の場合】



※数字はいずれも2009年4月1日現在

登記事務は、地方法院、同支院及び登記所に勤務する法院書記官、登記事務官、登記主事又は登記主事補のうち、地方法院長（登記所の事務を支院長が管掌する場合は、支院長をいう。）が指定した者（以下「登記官」という。）がこれを処理する（韓国不動産登記法第12条、韓国商業登記法第4条）。

供託事務は、地方法院長又は地方法院支院長が所属法院書記官又は法院事務官の中から指定する者が処理する（韓国供託法第2条）。

戸籍事務については、家族関係の発生及び変動事項に関する登録並びにその証明に關す

る事務（以下「登録事務」という。）は、大法院が管掌する（家族関係の登録等に関する法律第2条）が、大法院長は、登録事務の処理に関する権限を市・邑・面の長に委任し（同法第3条第1項），法院は，市・邑・面の長に対して，登録事務に関する各種報告を命じ，その他監督上必要な措置を採ることができる（同法第116条）。

なお，上記のとおり，韓国では，司法機関が裁判事務と登記事務を行っていることから，人事異動によって，いずれの事務についても担当する可能性があった。しかし，それでは，登記事務に精通した職員が養成されにくいため，2003年から，「法院事務職」とは別に「登記事務職」としての採用が行われている。

【日本の場合】

	本省	法務局 (登記)
10級	課長	
9級	課長	
8級	室長	
7級	室長	首席登記官
6級	課長補佐	首席登記官 次席登記官 統括登記官
5級	課長補佐	統括登記官 登記官
4級	係長	統括登記官 登記官
3級	係長 主任	登記官 登記専門職
2級	主任 係員	登記専門職
1級	係員	一般職員

【韓国の場合】

	司法行政事務	
	法院事務	登記事務
1級	法院管理官	
2級	法院理事官	
3級	法院副理事官	
4級	法院書記官	
5級	法院事務官	登記事務官
6級	法院主事	登記主事
7級	法院主事補	登記主事補
8級	法院書記	登記書記
9級	法院書記補	登記書記補

※韓国の場合は，法院公務員規則別表1で上記のとおり定められているが，日本にはそのような規定はないので，代表的な職名を例示した。

また，日本では，法務省の法務総合研究所が本研修を主催しているが，韓国では，大法院の法院公務員教育院が本研修を主催している。

【日本の場合】

最高裁判所 司法研修所 裁判所職員総合研修所

法務省 <u>法務総合研究所</u>

【韓国の場合】

大法院 司法研修院 <u>法院公務員教育院</u>

第3 電子化に関する相違点

両国とも、手続の電子化、電子申請の利用促進は、重要な課題となっている。

韓国においては、電子申請は、登記は導入済み（不動産登記：2006年、商業登記：2008年）、戸籍は導入予定（2014年まで）であるが、供託には未だ導入されていない。

1 登記申請の類型

日本における登記の申請は、①書面申請及び②電子申請の2つだが、韓国における登記の申請は、①書面申請、②e-form（電子標準様式）申請、③電子申請の3つに分類することができる。①の書面申請と③の電子申請は、日本のそれとほぼ同じであるが、特徴的な申請方法は、②のe-form申請だと思われる。

2009年8月時点の不動産登記申請の類型別割合は、書面申請27.60%、e-form申請54.77%、電子申請・嘱託17.63%であり、2009年9月時点の商業登記申請の類型別割合は、書面申請20.19%、e-form申請78.56%、電子申請・嘱託1.25%であった。ソウル及び首都圏での不動産登記申請に関しては、ネット環境の整備の影響からか、電子申請・嘱託の割合が30%前後と高くなっているが、全体的にはe-form申請の割合が高い。

(1) e-form申請

e-form申請は、申請人がインターネット上で電子申請情報を入力してインターネット登記所に登録した上で、印刷したものを申請書として、添付書面を添付して登記所に提出するものであり、あくまで書面申請の一つである。申請書の作成段階までは電子申請と同様の手順で行うが、最後の提出段階は、書面申請と同様の手順となる。

申請人にとっては、既存の登記事項である不動産の表示、登記義務者の住所氏名は、不動産の固有番号を入力することで、システム上自動入力されるようになっており、簡便に申請書を作成できる。また、簡単な入力事項のみで会員登録が可能であり、後述する「使用者登録」の手続は不要である。電子申請と同じくインターネット登記所にアクセスして申請書を作成するという点においては、電子申請の環境に慣れるための機会ともなる。さらに、手数料も書面申請に比べて軽減されている。

一方、提出を受けた登記所にとっては、申請書に付されたバーコードを受付の際に読み取ることで、(受付情報も含めて)自動記入されるため、記入過程が不要となり、迅速な処理が可能となる。特に、登記識別情報は、申請人が入力したものが自動で照合されるため、業務の省力化につながっている。

(2) 電子申請

電子申請を行うためには、使用者登録が必要である。まず、金融機関等に申請した上で、その金融機関と連携している公認認証機関にアクセスして電子的に公認認証書をダウンロードする。次に、本人又は代理人が登記所に出頭し、印鑑証明書及び身分証明書、資格者代理人により申請する場合は資格者代理人であることを証明する書類によって本人確認を行った上で、使用者登録がされる（3年間有効。延長可能。）。最後に、インターネット登記所にアクセスし、公認認証書と登記所で受け取ったパスワードを用いてインターネット登記所の会員に加入することとなる。なお、韓国では、

国民全員に住民登録番号が付与されており、満17歳になると住民登録証（IDカード）が発給されるため、この住民登録証が本人確認の際に一般に使用される。

電子申請の場合、住民登録情報、建築物情報、土地情報、林野情報などの各種添付情報を電子的に添付する必要があるが、電子政府（e-政府）とシステム上連携されており、その連携の成功率は約91%とのことである。なお、法務士等の資格者代理人に委任した場合には、国家や地方自治体が発行する公文書や委任状をスキャナで読み取って提出することが可能であり、電子署名の添付が軽減される。

2 オンラインによる登記事項証明書の発行

日本における登記事項証明書等の請求方法は、①書面請求、②オンライン請求、③登記情報提供サービスの利用の3つがある。このうち、②のオンライン請求は、登記事項証明書の発行の請求はオンラインでできるが、証明書自体は書面で発行されるものであり、③の登記情報提供サービスは、画面を印刷できるが、登記官の証明印は押印されない。なお、③の登記情報提供サービスには、「照会番号」という制度があり、行政機関等に対する電子申請において、照会番号を通知することにより、登記事項証明書の提出に代えることができる。この照会番号が付されている申請等を受けた行政機関等は、当該番号に基づき登記情報提供サービスを利用して登記情報の確認を行うことができる。照会番号は、発行日から100日間有効であり、閲覧時における最新の登記情報を確認することができる。

一方、韓国では、登記事項証明書の発行自体をオンラインで行っている。利用者は、インターネット登記所にアクセスして登記事項証明書の発行を請求し、一定の基準を満たした推奨プリンタであれば普通紙に印刷することができる。なお、日本では、専用紙を用いることで偽造防止を図っているが、韓国では、次のように偽造防止を図っているとのことである。

登記事項証明書の下部には、12桁の英数字（発給確認番号）が記載されており、インターネット登記所にアクセスして、その番号を使って、無料で登記情報を確認することができる。この確認は、登記事項証明書の取得後3か月以内に5回まで可能とされている。

登記事項証明書の最下部の左側には、登記情報を暗号化して保存した2次元バーコードが記載されており、そのバーコードをスキャナで読み取ることによって、登記情報を復元することができる。

登記事項証明書の最下部の右側には、「大法院」の透かし文字が印刷されており、登記事項証明書をコピーすると、当該部分が黒塗りになることで、オリジナルではないことが確認できる。

3 国庫帰属予定供託事件の大法院ホームページへの掲示

日本でも、韓国でも、供託金取戻・還付（回収・出給）請求権は、10年で消滅時効となる。しかし、消滅時効の起算点が、「権利を行使することができるようになったとき」だとすると、供託所側で、その時点が明確ではない。そのため、日本では、事務処理上の便宜措置として、供託の日から20年を経過したものについては、時効が完成していな

いことが明白であるものを除き、消滅時効が完成した場合の取り扱いに準じて歳入納付の処理をすることが認められている。韓国も同様であるが、その年数が、20年ではなく、15年である。

韓国では、供託者又は被供託者に返還されるべき供託金が時効により国庫に帰属されるのは、国民の財産権保護の側面から望ましくないという観点から、国庫帰属の減少が課題となっている。そのため、大法院のホームページに、翌年に国庫帰属が予定されている供託事件の内訳（1年分）が、法院別・供託種類別に掲示されている。人的事項（氏名及び住民登録番号又は法人名及び法人登録番号）を入力すれば、その者が供託者又は被供託者である事件の①供託法院、②供託の種類、③供託番号を照会することができる。なお、具体的な内容（供託当事者、供託金額、供託の原因たる事実）を知るためには、供託当事者又は利害関係人は、供託所に閲覧又は事実証明の請求をすることができる（韓国供託規則第59条）。

なお、日本では、供託につき利害関係がある者のみが、印鑑証明書を添付した上で、供託に関する書類の閲覧又は供託に関する事項の証明を請求できる（供託規則第48条、第49条、第26条）。

第4 不動産登記制度の相違点

1 登記簿と台帳の二元制度

日本では、かつては、不動産の権利関係を公示する登記簿を登記所が管理し、権利の客体である不動産の状況を明らかにする台帳を税務署が管理するという、別々の制度として存在していた。しかし、利用者の負担軽減や事務処理の合理化を図るため、昭和35年（1960年）の不動産登記法の一部改正により、登記簿と台帳の一元化を行い、これまで台帳が果たしていた機能を果たす「表示に関する登記の制度」が設けられた。

韓国では、現在でも、登記簿制度と台帳制度が併置されている。不動産に関する権利関係の公示に関する登記事務は、前記のとおり、司法機関である大法院（地方法院、支院及び登記所）が行っているが、不動産の現況の公示に関する台帳事務は、行政機関である行政自治部の監督の下に、各地方自治体において行われている。そのため、台帳上の不動産の表示に変更があった場合に台帳と登記簿が一致しない場合が発生することもあったようであるが、現在では、登記簿及び台帳の電子化が完了しており、システム上の連携を図ることにより、オンタイムで反映されることで、一元化と同様の効果が得られているようである。

2 対抗要件主義と効力発生要件主義

日本では、「不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。」として、登記を物権変動の効力発生要件（成立要件）ではなく、対抗要件とし（民法第177条）、また、登記の公信力も認めていない。

韓国では、「不動産に関する法律行為による物権の得喪及び変更は、登記しなければ

その効力が生じない」として、登記をもって物権変動の効力発生要件（成立要件）としている（韓国民法第186条）。

また、韓国においては、時効制度に関し、民法第245条において、「不動産の所有者として登記した者が10年間所有の意思をもって平穩かつ公然に善意にして過失なくその不動産を占有したときは、所有権を取得する。」と規定し（韓国民法第245条第2項）、また、「20年間所有の意思をもって平穩かつ公然に不動産を占有する者は、登記することによってその所有権を取得する。」と規定し（同条第1項）、時効制度を登記と関連させている。

3 伝賃（チョンセ）権

「伝賃権」とは、日本にはない物権であり、通常、建物に対して設定される権利である。「伝賃金」という一時金を家主（建物所有者）に支給すれば、一定期間、当該建物を占有して居住することができるというものである。賃貸借とは異なり、伝賃権者は、毎月の賃料を支払う必要はなく、他方、伝賃権の設定者である家主（建物所有者）は、取得した伝賃金を運用することによって、賃料と同様の利益を得る。また、一定期間が経過すると、今度は、伝賃権設定者である家主（建物所有者）は、伝賃金を伝賃権者に返還しなければならず、かつ、この伝賃権者の伝賃金返還請求権は、当該占有に係る建物によって担保されるのである（韓国民法第303条第1項）。

つまり、伝賃権とは、通常は用益物権として分類されるものであるが、伝賃金の返還請求権が当該建物によって担保されている点において、担保物権的な色彩を帯びた権利といえる。いずれにしても、このように「伝賃権」が民法において物権として規定されていることから、韓国の不動産登記法には、登記すべき権利として伝賃権も列挙されている（韓国不動産登記法第2条）。ちなみに、日本民法では、不動産質権、先取特権が担保物権として規定されているが、韓国民法においては存在しない。

なお、月額賃料（月賃（ウォルセ））を支払う契約形態もあり、特にオフィス等の商業用建物の場合、ほとんどが月賃による契約（伝賃権も併用）となっているようであるが、住宅用建物についても、低金利の影響で、伝賃権のみの契約は減少傾向にあるようである。

4 登記官の職権による登記名義人の表示の変更

日本では、登記名義人の住所変更により、登記記録の登記名義人の表示と申請情報における登記義務者又は申請人の表示とが一致しない場合、当該申請は却下されることとなるので（不動産登記法第25条第7号）、先に、「登記名義人の表示の変更の登記」の申請をする必要がある。ただし、所有権以外の権利に関する登記を抹消する場合に限っては、その登記申請に際して、登記名義人の表示に変更があったこと又はその表示が当初から誤っていたことを証する情報を提供すれば、登記名義人の表示の変更又は更正の登記を省略して、直ちに抹消の登記を申請することができる（昭和31年10月17日民甲第2370号民事局長通達）。

韓国では、所有権移転登記を申請する際に、登記名義人の住所変更により申請書上の

登記義務者の表示が登記簿と符合しない場合、その登記申請の時に提出した市、区、邑、面の長が発行した住所を証する書面により、登記義務者の登記簿上の住所が申請書上の住所に変更された事実が明らかなきときは、登記官が職権により登記名義人表示変更の登記をしなければならない（韓国不動産登記法第48条第2項）。

つまり、日本では、「所有権以外の権利に関する登記を抹消する場合」に登記名義人の表示の変更の登記の「省略」が認められ、韓国では、「所有権移転登記を申請する場合」に登記名義人の表示の変更の登記の「登記官による職権登記」が認められているようである。

5 合有及び総有

一つの物を数人で所有する形態には、①共有（狭義）、②合有、③総有が考えられる。①の共有の場合は、各共有者は、それぞれ持分を有し、その処分及び分割請求は自由にできる（ただし、5年を超えない期間内は分割をしない旨の契約をすることもできる。）。②の合有は、組合契約における組合財産等に見られる形態であり、各共有者は、観念的には、それぞれの持分を有しているが、その処分及び分割請求の自由が認められていない。③の総有は、権利能力なき社団の財産に見られる形態であり、個々の持分は観念されず、したがって、持分の処分という概念もないものである。

日本では、民法上は「共有」という文言しか使われていないが、その性質によって、「合有」又は「総有」に区分される場合もあり得る。①の共有の場合は、共有者ごとの持分を登記しなければならない（不動産登記法第59条第4号）。②の合有の場合は、組合名義で登記することができる。③の総有の場合、登記実務においては、権利能力なき社団名義での登記を否定しており、代表者個人名義又は権利能力なき社団の構成員全員の共有名義ですることとなる。なお、2008年12月1日に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が施行されたことにより、公益目的のない社団又は財団であっても、法人格が取得できるようになった。

韓国では、②の合有については韓国民法第271条以下、③の総有については韓国民法第275条以下に明文の規定がおかれている。また、宗中、門中その他の代表者又は管理人のいる法人でない社団等は、その社団又は財団の名義で、その代表者又は管理人が登記の申請をすることができる（韓国不動産登記法第30条）。なお、宗中とは、慣習上の団体として共同先祖の墳墓守護と祭祀及び宗員相互間の親睦等を目的にして構成される自然発生的な宗族集団のことであり、門中とは、姓と本貫が同じ人たちで構成される集団のことである。宗中の構成員は、かつては、20歳以上の成人男性に限られていたが、2005年7月21日、大法院の判決により、20歳以上の成人女性も構成員として認められるようになった（慣習法上の集団であり、戸籍法・家族関係登録法に規定はない。）。

第5 戸籍制度と家族登録制度の相違点

1 家単位での編製と個人単位での編製

日本では、戸籍は、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するものであ

り、夫婦とその子ごとに編製される。

韓国では、2008年1月1日に「家族関係の登録等に関する法律」が施行され、戸主を基準にして家単位で戸籍を編製する従来の方式を、国民個人別に登録基準地によって家族関係登録簿を作成する方式に変え、家の根拠地であり戸籍の編製基準である本貫³の概念を廃止し、検索基準及び在外国民⁴の申告事件を処理する管轄を決める基準として、登録基準地という概念が導入された。

2 父姓原則主義の修正

日本では、婚姻の際に夫又は妻の氏のいずれを称するかを定め（民法第750条）、嫡出である子は、父母の氏を称する（民法第790条第1項）。

韓国では、婚姻によって、夫又は妻の姓が変わることはないので、子は、いずれかの姓に従うこととなる。従来は、父の知れない子でなければ、父の姓及び本貫を継ぐこととされていたが、「家族関係の登録等に関する法律」の施行と合わせて、婚姻当事者が婚姻届出時、子の姓と本貫を母の姓と本貫に従うことにする協議をした場合、その子の姓と本貫は母の姓と本貫に従うことができるようになった（韓国民法第781条第1項ただし書）。また、子の福利のために、父又は母の請求により、法院の許可を受けて、子の姓と本貫を変更できるようになった（韓国民法第781条第6項）。

3 市町村の事務と国家の事務

日本では、戸籍事務は、市区町村において処理されるが、戸籍事務が、全国統一的に適正かつ円滑に処理されるよう国（法務局長・地方法務局長）が助言・勧告・指示等を行っている。

韓国では、「家族関係の登録等に関する法律」の施行に伴い、市町村の事務だった戸籍事務を国家事務とし、大法院が管掌機関となって国家が登録費用を負担するようになった（ただし、事務については前記のとおり市・邑・面の長に委任している。）。また、戸籍電算化についても、2002年に戸籍電算化が完了し、大法院の戸籍サーバに接続して業務を処理するウェブ基盤戸籍情報システムが2003年5月6日に導入されている。

第6 供託制度の相違点

日本では、供託金は、中央銀行である日本銀行が保管しているが、韓国では、大法院長が指定する民間銀行が保管し、他の預金と同様に運用できることとなっている。2008年6月現在で、普通預金の定期利息が年利約6%である一方、供託金利息は、供託金の利息に関する規則の定めにより年利2%とされていることから、その差額による収益は、すべて保管銀行である民間銀行の収益となる。これについて、「指定を受けた銀行のみが特別な恩恵

3 その家系の始祖の出身地のことである。韓国民法第809条第1項の規定により、「同姓同本」の結婚は近親婚として禁止されていたが、1997年に憲法裁判所で無効判決が出されたため、現在では、「同姓同本」でも八親等以内でなければ結婚できる。

4 韓国における「在外国民」の定義は、在外同胞の出入国及び法的地位に関する法律第2条第1号の規定により、「大韓民国の国民であって外国の永住権を取得した者又は永住する目的で外国に居住している者」とされている。

を受けているのではないか。」との批判があったことから、2007年3月に供託法が改正され、供託金管理委員会を設立し、供託金保管銀行の指定に当たっての審査、指定された後も毎年適格審査を行うほか、指定銀行から毎年出捐金を出させ、法院を利用する国民にその恩恵が与えられるような公益事業に使われることとなっている。

第7 民事執行制度の相違点

民事執行制度について、日韓両国で、さほど大きな制度上の相違点は見あたらない。

ただし、上記第4の3のとおり、月々の賃料が発生しない賃貸借契約があったり（賃料から満足を得ることができない。）、一定の場合に賃借人にも配当要求が認められていたりするので、伝貫権の存在に留意する必要がある。

～ 国際研修 ～

ネパール刑事訴訟法比較セミナー

国際協力部教官

森 永 太 郎

第1 セミナーの背景・趣旨・目的

1 セミナー開催に至る経緯

ネパールに対しては、独立行政法人国際協力機構（JICA）が2008年度以来、民法起草支援を中心とする法整備支援活動が行ってきたが、その過程で、ネパール側から刑事法分野での支援の可否について打診がきていた。そのため、JICA公共政策部は、本年7月に「ネパール民主化支援プログラム協力準備調査（基本法支援）」をカトマンズ市及びその周辺において実施するに際し、当部と協議の上、刑事分野におけるネパール側のニーズの把握と協力の可能性を検討すべく、筆者を上記調査に参加させ、同年7月16日から23日までの調査期間中、ネパール政府により設置され、現在刑法及び刑事訴訟法の改正作業に従事している「刑事法改革改善タスクフォース（Criminal Law Reform and Improvement Taskforce）」の座長であるカルヤン・シュレスタ最高裁判所判事や、カトマンズ近郊のラリットプール郡裁判所裁判官、同郡検察官事務所検事、ネパール弁護士会所属弁護士等と面談し、ネパールの刑事司法が抱えている問題点等について情報収集を実施した。

この調査過程において、上記シュレスタ判事との面談の中で、ネパールでは、刑事分野において、処罰されるべき者が摘発処罰されず、摘発されても有罪率が極端に低いという、いわゆる「impunity（不処罰）」の問題をはじめとする様々な問題により、刑事司法が機能不全に陥りつつあるという深刻な事態に直面しており、この分野での支援ニーズは極めて大きいことが判明する一方で、刑事法令に関しては、刑事法改革タスクフォースが、2010年1月までに改正刑法及び改正刑事訴訟法の最終草案を完成させる予定になっている¹ため、JICAが刑事法支援を開始するとしても、この草案作成作業に全面的な支援を行うことは時間的に困難であり、仮に支援を行うとすれば、新法の施行のためのキャパシティ・ビルディング、あるいは法運用体制の強化等の支援などの分野となることで共通の認識が得られた。しかし、このような支援を行うにしても、果たして日本がネパールの必要とする知的・技術的リソースを有しているのか、いかにいえば、ネパール

1 この目標はどうかや達成できていないようである。2010年1月12日現在で筆者が現地に問い合わせたところ、作業は進んでおらず、未だ刑法草案も刑事訴訟草案もできていないとのことであった。

刑事司法の改善について果たして日本の知識・技術・経験が役に立つのか否かは慎重に検討する必要があることでも彼我の認識が一致した。

そこで、JICA調査団は、シュレスタ判事とも協議の上、まずは、同判事をはじめとするネパール刑事司法の関係者を対象に、カトマンズにおいて日本の刑事訴訟制度に関するセミナーを開催し、日本の制度について理解をしてもらうと同時に日本の制度や知識経験の中で、ネパール側から見て同国刑事司法の改善強化に役立つ部分があるか否か、探ってもらうこととした次第である。なお、シュレスタ判事からは、せっかくこのようなセミナーを実施してもらうのであれば、現在進行中の改正刑法・刑事訴訟法起草にも役立つと思われるので、可能な限り早期に開催してもらいたい旨の要望が出されたことから、調査団帰国後、日程調整を行い、本年10月に筆者が再度カトマンズを訪れ、セミナーを開催することにした。

2 セミナーの基本的コンセプト

本セミナーは、上記のとおり、あくまでもまず日本の刑事制度の概要を知ってもらうことに主眼を置いて全般的な説明をすることとし、加えて、現在ネパールで議論されている刑事法上の論点や、特に最高裁判所や上記刑事法改革タスクフォースが強い関心を持っている事項については、事前に論点をネパール側から提示してもらい、プレゼンテーションの中で、これらに対応する日本法上の制度について特に詳細な説明をすることとした。

第2 セミナー概要

- 1 開催日時 2009年10月29日（木）、30日（金）
午前9時～午後4時30分（適宜昼食休憩、コーヒープレイクを含む）
- 2 開催場所 カトマンズ市内「ホテル・マウンテン」会議場
- 3 主催 JICAネパール事務所・ネパール最高裁判所
- 4 司会 ネパール最高裁判所 カルヤン・シュレスタ判事
- 5 発表者 ① 法務総合研究所国際協力部教官 森永太郎
② ネパール法務司法省 マドハフ・パウデル次官
③ トリブヴァン大学（ネパール・ロー・キャンパス）教授 ラジット・バクタ・プラダナンガ博士
- 6 あいさつ ① 在ネパール大使館 水野達夫特命全権大使
② JICAネパール事務所 丹羽憲昭所長
③ ネパール最高裁判所 ラム・クリシュナ・ティマルセナ事務総長
- 7 参加者 ネパール最高裁判所判事，ネパール検事総長府次長検事，ネパール国会法務委員会委員，ネパール警察幹部等約40名
- 8 進 行

第1日目午前中後半に法務司法省パウデル次官が、現在刑事法改革タスクフォースにおいて議論されている主要論点について1時間程度説明を行い（後記参照）、また、2日目午前中後半にトリブヴァン大学教授プラダナンガ博士が、刑法理論とネパール刑事法の歴

史的発展過程について同じく1時間程度説明を行ったほかは、筆者においてパワーポイントスライドを使用して日本の制度説明を行い、適宜質疑応答を行う形式でセミナーを進めた。

第3 実施結果・所感

1 事前に最高裁判所から送付されていた関心事項は①日本の刑事法の発達経過、②警察と検察の関係、③保釈、④被害者・証人保護、⑤量刑であり、これらについては特に詳しい説明を行ったが、このほか、特にシュレスタ判事からは、日本の有罪率の高さと、検察官の役割についても強い関心が寄せられていたことから、これらの点について集中的に説明した。



2 参加者の関心は非常に高く、しばしばプレゼンテーションを中断して質疑応答に終始しなければならない場面もあったが、シュレスタ判事の時宜を得た司会進行により、予定していた事項については概ね予定どおりの説明をすることができた。

3 討議の詳細については割愛するが、参加者との対話の中で得られたネパール刑事法の主要な論点・問題点についての情報は次のとおりである。いずれも様々な参加者からセッションの中で、あるいは休憩時間における雑談等から口頭でかつ断片的に得られた情報も少なくないので、不正確なものも混在し、引き続き検証が必要であるが、現在のネパールの刑事司法関係者の苦悩が垣間見える。

(1) ネパールでは、近年、警察の捜査能力の低下により、犯罪の捜査・訴追に困難をきたしている²。1990年代初頭にほぼ完全に当事者主義化した刑事手続の下で、裁判所は検察官に相当高度の証明を求める傾向が強まったが、検察がこれに応えることができないまま、実際の事件では証明不十分により無罪とせざるを得ない事案が増加する一方で、従来からさほど高くなった有罪率（30パーセント強）が、現在では10パーセント台に低下している³とのことである。裁判所は、職権調査はできないため、適正な証明活動がなされれば有罪の可能性があると考えるも、自らはどうすることもできない。このような状態のため、現在最高裁判所では、職権調査を一部導入し、検察の立証活動が不十分な場合には裁判所が職権発動をして捜査を命じ、あるいは自ら証拠収集をする制度を導入すべきかどうか考えているとのことである。しかし、裁判所としては、そのような策はいわば当事者主義の敗北であり、できれば避けたい。したがって、検察の能力強化と検察と警察の関係改善によって効果的な捜査立証活動ができるような方向を模索したいと考えている。

(2) さらに、通常はこの国でも警察が捜査し、検察官が訴追して刑事罰が加えられ

2 セミナー参加者の中からは、「もともとネパールの警察は、王宮護衛をもって最重要任務としており、犯罪捜査を重要な職務と認識しない傾向がある」との声も聞かれた。

3 セミナー参加者との話で出てきた数字であり、正確なものではないことに留意されたい。

る多くの中規模・小規模な刑事事件が、根強く残っている「私人訴追」の観念から、訴追されずに放置されているという現状がある。特に個人的法益に対する犯罪については私人訴追に任せるという考え方が浸透していることから、一般市民は犯罪被害にあっても自ら裁判所に訴えを提起しなければならないが、証拠収集などを警察に頼んでもやってくれない。その結果犯罪が放置され、国民の刑事司法制度に対する信頼は危殆に瀕している。



- (3) ネパールの裁判所は一般的に言って、有罪無罪の判断に精力を注ぎ、有罪事件の量刑判断がずさんな傾向がある。量刑資料となる証拠を重視しない傾向があり、量刑も各裁判官によってまちまちで、余りにも統一が取れていない。類似の事案で片や懲役2か月、片や懲役5年などという不均衡が現実に起きており、刑事司法が信頼を失う一因となっている。このため、現在、有罪無罪の判断過程と、有罪となった被告人に対する量刑の過程を切り離し、別個の手続として、量刑証拠の収集と当事者意見の吟味に集中できるように制度を改変すべきか否かが検討されている。また、**Sentencing Policy**を何らかの形で明文規範化するか否かについても激しい議論が行われている。
- (4) 同様の問題は保釈の可否及び保証金額についても生じており、著しい不均衡が見られる。そこで、保釈の可否及び保釈保証金の額について統一的な基準を設けるべきか否かの議論が行われている。
- (5) 証人や被害者の保護が不十分なため、市民の協力が得られず、人証が揃わないために無罪にせざるを得ない事件が余りにも多い。効果的な保護策を講じる必要がある。
- (6) ネパールは、王政崩壊後、政治情勢が不安定であるばかりでなく、「民主主義」や「政党」の名を借りて司法にまで恣意的な介入をしてくる勢力が多くなっている。賄賂や恫喝、ひどい場合には暴力を持って裁判に介入してくることも多い、検察官や弁護人などの刑事裁判の当事者に対する恫喝・脅迫なども珍しくない。人々は、司法手続に対する信頼を失いつつあり、救済を自力救済やデモなどの集団示威行為に頼る傾向が強まりつつある。司法の信頼回復は急務である。

第4 今後の支援の方向性

- 1 セミナーを終了した後、シュレスタ判事から聞かれたのは「これまでネパールの刑事手続と日本の刑事手続では相当の違いがあると思込んでおり、もしかすると余り参考にならないかもしれないという危惧もないではなかったが、セミナーを終えてみて、その危惧は一掃された思いである。発表を聞いている限り、共通点は多々存在し、現在の刑事司法制度を作り上げてきて適正に運用している日本の経験・技術は大変参考になるものであるし、積極的にネパールの制度に採り入れるべきものが多々あるように思う。今後もっと日本法を研究してネパールの制度とその運用改善に是非役立てたい。」との感想であった。筆者の個人的な感想もシュレスタ判事と共通する。ネパールは、英法の

制度に相当強い影響を受けているが、刑事司法の本質的な部分については、同じく戦後米国の強い影響を受けた日本の制度によく似ている部分が多く、支援をするに当たっての親和性は相当高いといえよう。また、法曹の多くが英語を解する上、法律学が相当程度発達していることもあって、セミナー中、コミュニケーションギャップはほとんど感じることはなく、繰り返し説明しても理解が困難、という場面は一度もなかった。このような観点からは、ネパール刑事司法への支援は我が国にとってやりやすい面が多いものと思われる。

- 2 ただ、具体的支援内容については、ネパールの刑事司法が置かれている状況が極めて深刻で、規模の比較的大きな支援を必要としていることにかんがみれば、もっとも効果的な支援がどのようなものであるのかについては慎重な検討を要する。そのためには、今後もセミナーや調査の形で綿密な情報収集を行い、その上でプロジェクト化あるいはプログラム化の可否を考える必要がある。最近の要望調査においてネパールから要請のあった刑事訴訟制度に関する本邦研修は、今後の支援の手法を形成するために極めて有益であると考えられるので、これを積極的に実施し、その上でいかなる支援をすべきか、緊密な対話の上で決定すべきである。現時点で得られている断片的な情報からは、恐らく、組織的キャパシティ・デヴェロプメント (institutional capacity development) 支援として、「検察の組織的な能力強化」と、制度構築支援として、「効率的な捜査公判手続の確立」がテーマとなりうると考えられるが、現時点では範囲を絞り込むのはなお時期尚早と思われる。

付：マドハブ・プラサド・パウデル法務司法省次官のプレゼンテーション要旨

前記のとおり、ネパールではシュレスタ最高裁判所判事を中心とする刑事法改革改善タスクフォースが現在刑法及び刑事訴訟法の草案作成作業に当たっているところ、上記のセミナーでは、このタスクフォースの中で討議されている論点について、パウデル次官によるプレゼンテーションを行われた。今後のネパールの刑事法の行方を検討するに当たって興味深い内容を含んでいるので、プレゼンテーションの要旨をここに紹介する。

- 1 ネパールの刑事法はコモン・ローの影響を受けており、体系的な成文法としてはまともまっておらず、一般法であるムルキ・アイン法典⁴及び特別法としてのその他の単行法に刑罰法令・刑事手続法令が分散している。
- 2 体系的な成文刑事法典の編纂の試みとしては、1955年にネパール議会法務委員会が作成した「刑法草案」があるが、これはインドの1860年刑法典のコピーに過ぎず、法律として成立することはなかった。続いて、1973年に政府の刑事司法研究タスクフォースが

4 英文表記では「Muluki Ain」とも「Mulki Ain」とも綴るようである。1854年に成立したネパールの一般成文法典であり、民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の4つの分野をカバーする。大陸法、ことにフランス法の影響が強いとのことである。成立後、1888年、1935年及び1963年に改正が行われており、最後のものは「新ムルキ・アイン (Naiya Muluki Ain)」として現在もなお効力を有する。しかし、セミナー参加者から聞いたところでは、この法典は、言語が古くて理解しづらい（理解不能な規定もあるとのこと）上、雑多な規定が整理されずに列挙されていて、理論的整合性にも問題を抱えているとのこと。そのため、ネパールは、これを解体して上記4つの法律を新たに制定する過程にあるとのこととであった。

別の刑法草案及び刑事訴訟草案を作成したが、これらも法律にはならなかった。3度目の試みは、2003年の「刑法・刑事訴訟法改正委員会」による新たな刑法・刑事訴訟法草案であるが、これも立法化は進まないままになっていた。現在のタスクフォースは、この2003年の草案を再検討して必要な修正を加え、立法化を目指すために設置されたものである。

3 刑事法改革の主要目的は次のとおりである。

- (1) 現行の刑事司法制度を国際標準に合致するように改革すること
- (2) 刑事司法の一般理念を刑法に反映し、刑法を現代的なものにすること
- (3) 刑事司法行政を効率的なものとする
- (4) 刑事手続を簡易なものとする
- (5) 社会秩序を統合し国家の法制度を体系的、統一かつ機能的なものとする
- (6) 成文法に基づく刑事法学と法秩序を形成すること
- (7) 法と秩序について市民を主要なステークホルダーとして参加させ、人権を保護すること
- (8) ネパールが締結・参加している国際条約等に基づく国際的義務を国内法に反映させること

4 起草中の原案の特徴は次のとおりである。

- (1) コモン・ローの原理及び実務を大幅に反映している
- (2) 一般法の性格を有する
- (3) 資金洗浄、人身売買、汚職、麻薬、サイバー犯罪など、特殊な取扱いを要する犯罪については規定していない
- (4) 刑事司法の基本原則を成文化している
- (5) 一定の犯罪につき、国外犯処罰を規定している
- (6) 刑事司法の場における犯人の被害者に対する被害弁償を規定している

5 草案に盛り込むことを検討している事項

- (1) 一定の行為の犯罪化（逃走、拷問など）
- (2) 答弁取引制度
- (3) 刑事責任の加重減免事由
- (4) 刑事における被害弁償制度
- (5) 検察官の説明責任に関する規定
- (6) 有罪宣告手続と量刑手続の分離
- (7) 矯正施設及びコミュニティ・センター
- (8) 法廷手続におけるITの利用に関する諸規定
- (9) 責任減免嘆願の制度化
- (10) 被害者救済基金の創設
- (11) 国際司法共助

～ 国際研修 ～

第4回中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト本邦研修

国際協力部教官

横山 幸俊

第1 はじめに

国際協力部では、2009年11月2日から同月13日までの間、第4回中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト本邦研修を実施した（研修日程は添付の資料のとおり）。

研修員は、中国の全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室副主任扈紀華氏を団長とする同民法室等から選出された研修員11名であり、研修員の詳細については、後記第2の3のとおりである。

この場をお借りして関係各位に深く感謝申し上げたい。

第2 本研修実施の背景・目的

1 本研修実施に至る経緯

中国政府からの要請に基づき、2007年11月から3年間の予定で、中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトが開始された。

上記民事訴訟法・仲裁法についての、これまでの本邦研修・現地セミナーについては、ICDNEWS40号を参照されたい。

また、2008年には、中国政府から、権利侵害責任法（不法行為法）制定の支援も要請されたため、2009年からは、同法制定への協力も行われることとなった（同法について実施された、第3回中国現地セミナーについては、本号の別稿を参照されたい）。

これまでの上記プロジェクトにおける本邦研修及び現地セミナーと同様に、事前に、中国側（上記民法室）から、関心事項についての書面での質問、日本側（JICA中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト研究会、中国権利侵害責任法研究会）からの書面での回答が行われた。

2 本研修の目的

本研修は、中国の民事訴訟法につき、その改正に向けた研究に資するため、これまでの本邦研修・現地セミナー等を踏まえ、中国側の関心事項、及び民事訴訟手続全般にわたる背景の整理等について、討論を通じて理解を深めることを目的とした。

また、中国の権利侵害責任法につき、その制定に資するため、中国側の関心事項、公開された第3次草案等について、討論・助言を通じて理解を深めることを目的とした。

3 研修員について

前記研修の背景・目的から、研修員には、主として、民事訴訟法の改正・権利侵害責任法の制定の起草に携わる、前記民法室職員等が選定された。

研修員は、以下のとおり。

- 扈紀華 全人代常務委員会法制工作委员会民法室 副主任
- 羅東川 最高人民法院研究室 副主任
- 段京連 全人代常務委員会法制工作委员会民法室調研員
- 李文閣 同 上
- 趙振宏 同委員会研究室調研員
- 嚴冬峰 同委員会法規備案審査室副処長
- 庄曉泳 同委員会民法室幹部
- 孫娜娜 同 上
- 陳 強 同委員会弁公室幹部
- 許 燦 同委員会民法室幹部
- 王歷磊 同委員会立法計画室幹部

第3 本研修の概要

1 本研修日程の方針

前記の目的に従って、討論形式で行うこととした。

なお、具体的な日程は、添付の日程表を参照されたい。

2 日本側からの情報提供、質疑応答等について

討論1（証拠収集・証拠調べの強制と証明妨害）においては、山本和彦教授（一橋大学大学院法学研究科）から、証拠調べ及び証拠収集の強制方法並びに証明妨害について発表をしていただいた。中国側からは、文書提出命令と米国のディスカバリー制度との関係等についての質問等がなされ、山本教授等から説明が行われた。

討論2（人事訴訟・家事審判）においては、松下淳一教授（東京大学大学院法学政治学研究科）から、人事訴訟、家事審判、家事調停、家庭裁判所等について発表をしていただいた。中国側からは、非訟事件手続法が制定された趣旨についての質問等がなされ、松下教授等から説明が行われた。

討論3（訴え提起と訴訟の終局における当事者主義、職権主義、手続保障）においては、松島洋弁護士から、訴えの提起と訴えの終了のそれぞれの段階における、当事者主義と職権主義の現われ、また手続保障について発表をしていただいた。中国側からは、訴状の補正の期間についての質問等がなされ、松島洋弁護士等から説明が行われた。

討論4（弁論と証拠調べにおける当事者主義、職権主義、手続保障）においては、垣内秀介准教授（東京大学大学院法学研究科）から、弁論及び証拠調べに妥当する諸原則、



弁論及び証拠調べにおける手続保障等について発表をしていただいた。中国側からは、職権証拠調べについての質問等がなされ、三木浩一教授（慶應義塾大学法科大学院）、垣内准教授等から説明が行われた。

総括質疑（民事訴訟法）においては、中国側から、証人尋問における裁判所と当事者の役割についての質問等がなされ、上原教授等から説明が行われた。

討論5（中国権利侵害責任法草案の発表）においては、扈紀華民法室副主任から、パブリックコメントに付された中国権利侵害責任法第3次草案について発表していただいた。中田裕康教授（東京大学大学院法学政治学研究科）、沖野真巳教授（一橋大学大学院法学研究科）等から、その内容についての確認等が行われた。

討論6（過失責任と無過失責任、環境汚染責任）においては、中田教授から、「無過失責任の立法の在り方」について発表していただき、大塚直教授（早稲田大学大学院法務研究科）から、「日本における環境関連の不法行為責任について」を発表していただいた。

討論7（製造物責任）においては、松尾弘教授（慶應義塾大学法科大学院）及び沖野教授から、中国側からの事前の製造物責任に関する質問事項に対応して、それぞれ発表していただいた。



討論8（労災と損害賠償、自動車事故責任）においては、松島洋弁護士から、労災と損害賠償、交通事故と損害賠償等について発表していただいた。

交通事故に関する弁護士との座談会においては、栗津光世弁護士から、「日本の『交通事故損害賠償額の算定基準』と『自動車保険』」について説明していただいた。

交通事故に関する裁判官との座談会においては、大阪地方裁判所交通部の裁判官の方々から、裁判実務上の認定の問題等について説明していただいた。

医療事件に関する裁判官との座談会においては、大阪地方裁判所医療部の裁判官の方々から、過失の認定における鑑定人の確保等について説明していただいた。

大阪市環境局舞洲スラッジセンター見学においては、汚泥処理施設等を見学し、同センターの職員から、大阪市内の河川の状況等について説明していただいた。

総括質疑（権利侵害責任法）においては、権利侵害責任法第3次草案について、中田教授、沖野教授等から、内容の確認、コメント等が行われた。

第4 所感

今回の研修は、前半の日程が民事訴訟法、後半の日程が権利侵害責任法を中心として行われ、日程的に過密でもあったが、本研修直前に権利侵害責任法第3次草案がパブリックコメントに付されて、同草案についての確認、コメント等も行われて、充実した研修が行われたと感じられた。

第5 本研修前後の権利侵害責任法の制定への協力状況

2009年7月20日、21日の第3回中国現地セミナー（別稿参照）の後、中国側からの高度危険責任等についての追加質問等に対し、同年8月下旬から9月にかけて、JICA中国権利侵害研究会等から、文書で回答・助言等が行われた。

また、2009年9月には、第14回日中民商事法セミナーが東京・大阪にて開催されて、権利侵害責任法がテーマの一つとされ、全人代常務委員会法制工作委員会民法室副処長の石宏氏が講演、沖野教授及び松尾教授がコメントを行って討論がなされた（財団法人国際民商事法センター機関誌「ICCLC」第31号ご参照）。

さらに、中国側から、本研修に向けて、製造物責任等についての追加質問が行われ、また、本研修直前に、権利侵害責任法第3次草案がパブリックコメントに付された。

そして、中国側から、本研修後の11月下旬から12月初めにかけて、動物責任、安全配慮義務等についての追加質問が行われ、JICA中国権利侵害研究会等から、文書で回答、上記草案に対する意見等の助言が行われた。

2009年12月下旬の全国人民代表大会常務委員会において、権利侵害責任法は、審議され、同月26日、可決成立した。なお、同法の施行は、2010年7月1日からである。

第6 おわりに

本研修は、前述のとおり、中国の民事訴訟法改正、権利侵害責任法制定に向けて、参加者が熱意をもって取り組み、所期の目的を達成した。

改めて、本研修等に御協力いただいた皆様に深く感謝申し上げたい。

中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト 第4回本邦研修 日程表

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 17:00
11 / 月 2		中国発	日本着 TICフリーフィング (16:00～17:30) JICA/ICDオリエンテーション (17:30～18:30)
11 / 火 3		文化の日	
11 / 水 4		10:30～ 事務次官, 官房長, 官房審議官表敬	12:15～13:30 法総研所長主催意見交換会 山本教授、松島弁護士、金講師
11 / 木 5		討論2 人事訴訟・家事審判 松下教授、垣内准教授、金講師	討論3 訴え提起と訴訟の終局における当事者主義、職権主義、手続保障 上原教授、松島弁護士、小出判事、金講師
11 / 金 6		討論4 弁論と証拠調べ(争点整理含む)における当事者主義、職権主義、手続保障 三木教授、垣内准教授、金講師	総括質疑(民事訴訟法) 上原教授、三木教授、金講師
11 / 土 7		大阪へ移動	15:00～ 大阪市環境局 舞洲スラッジセンター見学
11 / 日 8			
11 / 月 9		交通事故に関する弁護士との座談会 (損害賠償額の算定、自賠責制度) 栗津光世弁護士	大阪地方裁判所見学 交通事故に関する裁判官との座談会 大阪地方裁判所
11 / 火 10		大阪地方裁判所見学 医療事件に関する裁判官との座談会 大阪地方裁判所	東京へ移動
11 / 水 11		討論5 質疑応答(権利侵害責任法草案についてのコメント、第3次稿等) 中田教授、沖野教授	討論6 過失責任と無過失責任、環境汚染責任 中田教授、沖野教授、大塚教授
11 / 木 12		討論7 製造物責任 沖野教授、松尾教授	討論8 労災と損害賠償、自動車事故責任 中田教授、松尾教授、松島弁護士
11 / 金 13		総括質疑(権利侵害責任法) 中田教授、沖野教授、金講師	協議 今後のプロジェクトの進行 上原教授、垣内准教授ほか 評価会 (16:00～17:30) 閉講式 (17:30～18:00)
11 / 土 14		帰国	

～ 国際研修 ～

平成21年度 インドネシア国別研修「法廷と連携した和解・調停実施」

国際協力部教官

渡 部 洋 子

第1 本研修日程及び参加研修員

2009年11月2日（月）から同月13日（金）まで、平成21年度インドネシア国別研修「法廷と連携した和解・調停実施」を行った（日程表は文末の資料のとおり）。

研修員は、インドネシアの裁判官、弁護士及び民間調停人認証機関代表者等下記12名であり、同国裁判所における和解・調停制度の運用責任者、実務担当者及び研修担当者らから構成された。

最高裁判所民事部長 アチャ・ソングジャヤ氏（Mr.）

最高裁判所判事 タクディル・ラフマディ氏（Mr.）

西ジャカルタ地方裁判所長 モハマド・ジョコ氏（Mr.）

ボゴール地方裁判所長 グスリザル氏（Mr.）

チラチャップ宗教裁判所長 アブドウル・ホリック氏（Mr.）

西ジャカルタ地方裁判所判事 ディア・スラストゥリ・デヴィ氏（Ms.）

最高裁判所司法研修所研修教材開発部 アブドゥラ氏（Mr.）

北ジャカルタ宗教裁判所判事 アフマド・ザワウィ氏（Mr.）

最高裁判所司法研修所教官 ベッティーナ・ヤーヤ氏（Ms.）

IICT（民間調停人認証機関）代表 スリ・マムジ氏（Ms.）

PMN（民間調停人認証機関）代表 アーマド・ファーミ・シャハブ氏（Mr.）

弁護士 タヒール・ムサ・ルットフィ・ヤジッド氏（Mr.）¹

第2 本研修実施の背景及び実施目的

当部は、インドネシアの裁判所における民事未済事件の解決促進支援を目的として、独立行政法人国際協力機構（JICA）及び財団法人国際民商事法センターと協力し、2007年3月から2年間、同国最高裁判所を支援対象機関として、「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」を実施した。同プロジェクトは、1) 日本の和解・調停制度を参考にし

¹ 研修員メンバーは以上の12名であるが、これに加えて、かねてより同国裁判所における和解・調停制度促進のための諸活動の連絡調整・記録等を担当していたDian Noviyanti氏（Ms）も全日程参加し、研修内容の記録作業等を担当した。

つつ、裁判所における和解・調停促進のため活用されるインドネシア共和国最高裁判所規則の改正を行うこと、2) 同国における調停人養成研修制度を改善すること及び、3) 前記改正最高裁判所規則に基づいた、裁判所における和解・調停制度等の広報を行うことを内容とした。

同プロジェクトでは、JICA長期専門家（弁護士）の現地ワーキング・グループ等に対する助言・協議、本邦研修2回及び現地セミナー3回等の支援活動を行った。その結果、1) 2008年7月に改正最高裁判所規則が施行されたほか、2) 2008年8月から2009年2月にかけて、同改正最高裁判所規則規定の裁判所における和解・調停制度に即した内容に改善された調停人養成研修担当講師育成研修が実施された。また、3) 複数回にわたり裁判所における和解・調停制度に関する広報セミナーが首都圏を中心に実施されるなどの成果が得られた²。

このようにして、同プロジェクトは2009年3月をもって終了したが、インドネシアの改正最高裁判所規則に基づく裁判所における和解・調停制度の運用、研修及び広報はいずれも開始されたばかりである。同国最高裁判所及び関係機関が安定的かつ自立的に同制度の運用等をできるようになるためには、1) 改正最高裁判所規則に基づく裁判所における和解・調停実務の運用を質・量とも一層高めるとともに、調停人倫理規則等関連規則を整備すること、2) 最高裁判所司法研修所において、調停人養成研修・調停人養成研修担当講師育成研修を継続実施し、内容も充実させること、3) 改正最高裁判所規則に基づく裁判所における和解・調停制度について、地方の裁判所、弁護士及び一般国民に対する更なる広報活動を展開すること、等の諸課題を克服する必要がある。

そこで、インドネシア側からの要請に応じ、日本側としても、これら諸課題克服のための活動を支援すべく、2009年度においても、本研修を実施することにした。

また、本研修実施に当たっては、研修員が、裁判所における和解・調停制度の運用等促進のための課題及び改善の方向性をこれまでもまして、より積極的かつ具体的に検討・抽出できるよう、以下の各点の達成を目指すことを実施目的とした。

- 1 インドネシア側から、裁判所における和解・調停制度の運用、広報及び研修状況と今後の方針に関して情報提供を受け、日本側との間で課題の抽出・認識共有を図る。
- 2 インドネシアの裁判所における和解・調停制度の運用、広報及び研修の促進・改善に当たり必要と考えられる実務上の知見を日本側が提供する。
- 3 上記1で抽出した課題及び上記2で提供した知見に基づき、インドネシアの裁判所における和解・調停制度の運用等に関する改善の方向性を両方で検討する。
- 4 インドネシアの和解・調停制度を中心とした司法制度の問題点及び今後の望ましい在り方等について両方で率直に意見交換し、認識共有を図る。

なお、本研修においては、同プロジェクト実施中の本邦研修に引き続いて、草野芳郎学

2 2007年度の本邦研修につきICD NEWS第34号146ページ以下、2007年実施の第1回現地セミナーにつきICD NEWS第32号219ページ以下、2008年度の本邦研修につきICD NEWS第36号178ページ以下の各教官作成のセミナー・研修実施報告参照。また、インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトの全体像につき、ICD NEWS第37号51ページ以下の教官作成の報告参照。

習院大学法科大学院教授，稲葉一人中京大学法科大学院教授，平石努弁護士（いずれも同プロジェクト日本側アドバイザー・グループ・メンバー）及び角田多真紀弁護士（同プロジェクトJICA長期専門家）の各先生方に，カリキュラムの多くを御担当いただいた。

第3 本研修の内容

1 カリキュラム概略

本研修においては，1) 研修員発表・質疑応答（上記実施目的1：インドネシア側からの情報提供に対応するもの），2) 和解・調停関係施設訪問（上記実施目的2：日本側の知見提供に対応するもの），3) 和解・調停の専門家からの講義（上記実施目的2：日本側の知見提供に対応するもの），4) 調停人養成研修・パイロット・コート運用・広報活動改善検討（上記実施目的3：両者による改善の方向性検討に対応するもの），5) 総括的意見交換（上記実施目的4：インドネシアの司法制度の問題点等に関する意見交換に対応するもの）を順次実施した。

2 研修員発表・質疑応答について

研修員が，本研修実施時までの1) パイロット・コート（改正最高裁判所規則に基づく和解・調停実務を促進し，進ちょく状況を検証する裁判所として，最高裁判所が指定したインドネシア国内の複数の地方裁判所）における和解・調停実務，2) 改正最高裁判所規則に基づく和解・調停制度の広報及び，3) 主として最高裁判所司法研修所が行う調停人養成研修について，それぞれ活動状況及び課題を発表した。その後，研修員と日本側（草野教授・稲葉教授）との間で質疑応答を実施した。発表及び質疑応答の結果，概要以下のとおり現状及び課題が明らかとなった。



(1) パイロット・コートにおける和解・調停実務

パイロット・コートとして，国内12か所の地方裁判所が指定され，最高裁判所に設置されたワーキング・グループが中心となって，データ収集や施設訪問等によるモニタリングを行い，和解・調停実務を積極的に行うよう促している。その結果，この1年強で1パイロット・コートあたり5ないし30件程度の和解・調停が成立した。また，控訴審において和解がはじめて成立したほか，通常裁判所のみならず，イスラム教徒の家事事件を中心的に扱う宗教裁判所にも和解・調停の運用が広がりはじめている。

しかし，都市圏から離れたパイロット・コート2か所では，モニタリングができていないうえ，調停室・調停人名簿・案内版等設備が全て整った裁判所はパイロット・コートの中でも1か所のみである。また，パイロット・コートにおいても，和解・調停の成立率は平均10%程度にとどまっている。さらに，裁判官，弁護士及び当事者に，「裁判所は判決をするものだ」，「和解・調停では報酬が期待できない」等の固定観念が強く，和解・調停促進の障害要素となっているほか，担当裁判官及び調停人自体に，

適切な和解・調停条項の作成能力が不足している例が見受けられたり、非裁判官調停人の活用が進まなかったりする等、実務遂行上の課題が相当に存在する。

(2) 改正最高裁判所規則に基づく和解・調停制度の広報

最高裁判所判事らが中心となり、首都圏を中心とした裁判所、大学及び銀行等において、1回あたり数十名規模で、裁判官、弁護士、学者及び医師らに対する普及セミナーを複数回実施している。また、裁判所内の会議や研修に最高裁判所判事らが出席し、和解・調停制度について質疑応答を行うなどして裁判官に対する広報にあたっている。

しかし、交通・通信アクセスのよくない首都圏以外の地方、特に東部インドネシア地域への広報活動が十分ではないほか、弁護士会との広報活動の連携が進んでいない等の課題が存在する。

(3) 主として最高裁判所司法研修所が行う調停人養成研修

インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトの一環として、2008年から2009年にかけて、最高裁判所が民間調停人認証機関に委託して、研修カリキュラム及びDVD等教材を作成したうえ、改正最高裁判所規則に基づく和解・調停実務を担当するとともに、将来調停人養成担当講師となることが期待される裁判官及び書記官に対し、調停人養成研修担当講師育成研修1回をはじめて実施した。その後、上記カリキュラム及び教材を活用しつつ、最高裁判所司法研修所において、2009年に宗教裁判所裁判官120名に対する調停人養成研修1回及び通常裁判所裁判官120名に対する調停人養成研修1回をはじめて実施した。

しかし、研修を修了し、調停人資格を得た裁判官数は全裁判官7000人中1割にはるかに満たない数にとどまっているほか、最高裁判所司法研修所において、調停人養成研修担当講師育成研修を定期的に行うことができるめどはたっていない。また、調停人倫理規則が未だ整備されていないことから、調停人倫理に関するカリキュラム内容の策定に苦慮したり、研修参加者の評価基準策定に苦慮したりしている等、実施面及び内容面双方の課題が相当に存在する。

3 和解・調停関係施設の訪問について

大阪地方裁判所（医療事件集中部・建築調停部）、大阪弁護士会・総合紛争解決センターを訪問し、裁判官、書記官及び弁護士等との質疑応答及び施設見学等を行った。

医療事件集中部訪問においては、1) コンピュータを用いた事件管理システム、2) 医療専門家と協調した医療事件の和解への取り組みに研修員の質問が集中した。これは、広大な国土をもつインドネシアにおいて、事件の迅速処理のため裁判手続のIT化が司法改革の目標の一つとして検討されていることや、医療事件において、医学専門家でない裁判官及び調停人が担当する和解・調停手続に、当事者の医師が非協力的であることが多いことが背景にあると考えられる。研修員は、日本の書記官がコンピュータによる事件管理システムを駆使して漏れなく事件の進ちょく管理を行っていることや、医療事件担当裁判官が専門家調停委員や専門委員である医師の意見及び医療関係の文献内容等を

踏まえつつ、自ら結論を導いていることに感銘を受けたようであった。

建築調停部訪問においては、1) 民事調停官の制度、2) 困難な局面における調停技術の在り方に研修員の質問が集中した。これは、インドネシアに民事調停官にあたる役職がないうえ、非裁判官調停人の確保及び活用に苦慮している現状があることや、弁護士や当事者に「裁判所は判決をするものだ」との固定観念が強く、調停技術の蓄積も不十分であることが背景にあると考えられる。研修員は、日本の弁護士が民事調停官に任命された場合、非常勤で裁判官と同等の権限をもって調停手続を主宰できることや、非裁判官である調停委員が、当事者同士が顔を合わせることもさへ拒む局面において、双方が絶対に対面しないよう控え室の位置関係に配慮したり、当事者に対し出頭したことへの感謝の念を述べて手続を開始したりするなど、きめ細やかな配慮をして調停に臨んでいることに刺激を受けたようであった。

大阪弁護士会・総合紛争解決センター訪問においては、1) 日本の弁護士全般の和解・調停への積極性の有無、2) 弁護士及び司法書士・土地家屋調査士等を含むADR担当者の研修方法に研修員の質問が集中した。これは、インドネシアにおいて、「和解・調停では報酬が期待できない」との固定観念を持ち、和解・調停に消極的である弁護士が相当数存在することや、調停人養成研修の充実が課題となっていることが背景にあると考えられる。研修員は、日本の弁護士の多くが、報酬のみならず、当事者間の民事紛争の適切かつ迅速な法的解決の必要性という公的視点をも踏まえて紛争解決を目指しているため和解・調停を積極的に活用していることや、弁護士ではない司法書士・土地家屋調査士等がADR担当者となる場合、総合紛争解決センターにおいて法的知識及びあっせん技術等につき事前研修を受けていることに強い印象を受けたようであった。

4 和解・調停の専門家からの講義について

(1) 調停人倫理及び困難な局面への対応に関する講義（稲葉教授・平石弁護士）

調停人倫理の講義では、現在インドネシア最高裁判所で起草中の調停人倫理規則案に関する研修員との質疑応答・コメントを行っていただいた。

質疑応答の結果、上記調停人倫理規則案においては、①調停人がとるべき行動についての具体的規定が定められていないこと、②施行後一定期間を経た同規則の見直し措置に関する規定が定められていないこと、③どういう場合に調停人と当事者の利害が衝突することになるのか、具体的議論と対処が十分とはいえないこと、そして、④調停人の報酬や違反行為に対する制裁に関する具体的手続及び適用対象者が不明確であること等の改善・検討点があることが明らかになった。

また、困難な局面の対応に関する講義では、研修員から呈示されたインドネシアの和解・調停実務上困難な局面への対応策につき、質疑応答とコメントを行っていただいた。



この中では、研修員から困難な局面の例として、①当事者の一方が国や行政機関であった場合、和解・調停を成立させることがほとんどできないこと、②代理人弁護士が当事者本人を同行せず、調停人及び担当裁判官のその旨の説得も奏功しない場合があること、そして、③離婚事件の和解・調停の方向性として、復縁を目指すのか、離婚を前提とした財産分与を目指すのか迷う場合があること等が紹介された。稲葉教授と平石弁護士は、①日本においては、国や行政機関が当事者である事件の場合、どの官職に法的な処分権限があるか等につき担当裁判所が慎重に調査しているほか、和解・調停に応じるか否かの判断を促すため、担当裁判所が事実上の和解案となりうる所見を示す等の対応策をとっており、インドネシアでも参考となりうるのではないかと、②当事者を弁護士が同行しない背景には、弁護士に対する和解・調停制度の普及が十分でないことが考えられるので、例えば、裁判官に対する調停人養成研修に弁護士の参加も認める等の普及策を講じてはどうか、③離婚事件の和解・調停の方向性として、復縁を目指す方向も離婚を前提とした財産分与を目指す方向もいずれもありうるので、当事者の考えを十分探ったうえで方向性を選択してはどうか、等のコメントをされていた。

(2) 上訴審における和解等に関する講義（大島崇志学習院大学法科大学院教授）

高等裁判所判事等として豊富な経験をお持ちの大島教授から、日本の民事訴訟制度につきお話いただくとともに、上訴審における和解の運用手法等につきお話いただいた。

インドネシアでは、民事未済事件を減少させることが大きな課題となっており、そのため和解・調停制度の強化を図っているが、和解・調停制度と同じく民事紛争の効率的解決に有効とされている日本の①少額訴訟制度及び②上告理由の制限についても、かねてより関心が寄せられている。このため、この講義においても、研修員から各制度の内容や利点に関して、特に多くの質問がなされていた。

また、上訴審における和解の運用手法等に関するお話では、大島教授から、日本において、①第一審の裁判官は、和解に非常に強く反対する側を敗訴させるが、それは、敗訴した側が第二審で、早期に和解に応じる可能性が高くなることを念頭に置いているためであること、②当事者間の紛争の妥当かつ一回的解決を図るため、訴えられている事項以外の事項についても取り込んで和解成立をはかる運用を行っていること、等の具体的運用手法を紹介していただいた。

(3) 和解・調停調書の作成方法及び留意点等に関する講義・演習（草野教授・久保田三樹元首席書記官・角田弁護士）

講義では、久保田元首席書記官から、日本における和解・調停条項の類型ごとの記載方法及び留意点を中心にお話いただいた。また、角田弁護士から、日本における即決和解の活用法の一つとして、東京の三弁護士会の仲裁センターにおいて、将来の履行確保のため、成立した和解契約について、東京簡易裁判所の即決和解手続と連携させる運用を行っていることをご紹介いただいた。

インドネシアでは、和解・調停担当裁判官や調停人の和解・調停条項の作成能力向上と改正最高裁判所規則に取り入れられた即決和解手続の活用強化が課題となっている。特に後者は、それまで同国になじみの薄かった制度であり、どのような場面で活用を強化するか手探りの状況が続いていることから、角田弁護士の運用例紹介には研修員が強い関心を示し、制度内容及び趣旨について多くの質問を行っていた。

演習では、草野教授から呈示された建物及び土地の売買事例に基づき研修員が和解のロール・プレイを実施したうえ、和解技法及び作成された和解条項の内容について久保田元書記官、草野教授及び角田弁護士を交え、検討を行った。

上記のとおり、インドネシアでは、和解・調停担当裁判官や調停人の和解・調停条項の作成能力向上が課題となっているが、本演習において作成された和解条項にも、①執行の際支障となりかねない不明確な意味内容の用語を使用した和解条項（費用の共同負担・分担負担に関するもの）、②執行を念頭に置くことが不足した内容の和解条項（代金と引き換えに土地・建物を引き渡すことに関するもの）、③残請求に関する清算条項の記載の失念、といった検討・改善点が見受けられた。

5 調停人養成研修内容・パイロット・コート運用・広報活動各改善検討について

ここまでの研修で得た知見に基づいて、研修員が、1)パイロット・コートにおける和解・調停実務、2)改正最高裁判所規則に基づく和解・調停制度の広報及び、3)最高裁判所司法研修所が行う調停人養成研修内容について、具体的改善の対応策案を発表するとともに、日本側（草野教授・稲葉教授・平石弁護士・角田弁護士）と意見交換を行い検討した。検討の過程で呈示された対応策案については、インドネシア語で記録され、研修員がインドネシアに持ち帰ってさらに具体的検討を行うことになった。

それぞれの要素に関して呈示された対応策案は、概要以下のとおりである。

(1) パイロット・コートにおける和解・調停実務改善対応策案

① 専門家のさらなる活用

改正最高裁判所規則における専門家活用の規定につき、日本の調停委員会の制度等を参考に内容を充実させる等して、専門的知見の必要な事件では、調停担当裁判官もしくは調停人1名と、専門家調停人2名程度で事件処理にあたることを検討する。

② 和解・調停担当裁判官の法的知識向上

和解・調停を担当する裁判官の研修で、土地関係、家族関係及び契約関係等和解・調停手続で多く扱われる事案に関する法令や判例等の研修を増やすことを検討する。

③ 調停人倫理規則案の修正

研修で得た知見を踏まえ、どういう場合に調停人と当事者の利害が衝突することになるのかに関する規定の具体化等に関し、修正の議論を進める。

④ 執行力を念頭に置いた和解・調停条項の作成能力向上

裁判官に対して、和解・調停手続で多く扱われる事項に関する法令や判例等の研

修（上記②参照）を充実させることを検討する。また、条項作成に際して専門的知識や地方の慣習の理解が必要な場合、和解・調停担当裁判官等が専門家の知見を柔軟に得られるよう制度を整備することを検討する。

⑤ 上訴審担当裁判官による和解・調停の積極的実施

現在、改正最高裁判所規則上は、上訴審における和解・調停は、当該事件の第一審裁判所において行われることとされているが、当該規定を改正する等して、上訴審担当裁判官が直接和解・調停手続を進める運用の促進を図る。

(2) 改正最高裁判所規則に基づく和解・調停制度の広報改善対応策案

① 裁判官全体への広報拡大

改正最高裁判所規則に基づく和解・調停制度に関する参考文献を最高裁判所において整備し、各裁判官に配布することを検討する。

② 一般国民への広報拡大

和解・調停制度の手続・利点及び担当機関等がわかりやすく記載されたパンフレットやリーフレットを最高裁判所において作成し、地域の裁判所に揃える等して一般国民が自由に持ち帰れるようにすることを検討する。また、最高裁判所のホームページから改正最高裁判所規則・注釈等をダウンロードできるようにしたが、加えて、一般国民から随時不明な点について質問を受け付けるようにすることを検討する。さらに、和解・調停の手続及び利点等についてドラマ化し、テレビ放映することを検討する。

③ 弁護士会及び大学との連携拡大

弁護士会と最高裁判所で和解・調停制度に関する合同セミナーを開催し、広く弁護士及び裁判官の出席を募ることを検討する。また、大学法学部の選択科目にADRや交渉術等の科目を取り入れてもらい、最高裁判所のワーキング・グループ・メンバー等が学生に対する講義を行うことを検討する。

(3) 最高裁判所司法研修所が行う調停人養成研修内容の改善対応策案

① 面談による受講者選定手続の導入

調停人養成研修担当講師育成研修実施に当たり、希望者に対する面談や心理テスト等を実施して、結果を調停人養成研修受講時における成績と併せ考慮することにより、調停技術、法的知識及び教授能力が高い希望者を受講者として選定できるようにすることを検討する。

② 和解・調停条項の作成演習プログラムの導入

研修で実施された演習を参考に、調停人養成研修及び調停人養成研修担当講師育成研修において、契約事例等和解・調停手続で多く見られる設例を使用した和解・調停条項案の作成演習プログラムを導入することを検討する。

③ 研修DVDを活用した演習プログラムの充実

初心者には研修DVDを通して上映し、手続の流れや調停人の対応で留意が必要な点を理解させる一方、中上級者には調停人倫理が問題となる状況等より難しい

局面の箇所を場面ごとに上映し、講師及び研修員が模擬ロール・プレイを実施する等して対応策を検討させる等、研修員の習熟度に応じた使い分けをはかることを検討する。

④ 説得技術習得のプログラムの充実

研修受講者からの聞き取り等を通じて、実務上みられる対応が難しい局面に関する事例及び効果的な対応を検討するヒントとなる要素を収集し整理したうえ、説得技術習得のプログラムにおけるロール・プレイ等に活用し充実をはかることを検討する。

⑤ 事例別の演習プログラムの充実

研修受講者から、1人あたり2から3例ずつ、和解・調停手続を実施した事案について、事案の概要、協議の経過、結果及び和解・調停担当者から見た教訓等に関して記載したメモを提出させて最高裁判所司法研修所等で収集し、研修の演習事例として加工し活用することにより、事例別の演習プログラムを充実することを検討する。

⑥ 教授能力向上のための実習プログラムの充実

調停人養成研修担当講師育成研修のプログラムとして、実際に調停人養成研修の一部プログラムを受講者が教えてみる等、教授能力向上のための実習プログラムを充実することを検討する。

⑦ 指導マニュアルの作成

調停人養成研修及び調停人養成研修担当講師育成研修において、どの講師が研修を担当しても質の差が生じにくいように、指導マニュアルを作成・使用することを検討する。

6 総括的意見交換について

研修員から、インドネシアの司法制度上問題意識を持つテーマについて特に制限を設けず呈示を受け、日本側（草野教授・平石弁護士）との間で意見交換を実施した。

研修員が呈示したテーマは、1) インドネシアの司法改革目標として、ITを活用した事件管理及び裁判手続全般の運営を行うことを検討しているが、これら管理及び運営にあたって留意する必要がある点は何か、2) インドネシアにおいて、国有財産の差し押さえ



ができるかどうか論争となっているが、日本ではどのような解釈や対応がなされているのか、3) インドネシアでは、少年の刑事事件について、一律的に成人と同様適正手続を重視した刑事裁判手続に則り処分が決められており、少年の保護更生の観点から重視した処分手続の導入が望ましいと思われるが、日本における少年事件の処分手続はどうなっているか等、幅広い法・司法分野にわた

るものであった。インドネシア司法関係者への司法改革への強い意欲が示されたが、同時に、抱えている課題の多さもうかがわせる意見交換となった。

第4 本研修の成果及び今後に向けた留意点等

1 本研修の成果

本研修においては、上記第3の2のとおり、研修員の情報提供によって、初期の段階で、日本側がインドネシアの裁判所における和解・調停制度の運用、広報及び研修の現状と課題を具体的に把握することができた。また、研修員も、多くの知見を吸収して、課題に関する具体的な改善の対応策を検討するとの目的意識をもって爾後の研修プログラムに臨むことができたと思われる。研修員は、続く和解・調停関係施設の訪問及び和解・調停の専門家からの講義において、上記第3の3及び4のとおり、種々の角度から多数の質問を行って和解・調停実務に関する知見を吸収したうえ、上記第3の5のとおり、短期間で包括的かつ具体的な改善の対応策案を呈示するに至った。さらに、上記第3の6のとおり、総括的な意見交換を実施したことにより、インドネシアの司法制度上のより広い分野に関する基礎事情を、研修員及び日本側参加者が情報共有できた。

研修員からも、本研修で得た知見や検討作業を経て明らかになった改善点を持ち帰り、他の司法関係者と情報共有しながら、研修内容の充実、広報活動の拡大及び和解・調停実務の改善に役立てていきたいとの意欲が多数示された。

民事及び家事調停事件の傍聴等、研修員が希望したプログラムの一部が実現に至らなかったところもあったが、本研修の実施目的は概ね達成されたと考えられる。

2 今後に向けた留意点等

インドネシア側に対する日本側の協力の方向性については、今後、両者間の情報や意見交換等を通じて引き続き検討が行われていくことになると思われる。

そこで、インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト及び本研修実施内容を踏まえ、検討にあたって留意が必要と思われる点についてごく簡単に挙げたうえ、結びとしたい。

(1) 和解・調停制度の促進や定着に向けての課題の多さ

インドネシアの改正最高裁判所規則に基づく和解・調停制度の運用、研修及び広報は開始されたばかりであり、制度の促進や定着に向けての課題が多いことに留意する必要があると思われる。特に、調停人倫理規則及び上位規範である民事訴訟法の改正等を視野に入れた関連法令の整備と、和解・調停担当裁判官及び調停人の法的知識や調停技術を向上させるための調停人養成研修及び調停人養成研修担当講師育成研修の内容充実が大きな課題であると思われる。

(2) 協力効果の広がりに関する困難さ

上記プロジェクトもしくは本研修に参加した司法関係者は、協力関係の趣旨及び内容を理解して活動しているため、これら司法関係者及びその周辺関係者に対する協力効果は及んでいると言える。しかし、それ以外の司法関係者及び一般国民に対しては、普及手段の蓄積が不十分であることや国土が広大であることも相まって、協力効果の広がりには限定的なものとなっている。今後、別の法・司法分野で協力を検討するとし

ても、同様の課題に直面する可能性が高いことに留意する必要があると思われる。

(3) 法・司法制度全般に関する基礎事情及び問題点把握の必要性

本研修で実施した総括的意見交換でも一端がみられたとおり、本格的な法・司法制度改革に数年前から取り組み始めたインドネシアにおいては、幅広い分野において、改善が必要な問題点が存在していると思われる。そのため、今後の協力を検討するに当たっては、日本側が、まずインドネシアの法・司法制度全般に関して、改革の方向性も含め最新の基礎事情を把握したうえで、内在する問題点の把握につとめることに留意する必要があると思われる。

(4) 法・司法制度廉潔性確保の観点からの協力検討の必要性

日本がインドネシアに対する司法改革支援の検討をはじめた背景には、同国が法・司法制度における腐敗と決別し、制度自体及び職務従事関係者の廉潔性を確保したいとの強い意志を表明したことがある。上記プロジェクトも最終的には、裁判官等の廉潔性の確保を目指したプロジェクトであった。こうした法・司法制度及び職務従事関係者の廉潔性確保の必要性が依然として高いことからすれば、今後の協力を検討する場合にも、この観点に常に留意する必要があると思われる。

(5) これまでのプロジェクトや研修で得られた人的関係の活用の必要性

上記プロジェクトや本研修及び2002年度以降2006年度まで毎年実施された国別研修の結果、日本側は相当数のインドネシア司法関係者（特に、同国最高裁判所長官をはじめとする裁判所幹部及び実務・研修担当者）と率直に情報・意見交換できる人的関係を築くことができたといえる。こうした人的関係はまことに貴重であって、今後の協力を検討するに当たっても、積極的に情報や意見交換をはかっていくことに留意する必要があると思われる。

最後に、通訳をしていただいた呼子紀子氏及び山田敦子氏、そして、上記報告中で触れた方々をはじめとして、本研修に対し多大なご支援及びご協力をいただいた関係各位に深く感謝を申し上げたい。

平成21年度 インドネシア国別研修「法廷と連携した和解・調停実施」研修日程表

月	曜	10:00	12:30	14:00	17:00
11	／	JICAオリエンテーション		13:00 ICD, ICCLC オリエンテーション	研修員発表・質疑応答準備 国際協力部教官
11	／	研修員発表・質疑応答①(パイロットコート・広報活動実施状況と課題) 学習院大学法科大学院教授 草野 芳郎, 国際協力部教官		研修員発表・質疑応答②(調停人養成研修実施状況・実施計画と課題) 中京大学法科大学院教授 稲葉 一人, 国際協力部教官	
11	／	研修員への挨拶	講義・演習 調停人倫理 中京大学法科大学院教授 稲葉一人 国際協力部部長 弁護士 平石努	講義・演習 模擬調停(困難な局面への対応) 中京大学法科大学院教授 稲葉一人 弁護士 平石 努	
11	／	10:00-17:00 大阪地方裁判所訪問(午前:医療事件集中部, 午後:建築調停部, 施設見学・説明・質疑応答) 大阪地方裁判所			
11	／	10:00-12:30 講義・演習 上訴審における和解の手続・運用方法① 学習院大学法科大学院教授 大島 崇志		14:00-17:00 講義・演習 上訴審における和解の手続・運用方法② 学習院大学法科大学院教授 大島 崇志	
11	／	土			
11	／	日			
11	／	講義・演習 和解・調停調書の作成方法及び留意点① 元書記官 久保田 三樹 学習院大学法科大学院教授 草野 芳郎		講義・演習 和解・調停調書の作成方法及び留意点② 角田多真紀, 草野芳郎, 久保田三樹	(演習) 左同
11	／	大阪弁護士会訪問 (和解・調停専門家弁護士からの講義もしくは意見交換会)		総合紛争解決センター(大阪弁護士会館内)訪問 (施設見学・担当者説明・質疑応答)	
11	／	調停人養成研修カリキュラム・シラバス・教材改訂検討① 弁護士 角田 多真紀, 国際協力部教官		調停人養成研修カリキュラム・シラバス・教材改訂検討② 中京大学法科大学院教授 稲葉 一人, 弁護士 角田 多真紀, 国際協力部教官	
11	／	パイロットコート運用・広報活動改善検討 学習院大学法科大学院教授 草野 芳郎, 弁護士 平石 努 国際協力部教官		総括的意見交換 学習院大学法科大学院教授 草野 芳郎, 弁護士 平石 努, 国際協力部教官	
11	／	評価会 (10:00～)	閉講式 (11:30～12:15)	意見交換会 (12:15～13:15)	
11	／	土 帰国			
11	／	土			

～ 国際研修 ～

第7回カンボジア法曹養成支援研修

国際協力部教官

宮 崎 朋 紀

第1 はじめに

2009年11月11日（水）から同月18日（水）まで、第7回カンボジア法曹養成支援研修を行った（日程表は文末の資料のとおり）。

研修員は、以下の7名である。いずれも、2008年5月にカンボジア王立裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors, 以下「RSJP」という。）を卒業した2年目の裁判官であるとともに、RSJPの教官候補生である。

プルサット州裁判所判事	ングオン・ロタナー氏（Mr.）
コンポンチュナン州裁判所判事	コン・ダラチャート氏（Mr.）
プレイベン州裁判所判事	モン・モニソピア氏（Mr.）
バタンバン州裁判所判事	キム・メイン氏（Mr.）
カンダル州裁判所判事	フート・ヒエン氏（Mr.）
プノンペン市裁判所判事	チア・ソッヒエン氏（Mr.）
タケオ州裁判所判事	ヘン・ソックナー氏（Mr.）

第2 本研修実施の背景

当部がJICAのRSJP民事教育改善プロジェクトの中で、カンボジアの新規裁判官、検察官に対する民事教育の改善支援を行っていること、模擬裁判を中心とする第6回カンボジア法整備支援研修（以下、単に「第6回研修」などという。）が第3回研修、第4回研修と同趣旨で行われたものであることは、前記（17頁）のとおりである。

本研修（第7回研修）は、それらとは違い、第5回研修と同趣旨で、民事訴訟第1審手続マニュアル（以下「マニュアル」という。）の改訂版の作成のために行われたものである。

第3 マニュアル第1版の作成とその改訂の必要性

マニュアル第1版は、2006年6月20日に出版された。作成者は、カンボジア側の民法・民事訴訟法起草メンバーの主要な方々を含む合計15名の裁判官、司法省幹部、弁護士等であった。2005年初めから2006年半ばにかけて、日本側の長期派遣専門家や国際協力部教官から、現地ワークショップや本邦研修において、マニュアルの内容案につき講義等を行い、

カンボジア側がそれを踏まえて起案するという作成手法が採られたようであった。ただ、カンボジア側の起案に対し、日本側が十分に点検、修正する機会はないまま出版されたとのことであり、筆者が当部に着任した際には、「マニュアルには間違いが多く含まれているため、できるだけ早く改訂を行う必要がある」との引継ぎがされていた。

マニュアルに目を通すと、確かに多くの誤解に基づく記載があることが分かったが、その主な例を挙げると次のとおりである。

ア 「訴状の補正命令をすることにより、裁判所が請求の妥当性を容易に調べることができる。」（訴状の補正命令では、請求の妥当性までは調べられない。）

イ 「請求を特定するのに必要な事実とは、原告が求める判決を得るための根拠である。」（「請求を理由付ける事実」と取り違えている。他にも「請求を特定するのに必要な事実」と「請求を理由付ける事実」を取り違えた箇所が多数あった。）

ウ 「準備書面を提出したときは、陳述した方が望ましい。」（「陳述しなければならない。」の誤りである。）

エ 主張の認否における「認める」の説明の箇所で、「請求の認諾」の規定とその説明が混入していた（自白と認諾の効果は著しく異なるため、大きな誤りといえる）。

オ 「和解調書には執行力がない。」（「執行力がある」の誤りである。）

このように、日本側からの講義を踏まえてカンボジア側が起案したのもでも、内容を点検すると、起案者の誤解に基づく誤りが多く見つかることは従前も経験されてきたことである（単純な誤解のほか、上記ア、オのように、従前の実務が反映された誤解も多く含まれている）。そこで、カンボジア側の起案に対し、日本側が点検、修正した上、誤解を解くために再講義を行い、又はコメントを付すなどの作業は不可欠といえる。

また、明らかな誤りのほか、次のような問題点も目についた。

ア 15名の起案を集めただけであり、各起案部分の内容の調整が行われていなかったため、重複が多数生じていた上、重複部分を読み比べると異なることが書かれているという初学者泣かせの事態が生じていた。

イ 具体例を使うのはよいが、相当長いものもあり（事例の説明が1頁以上にわたるものもあった）、初学者が事例の内容の把握に苦勞するのではないかと思われた。

ウ 「訴訟上の請求（訴訟物）」や「主要事実」などの重要な概念についての説明がすっきりしておらず、初心者が理解できるような記載とは思われなかった。

エ 「中間確認の訴え」、「鑑定」のように、やや応用的な問題に触れられていたが、十分な説明はなく、かえって初学者が混乱しそうに思われた。

マニュアルは、新規裁判官、検察官を養成するRSJPの民事教育において、最も基礎的な教科書と位置付けられるものであるが、これに上記のような欠点があることは大きな問題と思われ、その改訂を急ぐ必要は高かった。

しかし、プロジェクトにおいては、実務現場からの要望が強い民事執行及び民事保全に関する教材の作成、民法の講義、模擬裁判用事案の作成など、他に行わなければならない活動が多く、マニュアルの改訂には余り多くの時間は割けない状態であった。

そこで、本邦研修において、短期間で集中的にマニュアルの改訂作業を行うこととし、まずは2009年3月の第5回研修でこれに取り組んだ。

なお、第5回研修に先立ち、当時RSJPで学んでいた3期生、4期生にマニュアルが配布されているかを確認したところ、RSJP側が配布を忘れていたことが判明した。RSJP側にマニュアルの重要性が十分に認識されていなかったことを示す事情であると思われた。

第4 マニュアル改訂の方針

前記のような問題点から、マニュアル改訂については次の方針を採ることとした。

ア 誤った部分を正すこと

イ 対象者を初学者に絞り、民事第1審手続の流れを概観しつつ基本概念について分かりやすい解説を加えるものとして、それ以外の事項は極力削ること

ウ 基本概念に関わる用語（訴訟上の請求、請求を特定するのに必要な事実、請求を理由付ける事実、主要事実、抗弁等）には明確な定義を記載すること、混同しやすい概念が複数ある場合はその違いの説明を加えること

エ 文中で用いる具体例としては、2007年に作成した民事第1審模擬記録（貸金請求の事案）を統一して用いることとし、参照頁を記載すること

オ 応用的な問題については、日本側のカンボジア民事訴訟法起草者が作成した最も重要な教科書である「民事訴訟法要説」の参照頁を記載すること

作業を進める中では、上記イが最も苦勞するところであった。協議の各所で、研修員から、例えば、「形式的形成訴訟とは何か」、「鑑定の手続はどういうものか」などの質問がされ、一通り説明すると、「その内容をマニュアルに盛り込みたい」といって譲らないのである。カンボジアの実務現場で民事訴訟法が十分に理解されていないという焦りからか、理解されていないことはすべて書き加えたいという意識が強いようであった。その気持ちは分かるが、まずは初学者を対象とするマニュアルを作成するのが重要である旨を何度も繰り返したが、理解を得るのにかなりの苦勞があった。

また、マニュアル作成作業における目に見えないねらいとしては、教官候補生にできるだけ主体的にマニュアル改訂に関わってもらうことにより、自らが作成したマニュアルであるとの思い入れを持ってもらい、「RSJPが学生に配布するのを忘れていた」という事態が二度と起こらないようにするということがあった。

第5 第5回研修の概要

教材作成において、第1起案を日本側が行うのではなく、まずはカンボジア側に行ってもらうことには、様々な面において重要な意義がある。そこで、第5回研修では、①当部教官からのマニュアル改訂案の講義、②研修員による起案、③起案についての研修員による協議、修正までを行い、研修員の帰国後、④日本語への翻訳、⑤日本語版での点検、修正、⑥クメール語版への翻訳を行うこととした。

このような作成手法を採るためには、少数精鋭に研修員となってもらう必要があると考

え、その旨をRSJP側に伝え、優秀な4名の教官候補生を研修員として選んでもらった。

そして、上記①、②の作業を始めたところ、当初、改訂の必要性を理解してもらうまでが大変であったものの、研修員は次第にそれを理解し、3日目ころからは日本側の期待以上に熱心に取り組み、最終的にはほとんど休憩もとらずに作業に没頭するという状態であった。

上記③の協議は、筆者が関わる教材作成では初の試みであり、4人が分担して上記②の起案作業をパソコンで行った後、そのファイルを合体してスクリーンに映し出し、4人で通訳を交えず、「誤りがないか」、「カンボジアの実情に照らして問題がないか」、「初学者に分かりやすくなっているか」などを協議しながら修正していくものであったが、見たところおおむね半分近くを書き換えながら進めており、高いレベルへの修正作業が行われたようであった。

実際に、研修終了後に前記⑤の点検、修正作業を行ったところ、上記協議をしなかった従前の場合と比べて、格段に高い質のものができていることが実感された（もっとも、数箇所は明らかな誤りがあり、点検、修正作業はやはり省略できないと感じられた）。このような協議は、マニュアル作成において、非常に有効なものではないかと考えられる。

研修員らは、「自分たちが起案したものを読み返してみると、とても分かりやすいものにな



ったことを実感できた」、「初学者に分かるように最小限のことだけを書くことの重要性を認識した」、「本研修で改訂したマニュアルは、これからの貴重な財産になると思う」、「是非早急に最後まで完成させたい」などとのうれしい感想を述べてくれた。

もっとも、研修期間中に起案作業をするのは大変だったようで、「昼の時間だけでは足りず、毎晩深夜まで起案をしていた」ということを後に研修員から聞かされたが、それでも丸5日間の作業により、マニュアルの全6章中、第1章「訴状の受付」、つまり、弁論準備手続の開始前までしか終わることができず（分量的には、全体の1/3程度）、残りの改訂は次の機会に持ち越されることになった。

第6 第7回研修におけるマニュアル改訂の手法

第5回研修の後、プロジェクトの他の活動の進行状況等から、どうしてもあと1回の本邦研修でマニュアルの改訂を完了しなければならない状況になった。しかも、第5回研修と同じ4人を本邦研修に呼ぶことはできないこととなった。

そこで、「研修員の手による第1起案」は残念ながらあきらめざるを得ず、日本側で作成した第1起案を翻訳したものをスクリーンに映しつつ、それに基づいた講義（前記①の作業）と協議（前記③の作業）を行い、研修員からの修正提案を受けて修正していく形を採ることとした。

日本側で第1起案を作成する手法を採ったことにより、研修員自らが起案する手法を採る

ことによる様々な利点を犠牲にすることにはなつたが、他方で、起案時間を取る必要がないため、カンボジアの民事訴訟手続の現状における問題点や、マニュアルの中で研修員が理解しにくい部分などの質疑にたつぷりと時間を掛けられたという利点はあった。本研修では、民事訴訟の第1審手続について丸5日間じっくりと解説及び協議することができ、研修員が誤解をしていた部分について何度も質疑応答をすることができたことが良かったと感じる。

第7 研修の中で指摘されたカンボジアの民事訴訟第1審手続の問題点

民事訴訟法の運用状況等について、カンボジア側の裁判官らと長時間にわたり情報交換できる機会が多いとはいえないため、以下では、記録の意味も込めて、かなり細かい話も含めて研修中に話題になったことをお伝えしたい。

なお、研修員である2期教官候補生は、いずれも任官後1年3か月ほど経過した裁判官であるが、当時、単独での口頭弁論はまだ担当しておらず（カンボジアでは、任官後1年経過した裁判官は単独で口頭弁論を担当することができる旨の法律があるが、やや慎重に運用されているようである）、主に弁論準備手続を担当しており、一部の研修員が合議体の構成員の一員として口頭弁論を担当しているということであった。

- 1 カンボジア民事訴訟法（以下、規定はすべて同法のものである）26条は、裁判官への事件の分配は、毎年あらかじめ裁判所長が定めた事件分配順序に従って自動的に行うべきことを定めている。これは、かつて裁判所長が個々の事件をどの裁判官に分配するかを決めていたことが汚職につながったとの背景から設けられた規定であり、新民事訴訟法の目玉の一つといえるものであった。しかし、何名かの研修員から、所属する裁判所において書記官が一定数の事件を受け付けてから事件分配について裁判所長の指示を受けるなどの方法がとられており、26条が忠実に運用されていないとの問題が指摘された。
- 2 弁論準備手続で行える証拠調べは書証調べのみであるが（106条）、弁論準備手続で証人尋問を行う裁判官が少なくないそうである。旧来の調査手続と同様の運用がされているものであり、加えて、弁論準備手続の結果陳述を行えば、弁論準備手続で行われた人証調べの結果も証拠として使えるようになるとの誤解が広がっているようである。
- 3 カンボジアでは、弁論準備手続の担当裁判官と口頭弁論の担当裁判官を通常別に行っているようである。そして、113条は、弁論準備手続を終結するときは、口頭弁論期日を指定しなければならないと定めているが、これが現状では行われておらず、口頭弁論の担当裁判官が、弁論準備手続の担当裁判官から事件を送付された後、長期間期日を指定しないことがあるとのことである。
- 4 答弁書以下の準備書面が提出されることはほとんどないとのことである。
- 5 138条2項は、証人尋問の申出をする者は、同時に尋問事項書を提出しなければならないと定めているが、現状では提出されていないとのことである。

第8 訳語の関係で意思疎通が混乱した点

1 主張，陳述，供述

従来、「当事者の主張」と「当事者本人尋問における供述」が異なることがカンボジア側に理解してもらえないという悩みが日本側にあり、本研修でもやりとりの中で同様に感じるがあったが、「主張」、「陳述」、「供述」の3つの用語を整理してみると、やや研修員らとの意思疎通がスムーズになったように思われた。

日本では、「主張」は主張段階での当事者の発言について用いる用語であり、「供述」は証拠段階での当事者の発言について用いる用語であり、「陳述」は主張段階、証拠段階の双方に用い得る用語といえる（準備書面の陳述、証人の陳述、陳述書など）。

クメール後では、「供述」に対応する訳語がなく、「陳述」という用語を充てていたため、通訳のスイ・レン氏と相談し、本研修及びマニュアルでは正確な用語を作って用いてもらうこととした（ニュアンスとしては「証拠としての陳述」）。

2 尋問，釈明

前項と似た話であるが、日本語の「尋問」は証拠段階の人証調べでの質問に限って用いる用語であるところ、クメール語ではこれに一般的な質問を意味する用語を充てていたため、一見誤解をしているように思われる和訳がよくされていた（例えば、「裁判所は、当事者をよく尋問して主張を明確にさせなければならない」など）。この点も、スイ氏と相談して、整理することとした。

上記1, 2の用語に関する本研修での一応の整理結果は、以下のとおりである。

日本語	英語	クメール語
弁論	Argument	ការទាញហេតុផល
主張	Allegation	ការអះអាង
陳述	Statement	សេចក្តីថ្លែងការណ៍
供述	Statement as evidence	សេចក្តីថ្លែងការណ៍ជាភស្តុតាង
釈明	Request of explanation	ការបំភ្លឺ
質問	Question	ការសួរ
尋問	Examination	ការសាកសួរ

3 その他

「決定」という用語につき、クメール語の規定では、「決める書面」という意味の言葉で充てているようである。従前「決定は期日において口頭で行うことができる」旨の説

明をすると反発されることが多かったが、上記用語が原因だったようである。

また、103条にいう「集中的な審理」と127条にいう「集中証拠調べ」はほぼ同じことを指すはずであるが、クメール語では、後者については日本語と同じ意味の用語を用いているが、前者については「詳しく調べる」という意味の用語を用いており、趣旨がよく分からなくなっているとのことである。

さらに、136条の「受命裁判官」という用語について、逐条解説や民事訴訟法要説には「合議体の構成員の一人である」との説明がされているが、規定上はそのような説明がなく、「合議体の構成員以外の裁判官でもよいのではないか」との疑問に答えるのが困難であった。改正の機会があれば、日本の民訴法185条、刑訴法163条のように「合議体の構成員」と明示する形に変更した方が良いのではないかと思われた。

第9 理解を得るのが難しかった点

1 主張と証拠の区別について

(1) 当事者の主張と当事者尋問における供述の違い

前記のとおり、この点は従前何度も説明し、なかなか理解が得られなかったところであり、本研修でも繰り返し説明をした。一旦理解したという反応が示されたが、次に話題に出たときに理解が十分でなかったことが判明し、説明し直すということを3、4回繰り返したのではないかと思うが、最終的に何とか理解してもらえたのではないかと思う。

やり取りの一端を御紹介すると、「当事者尋問に代理人である弁護士が答えることができるか」という問題は、日本の法律家からは、できないことが当然でありすぎて説明が難しいものであるが、カンボジアの実務では肯定説が根強いようである。従前、弁護士を選任した当事者は法廷に出頭しないのが慣行であったため、弁護士が当事者尋問に答えられない、すなわち当事者本人が法廷に出頭しなければならないということになると、弁護士を選任した意味がなくなるとの感覚があるようである。そして、肯定説の質問者からは「任意代理人は、委任を受けた事件について、一切の訴訟行為を行う権限を有する」とする54条1項が根拠として引用されることが多い。



これに対しては、①当事者尋問の位置付けは証人尋問と同じであり、当事者が体験した過去の事実を記憶に基づいて述べるものであるから、本質的に代理人が代わって行える性質のものではないという実質的理由だけではなかなか納得してもらえず、②民事訴訟法の他の規定では「当事者は・・・」とされているが、当事者尋問に関する140条では「当事者本人は・・・」とされているという規定の文言や、③54条1項にいう「訴訟行為」の定義からは当事者尋問で供述を行うことは含まれないという点など、考えつく理由付けをすべて挙げて初めて理解してもらえたと状況であった。

- (2) 関連する質問として、「弁護士が出席しているが当事者本人が出席していないときは、欠席判決になるのか」というものもあるが、日本側からすると欠席判決にならないことが自明すぎて説明の難しいところである。この点についても、上記②、③の規定を用いて説明しているところである。
- (3) また、弁論準備手続は「主張」を行う手続であり、口頭弁論は「立証」を行う手続であるという誤解に基づく質問が多いが、聞いたところによると、RSJP教官が学生に対してそのような教え方をしていることが影響しているようである。「弁論準備手続の結果陳述」により、弁論準備手続で行われた「主張」が「証拠」に変わるとの誤解もあるようであった。
- (4) そもそも、従前のカンボジアの民事訴訟では、当事者の「主張」と「証拠」を分けずに審理を行ってきており、当事者の「主張」を取り出して意味を持たせるという民事訴訟法の立場になかなかなじめないようである。本人訴訟の割合が高く、弁護士が付いても準備書面はほとんど用いられないカンボジアの実務を前提とすると、すぐにその分類が理解できないことに無理はないといえる。日本でも、少額訴訟や民事保全手続のように、主張と証拠を厳密に分けない審理が有効に行われている分野があるので、余り焦ることなく、まずは新しい法律家に「主張」と「立証」を区別すること及びその意義を理解してもらい、それが徐々に浸透していくのを待つ（それは、弁護士の増加と質の向上を待つことでもある）のが現実的ではないかと考えている。

2 請求の認諾について

貸金請求事件において、借主が「返さなければならないのは認めるが、今は金がない」として分割払や返済期限の猶予を求めている場合、和解はできず、請求の認諾と扱うべきではないのかという問題が、最近カンボジアの裁判官の関心を集めているようであり、本研修を含めて何度か日本側に質問されてきている。また、請求の認諾をしている場合に、判決をすることはできるのかなどといった質問もあり、裁判官らが従前の実務慣行との違いに戸惑っている様子がうかがわれた。

3 否認と抗弁の違い

否認と抗弁の違いについても、理解が難しいようであった。一通りの説明をして「理解した」というので、「Aの1万ドルの貸金請求に対し、Bが『借りたのは5000ドルだ』と主張するのは、否認か抗弁か」と尋ねると、7人が一致して「抗弁」と答えるなど、かなり苦労したところである。証明責任の分配に関わる問題であり、抽象論だけで理解することは困難と思われ、今後、事例演習の形も用いて理解を得る工夫を続けなければならないと感じた。

4 主張責任について

主張責任を抽象的に説明すると、理解できたという反応が返ってくるが、「貸金請求が消滅時効にかかっているが被告がそれを主張しない場合、裁判所は判断の際に時効消滅を考慮できない」などの事例を説明すると、納得できないとの反応を示す研修員が多かった。主張責任の意義を説明するとともに、場合により釈明権も使うことも考えられる

との説明をすると、釈明権を使う方に共感を示す研修員が多かった。

5 判決主文中に執行方法を表示すること

金銭請求を認容する場合、「被告は、原告に対し、100万リエルを支払え」との主文に続けて「原告は、被告の所有する土地Lを差し押さえることができる」との主文を記載する慣習が根強く残っているようである。本研修でそのような事例を前提に質問がされたほか（「第三者Cが土地Lは自分の所有だとして第三者異議の訴えを起こせるか」）、長期専門家にも同様の質問が多くされているようである。民事訴訟法では訴訟手続と執行手続が完全に分離されているため、上記主文は相当でないという説明をすると、研修員は理解したようであるが、現場の裁判官に理解させるのは難しいという反応であった。

6 和解交渉について

和解交渉の中で当事者が述べたことを判決の基礎に用いてはならないという説明をすると、納得できないという反応があった。聞いてみると、従前、和解交渉を非公開で行ったり、一方当事者のみから話を聞いたりすることは、余りなかったようであり、和解交渉と口頭弁論の区別がはっきりなかったことに基づく疑問のようであった。

第10 比較的良好に理解していた点

事前に理解が難しいのではないかと考えていたが、思ったよりはよく理解していたという点としては、「主要事実と間接事実との違い」、「『みなす』と『推定する』との違い」などがあった。

第11 終わりに

本研修では、研修員の民事訴訟法についての理解度を再確認することができ、その過程でカンボジアの実務の問題点や、研修員が理解しにくいポイントについての情報を日本側でも蓄積することができた。今後も、カンボジア側にいかに民法、民事訴訟法を分かりやすく伝えるかを工夫しつつ、その経緯を日本側関係者の皆様にもお伝えしていきたい。

最後に、通訳をしていただいたスワイ・レン氏及び山崎幸恵氏をはじめ、本研修について多大な御支援、御協力を頂いた関係各位に深く感謝申し上げたい。



第7回カンボジア法曹養成支援研修日程表

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 17:00
11 / 11	水	JICAオリエンテーション 11:00～ 国際協力部オリエンテーション 国際協力部教官	マニュアル改訂の手順についての協議 国際協力部教官
11 / 12	木	国際協力部長 あいさつ 民事第1審マニュアル第2版修正済み分の確認	民事第1審マニュアル第2版修正済み分の確認
11 / 13	金	民事第1審マニュアル第2版の作成作業	民事第1審マニュアル第2版の作成作業
11 / 14	土	民事第1審マニュアル第2版の作成作業	
11 / 15	日		
11 / 16	月	民事第1審マニュアル第2版の作成作業	民事第1審マニュアル第2版の作成作業
11 / 17	火	民事第1審マニュアル第2版の作成作業	民事第1審マニュアル第2版の作成作業
11 / 18	水	民事第1審マニュアル第2版の作成作業 OSIC SR15	14:00～15:00 評価会 15:00～15:30 閉講式

～ 国際研修 ～

第1回法制度整備支援人材育成研修

国際協力部教官

森 永 太 郎

1994年に本格的に始まった我が国の開発途上国に対する法制度整備支援は、近年その規模が拡大し、内容が高度化しているのみならず、対象国も増加傾向にあり、支援活動に携わる人材の不足が深刻な問題となりつつある。法制度整備支援は、我が国の国際貢献の一環としてその重要性が徐々に認識されつつあり、2008年3月の第13回海外経済協力会議においても、法制度整備支援を我が国の経済協力の重点分野と位置付けているが、実際にこれに携わる人材なくしては、この重要な活動を今後も推進していくことは不可能とならざるを得ない。

このことは、上記海外経済協力会議を受け、局長級会議において策定された「法制度整備支援に関する基本方針」においても意識されており、「支援の充実を図るには、派遣される専門家はもちろんのこと、法制度整備支援に取り組むことに適当な人材をより多く確保することが不可欠であることから、人材の活用と育成のための基盤整備を図る。さらに、具体的な支援方針の策定・実施等においては、関係省庁の連携はもとより、日本弁護士連合会、経済団体等関係者間の官民連携が不可欠であることから、今後オールジャパンによる支援体制を強化していく¹⁾」とされている。

しかし、法制度整備支援は、いまだ政府職員や法曹その他法律関係者の間や、学界においても、必ずしも広く知られている活動とはいえず、このことが、他のさまざまな要因とも相まって、法制度整備支援に携わる人材の育成・確保に困難を来している状況にある。そこで、法務省法務総合研究所では、2009年度には、主として学生を対象に、2009年8月に「私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」と題するシンポジウム²⁾を開催し、あるいは国際協力部においてインターンシップを実施するなどして、中長期的な視点から、将来的に法制度整備支援に携わる人材の裾野を広げるための活動を行う一方で、より短期的な課題として、国内法律家として相応の経験を積んでおり、数年以内に即戦力として法整備支援活動に携わる可能性のある法務・検察職員合計5名を対象に、「国際協力人材育成研修」と題する研修を実施することとした。この研修は、研修員に法務総合研究所国際協力部において法制度整備支援に関する講義を受けさせた上、開発途上国における法制度整備支援プロ

1 2009年4月「法制度整備支援に関する基本方針」
(外務省HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/gijyutsu/houseido.html>) 参照)

2 このシンポジウムについては、本誌前号(2009年12月号)「特集」を参照されたい。

プロジェクトの現場実務を直接見聞させることにより、我が国の法制度整備支援活動の実際を理解させるとともに、将来長期派遣専門家等として対象国現地で活動する場合に必要な知識及び技術を学ばせることを目的としたものである。以下、この研修の概要、結果等について紹介する。

第1 研修の概要

- 1 研修期間 2009年（平成21年）11月12日～25日（移動日等を含む）
- 2 研修場所
 - (1) 国内 法務総合研究所国際協力部
 - (2) 国外 ベトナム社会主義共和国ハノイ市
- 3 研修員
 - (1) 法務省民事局局付検事 吉野 太人
 - (2) 法務省民事局民事第2課法規係長 佐藤 晶子
 - (3) 東京地方検察庁検事 中村 憲一
 - (4) 広島地方検察庁検事 鈴木 健太郎
 - (5) 高松地方検察庁検事 細川 充
- 4 研修内容（研修日程については別添日程表参照）
 - (1) 国内（11月12日，13日，24日，25日）
 - ① 国際協力部の業務及び日本の法整備支援活動に関する講義等
 - ② 国外研修についてのオリエンテーション
 - ③ 国外研修終了後の研修レポート作成・発表
 - ④ 総括質疑応答
 - (2) 国外（11月16日～20日）
 - ① JICA長期派遣専門家による講義
 - ② 法整備支援プロジェクトベトナム側関係機関訪問・見学
 - ③ バクニン省ルオンタイ県人民裁判所における刑事事件公判傍聴及び公判立会検察官らとの質疑応答
 - ④ ハノイ法科大学日本法センター在学学生に対する日本法講義
 - ⑤ JICAベトナム事務所訪問

第2 実施結果

- 1 国内研修前半
 - (1) 11月12日
午前 講話「国際協力部の業務」（国際協力部長）
赤根国際協力部長による国際協力部の業務概要、国際協力に携わる専門家に必要な資質・能力等についての講義を実施した。
午後 講義「法支援を担当して」（井関正裕弁護士）

元大阪高等裁判所部総括判事であり、元ベトナム民事訴訟法共同研究会員、同裁判実務改善共同研究会座長として、豊富な法整備支援活動の経験を有する井関弁護士による、ベトナム、ラオス等に対する法整備支援活動の経験と法整備支援に対する考え方等についての講義を実施した。

(2) 11月13日

午前 講義「ベトナム法整備支援の概要」(森永)

ベトナム法整備支援の経緯、コンセプト、これまでの成果および現在直面している問題点並びにベトナム法の特徴等についての講義を実施した。

午後 海外研修オリエンテーション(森永・山内)

国外研修の予定についての説明のほか、国外研修を受けるに際しての注意事項等について説明を行った。

2 国外研修(引率:森永)

(1) 11月16日

終日 講義「ベトナム法整備支援プロジェクト概要」(JICA法・司法制度改革支援プロジェクトチーフアドバイザー・法務総合研究所国際協力部教官 伊藤文規)

ハノイ市内のJICA法・司法制度改革支援プロジェクト事務所において、伊藤チーフアドバイザーから、ベトナム法整備支援プロジェクトの概要、進捗状況、各長期派遣専門家の活動等について詳細な説明を受けた。

(2) 11月17日

午前 講義「ベトナムの統治機構・司法制度の概要」
(伊藤チーフアドバイザー)

前日に引き続き、プロジェクト事務所において、伊藤チーフアドバイザーから、ベトナムの統治機構や司法制度の仕組み、特徴などについて講義を受けた。



午後

① 最高人民検察院訪問

ハノイ市内にある最高人民検察院を訪問、同院検察理論研究所副所長ヴ・ヴァン・モック博士及び同院国際協力局副局長レ・ティエン氏と面談した。この席において、モック博士から、翌日のバクニン省における刑事公判傍聴の際の理解に資するようにと、ベトナムの刑事手続の概略について説明があった。

② 最高人民裁判所訪問

引き続き、同じくハノイ市内にある最高人民裁判所を訪問、同裁判所国際協力局長ゴ・クオン氏及び同局法律専門官チャン・ゴック・タイン氏と面談。クオン局長からは、法整備支援において望ましい長期派遣専門家の



資質について、「明るく、柔軟でかつ忍耐強い人物が必要である」旨の示唆があった。なお、この席上、クオン局長から、現在進行中の行政訴訟法起草支援に関して、最高人民裁判所が作成した行政訴訟法案の第1草案が伊藤チーフアドバイザーに手渡された。今後、プロジェクトでは、この草案を翻訳し、これをたたき台として議論を開始し、来年2月の行政訴訟法起草に関する本邦研修に備える予定とのことである。

(3) 11月18日

バクニン省ルオンタイ県人民裁判所における刑事公判傍聴

最高人民検察院及びバクニン省検察院の計らいで、同省ルオンタイ県人民裁判所で行われた殺人被告事件を傍聴した。この公判は、法律上死刑、終身刑の選択が可能な事案についてのものであったために、第1審管轄権は省人民裁判所にあることから、省人民裁判所が、ルオンタイ県人民裁判所へ出張して開いたもの。裁判合議体の構成は、裁判官2名及び人民参審員3名。事案は、2009年8月、同県内において被告人が備蓄米の管理に関して妻と口論になり、大型の刃物で妻の頭部等を数回にわたり切り付け、死亡させたというもの。被告人は犯行後南部へ逃走し、ホーチミン市内に潜伏していたところを発見逮捕された。被告人は捜査段階では自白していたが、公判廷においては「口論の際、刃物を持ち出して攻撃してきたのは妻のほうで、自分は防衛のためにこれを取り上げて逆に切り付けた」旨、正当防衛らしき主張を展開。典型的な糾問主義手続の下、2時間余りにわたって審理が行われた結果、裁判所は、公判前調査手続において取調べ済みの犯行状況に関する証拠に基づき、被告人の法廷供述に自己矛盾があることや、被告人が捜査段階で弁護人立会いの下で取調べを受け、公訴事実に沿った自白をしていたことなどを挙げて、被告人の正当防衛の主張と、有期懲役が相当である旨の弁護人の意見を退け、20分ほどの休廷・評議の後、検察官求刑どおりに終身刑を言い渡した。



裁判所の計らいで研修員及び同行者には席が用意され、研修員らはイヤホンを使用しプロジェクト事務所庸上の越日通訳を介して傍聴した。公判は地域住民の強い関心を集め、法廷内は立ち見の傍聴人も加わって満杯の状態となり、法廷内に入れず、裁判所を取り囲んだ群集に対しては、拡声器を使用して法廷外でも審問のやり取りが聞こえるよう配慮がなされているのが印象的であった。

この典型的な糾問主義手続は、研修員には強い印象を与えたようである。後に、研修員らからは「予想外に透明性は高かったように思える」、「手続も、判決内容も決して不当なものとは思えない」といった肯定的な意見や、「日本でいえば法廷審理ではなく、検察官による取調べを公開しているような感じがする」といった

感想があった一方で、「既に公判前に取り調べが済んでしまっているらしい重要証拠が何であるのかよく分からない」、「捜査段階において、弁護人立会いの下で公訴事実どおり自白していたとは言いながら、法廷で正当防衛のごとき主張を始めたのに、弁護人がこれに沿う弁護をせず、むしろ被告人の主張を弾劾するような質問をしたのは奇異に感じる」などという疑問も聞かれた。

上記刑事公判立会検察官らとの質疑応答

閉廷後、立会検察官に案内され、ルオンタイ県人民検察院へ移動、同所において、省人民検察院から出張してきていた同院検事正も交えて質疑応答が行われ、研修員の質問には主として立会検察官が丁寧に答えてくれた。その後、併設の職員用食堂で検事正主催の招宴があった。



(4) 11月19日

午前 司法省訪問

ハノイ市内にある司法省を訪問、法・司法制度改革支援プロジェクトのベトナム側総責任者（ディレクター）である同省国際協力局長グエン・フイ・ガット氏及び同局上席専門官ディン・ビツ・ゴック氏と面談した。

ガット局長からは、研修員らに対し、日本の支援により様々な法制度改革の成果が挙げられていること、今後も成果を挙げていくには越日間の人的信頼関係が非常に重要であることなどの話があった。



午後 JICAベトナム事務所訪問

ハノイ市内のJICAベトナム事務所を訪問し、所員からJICAのベトナムに対する開発支援の概略や現在直面する問題点などについての説明を受けた。

(5) 11月20日

ハノイ法科大学内名古屋大学日本法教育研究センターにおける講義実習

ハノイ法科大学及び同大学内に「日本法教育研究センター」を設置している名古屋大学の取り計らいで、同センターで日本法を学んでいる同大学3年生17名に対し、研修員による日本の刑事手続についての授業を実施した。

聴講生はいずれもハノイ法科大学の通常課程に加えて、日本法センターにおいて日本語と日本法を学んでいる学生らで、既にベトナムの刑事実体法は履修済みであるが、刑事手続法は未修とのこと。研修員はパワーポイントスライドを利用しながら手分けして日本の刑事手続の特徴や捜査



公判の流れなどについて日本語で説明し、質疑に応じた。90分授業2コマ分であったが、学生らはいずれも最後まで熱心に授業に参加し、研修員らも学生らからの日本語での質問に丁寧に答えていた。終了後、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）の金村久美講師から、「分かりやすい授業で、学生らも最後まで飽きることなく学ぶことができたと思う」旨の評価をいただいた。

3 国内研修後半

(1) 11月24日

終日 総括質疑応答（森永）

午前中は主としてベトナムに対する法制度整備支援活動の復習とこれに関する質疑応答に充て、午後は国外研修で見聞きしてきたことを基に、ベトナムの刑事手続が内包する問題点等につき質疑応答、討論を行った。

(2) 11月25日

午前 総括質疑応答・修了証書授与式

前日に引き続き、法制度整備支援活動に関する質疑応答に加え、各研修員の感想及び仮に自らが法制度整備支援活動に携わるとすれば、身に付けなければならない能力は何か、そして、法制度整備支援の中でどのような分野で活動してみたいと考えるか、などについて議論を行った。

その後国際協力部長から各研修員の修了証書の授与が行われ、全日程を終了した。
午後 解散・研修員帰庁

第3 所感・評価

本研修は、国内国外を併せておおむね2週間という比較的短期のものであったが、日越関係者の積極的な協力により、充実した内容となった。研修員にとっても非常に印象的で、かつ法制度整備支援活動に一層の興味を抱かせるものとなったと思われる。総括質疑応答において、いずれの研修員も、各人自信のほどはさておき、「法制度整備支援に携わる機会が与えられるのであれば、積極的に取り組みたい」旨の発言をしていた。また、我が国とはその原理・構造・性質が大きく異なるベトナムの訴訟を見聞したり、ベトナム人学生に日本法の説明をしたりしたという経験により、研修員らは自国の法制度・実務を改めて振り返り、その長所短所を再認識することができたと考える。

今回の研修は、各方面の協力なくしては実施不可能であったことは言うまでもない。この研修に御協力いただいた日越双方の関係者の方々に紙面を借りて改めて心からの感謝を申し上げる次第である。

国際協力人材育成研修日程表

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 17:00
11 / 11	水	移動日・法務総合研究所大阪支所寮入寮	
11 / 12	木	部長講話 国際協力部長	講義 「ベトナム民事訴訟法起草支援について(仮)」 井関正裕 弁護士
11 / 13	金	講義 「ベトナム法整備支援の概要」 森永	海外研修オリエンテーション 森永・山内
11 / 14	土		
11 / 15	日	ベトナムに移動	
11 / 16	月	講義 「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの概要」 長期専門家	講義 「ベトナムに対する法令起草支援の現状」 長期専門家
11 / 17	火	講義 「裁判実務改善支援の現状」 長期専門家	訪問 最高人民裁判所・最高人民検察院 森永・長期専門家
11 / 18	水	裁判所傍聴&ワーキングセッション 午前:バクニン省Luong Tai県裁判所傍聴 午後:傍聴を踏まえた同省検察院ほかとのワーキングセッション 森永・長期専門家 バクニン省検察院	
11 / 19	木	訪問 司法省	訪問 JICAの活動状況と展望 JICAベトナム現地事務所
11 / 20	金	実習 研修生講義「日本の刑事訴訟制度」 ハノイ法科大学日本法研究センター	資料収集・整理
11 / 21	土	帰国	資料整理・レポート作成

～ 国際研修 ～

第2回「中央アジア比較法制研究セミナー」

国際協力部教官

杉山典子

第1 はじめに

国際協力部では、2009年12月9日（水）から18日（金）までの間、第2回「中央アジア比較法制研究セミナー」を実施した（日程表は文末の資料のとおり）。

本稿は、その実施結果を報告するものである¹。

研修員は、経済紛争を扱う経済裁判所の裁判官、司法省等の企業、担保、債権者・株主（社員）の保護等を担当する国家機関の職員を対象としている。応募の際に提出されたレポート（テーマ：「自国の担保制度の概要について」）による選考の結果、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びウズベキスタンから、それぞれ3名ずつ、以下の合計12名が参加した。

カザフスタン

司法省法務部次長 アクパノヴァ・アジヤラ・エステカハエヴァ氏

産業貿易省法分析専門家 イェルカーソヴァ・クラライ・コペノヴァ氏

南カザフスタン特別広域経済裁判所裁判官 マウレンクロフ・イェルラン・ジエニスベコヴァイチ氏

キルギス

チュイ州広域裁判所裁判官 カクイナリエヴァ・ティナラ氏

国有資産管理委員会監査法務部副部長 カザコフ・ホルスンベック・クムシユベコヴァイチ氏

国有資産管理委員会倒産部法律家スペシャリスト タシベコフ・タラントベック・ヌラノヴァイチ氏

タジキスタン

大統領執行機関法務部チーフスペシャリスト エシユホエフ・ジヤロリッテイン・ホルバタエヴァイチ氏

ドゥシャンベ市経済裁判所裁判官 ミルマフスモフ・イスモイルベック・ムルトベコヴァイチ氏

司法省立法局チーフスペシャリスト スルトノフ・カトリッテイン・ルジャノヴァイチ氏

ウズベキスタン

国家財産委員会条約法律局チーフスペシャリスト カシモフ・ムサファール・アブトウムタリエヴァイチ氏

タシュケント市経済裁判所裁判官 クルボノフ・ラムズベック・マタカリモヴァイチ氏

タシュケント州経済裁判所裁判官 ラヒモフ・アブトウウロ・アブラロヴァイチ氏

第2 セミナーの実施結果

¹ セミナー実施の背景等については、第1回「中央アジア比較法制研究セミナー」についての報告である本誌第38号60ページ以下参照

第1回セミナーの研修員から、企業活動の中で生じる法律問題の事例を出してもらったところ、「担保の目的となっている財産を売却した後、買受人から担保権設定契約無効の請求がされた場合」、「真の所有者でない者が担保権設定契約をした場合」等の事例が提出されたことから、「担保制度」をテーマとして採り上げることとした。4カ国で土地の私有の可否が異なったり、動産担保制度の有無が異なったりするため、何が担保の目的物とできるのかについても、比較する価値があると考えられた。

1 発表

「建物に担保を設定する場合」と「工場の機械に担保を設定する場合」について、それぞれ具体的事例を設定し、あらかじめ、各研修員に対し、各事例における実務の取り扱い方についての質問票を送付し、追加レポートとして提出させた。その際、「自国の担保制度について」「上記質問票の事例の自国での運用について」「上記質問票の事例と関連する他の事例とそこで争われた争点について」という発表テーマ及び時間（通訳を含めて各20分）を研修員ごとに指定し、発表原稿の提出を指示していた。

「自国の担保制度について」は、短い発表時間で紹介するのは難しかったと思われるが、多少の時間超過がありつつも、それぞれまとまった発表と、質疑応答がされた。

また、この発表テーマについては、日本側からも、運営委員の出水先生に「日本の担保制度の概要について」説明していただいた。

「上記質問票の事例の自国での運用について」は、各国の特徴が出るほどではなかったため、淡々と発表がされた。

「上記質問票の事例と関連する他の事例とそこで争われた争点について」は、依頼の趣旨がうまく伝わらなかったのか、来日前に発表原稿を提出した者がおらず、心配したが、追加融資に関する事例や、担保権の実行の猶予等について、実情を良く反映した質疑応答がされ、興味深かった。

2 協議

協議の際は、前年同様、スクリーンを2枚用意し、1枚には研修員向けにロシア語、1枚には日本側向けに日本語を表示した。選考レポートの記載をまとめた比較表1「各国の担保制度の概要」、追加レポートの記載をまとめた比較表2「建物を目的とする担保の設定」及び比較表3「工場の機械を目的とす



キルギスの帽子を被るとキルギスの法律がよく分かる・・・？



「条文のここ（スクリーンの反転部分）に書いてある！」と証拠を突きつける。

る担保の設定」を表示し、必要に応じて関連条文等も表示した。

比較表に基づいて協議をするというよりは、確認・修正作業で終わってしまったが、条文の書きぶりは違っていても結果としては同じであったり、同じ単語を使っているが内容が異なっていたり、様々な発見があった。²

また、日本側からの指摘を素直に受け入れる柔軟さは、年齢制限を設けて若手に限定しているためかと思われる。なお、タジキスタンは、他国と比べて回答に苦慮していたが、大学教育を受ける時期と内戦の時期が重なっていることも影響しているのではないかと思われる。しかし協議終了後も残って修正作業をしている熱心さには感銘を受けた。

3 見学

(1) 大阪地方裁判所

大阪地裁見学の4日前に、カザフスタンの研修員が持参したカザフスタンの裁判風景のDVDを見せてもらった。広報用のDVDかと思ったら、今回のセミナーのために、自分の勤務する裁判所の本物の裁判を録画したとのことであった(実際には裁判記録に添付すべきDVDを持ってきた疑いもあり)。競争入札に資格がないとして入れなかった原告が、入札を行った行政機関を訴えたという事件で、原告の主張、被告の主張、被告側参考人の証言、(民事事件の一般的監督として)検察官の意見が述べられ、1時間後に判決が出たという内容であった。カザフスタンでは、すべての法廷にカメラが設置されており、傍聴人もビデオカメラを持ってくるとのことである。去年、大阪地裁を見学させてもらったとき、「裁判は公開が原則なのに、どうしてビデオ撮影はいけないのか」と研修員から不満を言われたのを思い出した。

大阪地裁では、3件の民事事件を傍聴した後、担当裁判官との質疑応答を行った。

日本では複数の事件を並行して処理していることに驚かれたようであるが、中央アジアでは上級審で判決が覆されたら、原審の裁判官は処分を受けるということには、むしろ日本側が驚いた。

なお、裁判官に対して「お子さんは何人ですか？」というプライバシーに関わる質問まで出てきて、「日本では、そういうことは聞くものではない」と慌てて注意したのだが、その後の昼食の際、女性研修員から「日本だけではなく、我々の国でだって、そのような質問はしない」と非難された男性研修員は「だって子供が多いのは幸せなことではないか」

(その研修員は12人兄弟らしい。)と反論したものの、「だからといって公式の場で聞くものではない!」と女性研修員全員から、やっぱり怒られていた。その後は、女性



裁判官の話に熱心に聞き入る研修員

² この点については、本セミナーの研究結果報告に日本側コメントとして掲載する予定

研修員達と日本の少子化の話から、中央アジアと日本の産休・ベビーシッター事情に至るまで、セミナーテーマを離れて、色々な話をする事ができたのも有意義な時間であった。

(2) 三井住友銀行

今回のテーマが「担保制度」であることから、日常的に担保設定業務を行っている金融機関を訪問し、実務についての説明をしていただくこととした。担保価値の評価等、かなり具体的な質問も出ていたが、特に、中央アジアでは金利が年30%くらいの場合もあるらしく、日本が低金利であることを知って、熱心に支店の誘致をしていたのが印象的だった（日本企業と同じ条件で貸し付けられるものではないが・・・）。

また、建物の柱や装飾、貸金庫など、どれも立派で、お金持ち気分を楽しんでしまった（防犯上の理由から、写真はありません。）。

4 意見交換・評価会

今回のセミナーでは、日本側から法改正を求めるような発言はしないということにしていたが、各研修員から、本セミナーの感想として、法改正の必要性についての発言もあり、また、その際に「法改正に当たっては、今回できた友人とも相談したい」という発言もあるなど、期待していた以上の成果があったのではないかと思われた。

次回のテーマについては、株式会社がいいという国もあれば、実際に多いのは有限会社なのだから有限会社がいいという国もあり、再建型の倒産手続がいいという国もあれば、まずは清算型の方が先だという国もあり、それぞれの国で経済の発展状況も異なり、一つに絞ることは難しいと思われるが、どのようなテーマを選んでも、議論の余地は十分にありそうだということはよく分かった。

第3 終わりに

今回は、研修員の1名が到着直後にインフルエンザ感染が判明し、前半の期間を欠席したり、別の研修員に感染性結膜炎の疑いが発生したり、波乱の幕開けであったが、本当にたくさんの方々に、様々な立場から御協力をいただいたお陰で、無事に終了することができたと感謝している。



見学・質疑応答に親切に応じてくださった大阪地方裁判所、三井住友銀行の皆様方、御多忙の中、準備段階も含めて本セミナーの実施に御協力いただいた出水弁護士、伊藤教授、中東教授、狩集弁護士、高瀬弁護士、堀田弁護士、ロシア語を活用してマトリックス表や発表原稿の修正に御尽力いただいた桑原企画調査員、毎日の膨大な翻訳をこなしていただいた岡林研修監理員、ナターシャ研修監理員、次から次へと頼まれる仕事を引き受けていただいた名古屋大学のアリシエルさんとムハammadさん、本セミナーの実施に御協力頂いたJICA本部、JICA大阪国際センターの皆様方、様々な支援をいただいた財団法人国際民商事法センターの皆様方に、深く御礼申し上げたい。

第2回中央アジア比較法制研究セミナー日程表

月 日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00
12 / 9	水	JICAブリーフィング(10:00～)		オリエンテーション(14:00～)	発表準備(15:00～)
12 / 10	木	部長挨拶 発表Ⅰ(10:10～12:30) 担保制度の概要 1.カザフスタン(10分=20分) 2.キルギス(10分=20分) 3.タジキスタン(10分=20分) 4.ウズベキスタン(10分=20分) 5.日本:(10分=20分)	部長主催 意見交換会 (12:45～13:45)	協議Ⅰ(14:30～16:00) 論点整理・改訂ポイント確認	(研修員) 協議Ⅰを踏まえて 加筆・修正
	(16:00～) (日本側) 論点整理Ⅰ				
12 / 11	金	休日			
12 / 12	土	協議Ⅱ(10:00～12:30) 改訂箇所の確認		(研修員) 協議Ⅱを踏まえて加筆・修正	(日本側) 論点整理Ⅱ
12 / 13	日	発表Ⅱ(10:00～12:30) 事例問題回答 1.カザフスタン(10分=20分) 2.キルギス(10分=20分) 3.タジキスタン(10分=20分) 4.ウズベキスタン(10分=20分)		協議Ⅲ(14:00～16:00) 論点整理・改訂ポイント確認	(研修員) 協議Ⅲを踏まえて 加筆・修正
	(16:00～) (日本側) 論点整理Ⅲ				
12 / 14	月	発表Ⅲ(10:00～12:30) 事例紹介 1.カザフスタン(10分=20分) 2.キルギス(10分=20分) 3.タジキスタン(10分=20分) 4.ウズベキスタン(10分=20分)			(研修員) 協議Ⅲを踏まえて加筆・修正
	(日本側) 論点整理Ⅳ				
12 / 15	火	休日			
12 / 16	水	見学 大阪地方裁判所 傍聴, 見学(10:15～11:50)		三井住友銀行 見学(14:00～16:00)	
12 / 17	木	協議Ⅳ(10:00～) 最終確認(必要に応じてスクリーン上で改訂)			
12 / 18	金	評価会(10:00～11:30)	意見交換会(11:30～13:00) 次回テーマについて	閉講式 (13:00～ 13:30)	

～ 外国法令紹介 ～

ベトナム判決執行法の主な特徴

国際協力部教官

宮 崎 朋 紀

106頁以下のベトナム判決執行法は、翻訳業者により越語版から日本語版に翻訳されたものですが、当部教官において翻訳の点検作業を行いました。その点検作業においては、ベトナム現地で同法の起草支援を担当された石那田隆之弁護士（元JICAベトナム長期専門家）作成の報告書を参考にさせていただきました。この場を借りてお礼申し上げます。

以下では、上記点検作業の過程で気付いたベトナム判決執行法の特徴（日本民事執行法との比較の観点から）の主なものを列挙しました。ベトナム判決執行法の大まかなイメージを把握する際に参考にしていただけましたら幸いです。

以下の括弧内で「ベ～条」と記載したものはベトナム民事執行法の規定を指し、「日～条」と記載したものは日本民事執行法の規定を指します。

第1 訴訟手続と執行手続の分離の程度

日本では、訴訟手続と執行手続とは完全に分離されている。

ベトナムでも、両手続は一応分離されているといえるが、以下のように完全に分離されていないといえる場面もある。

- 1 判決をした裁判所は、判決書を執行機関に移送しなければならない（ベ28条1項）。
- 2 執行機関は、債権者の申立てにより執行手続を開始するのが原則だが（ベ36条2項）、一定の場合には上記1の移送を受けた後、職権により執行手続を開始する（同条1項）。
- 3 執行機関は、判決内容に問題点を発見した場合、判決をした裁判所に対し、書面による説明を求めることができる（ベ23条1項c, 117条2項b, 179条2項）。

第2 執行機関

日本では、執行機関には裁判所と執行官の2つがある。執行官は、地方裁判所の職員であるが、執行機関となる職務に関しては単独の機関（いわゆる独任官）である。

ベトナムでは、すべての民事執行を一元的に「民事判決執行機関」が担当する（ベ13条）。民事判決執行機関には、①省級、②県級、③軍区級の別があり、①、②は司法省に所属し、③は国防省に所属している（ベ13条1項）。民事判決執行機関には、司法大臣が任命する執行官（ベ17条2項）が所属している。

第3 任意履行

日本では、債務名義成立後、任意の交渉、履行により執行申立てに至らないことは多く、執行開始後、任意の交渉、履行により執行申立てが取り下げられることも多い。また、2004年に不動産の明渡執行に関して「履行の催告」が法定された（日168条の2）。

ベトナムでは、当事者が判決執行について合意することができるが、合意による判決執行の結果は承認されなければならない（ベ6条1項）。執行開始後、原則として任意執行期限が定められ、その期間内に任意に履行されない場合に強制執行に進む（ベ45条、46条）。

第4 判決執行申立時効

日本では、一般的には執行申立てに期間制限はなく、債務名義に表示された給付請求権自体の消滅時効が問題になるのみである。

ベトナムでは、原則として5年の判決執行申立時効が定められている（ベ30条）。

第5 執行手続の分類

日本では、主に金銭執行（不動産執行、動産執行、債権執行、船舶執行）と非金銭執行（物の引渡義務の執行、作為・不作為義務の執行、意思表示の擬制）に分類される。

ベトナムでは、以下のような分類がされている。

第4章第3節 金銭である財産に対する強制執行

（日本でいう預金債権、給料債権、営業収入、現金等に対する執行）

第4節 有価証券である財産に対する強制執行

第5節 知的財産に対する強制執行

第6節 物的財産に対する強制執行

第7節 財産強制開発（日本でいう強制管理）

第8節 土地使用权である財産に対する強制執行

第9節 物、書類の強制返却、土地使用权の移転

第10節 作為又は不作為義務の強制執行

上記のような個別の執行手続に関する規定については、以下の特徴があるといえる。

- 1 日本でいう「金銭執行」、「非金銭執行」に近い分類はあるようである。
- 2 日本でいう「債権執行」という概念が用いられておらず、債務者の預金口座からの控除（ベ76条）、給与からの控除（ベ78条）、営業収入からの徴収（ベ79条）などの類型が設けられている（第3節）。
- 3 上記の第4章第3節ないし第10節の規定を合計しても35か条（ベ87条～121条）であり、日本と比べて個別の執行手続に関する規定の数は少ないといえる。

第6 金銭執行の対象物の探索・選定

日本では、金銭執行の対象とする債務者の財産の探索、選定は、債権者が行わなければならない。2004年に財産開示手続（日196条）が設けられたが、申立て件数は全国で年間884

件（2008年度）であり、多く利用されているとはいいがたい。

ベトナムでも、債権者が債務者の財産を探索するのが原則である（ベ31条1項e）。しかし、自ら探索したものの成果が上がらなかったときは、執行官に探索を要請することができる（ベ44条1項）。

第7 金銭執行における事件の単位

日本では、事件は「対象物」単位である。つまり、債権者が執行申立てにおいて特定した対象物の換価、配当等が終われば事件は終了し、それで十分な満足を得られなかった場合、債権者は改めて別の対象物について執行申立てをしなければならない。

ベトナムでは、執行事件は「判決等で表示された支払義務の額」単位である。つまり、執行事件は基本的には支払義務の額に満つるまで継続する。債務者の財産のうちどれを対象にどの順番で執行を行うかなどの「強制執行計画」は執行官が立案する（ベ72条）。

第8 不動産執行～差押えについて

日本では、差押登記をする方法による。債務者は、買受人による売却代金納付まで対象不動産の占有を続けることができる。

ベトナムでは、差押えの対象不動産の所在地に執行官、村級政府の代表者、当事者等が集まり、差押調書を作成する方法による（ベ88条、95条）。土地所有権の差押えの場合、執行官は、土地所有権証書の提出を求める（ベ111条）。その後も債務者が対象不動産の占有を続けることができるのが原則のようである（明文としては土地所有権に関するベ112条）。通常の不動産譲渡においても村級政府の代表者の立会いが必要であるため、上記の方法で差押調書を作成しておけば、差押えに反して不動産が譲渡されることはないようである（2009年12月の本邦研修におけるベトナム司法省民事判決執行総局職員の話）。

第9 不動産執行～調査・評価について

日本では、執行官による現況調査、評価人による評価等について詳細な規定がある。

ベトナムでは、①当事者が価格について合意する場合、②当事者が合意した「財産評価組織」が評価する場合、③執行官が選定した「財産評価組織」が評価する場合、④執行官が評価する場合がある（ベ98条）。

第10 不動産執行～売却について

日本では、不動産の売却は、入札、競り売り等の方法により、執行官が行う（日64条）。

ベトナムでは、当事者の合意により、債権者が対象財産を受領してその価値相当額を債権から控除できる旨の規定がある（ベ100条）。その他の場合、差押えの目的物は売却されるところ、売却は、競売又はそれ以外の方法により行われ、不動産の競売は「競売担当組織」が行う（ベ101条）。

第11 不動産執行～配当について

日本では、他の債権者の債権の調査に関する手続が設けられており（債権届出催告、配当要求終期の公告、日49条）、配当手続に関する規定もある（日84条～92条）。

ベトナムでは、債権者が複数存するときの優先順位に関する規定があるものの（ベ47条）、他の債権者の債権を調査するための手続や他の債権者が不動産執行手続に参加するための手続等に関し、詳細な規定は見当たらない。

第12 作為・不作為義務の執行

日本では、代替執行、間接強制の2種類が設けられている。

ベトナムでは、作為義務のうち、①債務者以外の者が行えるものについては、代替執行の方法により（ベ118条2項a）、②債務者自身が行う必要があるものについては、執行官が権限ある機関に対し、刑事責任追及を要請する（同項b）。不作為義務については、①任意に止めない場合の執行官による罰金決定、②原状回復の要請、③権限ある機関に対する刑事責任追及の要請がある（ベ119条）。

第13 未成年者の引渡し

日本では明文がなく、①間接強制のみ許されるとの見解、②間接強制のほか、直接強制ができる（未成年者の人格に配慮しつつ、動産引渡しに準じ、執行官が引き取って執行債権者に引き渡す）との見解などがある。

ベトナムでは、①執行官による罰金決定、②直接強制、③権限ある機関に対する刑事責任追及の要請がある（ベ120条）。

第14 執行の保全のための手続

日本では、民事保全法上の保全処分のほか、民事執行法上の保全処分（日55条、68条の2、77条、187条の2）がある。いずれも裁判所が発する。

ベトナムでは、訴え提起後に受訴裁判所が適用する緊急保全処分（ベ130条～133条、ベトナム民訴法99条～126条）と、執行手続において執行官が適用する保全措置（ベ66条～69条）がある。

第15 執行手続への不服申立てについて

日本では、大きくは、①執行手続により実体上の権利が侵害されたことを問題とする不服申立て（請求異議訴訟、第三者異議訴訟等の「執行関係異議訴訟」）と、②執行手続自体の違法を問題とする不服申立て（執行異議、執行抗告）に分けて規定されている。

ベトナムでは、執行手続について2回の不服申立てが認められているが（ベ140条～153条）、その性質が上記②のみのものなのか、上記①を含むのかは明確でないように思われる。

第16 執行妨害等に対する刑事罰について

日本では、公示書等毀損罪（日204条）、陳述等拒絶の罪（日205条）、公務執行妨害罪（日刑法95条）、封印等破棄罪（同96条）、強制執行妨害罪（同96条の2）、競売等妨害罪（同96条の3）がある。

ベトナムでは、判決執行拒否罪（ベ刑法304条）、判決実行拒否罪（同305条）、判決実行妨害罪（同306条）封緘破棄罪（同310条）等がある。

ベトナム判決執行法（仮訳）

第1章 総則

- 第1条 適用範囲
- 第2条 執行の対象となる判決・決定
- 第3条 用語説明
- 第4条 判決・決定の効力の確保
- 第5条 当事者、関連する権利、義務を有する者の合法的な権利、利益の保護
- 第6条 判決執行の合意
- 第7条 判決執行申立権
- 第8条 民事判決執行において用いる言語及び文字
- 第9条 判決・決定自発的履行及び強制執行
- 第10条 損害賠償の責任
- 第11条 民事判決執行機関、執行官との機関、組織、個人の協力責任
- 第12条 判決執行の監視及び監督

第2章 民事判決執行組織体制及び執行官

- 第13条 民事判決組織体制
- 第14条 省級民事判決執行機関の職務、権限
- 第15条 軍区級判決執行機関の職務、権限
- 第16条 県級民事判決執行機関の職務、権限
- 第17条 執行官
- 第18条 執行官の任命基準
- 第19条 執行官の辞任
- 第20条 執行官の職務及び権限
- 第21条 執行官に対する禁止事項
- 第22条 民事判決執行機関の長、副長
- 第23条 民事判決執行機関の長、副長の職務及び権限
- 第24条 民事判決執行機関の標準定員、予算及び設備
- 第25条 民事判決執行を遂行する公務員の制服、バッジ、制度

第3章 民事判決執行手続

- 第26条 民事判決執行を求める権利の案内
- 第27条 判決・決定の発付
- 第28条 判決・決定の移送
- 第29条 判決・決定の受入れ手続
- 第30条 判決執行申立時効
- 第31条 判決執行申立書
- 第32条 判決執行申立書を提出する手続
- 第33条 判決執行申立書の受領
- 第34条 判決執行申立書の受領の拒否
- 第35条 判決執行を行う権限
- 第36条 判決執行決定の発行
- 第37条 判決執行決定の撤回、修正、補充及び取消し

- 第38条 判決執行決定の送付
- 第39条 判決執行通知
- 第40条 個人への直接通知手続
- 第41条 機関、組織への直接通知手続
- 第42条 公示
- 第43条 マスコミでの告知
- 第44条 判決執行条件の確認
- 第45条 判決・決定の任意執行期限
- 第46条 判決・決定の強制執行
- 第47条 判決執行で得られた金銭の弁済順序
- 第48条 判決執行の延期
- 第49条 判決執行の暫定的停止
- 第50条 判決執行の停止
- 第51条 判決執行申立書の返却
- 第52条 判決執行の終了
- 第53条 判決執行結果の確認
- 第54条 判決執行権利及び義務の移転
- 第55条 判決執行の委託
- 第56条 判決執行委託権限
- 第57条 判決執行委託の実施
- 第58条 判決執行の対象財産の保管
- 第59条 判決執行時に財産の価値が変更した場合の判決執行
- 第60条 民事判決執行費用
- 第61条 国家予算への納付に関する判決執行義務の軽減又は免除の条件
- 第62条 国家予算への納付に関する判決執行義務の軽減又は免除の提議に関する一件記録
- 第63条 国家予算への納付に関する判決執行義務の軽減又は免除の検討権限及び手続
- 第64条 国家予算への納付に関する判決執行義務の軽減又は免除に関する裁判所の決定に対する異議申立て
- 第65条 判決執行に対する国家予算の財源確保

第4章 判決執行のための保全措置及び強制執行

第1節 判決執行のための保全措置

- 第66条 判決執行のための保全措置
- 第67条 預金口座の凍結
- 第68条 当事者の財産・書類の仮差押え
- 第69条 財産の登録、譲渡、又は現状変更の暫定的停止

第2節 強制執行に関する総則

- 第70条 強制執行の根拠
- 第71条 強制執行に関する措置
- 第72条 強制執行の計画
- 第73条 強制執行の費用
- 第74条 共同所有財産に対する強制執行

第75条 強制執行時に紛争発生の原因となる財産の措置

第3節 金銭である財産に対する強制執行

第76条 預金口座からの控除

第77条 預金口座の凍結の解除

第78条 判決債務者の所得からの控除

第79条 判決債務者の営業収入からの徴収

第80条 判決債務者が保管する金銭の徴収

第81条 第三者が保管している判決債務者の所有金銭の徴収

第4節 有価証券である財産に対する強制執行

第82条 有価証券の没収

第83条 有価証券の売却

第5節 知的財産に対する強制執行

第84条 知的財産の差押え、使用及び開発

第85条 知的財産権の評価

第86条 知的財産の競売

第6節 物的財産に対する強制執行

第87条 差押えの対象でない財産

第88条 差押えの実行

第89条 土地使用権に係る財産又は法律により所有権登録若しくは担保取引登録が要求される財産の差押え

第90条 抵当権又は質権の設定された財産の差押え及び売却

第91条 第三者が管理する判決債務者の財産の差押え

第92条 出資金の差押え

第93条 施錠又は梱包された物の差押え

第94条 土地の定着物の差押え

第95条 住宅の差押え

第96条 交通車両の差押え

第97条 収穫物の留置

第98条 差し押さえた財産の評価

第99条 差し押さえた財産の再評価

第100条 判決執行のための財産の引渡し

第101条 差し押さえた財産の売却

第102条 競売結果の破棄

第103条 競売された財産の引渡し

第104条 競売が奏功しなかった場合の処理

第105条 差し押さえた財産の解放

第106条 財産の所有権又は使用権の登録又は譲渡

第7節 財産強制開発

第107条 判決執行を目的とする財産の強制開拓

第108条 判決執行を目的とする財産への強制開拓措置

第109条 財産強制開発の終了

第8節 土地使用権である財産の強制執行

第110条 判決執行のための土地使用権の差押え及び競売

第111条 土地使用権の差押え

第112条 差し押さえた土地の管理、開拓又は使用の一時的引渡し

第113条 差し押さえた土地の定着物の処分

第9節 物、書類の強制返却、土地使用権の移転

第114条 物の強制返却手続

第115条 住宅の強制返却又は引渡し

第116条 書類の強制返却

第117条 土地使用権の強制返却

第10節 作為又は不作為義務の強制執行

第118条 作為義務の強制執行

第119条 不作為義務の強制執行

第120条 判決・決定による養育権者への未成年者の強制引渡し

第121条 労働者の再雇用の強制

第5章 特殊な事例の判決執行

第1節 刑事判決・決定中における没収された金額の国庫納付、財産の廃棄；差し押さえられ、仮保管されている金銭及び財産の返還

第122条 判決・決定中の仮保管された証拠物件と財産の引渡し

第123条 仮保管された証拠物件及び財産の受取手続

第124条 仮保管されている証拠物件及び財産で、没収及び国庫納付が宣言されたものの取扱い

第125条 証拠物件及び財産の廃棄

第126条 仮保管している金銭及び財産の当事者への返還

第127条 判決執行を確保するため、裁判所の判決・決定において差し押さえるべきことが宣言された財産の処分

第128条 懲役刑に服役中の判決債務者に対する裁判費用、罰金他の賦課金の徴収

第129条 懲役刑に服役中の判決執行権利者に対する金銭や財産の返還手続

第2節 緊急保全処分の適用決定の執行

第130条 緊急保全処分の適用決定の執行手続

第131条 緊急保全処分の変更、追加決定をした場合の執行

第132条 緊急保全処分の適用決定の執行停止

第133条 裁判所の緊急保全処分の適用決定の執行費用

第3節 監督審、再審決定の執行

第134条 法的効力のある判決・決定を維持する監督審、再審決定の執行

第 135 条 破棄又は変更された下級裁判所の法的効力を有する判決・決定について再考し、維持する監督審決定の執行

第 136 条 法的効力の生じた判決・決定を破棄した監督審、再審決定の執行

第 4 節 倒産決定の執行

第 137 条 倒産状態にある企業と協同組合である判決債務者に対する判決執行の一時停止、停止及び回復

第 138 条 倒産手続開始の手続中における裁判所の決定の執行

第 139 条 倒産宣告決定後に発生した企業と協同組合の財産に関する義務の執行

第 6 章 民事判決執行に対する不服申立て、告発、異議申立て

第 1 節 民事判決執行に対する不服申立てと解決

第 140 条 判決執行に対する不服申立ての権利

第 141 条 不服申立てを解決するために受理することができない場合

第 142 条 判決執行に関する不服申立ての解決権限

第 143 条 不服申立人の権利及び義務

第 144 条 不服申立ての相手方の権利及び義務

第 145 条 不服申立ての解決権限を有する者の権利及び義務

第 146 条 不服申立ての解決期限

第 147 条 不服申立ての方法

第 148 条 不服申立書の受理

第 149 条 不服申立ての解決のための一件記録

第 150 条 1 回目の不服申立ての解決手順

第 151 条 1 回目の不服申立ての解決決定の内容

第 152 条 2 回目の不服申立ての解決手続

第 153 条 2 回目の不服申立ての解決決定の内容

第 2 節 民事判決執行における告発や告発解決

第 154 条 告発する権利を有する者

第 155 条 告発申立人の権利及び義務

第 156 条 告発の相手方の権利及び義務

第 157 条 告発解決の権限、期限、手続

第 158 条 告発の解決権限を有する者の責任

第 159 条 民事判決執行における不服申立て、告発に関する法律遵守状況の監査

第 3 節 民事判決執行に関する異議申立て及び異議申立ての解決

第 160 条 検察院の異議申立権

第 161 条 検察院の異議申立てへの返答

第 7 章 違反に対する解決

第 162 条 民事判決執行における行政違反行為

第 163 条 行政処分権限

第 164 条 民事判決執行上の行政違反に関する処罰及び行政違反に関する不服申立て、告発の解決

第 165 条 違反の解決

第 8 章 民事判決執行における機関、組織の任務、権限

第 166 条 民事判決執行における政府の任務及び権限

第 167 条 民事判決執行における司法省の任務及び権限

第 168 条 民事判決執行における国防省の任務及び権限

第 169 条 民事判決執行における公安省の任務及び権限

第 170 条 民事判決執行における最高人民裁判所の任務及び権限

第 171 条 民事判決執行における最高人民検察院の任務及び権限

第 172 条 民事判決執行における軍区級及び同級の司令官の任務及び権限

第 173 条 民事判決執行における省級人民委員会の任務及び権限

第 174 条 民事判決執行における県級人民委員会の任務及び権限

第 175 条 民事判決執行における村級人民委員会の任務及び権限

第 176 条 民事判決執行における国庫、銀行及びその他の金融機関の責任

第 177 条 民事判決執行における社会保険の責任

第 178 条 民事判決執行における担保取引登記、資産登記機関の責任

第 179 条 判決執行における判決・決定をした機関の責任

第 180 条 刑事罰を受けている者の監督、管理を担当する機関の任務及び権限

第 9 章 施行条項

第 181 条 判決執行における司法相互扶助

第 182 条 施行、効力

第 183 条 細則及び施行ガイドライン

民事判決執行法

(2008年11月14日 No. 26/2008/QH12)

決議 No. 51/2001/QH10 の一部条項により修正、補充された 1992 年ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、国会は、民事判決執行法を制定する。

第1章 総則

第1条 適用範囲

この法律は、裁判所の民事判決・決定、刑事判決・決定中における罰金、財産の没収、違法に得られた金銭、財産の徴収、証拠物、財産、訴訟費用及び民事的な判断を取扱う部分、裁判所の行政判決・決定中における財産に関連する部分、競争法事件解決評議会により言い渡された判決債務者の財産に関連する競争法事件解決決定及び商事仲裁所の仲裁判断（以下、併せて「判決・決定」という）の執行の原則、手順、手続；民事判決執行組織体制及び執行官；判決債権者、判決債務者、関連する権利、義務を有する者の権利及び義務；民事判決執行における機関、組織、個人の責務及び権限を規定するものである。

第2条 執行の対象となる判決・決定

この法律の下で執行される判決・決定は、下記のものとする。

1. 第1条に規定する判決・決定で、法的効力を有するもの
 - a) 上訴手続に従った控訴又は異議の対象とならない第1審裁判所の判決・決定又は判決・決定の一部
 - b) 控訴裁判所の判決・決定
 - c) 再審又は監督審の決定
 - d) ベトナムの裁判所により認証され、ベトナムにおいて効力を有する外国裁判所の民事判決・決定及び外国の仲裁所の仲裁判断
 - e) 法律上の発効日から30日を過ぎても、当事者の自発的な執行や、裁判所への提訴がない競争法事件解決評議会における競争法事件処理決定
 - f) 商事仲裁所の仲裁判断
2. 控訴され、異議申立てがされた場合でも、下記の第1審裁判所判決・決定は直ちに執行される。
 - a) 手当、給与、賃金、退職手当、失業手当、労働能力喪失手当の支給、又は生命・健康への損害及び精神的損害への賠償、労働者雇用再開に関する判決・決定
 - b) 緊急保全処分の適用に関する決定

第3条 用語説明

この法律では、下記の用語は下記のとおり定義される。

1. 当事者とは、判決債権者、判決債務者である。
2. 判決債権者とは、執行される判決・決定の権利及び利益を受ける個人、機関、組織である。
3. 判決債務者とは、執行される判決・決定の義務を履行する個人、機関、組織である。
4. 関連する権利、義務を有する者とは、当事者の判決執行の権利行使、義務履行に直接的に関係する権利、義務を有する個人、機関、組織である。
5. 判決執行申立時効とは、判決債権者及び判決債務者が、判決執行を民事判決執行機関に申し立てる権利を有する期間の制限であり、この期間の満了後、この法律の規定に従って判決執行を民事判決執行機関に申し立てる権利が消滅する。
6. 「判決執行条件がある」とは、判決債務者が財産的な義務を履行するための財産、収入を有する場合、又は自ら若しくは他の者を通じて判決執行義務を履行することが可能な場合をいう。
7. 判決執行費用とは、判決・決定に従い金銭又は財産を受け取る際に、判決債権者が支払うべき金額である。
8. 判決強制執行費用とは、判決強制執行のために判決債務者が負担する諸費用である。ただし、法律により、判決強制執行費用が判決債権者又は国庫の負担と定められている場合を除く。

第4条 判決・決定の効力の確保

第2条に規定する判決・決定は、各機関、組織及び国民により尊重されるものとする。

関係する個人、機関、組織は、自分の責務の範囲内で判決・決定に厳正に従わなければならない、かつ、判決執行のための法律上の責任を負わなければならない。

第5条 当事者、関連する権利、義務を有する者の合法的な権利、利益の保護

判決執行手続において、当事者、関連する権利、義務を有する者の合法的な権利、利益は、尊重され、かつ、法律により保護される。

第6条 判決執行の合意

1. 当事者は、判決執行について他方当事者と合意する権利を有する。ただし、その合意が法律で禁止された事項に違反し、社会的道徳に反するものであるときは除く。合意による判決執行の結果は、

承認されなければならない。

当事者の申立てがある場合、執行官は、判決執行に関する合意について証人とならなければならない。

2. 当事者は、合意書のとおり履行がされない場合、民事判決執行機関に対し、判決・決定の内容に従って履行されていない部分の義務の執行を申し立てることができる。

第7条 判決執行申立権

判決債権者、判決債務者は、民事判決執行機関に対し、判決・決定に基づき、判決執行を申し立てることができる。

第8条 民事判決執行において用いる言語及び文字

1. 民事判決執行において用いる言語及び文字はベトナム語である。

当事者は、自分の民族の言語及び文字を使用する権利があるが、通訳者を伴わなければならない。少数民族である当事者が、ベトナム語が分からない場合、民事判決執行機関は、通訳者を手配しなければならない。

2. 通訳者は、正確に、誠実に、客観的に通訳しなければならない。故意に誤訳する場合には、法律に従い、責任を負わなければならない。

第9条 判決・決定自発的履行及び強制執行

1. 国家は、当事者に対し、判決執行の自発的履行を奨励する。
2. 判決債務者が、判決執行条件があるにもかかわらず、判決執行を自発的に履行しない場合、この法律の規定に従って、判決・決定の強制執行が適用される。

第10条 損害賠償の責任

この法律の規定に違反し、損害を生じさせた機関、組織、個人は、法律の規定に従って賠償をしなければならない。

第11条 民事判決執行機関、執行官との機関、組織、個人の協力責任

1. 個人、機関、組織は、それぞれの任務、権限、義務の範囲内では、判決執行において、民事判決執行機関と協力する責任を負う。
2. 関係する機関、組織、個人は、この法律の規定に従って、民事判決執行機関、執行官の要請に応じる責任を負う。

民事判決執行機関又は執行官の活動を違法に妨害、干渉するすべての行為は、法律に従って処分される。

第12条 判決執行の監視及び監督

1. 国会、人民評議会及びベトナム祖国前線は、法律に従い、民事判決執行における民事判決執行機関及びその他の国家機関の活動を監視する。
2. 各級の検察院は、自らの職務、権限の範囲内で、判決執行が即時に、十分に、適法に行われることを確保するという観点から、民事判決執行機関、執行官、判決執行に関係する個人、機関、組織による判決執行が法律を順守しているかどうかを監督する。

第2章 民事判決執行組織体制及び執行官

第13条 民事判決組織体制

民事判決執行組織体制は、以下の機関により構成される。

1. 民事判決執行管理機関
 - a) 司法省所属の民事判決執行管理機関
 - b) 国防省所属の判決執行管理機関
2. 民事判決執行機関
 - a) 省、中央直轄市の民事判決執行機関（以下、併せて「省級民事判決執行機関」という）
 - b) 県、区、市街、省直轄県・区・市街・市の民事判決執行機関（以下、併せて「県級民事判決執行機関」という）
 - c) 軍区及びその同等の判決執行機関（以下、併せて「軍区級判決執行機関」という）

政府は、民事判決執行管理機関の職務、権限；民事判決執行機関の具体的な名称、組織機構を規定しなければならない。

第14条 省級民事判決執行機関の職務、権限

1. 下記のとおり省又は中央直轄市の地域での民事判決執行を管理、指導する。
 - a) 民事判決執行における法律及び規則の規定の適用の一貫性を確保する。
 - b) 県級民事判決執行機関に対し、民事判決執行を指導する；当該地域の執行官及び民事判決執行機関の公務員に対し、専門的な指導を行う。
 - c) 県級民事判決執行機関の民事判決執行を監視する。
 - d) 民事判決執行の実状をとりまとめる；司法省所属の民事判決執行管理機関のガイドラインに従い、民事判決執行の組織、活動に関する統計

- 及び報告書を作成する。
- 第 35 条に従い、判決・決定を執行する。
 - 民事判決執行義務の軽減又は免除の申請に関する一件書類を作成する。懲役刑の軽減又は免除及び懲役刑執行中の民事判決債務者に対する特赦の申請書類作成において、公安機関と協力する。
 - この法律に定める権限に従い、民事判決執行に対する不服申立て、告発を解決する。
 - 司法省所属の民事判決執行管理機関の指導、指示に従って、地方の民事判決執行機関の人事、設備、予算、活動手段の管理を行う。
 - 第 173 条第 1 項及び第 2 項に規定する職務、権限の実施に関し、同級の人民委員会を支援する。
 - 要請があれば、同級の人民評議会に民事判決執行業務に関する報告を行う。

第 15 条 軍区級判決執行機関の職務、権限

- 第 35 条に従い、判決・決定を執行する。
- 管轄下における判決執行の実状をとりまとめる；国防省所属判決執行管理機関の指導に従い、民事判決執行の組織、活動に関する統計及び報告書を作成する。
- この法律に定める権限に従い、民事判決執行に関する不服申立て、告発を解決する。
- 国防省所属の判決執行管理機関の指導、指示に従って、軍区級判決執行機関の人事、設備、予算及び活動手段の管理において、軍区の各職掌機関と協力する。
- 民事判決執行義務の軽減又は免除の申請に関する一件書類を作成する；懲役執行の減免及び懲役刑執行中の民事判決債務者に対する特赦の申請に関する一件書類作成において、懲役判決執行機関と協力する。
- 第 172 条第 1 項に規定する職務、権限の実施に関し、軍区司令部及びその相当機関を支援する。

第 16 条 県級民事判決執行機関の職務、権限

- 第 35 条に従い、判決・決定を執行する。
- この法律に定める権限に従い、民事判決執行に関する不服申立て、告発を解決する。
- 省級民事判決執行機関の指導、指示に従って、人事、設備、予算及び活動手段の管理を行う。
- 法律の規定及び省級民事判決執行機関の指導に従い、判決執行の組織、活動に関する統計、報告書を作成する。
- 民事判決執行義務の軽減又は免除の申請に関する一件書類を作成する。
- 第 174 条第 1 項及び第 2 項に規定する職務、権

- 限の実施に関し、同級の人民委員会を支援する。
- 要請があれば、人民評議会に民事判決執行業務に関する報告を行う。

第 17 条 執行官

- 執行官は、第 2 条に規定する判決・決定を執行する職務を国家により与えられた者である。執行官には、初級執行官、中級執行官及び高級執行官の三つの階級がある。
- 執行官は、司法大臣により任命される。
- 政府は、執行官の試験、任命の手順、手続を規定しなければならない。

第 18 条 執行官の任命基準

- 祖国に忠誠心があり、清廉、品行方正であり、法学士以上の資格を有し、健康で与えられた職務を遂行できるベトナム国民は、執行官に任命することができる。
- 第 1 項に定める基準に適合し、下記の各要件に該当する者は、初級執行官として任命される。
 - 法律分野での経験が 3 年以上ある。
 - 民事判決執行業務の訓練を受けている。
 - 初級執行官試験に合格している。
- 第 1 項に規定する基準に適合し、かつ、下記の各要件を満たす者は、中級執行官として任命される。
 - 初級執行官としての執務期間が 5 年以上ある。
 - 中級執行官試験に合格している。
- 第 1 項に規定する基準に適合し、かつ、下記の各要件を満たす者は、高級執行官として任命される。
 - 中級執行官としての執務期間が 5 年以上ある。
 - 高級執行官試験に合格している。
- 第 2 項に規定する基準に適合し、現職の軍隊士官である者は、軍隊の執行官として任命される。

軍隊の初級執行官、中級執行官及び高級執行官としての任命基準は、第 2 項、第 3 項及び第 4 項に従うものとする。
- 現在、裁判官、検察官又は調査員である者が、民事判決執行機関に異動した場合、試験を受けずに、相当級の執行官として任命することができる。
- 政府が規定した特別な場合において、第 1 項に規定する基準に適合し、かつ、10 年以上の法律分野での執務経験を有する者は、中級執行官として任命され、15 年以上の法律分野での執務経験を有する者は、高級執行官として任命することができる。

第19条 執行官の辞任

1. 執行官は、定年に達した場合又は執行官の職務が他の機関に移された場合には、自動的に解任される。
2. 司法大臣は、下記の場合に執行官の解任を検討し、決定しなければならない。
 - a) 家庭の事情又は健康問題により、執行官として職務が遂行できないと認められる場合
 - b) 専門的能力、知識が執行官としての職務の遂行に耐えない場合、又はその他の理由により執行官として十分な条件を満たさない場合
3. 政府は、執行官の解任の手順、手続を規定しなければならない。

第20条 執行官の職務及び権限

1. 割り当てられた事件について即時に手配を行う。権限の範囲内で判決執行の決定を発する。
2. 判決・決定を内容どおり執行する。判決執行の手順、手続に関する法律及び規則を正しく適用し、国益並びに当事者及び利害関係者の合法的な権利、利益を保護する。執行官としての職務倫理を厳守する。
3. 判決執行を遂行するために、当事者、利害関係者を招集する。
4. 判決債務者の資産及び判決執行条件を明らかにする。関係する個人、機関及び組織に対し、判決債務者の住所又は資産を特定するための資料の提供を要請し、又は関係各機関と協力して判決執行に関係する証拠物件、資産その他の物件を取り扱う。
5. 判決執行の保全措置、強制執行措置の適用を決する。強制執行の計画を立案する。判決執行の対象となる資産を差し押さえる。
6. 法律に従い、判決執行を妨害する者を一時的に留置するよう公安機関に要請する。
7. 判決執行に関する法律の違反行為について調書を作成する。権限に従い行政違反行為を取り扱う。違反者に対する罰則、行政違反処分又は刑事責任の追及について権限のある機関に提言する。
8. 違法に当事者に支払われた金銭、資産を回収し、判決執行費用及びその他の行政違反取扱決定に従った罰金を徴収するため、強制執行措置の適用を決める。
9. 政府の定めた規則に従い、職務執行における補助的な用具の使用が認められる。
10. 民事判決執行機関の長により割り当てられたその他の職務を遂行する。
執行官は、自らの職務を遂行し、権限を行使す

る場合、法律を順守し、判決執行に関する法的な責任を負い、かつ、法律により生命、健康、名誉、信望及び威信を保護される。

第21条 執行官に対する禁止事項

1. 法律が公務員に対して行うことを禁止している事項
2. 当事者、利害関係者に対し、違法な判決執行に関する助言を行う。
3. 判決執行事件の解決に違法に干渉し、又は判決執行の責任を有する者に対し、自らの影響力を利用する。
4. 判決執行の証拠物件、金銭、資産を違法に使用する。
5. 執行官自ら及び下記の者の利益に関する判決執行を行う。
 - a) 夫、妻、実子、養子
 - b) 執行官又は執行官の配偶者の実父、実母、養父、養母、祖父、祖母、兄弟及び姉妹
 - c) 執行官が祖父、祖母、叔父、叔母にあたる孫、兄弟の子
6. 担当職務、権限の範囲外の業務を実施中に、執行官の資格証明書、制服、判決執行バッジ、補助的な用具を使用する。
7. 判決執行の職務遂行中に、個人、機関、組織に対して強要し、又は困惑させる。
8. 判決・決定の内容に反した執行を故意に行う。法的な根拠なく担当する判決執行を引き延ばし、又は遅延させる。

第22条 民事判決執行機関の長、副長

1. 民事判決執行機関の長、副長は、執行官でなければならない。民事判決執行機関の長、副長は、司法大臣により任命、解任される。軍隊の判決執行機関の長、副長は、国防大臣により任命、解任される。
2. 政府は、民事判決執行機関及び軍隊の判決執行機関の長、副長の任命又は解任の基準、手順、手続を規定しなければならない。

第23条 民事判決執行機関の長、副長の職務及び権限

1. 民事判決執行機関の長は、下記の職務及び権限を有する。
 - a) 管轄内の判決執行の決定を発する。
 - b) 民事判決執行機関の判決執行の職務を管理、指導し、判決執行について直接統括する。
 - c) 個人、機関又は組織に対し、判決執行の段取

りを整える上で協力を要請する。

- d) 判決・決定を行った機関に対し、執行を遂行する上で当該判決・決定中に不明確な点又は実務的に不適切な点がある場合、その書面による説明を要請する。
 - e) 法律の規定に従い、権限を有する者に対し、判決・決定に対する再審又は監督審のための異議申立てを検討することを提言する。
 - f) 検察院が行った異議申立て、申請に応答する。判決執行に対する不服申立て又は告発を取り扱う。権限に基づき行政違反行為を取り扱う。違反者に対する罰則、行政違反処分又は刑事責任の追及について権限のある政府機関に提言する。
 - g) 執行官の職務、権限を実施する。
 - h) 判決執行の統計、報告書作成を統括する。
 - i) 省級民事判決執行機関の長は、省級及び当該省の県級の民事判決執行機関の執行官、公務員に対し、人事異動、業務の指導、監督、調査を行い、判決執行業務及び司法省所属の民事判決執行管理機関の指導、指示に応じ、その他の業務を指導、検査する権限を有する。
2. 民事判決執行機関の副長は、民事判決執行機関の長から割り当てられ、又は委任された職務、権限を実施し、かつ、その割り当てられた職務について責任を負う。

第 24 条 民事判決執行機関の標準定員、予算及び設備

政府は、民事判決執行機関の標準定員、予算、事務所、判決執行の補助的な用具、情報技術器具及びその他の必要な手段、設備を確保しなければならない。

第 25 条 民事判決執行を遂行する公務員の制服、バッジ、制度

民事判決執行の職務を遂行する執行官、評価人その他の公務員は、公務の執務中に利用する制服、バッジを供与され、職務に適切な給与、手当の制度及び政府が定めるその他の優遇制度を受けることができる。

第 3 章 民事判決執行手続

第 26 条 民事判決執行を求める権利の案内

裁判所、競争法事件解決評議会、商事仲裁所は判決・決定を下す際に、当事者に対し、判決執行を求める権利を説明し、判決を執行する義務、判決執行申立時効について説明し、また判決・決定に明確に

記載しなければならない。

第 27 条 判決・決定の発付

第 2 条に定められた判決・決定を下した裁判所、競争法事件解決評議会、商事仲裁所は、判決当事者に「執行用」と記載された判決・決定を発しなければならない。

第 28 条 判決・決定の移送

1. 第 2 条第 1 項 a, b, c, d に定められた判決・決定については、当該判決・決定を下した裁判所は、権限のある民事判決執行関連機関に対し、判決・決定の効力が生じた日から 30 日以内に、それを移送しなければならない。
2. 第 2 条第 2 項 a に定められた判決・決定については、当該判決・決定を下した裁判所は、権限のある民事判決執行機関に対し、判決・決定の日から 15 日以内に、それを移送しなければならない。
3. 緊急保全処分に関する決定については、決定を下した裁判所は、民事判決執行機関に対し、決定を発した後、直ちにそれを移送しなければならない。
4. 権限のある機関が判決執行に関する財産を差押え、仮に差し押さえ、又は証拠物その他の資料を差し押さえしている場合、裁判所は判決・決定を民事判決執行機関に移送する際に、財産の差押え、仮差押え、証拠物その他の資料の差押えに関する調書を添付しなければならない。

第 29 条 判決・決定の受入れ手続

民事判決執行機関は、裁判所から移送された判決・決定を受け入れる際に、移送された書類を点検し、判決・決定受入簿に記入しなければならない。

判決・決定受入簿には、通し番号、判決・決定の受入日、判決・決定の番号、日付、判決・決定をした裁判所名、当事者の名称と住所及びその他の関係書類を明確に記載しなければならない。

判決・決定の直接引渡しと受入れの際には、双方が署名しなければならない。郵送により判決・決定及び関係書類を受領した場合、民事判決執行機関は、送付元の裁判所に対し、文書によりその旨を通知しなければならない。

第 30 条 判決執行申立時効

1. 判決・決定の効力が生じた日から 5 年の期間制限内に限り、判決債権者又は判決債務者は、権限のある判決執行機関に対し、判決執行決定をするよう申し立てる権利を有する。

義務を履行する期限が判決・決定に定められている場合、5年の期間制限は、義務の履行期限の満期日から起算する。

定期的に執行される判決・決定には、5年の期間制限は、各期ごとに適用され、義務の履行期限の満期日から起算する。

2. この法律の規定に従い、判決執行が延期又は一時停止される場合、この延期及び一時停止の期間は、判決執行申立時効に算入されない。ただし、判決債権者が判決債務者に執行の延期について同意した場合を除く。
3. 判決執行を申し立てた者が、客観的な障害又は不可抗力により、時効期間内に判決執行を申し立てることができなかったことを証明した場合、その客観的な障害又は不可抗力が生じていた期間は、判決執行申立時効に算入されない。

第31条 判決執行申立書

1. 判決執行申立書には、下記の主な項目を記載しなければならない。
 - a) 申立人の名称、住所
 - b) 申立人が申立てをした民事判決執行機関の名称
 - c) 判決債権者及び判決債務者の名称、住所
 - d) 判決執行を求める内容
 - e) 判決債務者の財産又は判決執行条件に関する情報
2. 判決執行申立人は、申立書に申立てをした年月日を明確に記載し、署名又は指印をしなければならない。申立人が法人の場合は、法律上の代表者が署名し、社印を押捺しなければならない。

判決執行申立人は、民事判決執行機関に直接口頭でその要請を説明する場合、本条1項に定める説明事項を明記し、申立人が署名又は指印し、かつ、作成者が署名した文書を作成しなければならない。この文書は、判決執行申立書と同じ価値を有する。

判決執行申立書には、判決・決定及び関係書類（ある場合）を添付しなければならない。

3. 判決執行申立人は、民事判決執行機関に対し、第66条に規定する判決執行のための保全措置の適用を要請する権利を有する。

第32条 判決執行申立書を提出する手続

1. 判決執行申立人は、自ら又は代理人を選任して、判決執行申立てを以下のいずれかの方法により行うことができる。
 - a) 直接申立書を提出するか、又は民事判決執行

期間において口頭で直接説明する。

- b) 申立書を郵送する。
2. 判決執行申立ての日は、判決執行申立人が民事判決執行機関に対し、直接申立書を提出した日、民事判決執行機関において直接説明をした日又は郵便局の消印の日とする。

第33条 判決執行申立書の受領

1. 民事判決執行機関は、判決執行申立書を受領する際、申立書及び添付書類の内容を点検し、判決執行申立書受領簿に記録し、申立人に対し、受取証書を交付しなければならない。
2. 判決執行申立書受領簿には、次の内容を十分に記載する。
 - a) 申立書の受領年月日
 - b) 判決・決定の番号、判決又は決定の日、判決・決定をした機関
 - c) 申立人の名称、住所
 - d) 判決債務者及び判決債権者の名称、住所
 - e) 判決執行申立ての内容
 - f) 他の添付書類

第34条 判決執行申立書の受領の拒否

1. 民事判決執行機関は、次の場合に、判決執行申立書の受領を拒否する。
 - a) 判決執行申立人が、判決執行を申し立てる権利を有さない、又は判決執行申立書の内容が判決・決定の内容に関係しない。
 - b) 当該民事判決執行機関がその判決執行を行う権限を有しない。
 - c) 判決執行申立時効が完成した。
2. 民事判決執行機関は、判決執行申立書の受領を拒否した場合、判決執行申立人に対し、その旨を文書で通知しなければならない。

第35条 判決執行を行う権限

1. 県級民事判決執行機関は、次の判決・決定の判決執行を行う権限を有する。
 - a) 県級民事判決執行機関の本部が所在する地域の県級裁判所の一審判決・決定
 - b) 県級民事判決執行機関の本部が所在する地域の県級裁判所の一審判決・決定に対する省級裁判所の控訴審判決・決定。
 - c) 県級民事判決執行機関の所在地における県級裁判所の判決・決定で既に法的拘束力を有するものに対する省級裁判所の再審又は監督審決定
 - d) 他の地域の県級民事判決執行機関、省級民事判決執行機関、軍区級判決執行機関から委託さ

- れた判決・決定
2. 省民事判決執行機関は、次の判決・決定の判決執行を行う権限を有する。
 - a) 省級民事判決執行機関が所在する地域の省級裁判所の一審判決・決定
 - b) 最高人民裁判所により省級民事判決執行機関に移送された判決・決定
 - c) 外国裁判所の判決・決定又は外国の仲裁所の仲裁判断で、ベトナムの裁判所により承認され、執行可能となったもの
 - d) 商事仲裁所の仲裁判断
 - e) 競争法事件解決評議会の競争法事件解決決定
 - f) 他の地域の民事判決執行機関又は軍区級判決執行機関から委託された判決・決定
 - g) 第1項に定める県級民事判決執行機関が執行権限を有する判決・決定で、省級民事判決執行機関が執行する必要があると判断した判決・決定
 - h) 第1項に定められた判決・決定で、当事者又は財産が海外に所在するか、又は判決執行に際して司法委託が必要なもの
 3. 軍区級民事判決執行機関は、次の判決・決定の判決執行を行う権限を有する。
 - a) 軍区の軍事裁判所又は同級裁判所の刑事判決・決定中における罰金、財産の没収、違法に得られた金銭及び財産の徴収、証拠物、財産、訴訟費用及び民事的な判断を取り扱う部分
 - b) その地域の軍事裁判所の刑事判決・決定中における罰金、財産の没収、違法に得られた金銭及び財産の徴収、証拠物、財産、訴訟費用及び民事的な判断を取り扱う部分
 - c) 中央刑事裁判所から軍区級判決執行機関に移送された刑事判決・決定中における罰金、財産の没収、違法に得られた金銭及び財産の徴収、証拠物、財産、訴訟費用及び民事的な判断を取り扱う部分
 - d) 最高人民裁判所から軍区級判決執行機関に移送された民事判決・決定
 - e) 他の地域の省級判決執行機関、県級判決執行機関、軍区級判決執行機関から委託された判決・決定

第36条 判決執行決定の発行

1. 民事判決執行機関の長は、次の判決・決定について執行決定を発しなければならない。
 - a) 罰金刑、違法に得られた金銭及び財産の追徴又は訴訟費用
 - b) 当事者への金銭及び財産の返還

- c) 証拠物及び財産の国庫への納付又は没収若しくは破棄
- d) 土地使用権及び没収の対象となる財産の取上げ
- e) 緊急保全処分 of 適用決定

民事判決執行機関の長は、判決・決定を受領した日から5営業日以内に判決執行決定を発しなければならない。

民事判決執行機関の長は、裁判所から移送され、又は当事者が直接提出した緊急保全処分の決定を受領した時から24時間以内に判決執行決定を発し、判決執行の手はずを整えるため、執行官を配置しなければならない。

2. 本条1項に定められた場合を除き、民事判決執行機関の長は、判決執行申立書が提出された場合に、判決執行決定を発しなければならない。

判決執行申立書が提出された場合の判決執行決定の発付期限は、申立書を受領した日から5営業日以内とする。
3. 民事判決執行機関の長は、判決執行決定を発してから2営業日以内に当該判決執行の手はずを整えるため執行官を配置しなければならない。

第37条 判決執行決定の撤回、修正、補充及び取消し

1. 判決執行決定を発する権限を有する者は、以下の場合に、判決執行決定を撤回する決定をしなければならない。
 - a) 判決執行決定が権限を有する判決執行機関により発せられなかった。
 - b) 判決執行決定に、事件の内容が変わってしまったような誤りがある。
 - c) 判決執行決定を発する理由がなくなった。
 - d) 第54条3項が定める場合
2. 判決執行決定を発する権限を有する者又は不服申立てを処理する権限を有する者は、判決執行決定に誤りがあるものの、事件の内容が変わってしまうようなものではない場合には、当該判決執行決定について、修正若しくは補充決定を発し、又は修正若しくは補充を要請する権限を有する。
3. 判決執行決定を発する権限を有する者又は不服申立てを処理する権限を有する者は、以下の場合、下級民事判決執行機関の長やその機関直属の執行官による判決執行決定について、取消決定を発し、又は取消しを要請する権限を有する。
 - a) 本条1項及び2項に規定する事項が判明したが、下級民事判決執行機関の長又はその機関直属の執行官が、要請に応じて自ら訂正しない。

- b) 権限を有する機関の結論によって判決執行決定の法律違反が判明した。
4. 判決執行決定の撤回や修正、補充、取消しの決定には、その撤回や修正、補充、取消しの法的根拠、内容及び結果を明記しなければならない。

第 38 条 判決執行決定の送付

判決執行決定は、同級の検察院へ送付しなければならない。

強制執行決定は、執行が行われる地域の町・村級人民委員会（以下「村級人民委員会」という）又は強制執行決定の実施に関わる機関又は組織に送付しなければならない。

第 39 条 判決執行通知

1. 判決執行決定、通知書、召喚状その他判決執行に関係する書類は、それらに記載された権利又は義務の履行のために、当事者及び関連する権利、義務を有する者に通知しなければならない。
2. 通知は、文書が発せられてから 3 営業日以内に行わなければならない。ただし、当事者が財産を隠匿し、破棄し、判決執行を免れようとすることを防止する必要がある場合を除く。
3. 通知は次の形式で行われる。
 - a) 直接又は法律に規定する機関又は組織を通じて
 - b) 公示
 - c) マスコミでの告知
4. 通知費用は、判決債務者の負担とする。ただし、法律により、国庫負担又は判決債権者の負担とされた場合を除く。

第 40 条 個人への直接通知手続

1. 個人への通知書は、直接手渡し、当人に署名又は指印させなければならない。
2. 通知対象者が不在の場合、通知書は、配偶者、当事者又はその配偶者の子、祖父、祖母、両親、叔父、叔母、兄弟を含む親類で、民事行為能力を有し、同居する者に交付することができる。

通知書の交付したときは、証拠として調書作成しなければならない。調書作成日は、適切に通知が受領された日とする。

通知対象者に、民事行為能力を有し、同居する親類がいない場合、そのような親類はいるが、通知書の受領を拒否する場合、又は通知対象者が不在で帰宅時期が不明な場合は、通知を行う者は、通知未実施の調書を作成し、証人に署名させ、第 42 条の規定に従い、通知書の公示をし

なければならない。

3. 通知対象者が引越しをした場合、当人の新住所に通知しなければならない。

第 41 条 機関、組織への直接通知手続

通知対象者が機関又は組織である場合、通知書は、当該機関又は組織の法律上の代表者又は書類の受領責任者に直接手渡し、当人から受領したことを認める署名をさせなければならない。機関又は組織の代表者が判決執行に参加し、又は通知書の受領責任者を指名した場合、これらの者は通知書の受領書に署名しなければならない。署名の日は適正に通知された日とする。

第 42 条 公示

1. 通知書の公示は、法律に別の定めがある場合を除き、通知対象者の住所が不明な場合、又は直接通知することが不可能である場合のみに行われる。

民事判決執行機関は、自ら公示するか、通知対象者の居住地若しくは最終居住地の村級人民委員会に委任することにより、又は法律に既定する条件を満たす個人又は組織に委任することにより、公示する。
2. 公示は、以下の手続に従って行わなければならない。
 - a) 民事判決執行機関の本部又は通知対象者の居住地若しくは最終居住地に所在する村級人民委員会の本部において、通知書を掲示する。
 - b) 公示の調書を作成し、公示を行った年月日、通知書の番号、日付、名称を記載し、証人に署名させる。
3. 通知書の公示期間は、公示日から 10 日とする。公示日は、適正に公示された日とする。

第 43 条 マスコミでの告知

1. マスコミでの告知は、法律に規定する場合当事者が要請した場合に行わなければならない。
2. 当事者が居住地に所在していると認められる場合、通知は、日刊新聞に 2 回連続で掲載するか、又は省・中央直轄市ラジオ局・テレビ局において 2 日間連続で 2 回放送することにより行わなければならない。

当事者が居住地に所在していないと認められる場合、通知は、日刊新聞に 2 回連続で掲載するか、又は中央ラジオ局・テレビ局において 2 日間連続で 2 回放送することにより行わなければならない。
3. マスコミでの 2 回目の通知日は、適正に通知された日とする。

第 44 条 判決執行条件の確認

1. 判決・決定の執行決定を自ら発した場合、執行官は、判決債務者の判決執行条件を確認しなければならない。

判決執行申立書に基づいて判決・決定の執行が行われる場合、判決債権者は、自ら判決債務者の判決執行条件を確認することができないときは、執行官に対し、判決執行条件の確認を要請することができる。この要請は、文書により行い、措置を講じたものの期待した成果が上がらなかった旨を明確に記載し、その証明資料を添付しなければならない。

2. 執行官は、判決執行決定を自ら発した日又は判決債権者からの確認要請を受領した日から 10 日以内に確認を行わなければならない。緊急保全処分を適用する場合は、直ちに確認を行わなければならない。

確認については、調書を作成し、街区長官、村級人民委員会、村の公安、確認が実施された場所の機関又は組織により認証されなければならない。調書には、確認結果を十分に記載しなければならない。

第 45 条 判決・決定の任意執行期限

1. 判決・決定の任意執行期限は、判決債務者が判決執行決定を受領した日又は適正な通知を受けた日から 15 日以内とする。
2. 判決債務者が財産を隠匿し、破棄し、判決執行を免れようとすることを防止する必要がある場合、執行官は、第 4 章の規定による処分を直ちに講じることができる。

第 46 条 判決・決定の強制執行

1. 第 45 条に定める期限が超過し、判決執行条件があるのに判決債務者が任意に判決・決定を履行しない場合、強制執行が行われる。
2. 強制執行は、午後 10 時から午前 6 時までの時間帯、法律上の休日、祝日又は政府が特に定める場合には行うことができない。

第 47 条 判決執行で得られた金銭の弁済順序

1. 判決執行から得られた金銭は、判決執行費用及び第 115 条 5 項に規定する費用を差し引いた後、以下の順序で支払われる。
 - a) 扶養料、給与、賃金、退職金、失業手当、労働力喪失の手当、生命と健康及び精神への損害賠償金

b) 訴訟費用

c) 判決・決定に記載された他の執行可能な金額

2. 判決債権者が複数いる場合、判決執行において得られた金銭は、以下のとおり支払われる。

a) 本条 1 項に規定する順序に従い支払われる。同じ優先順位の場合は、判決執行において判決債権者が得られる金額の割合に応じて支払われる。

b) 強制執行決定の下での判決執行により得られた金銭は、その決定の時までに執行申立てを行った判決債権者に対して支払われる。残金は支払時点における他の判決執行決定に伴う他の判決債権者に対して払われる。

残額は、判決債務者に返還される。

3. 抵当権又は質権が設定された財産の売却又は特定の義務の履行を確保する判決・決定により差し押さえられた財産の売却により得られた金銭は、判決執行費用を差し引いた後、当該義務の確保のために優先的に支払われる。

4. 破産事件における支払順序については、破産に関する法律及び規則に従い決定される。

5. 執行官は、金銭を徴収した日から 10 日以内に、本条第 1 項と第 2 項に規定された判決執行金の支払を行う。

第 48 条 判決執行の延期

1. 民事判決執行機関の長は、以下の場合に判決執行の延期決定を発する。

a) 判決債務者が重病にかかり、県級又はそれ以上の等級の医療機関によるその証明がある場合、判決債務者の居住地が不明の場合、又は判決債務者が正当な理由により判決・決定における義務を履行することができない場合

b) 判決債権者が、判決債務者に対し、判決執行の延期に同意している場合。この同意は、延期期限を明記し、両者が署名した文書によらなければならない。判決債権者の同意による判決執行の延期期間中、判決債務者は、遅延利息の負担が免除される。

c) 国庫への納付義務を有する判決債務者が、財産を有しない場合、財産を有するもののその価値が強制執行費用を下回る場合、又は財産を有するもののその財産が差押えの対象外である場合

d) 差し押さえられた財産に関する紛争が生じ、その解決が裁判所に申し立てられた場合

e) 第 179 条第 2 項及び第 3 項の規定による権限ある機関の判決・決定の説明及び民事判決執行

機関からの提議に対する回答の期限内に、判決執行が行われる場合

2. 民事判決執行機関の長は、強制執行決定に定められた強制執行の時期の少なくとも 24 時間前までに異議申立権者からの延期要請を受領したときは、延期決定を発する。民事判決執行機関の長は、強制執行決定に定められた強制執行の時期の 24 時間前より後に異議申立権者の延期要請を受領した場合、必要に応じて延期決定を発することができる。

判決・決定の一部又は全部の執行が終了している場合には、民事判決執行機関は、判決執行延期の要請をした者に対し、直ちに文書により通知しなければならない。

裁判所の判決・決定に対して再審又は監督審手続に従った異議を申し立てる権利を有する者は、回復不能な結果を防止するために、異議申立ての検討を目的とした判決執行延期を一回に限り要請することができる。

判決・決定への異議申立てをする権利を有する者の要請による延期期限は、延期決定を発した日から 3 か月を超えることができない。延期期間中、判決債務者は、判決執行の遅延利息の負担が免除される。

3. 判決執行延期決定の発行期限は、本条 1 項に規定する判決執行延期の根拠が確認された日から 5 営業日以内とする。本条 2 項に規定する場合は、権限を有する者の要請を受領した直後に判決執行の延期決定をしなければならない。
4. 民事判決執行機関の長は、本条 1 項に規定する延期の根拠がなくなった日、本条 2 項に規定する権限を有する者の要請に応じた判決執行の延期期限が超過した日、又は異議申立権者による異議申立てに根拠がないとの返答を受領した日から 5 営業日以内に、判決執行の継続決定を発しなければならない。

第 49 条 判決執行の暫定的停止

1. 民事判決執行機関の長は、再審又は監督審手続に従った判決・決定への異議を申し立てる権限を有する者から判決執行の暫定的停止決定を受け取った場合、判決執行の停止について通知する。

判決・決定の一部又は全部の執行が終了している場合には、民事判決執行機関の長は、異議を申し立てた者に対し、直ちに文書により通知しなければならない。

異議申立てによる判決執行の暫定的停止期間中、判決債務者は、判決執行の遅延利息の負担が免除

される。

2. 民事判決執行機関の長は、裁判所から、判決債務者の破産手続開始申立ての受理・取扱通知を受けた場合、判決執行の暫定的停止決定を発しなければならない。

判決執行の暫定的停止決定の発付期限は、裁判所からの通知を受けた日から 5 営業日以内とする。

3. 民事判決執行機関の長は、以下の決定のいずれかを受領してから 5 営業日以内に判決執行の継続について決定を下す。

- a) 権限を有する者の異議申立て取下げ決定
- b) 異議申立てがされた判決・決定が変更されないという裁判所の再審又は監督審決定
- c) 破産に瀕していた企業又は合弁会社の破産手続又は事業回復手続の中止についての裁判所の決定。

第 50 条 判決執行の停止

1. 民事判決執行機関の長は、以下の場合に、判決執行の停止決定を発しなければならない。

- a) 判決債務者が死亡し、遺産がない場合、又は法律の規定によれば、判決・決定中の判決債務者の義務が相続人に移転することが許されない場合
- b) 判決債権者が死亡し、法律の規定によれば、判決・決定中のその権利及び利益が相続人に移転することが許されない場合、又は相続人がいない場合
- c) 双方当事者の書面による合意がある場合又は判決債権者が民事判決執行機関に対し、判決執行を継続しないように要請した場合、ただし、判決執行の停止により第三者の合法的な権利及び利益への障害が生じるのみの場合を除く。
- d) 判決・決定の一部又は全部が破棄された場合
- e) 判決債務者が、解散された機関又は組織で、財産を有さず、当該機関又は組織の義務を他の組織へ移転することが許されない場合
- f) 判決執行義務の一部又は全部を軽減又は免除する決定がある場合
- g) 裁判所が判決債務者の破産手続開始決定を発した場合
- h) 判決・決定中の未成年者が成年に達していない場合

2. 判決執行の停止決定の発付期限は、本条 1 項に規定する判決執行の停止の根拠が確認されてから 5 営業日以内とする。

第 51 条 判決執行申立書の返却

1. 民事判決執行機関の長は、以下の場合、判決執行申立書の返却決定を發する。
 - a) 判決債務者が判決執行のための財産を有さない場合、判決債務者が財産を有するものの、その財産価値が少額で、執行費用しかまかなえない場合若しくはその財産が法律の規定により判決執行のために処分することが許されない場合
 - b) 判決債務者に所得がない場合、又は所得があるものの、同人及びその家族の最低限度の生活のみしか賄えない場合
 - c) 差押えの目的物を売却することができず、かつ、判決債権者がその受取りを拒絶した場合
 - d) 判決債務者が特定物の引渡義務を負っているが、その物が既に存在せず、又は利用不能な程度にまで損傷している場合で、当事者が他の合意に達しないとき
2. 判決債務者に判決執行条件がある場合、判決債権者は、判決執行条件があることが判明した日から起算して第 30 条第 1 項に規定する期限以内に、判決・決定の執行を要請する権限を有する。

第 52 条 判決執行の終了

判決執行は、以下の場合に自動的に終了する。

1. 当事者が自らの権利、義務の執行を完遂した。
2. 判決執行の停止決定が發せられた。
3. 判決執行申立書の返却決定が發せられた。

第 53 条 判決執行結果の確認

当事者は、判決執行機関に対し、判決執行結果の確認を要請する権利を有する。

民事判決執行機関の長は、当事者の確認要請を受領した日から 5 営業日以内に判決執行結果の確認書を發しなければならない。

第 54 条 判決執行権利及び義務の移転

1. 機関又は組織への判決執行権利及び義務の移転は、以下のとおり行われる。
 - a) 組織の統合の場合、新組織は、法律に別の規定がある場合を除き、判決執行権利及び義務を引き続き行使及び履行する。
 - b) 組織の合併の場合、合併組織は、法律に別の規定がある場合を除き、判決執行権利及び義務を引き続き行使及び履行する。
 - c) 組織の分割の場合、分割を決定した機関は、法律に別の規定がある場合を除き、分割決定に伴い、判決執行権利及び義務について引き続き行使し、履行すべき権限、責任を有する

個人又は組織を明確に確定しなければならない。

分割決定に分割後の各新組織の義務に関する規定がない場合、これらの新組織は、元の組織の判決執行義務の履行に関し連帯責任を負う。

- d) 組織の解散の場合、解散の決定権限を有する機関は、民事判決執行機関に対し、決定を下す前にその旨を通知する。解散された組織の権利及び義務が他の組織へ移転された場合、この新組織は、当該判決執行権利及び義務を引き続き行使及び履行しなければならない。

民事判決執行機関、判決債権者又は関連する権利、義務を有する者は、権限ある機関に対し、法律の規定に基づき解散決定を再審査するよう要請する権利を有する。

法律に違反した解散決定の実施により判決執行のための財産がなくなった場合、解散決定を發した機関は、解散した組織に代わって、その財産に対応する判決執行義務について履行責任を負わなければならない。

- e) 組織の破産の場合、判決執行権利及び義務は、破産決定に基づき行使及び履行される。
- f) 企業は、株式会社化を行ったが、変更前に判決執行権利及び義務の行使及び履行をしていない場合、変更後に当該権利及び義務を引き続き行使及び履行しなければならない。

2. 個人である判決債権者又は判決債務者が死亡した場合、判決執行権利及び義務は、相続に関する法律及び規則に従い、他の者へ移転される。
3. 本条 1 項及び 2 項に規定する場合、判決執行権利及び義務の移転を受けた個人、機関又は組織は、この法律の規定に基づき、判決執行を申し立てる権利を有し、又は判決執行義務を引き続き履行しなければならない。

民事判決執行機関の長は、移転された判決執行権利及び義務について、新たな個人、機関又は組織に対し、判決執行決定を發し、かつ、以前の判決執行決定を取り消さなければならない。

判決執行に関わる他の決定又は通知に関しては、民事判決執行機関は、この法律の規定に従い、場合に応じてそれらの決定若しくは通知を維持し、取り消し、又は他の決定又は通知を行う。

4. 判決執行権利、義務の第三者への移転に関する当事者の合意がある場合、その第三者は当事者の権利、義務を有する。

第 55 条 判決執行の委託

1. 民事判決執行機関の長は、判決債務者が財産を所有し、勤務し、若しくは居住する地域、又は判決債務者の本部が所在する地域の民事判決執行機関に対し、判決執行を委託する権限を有する。

2. 判決債務者が財産を所有し、勤務し若しくは居住する地域、又は判決債務者の本部が所在する地域が多数ある場合、民事判決執行機関の長は、判決債務者が執行可能な地域の判決執行機関ごとに該当の義務執行を分割し委託する権限を有する。

財産に関する義務の履行を委託する場合、民事判決執行機関の長は、判決債務者の財産が所在する地域の判決執行機関に対して委託する権限を有する。財産所在地を確認することができず、又は財産所在地が勤務地、居住地、本社所在地と一致する場合、判決債務者の勤務地、居住地又は本社所在地の判決執行機関に対して委託する権限を有する。

連帯責任の執行の場合で、判決債務者が多数の地域に居住し、又は財産を所有している場合、民事判決執行機関の長は、判決債務者について判決執行が可能な地域の民事判決執行機関に対し、判決執行のすべての義務を委託する権限を有する。

3. 委託は、委託の根拠が確認された日から 5 営業日以内に行わなければならない。緊急保全処分措置の適用に関する裁判所の決定の執行を委託する必要がある場合、委託の根拠が確認された後直ちに委託を行わなければならない。

第 56 条 判決執行委託権限

1. 省級民事判決執行機関は、以下の判決・決定の執行を委託しなければならない。

a) 他の省級民事判決執行機関に対し、次の執行の委託を行う；判決債務者が省級国家機関である場合の労働者の職場復帰又は損害賠償に関する判決・決定；外国要素のある判決・決定；知的財産権に関する判決・決定；商事仲裁所の仲裁判断；競争法事件解決評議会の競争法事件解決決定

b) 軍区級判決執行機関に対し、当事者又は財産が域内の軍隊に関係した事件の判決執行を委託する。

c) 県級民事判決執行機関に対し、a 及び b に規定する場合を除き、他の事件を委託する。

2. 県級民事判決執行機関は、その権限内の事件を十分な執行条件のある他の地域の省級民事判決執行機関、軍区級判決執行機関又は他の県級民事判決執行機関に対して委託する。

3. 軍区級判決執行機関は、その権限内の事件を十分な執行条件のある他の軍区級判決執行機関、省級民事判決執行機関又は県級民事判決執行機関に対して委託する。

第 57 条 判決執行委託の実施

1. 民事判決執行機関は、その管轄内において仮差押え、差押えをした財産で、委託に関するものについて、完全に処理しなければならない。民事判決執行機関の長は、判決執行決定を発行したが、委託の必要性が判明した場合、当該判決執行決定の一部又は全部の取消決定をするとともに、十分な執行条件を有する他の判決執行機関に対する委託決定を発しなければならない。

2. 委託を受けた民事判決執行機関は、委託をした民事執行機関に対し、委託決定を返還することができず、この法律の規定に従い、判決執行を引き続き行わなければならない。ただし、委託を受けた機関の権限、判決執行の内容に関して、委託決定に間違い又は誤りがある場合を除く。

民事判決執行機関の長は、委託決定を受領した日から 5 営業日以内に、判決執行決定を発し、委託をした民事判決執行機関に対し、書面により委託決定の受領の承認を通知しなければならない。

第 58 条 判決執行の対象財産の保管

1. 判決執行の対象財産の保管は、次の方法のいずれかにより行われる。

a) 判決債務者若しくは第 40 条第 2 項に規定する判決債務者の親類、又はその財産を使用し、若しくは保管している者に引き渡す。

b) 財産を保管する条件を有する個人又は組織に引き渡す。

c) 民事判決執行機関の倉庫に保管する。

2. 貴金属や宝石、紙幣、有価証券は、国家金庫に保管する。

3. 保管のための財産引渡しについては、調書を作成し、調書には財産の種類及び状態、引渡しの年月日、執行官、当事者、保管者として指定を受けた者、証人（いる場合）の名称、保管者として指定を受けた者の権利及び義務を記載し、関係者に署名させなければならない。署名を拒否した関係者がいる場合、その旨や理由を調書に記載しなければならない。

第 1 項 b に規定する保管者として指定を受けた者は、報酬や保管費用の支払を受けることができる。報酬や財産保管費用は、法律に別の規定がある場合を除き、判決債務者が負担する。

4. 財産引渡調書は、当事者、関連する権利、義務を有する者、保管受任者、財産を使用又は保管していた者に交付し、判決執行一件記録に綴るものとする。
5. 財産保管者として指定を受けた者は、財産の保管に関し、法律の規定に違反した場合、違反行為の性質と程度に応じて行政罰、懲戒処分又は刑事責任の追及を受け、損害を発生させた場合は法律の規定に基づいて賠償責任を負う。

第 59 条 判決執行時に財産の価値が変更した場合の判決執行

当事者の一方が財産を受領して他方当事者にその財産の価値を金銭で支払うとの判決・決定の執行において、判決執行時点に財産の価値が変化している場合又は当事者の一方が財産の価値を再評価するよう要請した場合、当該財産については、判決執行のために、第 98 条に従い、価値の評価を行わなければならない。

第 60 条 民事判決執行費用

判決債権者は、民事判決執行費用を納付しなければならない。

政府は、民事判決執行費用、徴収納付手続、民事判決執行費用の管理、使用について規定する。

第 61 条 国家予算への納付に関する判決執行義務の軽減又は免除の条件

1. 判決債務者が国家予算への納付義務を果たすための財産を有しない場合で、以下の期限が経過したときは、判決執行義務の軽減又は免除を検討するものとする。
 - a) 価格の定めのない訴訟費用の場合、判決執行決定発行の日から 5 年間
 - b) 国家予算に納付する他の費用が 500 万ドン未満の場合、判決執行決定発行の日から 10 年間
2. 判決債務者が国家予算への納付義務を一部果たしたが、判決執行のための財産がない場合で、以下の期限が経過したときは、残りの義務の執行の軽減又は免除を検討するものとする。
 - a) 残りの義務の価値が 500 万ドン未満の場合、判決執行決定発行の日から 5 年間
 - b) 残りの義務の価値が 1000 万ドン未満の場合、判決執行決定発行の日から 10 年間
3. 判決債務者が国家予算への納付義務を一部果たしたが、判決執行のための財産がない場合で、以下の期限が経過したときは、残りの義務の執行の一部の軽減又は免除が検討される。

- a) 残りの義務の価値が 1000 万ドン以上 1 億ドン未満の場合、判決決定発行の日から 5 年間
- b) 残りの義務の価値が 1 億ドン以上の場合、判決・決定発行の日から 10 年間

4. 判決執行義務の軽減又は免除の検討は随時行われるが、各判決債務者に対しては、1 年に 1 回のみしか軽減又は免除を行うことができない。一名の判決債務者に多数の判決・決定による国家予算への納付義務が多数ある場合、この検討回数の制限は各判決・決定ごとに適用する。

第 62 条 国家予算への納付に関する判決執行義務の軽減又は免除の提議に関する一件記録

民事判決執行機関は、権限を有する裁判所に対し、判決執行義務の軽減又は免除を提議する一件記録を送付する。その一件記録は、以下の書類からなる。

1. 民事判決執行機関の長又は検察院の長（罰金の軽減又は免除の提議の場合）による判決執行義務の軽減又は免除提議書
2. 裁判所の判決・決定、民事判決執行機関の判決執行決定
3. 減免の提議前 3 か月以内に行われた判決債務者の執行条件確認調査
4. 判決債務者が判決執行義務を軽減又は免除されるべき根拠を証明する資料（ある場合）。
5. 民事判決執行機関により判決執行義務の軽減又は免除が提議される場合における同級検察院の意見書

第 63 条 国家予算への納付に関する判決執行義務の軽減又は免除の検討権限及び手続

1. 国家予算への納付に関する判決執行義務の軽減又は免除を検討する権限は、当該判決執行を担当する民事判決執行機関の本部が所在する県級人民裁判所に属する。
2. 裁判所は、判決執行義務の軽減又は免除の提議に関する一件記録を受領した日から 2 営業日以内に、これを受理しなければならない。
事件担当裁判官は、一件記録を受領した日から 20 日以内に、判決執行義務の軽減又は免除を検討する会議を開かなければならない。
3. 判決執行義務の軽減又は免除を検討する会議では、裁判官一名が議長となり、同級検察院や提議をした民事判決執行機関の代理人が出席しなければならない。

判決執行義務の軽減又は免除を検討する場合、民事判決執行機関の代理人は、軽減又は免除の提議に関する一件記録を簡潔に要約して述べ、検察

院の代理人は、一件記録について意見を述べる。裁判官は、提議に関する一件記録や代理人らの意見を検討した上で、判決執行義務の軽減又は免除に関する提議の一部又は全部を採用し、又は却下する決定を下す。

4. 裁判所は、判決執行義務の軽減又は免除に関する決定を発した日から5日以内に、判決執行義務の軽減又は免除の対象者、同級検察院、直轄上級検察院、提議をした民事判決執行機関、判決執行義務の減免対象者が服役中の場合の刑務所、拘留所に対し、当該決定を送付しなければならない。

第 64 条 国家予算への納付に関する判決執行義務の軽減又は免除に関する裁判所の決定に対する異議申立て

1. 国家予算への納付に関する判決執行義務の軽減又は免除に関する裁判所の決定に対し、検察院は、控訴手続に従って異議申立てを行うことができる。異議申立期限は、裁判所の決定を受領した日から、同級検察院は7日以内、直轄上級検察院は15日以内とする。

異議申立期限が超過しても検察院の異議申立てがない場合、裁判所の決定は法的効力を有する。

2. 判決執行義務の軽減又は免除について決定した裁判所は、検察院の異議申立てを受領した日から7日以内に、直轄上級裁判所に対し、一件記録及び異議申立書を送付する。
3. 直轄上級裁判所は、異議申立てに関する一件記録を受領した日から15日以内に、異議申立てに関する検討会議を開かなければならない。

異議申立てに関する検討会議では、裁判官一名が議長となり、同級検察院の代理人が出席する。裁判所は、必要がある場合、判決執行義務の軽減又は免除の提議を行った民事判決執行機関の代理人にも出席を要請しなければならない。議長である裁判官は、異議申立てに対する解決決定をしなければならない。

判決執行義務の軽減又は免除に関する異議申立てに対する解決決定は、法的効力を有する。

4. 検察院が異議申立てに関する検討会議の際、又はそれに先立ち異議申立てを取り下げた場合、裁判所は、異議申立てに関する検討の停止決定を発しなければならない。異議申立ての対象とされた判決執行義務の軽減又は免除に関する裁判所の決定は、法的効力を有する。
5. 判決執行義務の軽減又は免除決定が法的効力を有した後、判決債務者が判決執行義務の軽減又は免除を申し立てる目的で、又は、判決執行を回避

する目的で、財産を隠匿し、散逸させた行為が判明した場合、軽減又は免除の適用を提議した民事判決執行機関及び検察院は、刑事訴訟法及び民事訴訟法に従い、権限を有する裁判所の所長又は権限を有する検察院の長に対し、当該権限又は免除の決定について控訴手続による異議申立てを検討するよう提議する責任を負う。

第 65 条 判決執行に対する国家予算の財源確保

判決債務者が国家予算からすべての活動費用の支援を受ける機関又は組織であり、あらゆる財政的手段を講じても判決執行が不可能な場合、判決執行義務を果たすための財源は、国家予算から充当される。損害を発生させた者の物質的責任の解決は、法律の規定に従って行われる。

政府は、判決執行義務を果たすための財源確保に関する権限、条件、対象、手続について規定する。

第 4 章 判決執行のための保全措置及び強制執行

第 1 節 判決執行のための保全措置

第 66 条 判決執行のための保全措置

1. 執行官は、財産の散逸、隠匿若しくは破壊又は判決執行からの回避を防止するため、職権により、又は書面における当事者の申出により、直ちに判決執行のための保全措置を適用する権限を有する。執行官は、当該処分の適用に当たり、当事者に対し、事前に通知する必要はない。
2. 執行官に対して判決執行のための保全措置の適用を要請する当事者は、自らの要請について法的な責任を負う。誤った保全措置の適用を要請し、その保全措置を受ける者又は第三者に損害を与えた場合、賠償しなければならない。
3. 判決執行のための保全措置には、以下のものがある。
 - a) 預金口座の凍結
 - b) 財産又は書類の仮差押え
 - c) 財産登録、譲渡又は現状変更の暫定的停止

第 67 条 預金口座の凍結

1. 預金口座の凍結は、判決債務者による口座の預金の散逸、隠匿等の行為を防ぐ必要がある場合に行われる。
2. 預金口座を凍結するに当たり、執行官は、判決債務者の口座を管理する機関又は組織に対し、預金口座の凍結決定書を交付しなければならない。当該機関又は組織は、預金口座の金額、情報を

提供し、当該決定に従わなければならない。

3. 預金口座凍結の決定を発した日から5営業日以内に、執行官は、第76条に規定する強制措置を適用しなければならない。

第68条 当事者の財産・書類の仮差押え

1. 判決執行を実施する責任を負う執行官は、当事者が管理し、使用する財産若しくは書類を仮に差し押さえ、又は他の個人、機関若しくは組織に対し、その仮差押えに関する支援を要請する権限を有する。
2. 財産又は書類の仮差押えをする際は、調書を作成し、執行官及び当事者が署名しなければならない。当事者が調書に署名しない場合、証人に署名させなければならない。財産又は書類の仮差押えの調書は、当事者に交付しなければならない。
3. 財産又は書類の仮差押えの日から15日以内に、執行官は、以下のいずれかの決定を発しなければならない。
 - a) 仮に差し押さえた財産又は書類が判決債務者の所有に属するものであると認められる場合、強制執行の適用決定
 - b) 当事者が仮に差し押さえられた財産又は書類が判決債務者の所有に属さないことを証明した場合、当該財産又は書類の当事者への返還決定
仮に差し押さえられた財産又は書類を返還する場合は、調書を作成し、当事者が署名しなければならない。

第69条 財産の登録、譲渡、又は現状変更の暫定的停止

当事者による財産についての所有権若しくは使用权の譲渡、財産の散逸、隠匿若しくは破壊又は現状変更の行為を発見又は防止するために必要がある場合、執行官は、判決債務者の財産に対する所有権若しくは使用权の登録若しくは譲渡、財産の散逸、隠匿若しくは破壊又は現状変更の行為の暫定的停止に関する決定を発し、それらを暫定的に停止するために、関連する個人、機関又は組織に対し、その決定書を送付しなければならない。

執行官は、上記決定の日から15日以内に、財産を差し押さえるか、又は財産の所有権若しくは使用权の登録若しくは譲渡又は財産の現状変更の暫定的停止を終了しなければならない。

第2節 強制執行に関する総則

第70条 強制執行の根拠

強制執行の根拠は、以下のとおりである。

1. 判決・決定
2. 判決執行決定
3. 強制執行決定、ただし、財産又は預金口座の仮差押え又は凍結に関する判決・決定及び裁判所による緊急保全処分の適用の場合は除く。

第71条 強制執行に関する措置

この法律に規定する強制執行の手段は、以下のとおりである。

1. 判決債務者の預金口座からの控除、金銭の控除、有価証券の回収
2. 判決債務者の所得からの控除
3. 判決債務者の財産（第三者の保管するものも含む）の差押え又は売却
4. 判決債務者の財産の開発
5. 物又は財産権及び資料の強制引渡し
6. 判決債務者に対し、特定の作業への従事を強制し、又は禁止すること

第72条 強制執行の計画

1. 執行官は、強制執行の前に、強制執行計画を立てなければならない。ただし、緊急の強制執行の場合を除く。
2. 強制執行計画は、主に以下の内容とする。
 - a) 適用すべき強制執行措置
 - b) 強制執行の日時及び場所
 - c) 強制執行の方法
 - d) 強制執行を確保する上で要請すべき強制力
 - e) 強制執行のための費用の見積り
3. 強制執行計画は、検察院、同級の公安機関、強制執行実施地である村級人民委員会、そして強制執行に関係する機関又は組織に対し、直ちに送付しなければならない。
4. 公安機関は、民事訴訟執行機関の強制執行計画に基づき、強制執行の保護のための計画を作成する責任を負う。その中では、秩序を維持するための強制力及び必要な用具を手配し、強制執行の現場を保護し、財産の散逸、判決執行への妨害、敵対行動を防止し、敵対者を一時的に留置し、犯罪の兆しがある場合、刑事手続を開始しなければならない。

第73条 強制執行の費用

1. 判決債務者は、以下の強制執行の費用を負担する。
 - a) 強制執行に関する通知費用
 - b) 資料及び燃料の購入費用、防護のために賃貸

- する装備及び用具の費用、公共医療費用、火事及び爆発防止及び闘争費用その他の必要な装備並びに強制執行に供するための用具の費用
- c) 財産の価格評価若しくは鑑定、財産の競売のための費用、第2項a及び第3項aに規定する場合以外の財産の価格再評価のための費用
 - d) 強制執行を行うために必要な財産の保管のための費用又は人件費、財産の譲渡費用、建物の建築又は撤去のための費用又は人件費、土地境界を決するための測定又は図面作成の用具の賃借費用
 - e) 財産、資料の仮差押え又は差押えの費用
 - f) 直接強制執行に参加した者及び判決執行を保護した者に対する報酬
2. 判決債権者は、以下の強制執行の費用を負担しなければならない。
 - a) 第44条第1項の規定に従い定められた費用、判決債務者が要請した場合における財産の価格再評価のための費用、ただし、財産価格の評価時に法律及び規則違反があるために再評価をする場合を除く。
 - b) 判決債権者に対して仕切りの作成や撤去の費用を負担するよう命ずる判決がある場合におけるその費用の一部又は全部
 3. 以下の場合、国家予算より強制執行の費用を拠出する。
 - a) 財産価格の評価時に法律及び規則違反があるために再評価する場合
 - b) 第44条第1項の定める判決を自主的履行がされる場合の判決執行条件の確認のための費用
 - c) 政府が規定する他の必要な費用
 - d) 当事者が法律に従い強制執行費用の軽減又は免除を受ける場合
 4. 執行官は、強制執行の費用を見積もり、定められた強制執行の日から少なくとも3営業日前に、判決債務者に対し、これを通知しなければならない。ただし、直ちに強制執行を行わなければならない場合を除く。その費用は、国家予算により予納される。
 5. 強制執行の費用は、民事訴訟執行機関の長が執行官の提案に基づき承認した後、実費により適切に支払われる。

判決執行を行う民事判決執行機関の長は、強制執行費用の軽減又は免除を検討しなければならない。
 6. 強制執行費用は、当事者により支払われるか、又は得られた金額、第三者が保管する財産を含め、差し押さえられた財産を競売したことにより得られた金額から控除される。財産を処分し、又は金銭を回収した後、執行官は、直ちに予納された金額を返還する手続きをしなければならない。
 7. 政府は、直接強制執行に参加した者又は強制執行を保護した者に対して支払う報酬の金額、強制執行の費用回収、支払、軽減、免除、判決執行費用の管理及び使用について規定しなければならない。
- ### 第74条 共同所有財産に対する強制執行
1. 執行官は、判決債務者その他の者に属する共同所有財産（土地使用権を含む）の強制執行の前に、共同所有者に対し、強制執行について通知しなければならない。

共同所有者又は共同使用者は、共同所有財産のうち自らの持分を確定するため、裁判所に提訴する権限を有する。共同所有者が上記通知を受領した日から30日以内に提訴しない場合、判決債権者又は執行官は、裁判所に対し、判決執行を確保するため、共同所有財産のうちの判決債務者の持分を確定することを要請する権利を有する。

夫婦が所有する財産に関しては、執行官は、婚姻家族法の規定に従って夫又は妻の持分割合を確定し、夫又は妻に対して通知しなければならない。夫又は妻が同意しない場合、執行官が所有持分を決した日から30日以内に、裁判所に対し、共有財産を分割するための訴えを提起する権利を有する。上記の期間が経過しても当事者が訴えを提起しない場合、執行官は財産の売却を実行し、判決債務者の夫又は妻に対し、その者の所有持分にかかる財産に相当する金額を返還しなければならない。
 2. 差し押さえられた共同所有財産の全共同所有者の持分が確定された場合、共有財産は次のとおり処理される。
 - a) 分割可能な共有財産に関しては、執行官は、判決債務者の所有部分に相当する財産に対して強制執行を適用する。
 - b) 分割不可能、又は分割により財産価値が著しく減少する共有財産に関しては、執行官は財産の全部について強制執行を適用することができ、その場合は残りの共同所有者に対し、その者の所有持分にかかる財産に相当する金額を返還しなければならない。
 3. 共同所有又は共同使用に係る財産を売却する際、共同所有者は、その財産を優先して購入する権利を有する。

第 75 条 強制執行時に紛争発生の原因となる財産の措置

他の者との間に紛争が発生している判決債務者の財産に対して強制執行を行う場合、執行官は、強制執行を実施するとともに、当事者及び当事者と争っている者に対し、裁判所に訴えを提起すること又は権限ある機関に解決を求めるように要請しなければならない。執行官は、差し押さえた財産を権限のある裁判所、機関の決定に従って取り扱う。

執行官が要請したのに、当事者及び当事者と争っている者が 30 日以内に、裁判所に訴えを提起し、又は管轄機関に紛争解決を求めない場合、当該財産は、この法律の規定に従って取り扱われる。

第 3 節 金銭である財産に対する強制執行

第 76 条 預金口座からの控除

1. 執行官は、判決債務者の預金口座からの控除決定を発しなければならない。控除される金額は、判決執行義務の金額及び強制執行費用を超えてはならない。
2. 判決債務者の預金口座からの控除に関する決定を受けた際は、その口座を管理する機関又は組織は、預金口座控除決定に従って、判決債務者の預金口座から民事訴訟執行機関の口座又は判決債権者の口座に控除される金額を移さなければならない。

第 77 条 預金口座の凍結の解除

1. 預金口座の凍結は、以下の場合に解除しなければならない。
 - a) 判決債務者が判決執行義務を履行した場合
 - b) 機関又は組織が、執行官の要請に基づき判決債務者の預金口座から控除をした場合
 - c) 第 50 条の規定による判決執行の停止決定が発せられた場合
2. 執行官は、第 1 項に規定する事由が生じた場合、直ちに凍結解除の決定を発しなければならない。

第 78 条 判決債務者の所得からの控除

1. 判決債務者の所得とは、給料、報酬、年金、労働不能手当その他合法的な所得をいう。
2. 判決債務者の所得からの控除は、以下の場合に行わなければならない。
 - a) 当事者間に合意がある場合
 - b) 判決債務者の所得から控除を命ずる判決・決定がある場合
 - c) 養育に関する判決・決定を執行する場合、定

期的に判決・決定を執行する場合、判決執行における金額が高額でない場合又は判決債務者の財産が判決執行のために十分でない場合

3. 執行官は、判決債務者の所得からの控除に関する決定を発しなければならない。控除する割合の上限は、判決債務者が毎月受け取る給料、報酬、年金又は労働不能手当の 30% である。ただし、当事者に他の合意がある場合を除く。他の収入に関しては、控除する割合は判決債務者の実収入に基づき決められるが、法律の規定に従って、判決債務者及び同人が扶養すべき義務を負う者の最低限度の生活水準を確保しなければならない。
4. 判決債務者が給料、報酬、年金、手当その他合法的な収入を受け取る機関、組織、労働使用者又は社会保険所は、第 2 項、第 3 項の規定に従い、実行する責任を負う。

第 79 条 判決債務者の営業収入からの徴収

1. 判決債務者が営業活動から得る定期的な収入がある場合、執行官は、判決執行のために判決債務者の営業収入からの控除に関する決定を発する。徴収の際、執行官は、営業活動を維持するための最低限度の金額及び判決債務者及びその家族の生活費を残さなければならない。
2. 執行官は、判決債務者に対し、受領証を発行しなければならない。

第 80 条 判決債務者が保管する金銭の徴収

判決債務者が金銭を保管していることを発見し、その金銭が判決債務者の所有に属すると判断すべき根拠がある場合、執行官は、判決執行のためにその金銭の徴収に関する決定を発しなければならない。執行官は、徴収調査を作成し、判決債務者に対して受領証を発行しなければならない。判決債務者が徴収調査に署名しない場合、証人に署名させなければならない。

第 81 条 第三者が保管している判決債務者の所有金銭の徴収

第三者が判決債務者の所有する金銭を保管していることが判明した場合、執行官は、判決執行のためにその金銭の徴収に関する決定を発ししなければならない。判決債務者の所有する金銭を保管している第三者は、その金額を執行官に引き渡す義務を負う。執行官は、徴収調査を作成し、第三者に対して受領証を発行し、判決債務者に通知しなければならない。第三者が徴収調査に署名しない場合、証人に署名さ

せなければならない。

第4節 有価証券である財産に対する強制執行

第82条 有価証券の没収

1. 判決債務者の有価証券が判決債務者自身又は個人、若しくは機関により保管されている場合、執行官は、判決執行のためにその証券の徴収及び差押えに関する決定を発しなければならない。
2. 有価証券を保管している判決債務者又は個人若しくは機関は、民事訴訟執行機関に対し、その証券を引き渡す義務を負う。
3. 有価証券を保管している判決債務者又は個人若しくは組織が民事訴訟執行機関に対し、その証券を引き渡さない場合、執行官は、判決執行のために、権限のある組織又は機関に対し、その証券の価値を移転するよう要請しなければならない。

第83条 有価証券の売却

有価証券は、有価証券に関する法律に従い売却される。

第5節 知的財産に対する強制執行

第84条 知的財産の差押え、使用及び開発

1. 執行官は、判決債務者に属する知的財産権の差押えに関する決定を発する。
判決債務者が知的財産の所有者であり、他の組織、団体、個人に知的財産の使用権を譲渡した場合、その知的財産は差押えの対象となる。
2. 判決債務者の知的財産を差し押さえる場合、執行官は、知的財産の対象に応じて、判決債務者の知的財産に関する資料を回収し、保管しなければならない。
3. 知的財産法の規定に従い、国防、治安、国民生活及び国家、社会の利益の確保を目的として、国家が知的財産の所有者に対し、その権利を機関、組織、個人に一定期間譲渡しなければならない旨を決定した場合は、執行官は、上記の強制的な譲渡期間中、判決債務者の知的財産を差し押さえることができない。
4. 執行官は、機関、団体、個人に対し、知的財産の使用、開発の譲渡を決定しなければならない。知的財産の使用、開発の譲渡を受けた機関、団体、個人は、民事判決執行機関に対し、得た金額から必要経費を控除した金額を支払わなければならない。
必要な場合、執行官は、知的財産の専門機関に

対し、判決債務者の知的財産の使用、開発により得られる利益、収入の回収及び管理の業務を要請しなければならない。

5. 判決債務者が他の機関、団体、個人に知的財産を譲渡したが、代金の支払を受けておらず、又は一部の支払しか受けていない場合、執行官は、その知的財産の譲渡を受けた機関、団体、個人に対し、判決執行のために未支払金額の支払を命じる決定をしなければならない。

第85条 知的財産権の評価

1. 知的財産の評価は、第98条、第99条及び知的財産法の規定に従い行われる。
2. 政府は、知的財産に関する評価の手続、順序及び方法について規定しなければならない。

第86条 知的財産の競売

1. 知的財産は、財産競売法及び知的財産法により売却しなければならない。
2. 政府は、知的財産の競売に関する順序及び手続について規定しなければならない。

第6節 物的財産に対する強制執行

第87条 差押えの対象でない財産

1. 法律に従い流通が禁止されている財産；国防、治安、公益に供される財産；国家予算から機関、組織に供与される財産
2. 個人である判決債務者の下記財産
 - a) 新たな収入又は収穫がない期間中における判決債務者及びその家族の最低限の需要に対応する食糧
 - b) 判決債務者及びその家族の病気の治療又は予防のために不可欠な医薬品
 - c) 身体障害者の必需品及び病人看病のための必需品
 - d) その地域の慣習によれば通常の範囲内といえる信仰のための用具
 - e) 価値が低く、判決債務者及びその家族の生計の主要な又は唯一の手段である道具、機械
 - f) 判決債務者及びその家族の日常生活上の必需品
3. 企業、協同組合、生産・営業・サービス施設である判決債務者の下記財産
 - a) 従業員の病気予防及び治療のために用いられる薬品、道具若しくは財産；従業員の食事のために用いられる食品、用具又は財産；
 - b) 幼稚園、学校、医療施設、これらの施設の道

- 具、機械その他の財産で、営業を目的として使用されていない財産；
- c) 労働安全、火災予防、環境汚染予防のための道具、機械、装置

第 88 条 差押えの実行

1. 不動産財産の差押えを行う 3 営業日前までに、執行官は、強制執行が行われる場所の村級政府の代表者又は街区長官、当事者、関連する権利、義務を有する者に対し、日時、場所、差し押さえる不動産を通知しなければならない。ただし、判決執行を妨害するために、判決債務者が財産の散逸、隠匿、破壊等を行うことを防ぐ必要がある場合を除く。

当事者は、欠席する場合、自らの権利又は義務の行使又は履行について他人に代理権を与えることができる。適法な通知を受けた当事者又はその代理人が欠席した場合、執行官は証人を呼んで差押えを行うことができる。この場合、差押えに関する調書にその旨を明記しなければならない。証人を呼ぶことができない場合においても、執行官は差押えを行うことができるが、差押えに関する調書に上記の者らの欠席を明記しなければならない。

物、住居、建築物の差押えを行う場合で、判決債務者又は当該財産を管理、使用する者がその場におらず、鍵の開錠が必要なときは、執行官は、第 93 条の規定に従い執行を行わなければならない。

2. 差押えについては調書を作成しなければならない。調書には、差押えの年月日、時刻、執行官、判決債務者、判決債権者、調書作成者、証人、当該財産に関係する者；差押え時の事情；財産ごとの現状；当事者の要請、証人の意見を明確に記載しなければならない。

差押調書には、当事者双方又は代理人、証人、村級政府の代表者又は街区長官、執行官及び調書作成者が署名しなければならない。

第 89 条 土地使用権に係る財産又は法律により所有権登録若しくは担保取引登録が要求される財産の差押え

1. 土地使用権に係る財産又は法律により所有権登録若しくは担保取引登録が要求される財産の差押えを行うに先立ち、執行官は、登録機関に対し、登録された財産、取引に関する情報の提供を要請しなければならない。
2. 差押えの後、執行官は、第 178 条第 1 項の規定に

より、登録機関に対し、当該財産の差押えについて書面により通知しなければならない。

第 90 条 抵当権又は質権の設定された財産の差押え及び売却

1. 判決債務者に財産がない場合又は財産があるが判決執行義務を履行するのに十分でない場合で、判決債務者に抵当権又は質権が設定された財産があり、その財産の価値が被担保債権及び執行費用よりも高いときは、執行官は、これを差し押さえて売却する権限を有する。
2. 抵当権又は質権が設定された財産を差し押さえる場合、執行官は、これを抵当権者又は質権者に通知しなければならない；差し押さえた財産を売却する場合、抵当権者又は質権者は、第 47 条第 3 項の規定により優先弁済を受ける。

第 91 条 第三者が管理する判決債務者の財産の差押え

判決債務者の財産（他の判決・決定により確認された財産を含む）を第三者が保管する場合、執行官は、判決執行のためにその財産を差し押さえる決定を発しなければならない；その第三者が任意に財産を引き渡さない場合、執行官は、その者に対し、判決執行のために当該財産を引き渡すことを強制しなければならない。

当該財産が賃貸されている場合、賃借人は、引き続き締結された賃貸契約に従って賃借することができる。

第 92 条 出資金の差押え

1. 執行官は、判決債務者が出資を行った組織、機関、団体又は個人に対し、判決債務者の出資に関する情報の提供を要請することができる。必要な場合、執行官は、強制執行のため、権限のある機関に対し、判決債務者の出資金額を確定することを求め、又は特別の個人又は機関に対し、判決債務者の出資金額を確定することを要求することができる。
2. 当事者は、裁判所に対し、判決債務者の出資金額を確定することを要請する権利を有する。

第 93 条 施錠又は梱包された物の差押え

施錠又は梱包された物を差し押さえる際、執行官は、判決債務者又はその品物を管理若しくは使用する者に対し、その物を開錠又は開封するよう要請しなければならない。それらの者が物を開錠若しくは開封しない場合又は故意に立ち会わない場合、執行官は、自ら又は他の個人若しくは組織を雇って物を

開錠、開封又は鍵を破壊することができるが、証人を必要とする。判決債務者は、物の開錠、開封又は破壊による損害を負担しなければならない。

必要な場合、開錠し、開封し、又は鍵が破壊された後、執行官は、第 58 条の規定に従い、物に封印をし、適当な者にその保管を要請しなければならない。

開錠し、開封し、破壊し、又は封印を貼付するときは、調書を作成し、調書には立会人と証人が署名しなければならない。

第 94 条 土地の定着物の差押え

土地に定着している建築物である財産を差し押さえる場合、土地所有権を差し押さえない。ただし、法律により土地所有権が差し押さえられない場合又は差し押さえた財産と土地を分離することによりその財産の価値が著しく減少しない場合を除く。

第 95 条 住宅の差押え

1. 判決債務者とその家族が住むことができる唯一の住宅の差押えは、判決債務者が別の財産を所有していないこと、又は別の財産を所有していても判決執行に十分でないことが確認されるまでは、行ってはならない。ただし、判決債務者が判決執行のために住宅を差し押さえることに同意している場合を除く。

2. 住宅を差し押さえる場合、住宅が所在する土地の使用権も差し押さえない。住宅が、別の者の使用権を有する土地に所在する場合、執行官は、土地使用権者が同意する場合に限り、判決執行のために住宅と土地所有権を差し押さえない。土地使用権者が同意しない場合は、住宅と土地を分離することにより住宅の価値が著しく減少しない場合に限り、判決債務者の住宅を差し押さえない。

3. 賃貸したり他の者に居住させたりしている判決債務者の住宅を差し押さえた場合、執行官は、それらの者に対し、直ちに差押えについて通知しなければならない。

差し押さえる財産が賃貸住宅又は競売にかけられている店舗であり、賃貸期間又は残りの占有期間が経過していない場合、賃借人は、民法の規定により、住宅を賃借し、又は占有を続ける権利を有する。

4. 施錠されている住宅は、第 93 条の規定により差し押さえる。

第 96 条 交通車両の差押え

1. 判決債務者の交通車両を差し押さえる場合、執行官は、その車両の登録書類があるときは、判決債務者又はその車両を管理、使用している者に対し、その登録書類の引渡しを要請しなければならない。

2. 差押え後も開発及び使用できる交通車両に関して、執行官は、保管し、又は判決債務者若しくはその車両を管理及び使用する者に対し、譲渡、抵当権及び質権の設定はしないとの条件で、これを引き渡して開発、使用及び保管を継続させることができる。

判決債務者又はその車両を管理及び使用する者に対し、その車両の開発及び使用を継続させる場合、執行官は、その車両が道路の走行を継続できるようにするため、登録書類の保管に関する調書を発しなければならない。

3. 執行官は、権限ある機関に対し、差し押さえた車両について、譲渡、抵当権設定及び質権設定を禁止し、又は道路の走行を制限するよう要請する権限を有する。

4. 判決執行のための飛行機、大型船舶の差押えは、船舶拿捕に関する法律に従い行う。

第 97 条 収穫物の留置

判決債務者が収穫を得られる財産を有している場合、執行官は、判決執行のためにその収穫物を差し押さえる権限を有する。判決債務者及びその家族の食糧である収穫物を差し押さえる場合、執行官は、第 87 条第 2 項 a の規定により、判決債務者及びその家族の生活のために必要な部分を残さなければならない。

第 98 条 差し押さえた財産の評価

1. 執行官は、財産を差し押さえた直後に、当事者が財産の価値又は財産評価組織について合意する場合、その合意について調書を作成しなければならない。当事者が合意した財産の価値は、競売における最初の価格とする。当事者が財産評価組織について合意した場合、執行官は、その財産評価組織との間でその業務契約を締結しなければならない。

2. 執行官は、以下の場合には、財産を差し押さえた日から 5 営業日以内に、差し押さえた財産が所在する省、中央直轄市の財産評価組織との間でその業務契約を締結しなければならない。

a) 当事者が財産の価値及び財産評価組織の選択について合意しない場合

b) 選択された財産評価組織が業務契約の締結を

拒否した場合

c) 第 36 条第 1 項に規定する判決・決定を執行する場合

3. 執行官は、以下の場合、財産の価値を決定しなければならない。

a) 第 2 項に規定する業務契約を締結することができない場合

b) 差し押さえた財産が生もので傷みやすく、価値が低額で、その価値について当事者が合意しない場合。政府は、価値の低額な物について規定しなければならない。

第 99 条 差し押さえた財産の再評価

1. 差し押さえた財産の再評価は、以下の場合に行わなければならない。

a) 執行官が第 98 条の規定に著しく違反する行為を行い、それが誤った評価結果を引き起こした場合

b) 競売の公示がされる前に当事者から再評価の要請がされた場合

2. 差し押さえられた財産の再評価は、第 98 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い行わなければならない。

第 100 条 判決執行のための財産の引渡し

1. 判決債権者が差し押さえられた財産を受領して、その価値を判決執行に係る金額から控除することについて、当事者が合意した場合、執行官は、その合意について調書を作成しなければならない。

判決債権者が多数いる場合、財産を受領する者は他の判決債権者から同意を得た上、それらの者に対し、各自が得るべき金額の割合に応じた金額を支払わなければならない。

2. 判決執行に係る金額から差し引くための財産の引渡しは、合意の日から 5 営業日以内に行わなければならない。

第 101 条 差し押さえた財産の売却

1. 差し押さえた財産は、以下の方法により売却しなければならない。

a) 競売

b) 競売以外の方法による売却

2. 差し押さえた財産が 1000 万ドン以上の動産及び不動産である場合の競売は、競売担当組織が行わなければならない。

当事者は、財産の評価の日から 5 営業日以内に、競売担当組織について合意する権利を有する。執行官は、当事者が合意した競売担当組織と業務契約を締結しなければならない。合意が成立しない

場合、執行官は、自ら競売担当組織を選択し、業務契約を締結しなければならない。

競売に関する業務契約の締結は、財産の評価の日から 10 日以内に行わなければならない。

競売は、契約を締結した日から、動産の場合には 30 日以内、不動産の場合には 45 日以内に行わなければならない。

3. 執行官は、以下の場合に、差し押さえた財産を競売する。

a) 財産が所在する省、中央直轄市に競売担当組織のない場合又は競売担当組織はあるが競売に関する契約の締結を拒否する場合

b) 価値が 200 万ドン以上 1000 万ドン以下の動産の場合

競売は、その財産を評価した日又は競売担当組織からの拒否の文書を受領した日から、動産の場合には 30 日以内、不動産の場合には 45 日以内に行わなければならない。

4. 執行官は、価値が 200 万ドン以下の動産又は生もので傷みやすい財産の場合、競売手続をとらずに売却する。

財産の売却は、その財産を差し押さえた日から 5 営業日以内に行わなければならない。

5. 判決債務者は、競売の 1 営業日前に、判決執行に要する合理的な費用並びに強制執行及び競売の準備に要する現に生じた費用及び合理的な費用の全額を支払ったときは、財産を取り戻す権利を有する。

判決債務者は、競売により財産を購入するために登録した者に対し、現に生じた費用及び合理的な費用を支払う責任を負う。費用の程度については、当事者間で交渉しなければならない。合意に至らない場合、裁判所に対し、解決を要請しなければならない。

6. 競売手続は、財産競売に関する法律に従い行わなければならない。

第 102 条 競売結果の破棄

1. 当事者及び執行官は、裁判所に対し、競売結果に関する紛争の解決を要請するため訴えを提起する権限を有する。

2. 競売結果が裁判所の判決・決定により破棄される場合、判決執行のための財産の売却は、この法律に従って行わなければならない。

3. 競売結果の破棄に基づく結果及び賠償は、法律により解決しなければならない。

第 103 条 競売された財産の引渡し

判決債務者又は財産を管理若しくは使用している者が、買受人に対し、競売された財産を引き渡さない場合、財産の強制的引渡しの手続は第 114 条、第 115 条、第 116 条及び第 117 条の規定に従い行わなければならない。

第 104 条 競売が奏功しなかった場合の処理

競売が奏功しなかった日から 10 日以内に、当事者から再評価の要求がない場合、執行官は、再度競売をするために財産の価格を減額しなければならない。各回の財産の減額割合は、評価額の 10% を超えてはならない。

減額された財産の価格が強制執行の費用を下回った場合で、判決債権者が判決により執行可能な金額から控除するために財産を受領することに同意しない場合、その財産は、判決債務者に返却しなければならない。

第 105 条 差し押さえた財産の解放

1. 差し押さえた財産は、以下の場合に解放しなければならない。
 - a) 当事者が第三者の合法的な権利及び利益を害することなく当事者が財産の差押えの解放について合意に至った場合
 - b) 当事者が、この法律に従い、判決執行義務を履行し、この法律による判決執行費用を支払った場合
 - c) 権限を有する者が財産差押えの決定を破棄する決定をした場合
 - d) 第 50 条の規定により判決執行を停止する決定が出た場合
2. 執行官は、第 1 項に規定する事情が発覚した日から 5 営業日以内に、差し押さえた財産を解放し、判決債務者にその財産を返却する決定を発しなければならない。

第 106 条 財産の所有権又は使用権の登録又は譲渡

1. 財産の購入者又は判決執行に係る金額から控除するために判決執行された財産を受領した者は、法律により承認され、その財産に対して法律により保護される所有権、使用権を有する。
2. 権限ある国家機関は、財産の購入者又は判決執行に係る金額から控除するために財産を受領した者に対し、所有権又は使用権の登録又は譲渡の手続をとる責任を負う。民事訴訟執行機関は、財産の

購入者又は判決執行に係る金額から控除するために財産を受領した者に対し、第 3 項に規定する適切な書類、資料を提供する責任を負う。

3. 所有権又は使用権を譲渡のための登録書類は、以下のものとする。
 - a) 民事訴訟執行機関からの要請書
 - b) 判決・決定の謄本
 - c) 判決執行決定及び財産差押決定
 - d) 競売完了調書又は判決執行のための財産の移転及び受領調書
 - e) 財産に関連する他の書類（ある場合）
4. 財産が土地使用権であるが、その証明書がない場合又はその証明書を回収することができない場合、権限を有する機関は、土地法の規定に従い土地使用権の証明書を発行する責任を有する。

財産が所有権の登録を必要とするが、その証明書がない場合又はその証明書を回収することができない場合、登録の権限を有する機関は、所有権の証明書を発行する責任を有する。

新規に発行される証明書は、回収することができなかったものに代わる証明書として有効となる。

第 7 節 財産強制開発

第 107 条 判決執行を目的とする財産の強制開拓

1. 執行官は、以下の場合に判決債務者の財産を強制開発する。
 - a) 財産の価値が判決執行義務より著しく高く、その財産が判決執行を確保するために開発することができる場合
 - b) 判決債務者が判決執行のための財産の強制開発に同意し、それが第三者の合法的権利、利益を害さない場合
2. 執行官は、財産の強制開発の決定を発しなければならない。その決定においては、開発の方法、金額、期間、時間、場所、判決執行のための民事訴訟執行機関への支払の方法などを明確に記載しなければならない。

財産の強制開発決定は、その財産の管理又は登録について権限を有する機関及び財産の所在地にある村級人民委員会に対し、直ちに送付しなければならない。

開発される財産についての担保取引又は譲渡については、執行官の許可を得なければならない。

第 108 条 判決執行を目的とする財産への強制開拓措置

判決債務者の財産は、判決執行のために以下の方

法により強制開発しなければならない。

1. 判決債務者又は他の者により現に開発されている財産は、開発している者により引き続き開発を許さなければならない。

土地使用权を含む財産が現に開発されていない場合、執行官は、判決債務者に対し、その財産の開発を希望する個人又は組織との間で財産開拓契約を締結するよう要請しなければならない。

2. 第1項に規定する財産を開発拓する者は、財産開発によって得た金額から必要費用を差し引いた金額を民事訴訟執行機関に支払わなければならない。
3. 執行官は、財産開発を希望する個人又は組織との財産開拓契約の締結を判決債務者に要求した日から30日以内に、判決債務者とその財産開拓契約を締結しない場合、判決執行のためにその財産を差し押さえ、処分することができる。

第109条 財産強制開発の終了

1. 執行官は、以下の場合に財産の強制開発を終了する。
 - a) 財産開発に効果がない、又は判決執行に障害を及ぼす場合
 - b) 判決債務者又は財産を開発する者が、財産開発に関する執行官からの要請を厳守しない場合
 - c) 判決債務者が判決執行義務を履行し、判決執行費用を完全に支払った場合
 - d) 判決執行の停止決定が発せられた場合
2. 財産の強制開発が第1項 a, b の規定により終了する場合、執行官は、判決執行のためにその財産を引き続き差し押さえ、売却しなければならない。

財産の強制開拓が第1項 c, d の規定により終了する場合、執行官は、強制開発の解放決定を発し、その決定の日から5営業日以内に、判決債務者にその財産を返却しなければならない。

第8節 土地使用权である財産の強制執行

第110条 判決執行のための土地使用权の差押え及び競売

1. 執行官は、土地に関する法律及び規則により譲渡可能な判決債務者の土地使用权について、差し押さえなければならない。
2. 判決債務者が土地に関する法律及び規則規定によれば土地使用权の証明書を得ることができるはずであるが、その証明書がまだ発行されていない場合、又は土地区画整理のために土地が回復される

対象であるが土地回復決定がまだ出ていない場合、その土地の使用权は差し押さえ、売却することができる。

第111条 土地使用权の差押え

1. 執行官は、土地使用权を差し押さえる場合、判決債務者又は土地使用权に関する書類を管理する者に対し、判決執行機関にその書類を提出するよう要請することができる。
2. 判決債務者の所有に属する土地の使用权及びその土地上の定着物を差し押さえる場合、土地使用权及び定着物の双方を差し押さえなければならない。

他の者の所有に属する定着物が判決債務者の土地上に存在する場合、執行官は、土地使用权だけを差し押さえ、その定着物の所有者にその旨を通知しなければならない。
3. 土地使用权の差押えについては、その土地の所在地、面積、境界を明記した調書を作成し、差押えの立会人に署名させなければならない。

第112条 差し押さえた土地の管理、開拓又は使用の一時的引渡し

1. 差し押さえた土地が判決債務者により管理、開発又は使用されている場合、執行官は、その土地を判決債務者に一時的に引き渡さなければならない。

差し押さえた土地は、他の個人又は組織により管理、開発又は使用されている場合、執行官は、その土地をその個人又は組織に一時的に引き渡さなければならない。
2. 判決債務者又は第1項に規定する個人又は組織が、差し押さえた土地の受領を拒否する場合、執行官は、他の個人又は組織に対し、管理、開発又は使用のためにその土地を一時的に引き渡さなければならない。そのような個人又は組織がない場合、民事執行機関は、法律の規定に従い、直ちにその土地を評価し、競売により売却しなければならない。
3. 差し押さえた土地の管理、開発又は使用の一時的引渡しについては、以下の事項を記載した調書を作成しなければならない。
 - a) 面積、土地の種別、所在、土地番号、地図番号
 - b) 土地の使用に関する現状
 - c) 土地の管理、開発又は使用のための一時的引渡しの期間
 - d) 土地の管理、開発又は使用のための一時的引渡しを受ける者の具体的な権利及び義務
4. 土地の管理、開発又は使用のための一時的引渡し

を受ける者は、土地の管理、開発又は使用の一時的引渡し期間内に、その土地の使用権を換価、譲渡、賃貸、転貸、贈与、遺贈、抵当権の設定又は出資としてはならない。また、土地の使用に関する現状を変更してはならず、指定された目的に反して土地を使用してはならない。

第 113 条 差し押さえた土地の定着物の処分

1. 差し押さえた土地の定着が他の者の所有に属する場合、以下のとおり処分しなければならない。

a) 判決債務者が判決執行決定を受領する前に既に定着物が存した場合、執行官は、定着物の所有者に対し、土地使用権を判決債務者に返還するために、任意に定着物を移動するよう要請しなければならない。その定着物の所有者が任意に定着物を移動しない場合、執行官は、定着物の所有者と判決債務者が、定着物の処理方法について文書による合意をするよう指導しなければならない。執行官は、上記の指導をした日から 15 日以内に、定着物の所有者と判決債務者が書面による合意に至らない場合、判決債権者及び定着物の所有者の合法的な権利及び利益を確保するため、定着物と土地使用権の双方を処分しなければならない。

定着物の所有者が土地の借借人であり、又は判決債務者の土地使用権を出資として受領したが、新たな法人を設立していない場合、その所有者は、判決債務者と既に締結した契約の期間内において、土地の競売による買受人又は土地使用権を受領した者との間で、土地の賃貸借契約又は土地使用権による出資契約を係属する権利を有する。その場合、執行官は、土地使用権の処分に先立ち、競売への参加者又は土地使用権の受領の申出を受ける者に対し、土地の定着物の所有者との契約を継続する権利について通知する責任を負う。

b) 判決債務者が判決執行決定を受領した後に定着物ができた場合、執行官は、定着物の所有者に対し、土地使用権を判決債務者に返還するために、任意に定着物を移動するよう要請しなければならない。執行官は、要請の日から 15 日以内に、定着物の所有者が任意に財産を移動しない場合又は定着物を移動することができない場合、定着物と土地使用権の双方を処分しなければならない。

土地を差し押さえた後に定着物ができた場合で、その所有者が定着物を移動しない場合

又は定着物を移動することができない場合、その定着物は取り除かなければならない。執行官は、土地使用権の競売による買受人又は土地使用権を受領する人がその定着物を購入する場合を除いて、定着物を取り除く手はずを整えなければならない。

c) 判決債務者の土地の定着物の所有者は、定着物の売却による得られる金銭から支払を受け、又は定着物が取り除かれたときはその定着物を受領しなければならない。ただし、その所有者は、その定着物の差し押え、競売及び取り除きにかかる費用を負担しなければならない。

2. 判決債務者の所有に属する定着物が差し押さえられた土地使用権に付属する場合、執行官は、定着物及び土地使用権の双方を処分しなければならない。

3. 定着物が植林された樹木若しくは短期の家畜類であるが収穫時期に入っていないものである場合、又は完了していない閉鎖製造工程にある財産については、執行官は、その定着物を差し押さえた後、収穫時期が来たとき、又は閉鎖製造工程が完了したときに、その定着物を処分しなければならない。

第 9 節 物、書類の強制返却、土地使用権の移転

第 114 条 物の強制返却手続

1. 特定物の強制返却は、以下のとおり行わなければならない。

a) 執行官は、判決債務者及び物を管理又は使用する者に対し、判決・決定に基づく物の返却を要請する。それらの者が物を返却しない場合、執行官は、その物を回収し、判決債権者に返却しなければならない。

b) 返却すべき物の価値が低下しているため、判決債権者がその物の受領を拒否する場合、執行官は、当事者に対し、判決執行について合意するよう指導する。判決執行は、その当事者間の合意に基づいて行わなければならない。

当事者が合意に至らない場合、執行官は、判決債権者に対し、物を強制返却しなければならない。当事者は、裁判所に対し、返却すべき物の価値の低下により生じた損害賠償について解決することを要請する権利を有する。

c) 物が滅失しており、又は故障して使用不能に陥っている場合で、当事者が判決執行について他の合意ができる場合、執行官は、その合意に基づいて執行しなければならない。

当事者が合意に至らない場合、民事訴訟執行機関の責任者は、判決執行申立書の返却決定を発しなければ成らない。当事者は、裁判所に対し、返却すべき物の滅失又は故障して使用不能に陥ったことに伴う損害賠償について解決することを要請する権利を有する。

2. 種類物の場合、執行官は、判決・決定に基づいて強制返却しなければならない。

強制返却すべき物が存在せず、又は価値が低下している場合に、執行官は、判決債務者に対し、種類物を返却し、又は種類物の価値に相当する金額を支払うことを要請しなければならない。ただし、当事者間で別の合意がある場合を除く。

3. 判決債務者又は強制返却すべき物を管理又は使用する者がその物を散逸又は破壊するおそれがある場合、執行官は、第 68 条の規定する判決執行を確保するための措置を適用する権限を有する。

第 115 条 住宅の強制返却又は引渡し

1. 判決債務者が住宅を返却する義務を負う場合、執行官は、判決債務者及び住宅の居住者に対し、退去するとともに任意に住宅から財産を移動するよう要請しなければならない。それらの者が任意に履行しない場合、執行官は、強制力を有する機関に対し、それらの者及びその財産を住宅から強制的に出すことを要請しなければならない。

それらの者が財産の受領を拒否する場合、執行官は、財産の数量、種類、現状を明記した調書を作成し、その財産を保管する条件を満たす個人又は組織にその財産を引き渡し、又はこれを民事訴訟執行機関の倉庫に保管した上、その財産の所有者に対し、財産を受領すべき場所及び時間を通知しなければならない。

2. 住宅の強制返却又は引渡しの決定を受けたにもかかわらず、判決債務者が故意に出頭しない場合、執行官は、第 1 項の規定により住宅の強制返却又は引渡しの適用を続けなければならない。
3. 第 1 項の規定による通知がされた日から 3 か月以内に、保管されている財産の所有者がその財産を受領しない場合、その財産は、合理的な理由がある場合を除いて第 126 条第 2 項の規定により売却しなければならない。
4. 判決・決定による建物、構築物の強制返却は、第 1 項、第 2 項、第 3 項の規定により行わなければならない。
5. 判決債務者の唯一の居住地である住宅を競売による買受人に強制的に引き渡す場合で、判決債務者のすべての判決執行義務の支払額を考慮した上で、

判決債務者が住宅を新たに建築又は賃借するために必要な金額を所持しないと判断される場合、執行官は、判決債権者への支払手続に入る前に、判決債務者が 1 年間適当な家を賃借できるようにするため、住宅の売却代金から一部分を控除しなければならない。残りの判決執行義務は、この法律に従い、引き続き執行しなければならない。

第 116 条 書類の強制返却

1. 執行官は、判決債務者の判決債権者に対する書類の強制返却に関する決定を発ししなければならない。判決債務者とその義務を履行しない場合、執行官は、その者に対し、判決執行のために強制的に返却させなければならない。

返却すべき書類を第三者が所持していると認められた場合、執行官は、その者に対し、保管する書類の引渡しを要請しなければならない。第三者が任意にその書類を返却しない場合、執行官は、その者に対し、判決執行のためにその書類の引渡しを強制しなければならない。

3. 書類が回収できないが、再発行できる場合、執行官は、権限ある機関又は組織に対し、その書類を無効とし、判決債権者に新たな書類を発行するよう要請しなければならない。

書類が回収も再発行もできない場合、民事訴訟執行機関の責任者は、判決執行申立書の返却決定を発し、当事者に対し、解決のため裁判所に訴えを提起するよう指導しなければならない。

第 117 条 土地所有権の強制返却

1. 判決・決定により土地所有権の移転が命じられた場合、執行官は、土地の判決債権者への移転について手はずを整えなければならない。

土地の移転の際には、土地管理を所轄する村級国家機関の代表者及びその土地が所在する村級人民委員会が出席しなければならない。

2. 移転される土地の定着物の処分は、以下のとおり行われる。
 - a) 判決・決定に効力が生じた後に、土地に定着物ができた場合、執行官は、その定着物の所有者に対し、その定着物を分離し、又は判決債権者に移転すべき土地から定着物を移動するよう要請する権限を有する。その所有者がこれを履行しない場合、執行官は、その定着物の土地からの分離又は移転を強制しなければならない。ただし、当事者が別の合意をした場合を除く。その強制執行の費用は、定着物の所有者が負担しなければならない。

定着物の所有者がその定着物の受領を拒否する場合、執行官は、財産の数量、種類、現状を明記した調書を作成し、その財産を保管する条件を満たす個人又は組織にその定着物を引き渡し、又はこれを民事訴訟執行機関の倉庫に保管した上、その者に対し、定着物を受領すべき場所及び時間を通知しなければならない。

通知された期間が経過したにもかかわらず、その者が定着物を受領しに来ない場合、その定着物は、第126条の規定により処分される。

- b) 第一審の判決・決定の効力が生じる前に、土地に定着物ができたが、その判決・決定が定着物の処分について言及していない場合、民事訴訟執行機関は、その判決・決定をした裁判所に対し、その定着物の処分について説明するよう要請し、又は権限ある裁判所に対し、その判決・決定を再審又は監督審の手續に従い再検討するよう要請しなければならない。
3. 競売による買受人又は判決執行に係る金額から控除するために土地使用権を得る者に対する土地使用権の強制返還は、第2項の規定により行わなければならない。

第10節 作為又は不作為義務の強制執行

第118条 作為義務の強制執行

1. 判決・決定における作為義務の執行の際には、執行官は、罰金の決定を發し、その決定を發した日から5営業日を期限として定め、判決債務者に判決執行義務を履行させなければならない。
2. 定められた期間が経過しても判決債務者が義務を履行しない場合、執行官は、以下のとおり処理しなければならない。
 - a) 当該作為が他の者により行うことができるものである場合、執行官は、その作為を行う条件を有する者に代わって行わせる。その作為を行うために要した費用は、判決債務者に負担させなければならない。
 - b) 当該作為が判決債務者により自ら行われる必要がある場合、執行官は、権限ある機関に対し、判決・決定への不服従についての刑事責任を追及するよう要請しなければならない。

第119条 不作為義務の強制執行

判決債務者が判決・決定により禁止された行為を任意に止めない場合、執行官は、罰金の決定を發しなければならない。必要な場合、原状回復を要請することができる。更にその者が禁止された行為を止

めず、原状回復をしない場合、執行官は、権限ある機関に対し、判決への不服従についての刑事責任を追及するよう要請しなければならない。

第120条 判決・決定による養育権者への未成年者の強制引渡し

1. 執行官は、判決・決定に従い、未成年者の養育権者への引渡しを強制する決定を發しなければならない。未成年者を養育権者に強制的に引き渡す前に、執行官は、地方政府及び政治的・社会的組織と協力して、当事者が任意に判決を履行するように説得しなければならない。
2. 判決債務者又は未成年者を養育している者が、未成年者を養育権者に引き渡さない場合、執行官は、罰金支払の決定を發し、それらの者が未成年者を養育権者に引き渡すため、決定の日から5営業日を期限として設定しなければならない。定められた期間が経過してもその者が未成年者を養育権者に引き渡さない場合、執行官は、その者に対し、未成年者の引渡しを強制し、又は権限ある機関に対し、判決への不服従についての刑事責任の追及するよう要請しなければならない。

第121条 労働者の再雇用の強制

1. 雇用者が判決・決定に従って労働者を再雇用しない場合、執行官は、労働者を採用する個人又は機関若しくは組織の指導者である雇用者に対し、罰金の決定を發し、雇用者が労働者を再雇用する期限をその決定を發した日から10日と定めなければならない。定められた期間が経過しても雇用者が労働者を再雇用しない場合、執行官は、権限ある機関に対し、判決への不服従についての懲戒処分又は刑事責任を追及するよう要請しなければならない。
2. 判決・決定に従って労働者を再雇用することができない場合、雇用者は、労働に関する法律及び規則に従い、判決・決定のときの給料に相当する給料の別の仕事を手配しなければならない。

労働者が復職を拒否し、雇用者に対し、労働法の規定による手当を要請する場合、判決執行義務を履行するため、雇用者は、支払わなければならない。
3. 判決執行を申し立てた日から、労働者が再雇用され、又は第2項の規定による手当の支払がされるまでの労働者が職を失っていた期間について、雇用者は、労働者に対し、給料を支払わなければならない。

第5章 特殊な事例の判決執行

第1節 刑事判決・決定中における没収された金額の国庫納付，財産の廃棄；差し押さえられ，仮保管されている金銭及び財産の返還

第122条 判決・決定中の仮保管された証拠物件と財産の引渡し

1. 刑事判決・決定により仮保管された証拠物件，財産で，刑事訴訟法に基づき，審理の要請に応じるため，起訴及び判決の段階で民事判決執行機関に引き渡されていないものは，裁判所が判決・決定を移送した際に，民事判決執行機関に輸送しなければならない。
2. 証拠物件及び財産の引渡し及び受取りは，民事判決執行機関の倉庫で行われる。引渡し側は，証拠物件及び財産を民事判決執行機関の倉庫へ輸送し，その輸送費用すべてを支払う責任を負う。
民事判決執行機関の倉庫で保管するために輸送，移動することができない証拠物件及び財産については，引渡し及び受取りは，当該財産の所在場所，保管場所又は所属する場所で行われる。
3. 財産の受取りについては，民事判決執行機関の長又はその長から権限を与えられた者，倉庫管理者，経理担当者が証人とならなければならない。

第123条 仮保管された証拠物件及び財産の受取手続

仮保管された証拠物件及び財産の受取りは，以下の手続に従い行われる。

1. 倉庫管理者は，仮保管される証拠物件及び財産を直接受け取り，現状を確認し，判決執行のための倉庫に入庫する責任を負う。仮保管される証拠物件及び財産の引渡し及び受取りについては，調書を作成し，財産の引渡し及び受取りの年月日，時刻；仮保管される証拠物件及び財産それぞれの数量，種類，現状を記載した上，公安機関又は裁判所が当初の差押え及び保管調書と対照しなければならない。民事判決執行機関は，当初の差押調書によれば十分な量であり，正しい現状である場合に限り，仮保管する証拠物件及び財産を受け取る。引渡し及び受取りがされる証拠物件及び財産について，最初の調書と比べて変更が生じている場合，引渡し側と受取り側の双方の機関の長は，それを確認し，結論を下す責任があり，民事判決執行機関は，当該変更点が権限ある機関によって明確に確認された場合に限り，そのような仮保管すべき証拠物件及び財産を受け取る。

仮保管される証拠物件及び財産の引渡し及び受取りの調書には，受取り側の機関の代表者が署名し，その機関の印を押し，引渡し側の代表者が署名し，その機関の印（ある場合）を押さなければならない。

2. 仮保管すべき証拠物件及び財産が封印を外された状態である場合，民事判決執行機関は，その財産の数量，種類，品質について権限ある機関による査定結果があるされる場合に限り，そのような仮保管すべき証拠物件及び財産を受け取る。麻薬である財産で，封印が外されているものである場合，民事判決執行機関は，権限ある機関による査定結果が添付されている場合に限り，これを受け取る。

仮保管すべき証拠物件及び財産の引渡し及び受取りの際には，調書を作成し，仮保管すべき証拠物件及び財産の現状を明記し，引渡し側及び受取り側が署名しなければならない。封印に破砕があり，又は疑わしい点がある場合，民事判決執行機関は，権限ある機関による査定結果がある場合に限り，これを受け取る。

第124条 仮保管されている証拠物件及び財産で，没収及び国庫納付が宣言されたものの取扱い

1. 仮保管されている証拠物件及び財産で，判決・決定に従って没収され，国庫納付が宣言されたものについては，民事判決執行機関は，判決執行決定を発した日から10日以内に，同級の財務関連機関に対し，書面により通知するとともに，仮保管されている証拠物件及び財産の引渡しに進まなければならない。軍区級判決執行機関により没収が執行された財産については，その軍区級判決執行機関の本部が所在する地域の省級財務関連機関に引き渡さなければならない。

仮保管されている証拠物件及び財産の取扱いに要する費用は，仮保管されている証拠物件及び財産が引き渡された場所の財務関連機関が負担し，法律に従い支払われる。

2. 仮保管されている証拠物件及び財産は，判決執行決定，判決・決定又は民事判決執行機関が認証した判決・決定謄本とともに移転しなければならない。
3. 仮保管されている証拠物件及び財産の引渡しには，民事判決執行機関の長又その長から権限を与えられた者，経理担当者，倉庫管理者及び財務関連機関の代表者が立ち会わなければならない。仮保管すべき証拠物件及び財産の引渡し及び受取りについては調書を作成し，仮保管すべき証拠物件

及び財産の現状を明記し、引渡し側の代表者が署名し、その機関の印を押し、受取り側の代表者が署名し、その機関の印（ある場合）を押さなければならない。

4. 仮保管すべき証拠物件及び財産の没収決定が既に執行されたが、後にその決定に誤りがあることが発見されたため、権限ある機関によって既に当該没収決定の破棄決定がされている場合、民事判決執行機関は、同級の財務関連機関又は軍区級民事判決執行機関の本部の所在地における省級財務機関と協力し、法律に従い国家予算への納付済み金額の返還手続をしなければならない。

第 125 条 証拠物件及び財産の廃棄

1. 民事判決執行機関の長は、判決執行決定を発した日から 1 か月以内に、判決・決定により廃棄の対象とされた証拠物件及び財産の廃棄に関する評議会の設立決定をしなければならない。ただし、法律により直ちに廃棄することが求められている場合を除く。
2. 証拠物件及び財産の廃棄に関する評議会は、議長である執行官、構成員である同級の財務関連機関の代表者からなり、専門的機関の代表者も必要に応じて参加する。
3. 同級の検察院は、証拠物件及び財産の廃棄に関し、法律の遵守状況を監査しなければならない。

第 126 条 仮保管している金銭及び財産の当事者への返還

1. 民事判決執行機関の長は、仮保管されている金銭及び財産を当事者に返却することを宣言する判決・決定がされた場合、当該金銭及び財産の返還決定を発しなければならない。

金銭及び財産の返却先である者が金銭に関する義務を強制的に履行しなければならない者である場合、執行官は、判決執行のために金銭及び財産を処分しなければならない。

2. 執行官は、仮保管されている金銭及び財産の返却決定後、当事者に対し、金銭及び財産を受領すべき日時及び場所を通知しなければならない。

通知の日から 15 日が経過したのに当事者が金銭を受領しない場合、執行官は、銀行に無期限の預金を行うとともに、その旨を当事者に通知しなければならない。

通知の日から 3 か月が経過したのに当事者が正当な理由なく財産を受領しない場合、執行官は、第 98 条、第 99 条、第 101 条の規定に従い、財産

を売却し、売却により得た金銭について銀行に無期限の預金を行うとともに、その旨を当事者に通知しなければならない。

判決・決定が効力を生じた日から 5 年が経過したのに当事者が正当な理由なく預金を受領しない場合、民事判決執行機関は、当該金銭を没収し、国庫へ納付する手続をとらなければならない。

3. 売却することができず、又は故障により使用価値がなくなった財産に関しては、民事判決執行機関の長は、廃棄決定を発し、第 125 条の規定に従い財産の破棄の手はずを整えなければならない。

当事者の財産、身分に関連する書類については、通知の日から 1 年が経過したのに当事者が受領しない場合、執行官は、当該書類を発行した機関に対し、法律に従って処分の移転手続を行わなければならない。

4. 返還すべき財産がベトナム通貨、外貨であり、その保管手続中に、手続を遂行した機関、民事判決執行機関の過失により、これが使用不能な程度にまで傷んだ場合で、当事者が受領を拒否したときは、民事判決執行機関は、国家銀行に新しい紙幣への交換を申し入れ、当事者に返還しなければならない。

返還すべき財産がベトナム通貨、外貨であり、使用不能な程度にまで傷んだが、その原因が手続を遂行した機関にない場合で、当事者が受領を拒否したときは、民事判決執行機関は、法律に従い、国家銀行に対し、その取扱いを移送しなければならない。

5. 判決・決定に基づき寄託された裁判費用の返還は、第 1 項ないし第 4 項の規定により行わなければならない。

第 127 条 判決執行を確保するため、裁判所の判決・決定において差し押さえるべきことが宣言された財産の処分

判決債務者が任意に判決を履行しない場合、執行官は、第 98 条ないし第 101 条に従い、判決執行を確保するため、判決・決定において差し押さえるべきことが宣言された財産を処分しなければならない。

第 128 条 懲役刑に服役中の判決債務者に対する裁判費用、罰金他の賦課金の徴収

1. 判決債務者が懲役刑の服役をしている刑務所、拘留所の監督者は、判決債務者又はその親戚が提出する金銭、財産をすべて徴収し、法律に従い、その取扱いを民事判決執行機関に委ねなければならない。

2. 判決債務者が、他の刑務所、拘置所に移らなければならない、特赦による懲役刑の減軽又は免除を受け、又は死亡した場合、刑務所や拘置所の監督官は、民事判決執行機関に対し、文書により通知しなければならない。

第 129 条 懲役刑に服役中の判決執行権利者に対する金銭や財産の返還手続

1. 執行官は、懲役刑に服役中の判決債権者に対し、刑務所又は拘置所の監督者を通じて、金銭又は財産の返還決定及び通知を送付し、通知しなければならない。

判決債権者が他の者に金銭又は財産の受領権限を与えた場合、その委任状は、刑務所又は拘置所の監督者により認証されなければならない。執行官は、委任を受けた者に対し、金銭又は財産を返還しなければならない。

2. 判決債権者が、法律により、懲役刑の服役場所で、金銭又は財産を受け取ることができる場合で、それを要請した場合、執行官は、金銭又は財産を刑務所又は拘置所の監督者を介して当事者に送付しなければならない。金銭又は財産の送付費用は、判決債権者が支払うものとする。刑務所又は拘置所の監督者は、当事者に金銭又は財産を引き渡す場合、調書を作成し、これを民事判決執行機関に送付しなければならない。

3. 懲役刑に服役中の判決債権者が、金銭又は財産の受領を文書により拒否し、これに監督者の認証を受けた場合、執行官は、法律に従い、その金銭や財産を没収して国庫に納付し、又は廃棄しなければならない。

第 2 節 緊急保全処分の適用決定の執行

第 130 条 緊急保全処分の適用決定の執行手続

1. 執行官は、判決執行決定を受領してから 24 時間以内に、以下の緊急保全処分を適用しなければならない。

a) 第 118 条ないし第 121 条に規定する措置で、当事者に対し、一定の作為を禁止し、又は強制する決定；個人又は組織に対し、未成年者の養育、食事、教育を担当させる決定；労働者の解雇決定を一時的に停止する決定の執行を確保するためのもの

b) 第 71 条第 1 項ないし第 3 項に規定する措置で、扶養義務の一部の履行を強制する決定；生命、健康の侵害により生じた賠償責任の一部の履行を強制する決定；雇用人に対し、労働者への給

与、報酬、賠償金、労災手当、職業病手当の先払を強制する決定の執行を確保するためのもの

c) 第 75 条に規定する措置で、係争中の財産の差押えに関する緊急保全処分の執行を確保するためのもの

d) 第 66 条ないし第 69 条に規定する措置で、係争中の財産の譲渡を禁止する緊急保全処分；係争中の財産の現状変更を禁止する決定；銀行又は他の金融機関の口座の凍結決定；寄託所での財産の凍結；判決債務者の財産の凍結の執行を確保するためのもの。

e) 第 71 条第 3 項及び第 98 条ないし第 101 条に規定する措置で、農産物又は他の産物の収穫及び販売に関する緊急保全処分の執行を確保するためのもの

2. 判決債務者が他地域に居住し、又は財産を所有する場合、民事判決執行機関の長は、状況に応じて、当事者の居住地又は財産所有地の民事判決執行機関に対し、緊急保全処分の適用決定の執行の統括を委託する決定を発しなければならない。

第 131 条 裁判所が緊急保全処分決定の変更、追加決定をした場合の同決定の執行

1. 民事判決執行機関の長は、裁判所から緊急保全処分決定の変更、追加決定を受領した場合、直ちに判決執行決定を発するとともに、変更済みの緊急保全処分についての判決執行決定の取消決定をしなければならない。

2. 緊急保全処分の適用決定の一部又は全部が既に執行された場合、民事判決執行機関の長は、裁判所に通知し、当事者に対し、裁判所に解決を要請する権利について説明しなければならない。

第 132 条 緊急保全処分の適用決定の執行停止

1. 裁判所が緊急保全処分の適用決定を取り消す場合、民事判決執行機関の長は、裁判所の決定を受領したときは直ちに緊急保全処分の適用決定の執行停止決定を発しなければならない。

緊急保全処分の適用決定の執行停止決定が発せられてから 24 時間以内に、執行官は、差押えの解放、財産の返還、債務者の財産又は銀行口座の凍結の解除をしなければならない。

2. 緊急保全処分の適用決定が裁判所によって取り消されたが、民事判決執行機関が決定の一部又は全部を執行している場合、関係当事者の権利の解決は、第 131 条 2 項に従い行わなければならない。

第 133 条 裁判所の緊急保全処分の適用決定の執

行費用

1. 裁判所の緊急保全処分の適用決定の執行費用は、国家予算から先払され、第 73 条の規定に従い処理される。

裁判所に対し、緊急保全処分の適用決定を発するよう要請した者に過失がある場合、その者は、当該決定の執行に要した実費を負担しなければならない。先払金は、義務の支払のために確保された財産から控除される。

2. 裁判所が職権により緊急保全処分を適用した場合、判決執行費用は国家予算から支払われる。

第 3 節 監督審、再審決定の執行

第 134 条 法的効力のある判決・決定を維持する監督審、再審決定の執行

監督審、再審決定によって法的効力のある判決・決定が維持された場合で、当該判決・決定が執行されておらず、又は一部しか執行されていないときは、民事判決執行機関の長は、判決執行を継続する決定を発しなければならない。当該判決・決定の執行が終了した場合は、民事判決執行機関の長は、監督審、再審決定を発した裁判所、同級の検察院及び関係当事者に対し、通知しなければならない。

第 135 条 破棄又は変更された下級裁判所の法的効力を有する判決・決定について再考し、維持する監督審決定の執行

1. 破棄又は変更された下級裁判所の法的効力を有する判決・決定が再考され、維持される場合、判決執行は、再考の決定及び下級裁判所の法的効力を有する判決・決定に従い行わなければならない。
2. 破棄、変更されていない下級裁判所の判決・決定が未だ執行されていない場合、民事判決執行機関の長は、判決執行を継続する決定を発しなければならない。執行が終了している場合、民事判決執行機関の長は、再考の決定を発した裁判所、同級の検察院及び関係当事者へ通知しなければならない。
3. 下級裁判所の判決・決定の一部又は全部が執行されている場合、当事者は、財産の返還、財産権の回復について合意をすることができる。

執行すべき判決に記載された財産が登録を要する動産又は不動産で、当初の現状どおりである場合、その財産は、強制的に所有者に返還されなければならない。

財産が、競売により、又は権限ある国家機関の判決・決定により所有者とされる者との取引によ

り、第三者に合法的に譲渡されたが、その後、判決・決定の破棄又は、変更により、その者が所有者ではなくなった場合、又は判決執行のための財産の現状が変更された場合、当初の所有者は、財産の返還を受けられないが、その財産の価値の賠償を受けることができる。

損害賠償請求がされた場合、判決・決定を取り消し、又は変更した機関は、損害賠償に関する規定に従い、解決しなければならない。

第 136 条 法的効力の生じた判決・決定を破棄した監督審、再審決定の執行

1. 監督審、再審決定により、法的効力の生じた判決・決定が破棄された場合、判決執行は、新たに効力の生じた第 1 審判決又は新たな監督審、再審決定に従い行われる。
2. 監督審、再審決定により、事実審理を行った裁判所による法的効力の生じた判決・決定が破棄され、事件解決が中止された場合で、破棄された判決・決定に従い財産の一部又は全部の執行が終了しているときは、判決執行は、第 135 条 3 項の規定に従い行われる。

第 4 節 倒産決定の執行

第 137 条 倒産状態にある企業と協同組合である判決債務者に対する判決執行の一時停止、停止及び回復

1. 民事判決執行機関の長は、裁判所から倒産申立ての受理通知書を受領した後、第 49 条 2 項の規定に従い、直ちに判決債務者である企業と協同組合の財産に関する判決執行の一時停止決定を発する。ただし、第 49 条 第 2 項 b に規定する場合を除く。

民事判決執行機関の長は、判決執行の一時停止決定を発した後、倒産公示申請の解決を行う裁判所に対し、倒産状態にある企業と協同組合の判決執行の結果について通知しなければならない。

2. 民事判決執行機関の長は、裁判所から倒産手続開始決定を受領した後、直ちに判決債務者であり、倒産に瀕している企業と協同組合の財産に関する判決執行の停止決定を発しなければならない。

判決債務者である企業や協同組合は、倒産法に従い、自らの財産に関する義務の履行を続けなければならない。民事判決執行機関の長は、執行官に対し、財産管理清算班に倒産に瀕した企業、協同組合の財産に関する義務の履行の継続についての関連書類を引き渡すよう指導する責任を負う。

3. 倒産手続停止又は再生手続停止の決定がされた日から5営業日以内に、倒産手続の担当裁判官は、判決債務者であり、倒産に瀕した企業と協同組合の財産の執行一時停止決定を発した民事判決執行機関に対し、当該停止決定に係る書類を添付して送付しなければならない。

倒産手続又は再生手続の停止決定を受領した日から5営業日以内に、民事判決執行機関の責任者は、判決執行停止決定を撤回し、企業と協同組合の財産に関する残りの義務の履行を続けるべき旨の決定を発し、この法律に従い事件処理を行うよう執行官を配置しなければならない。

第138条 倒産手続開始の手続中における裁判所の決定の執行

1. 民事判決執行機関の長は、第139条に規定する場合を除き、緊急保全処分の適用決定を含め、担当裁判官の倒産手続の各種決定に対し判決執行決定を下してはならない。

執行官や財産管理清算班は、執行の手はずを整えるに当たり、担当裁判官の倒産手続決定に従わなければならない。

2. 倒産手続開始決定を受領した日から2日以内に、財産管理清算班の長は、倒産に関する判決執行の記録を作成しなければならない。

第139条 倒産宣告決定後に発生した企業と協同組合の財産に関する義務の執行

企業と協同組合が倒産宣告決定後に発生した負債を支払っていない場合、債権者は、裁判所に対し、解決を求める申立てをする権利を有する。裁判所の解決決定が発された後、債権者は、民事判決執行機関に対し、この法律に従い、判決執行決定を発し、執行を統括するよう要請する申立書を送付する権利を有する。

第6章 民事判決執行に対する不服申立て、告発、異議申立て

第1節 民事判決執行に対する不服申立てと解決

第140条 判決執行に対する不服申立ての権利

1. 当事者、関連する権利、義務を有する者は、民事判決執行機関の長及び執行官の決定又は行為が法律に違反し、自己の合法的権利及び利益を侵害すると信ずべき根拠があれば、これらに対し不服申立てをする権利がある。

2. 民事判決執行機関の長及び執行官の決定、行為

に対する不服申立期限は次のとおりである。

a) 判決執行に関する決定と行為については、判決執行のための保全措置、強制執行を適用する前である場合、当該決定を受領した日又は当該行為を知った日から15日間

b) 預金口座凍結の適用決定については、当該決定を受領日から3日間

判決執行のための他の保全措置の適用決定や行為については、当該決定を受領した日又は当該行為を知った日から10日間

c) 強制執行の適用に関する決定、行為については、当該決定を受領した日又は当該行為を知った日から30日間

d) 強制執行適用後の決定、行為については、当該決定を受領した日又は当該行為を知った日から30日間

不服申立人が、客観的障害又は不可抗力により、期限内に不服申立ての権利を行使できなかった場合、当該客観的障害又は不可抗力が生じていた期間は、不服申立期限に含まれないものとする。

2回目の不服申立ての期限は、権利を有する者が不服申立解決決定を受領した日から15日間とする。

第141条 不服申立てを解決するために受理することができない場合

1. 不服申立てがされている決定又は行為が、不服申立人の合法的権利及び利益と関係しない場合

2. 不服申立人が十分な行為能力を有しないが、合法的代表者を有していない場合、ただし、法律に異なる定めがある場合を除く。

3. 不服申立人の代理人が代理権を証明する書類を有していない場合

4. 不服申立期限が経過している場合

5. 不服申立ての解決についての効力のある決定があるとき、ただし、第142条第4項b及び第7項bに規定する場合を除く。

第142条 判決執行に関する不服申立ての解決権限

1. 県級民事判決執行機関の長は、その管理下に属する執行官の違法な決定及び行為に対する不服申立てを解決しなければならない。

2. 省級民事判決執行機関の長は、以下の不服申立てを解決しなければならない。

a) 省級民事判決執行機関の管理下に属する執行官の違法な決定及び行為に対する不服申立て

- b) 県級民事判決執行機関の長の違法な決定及び行為に対する不服申立て
 - c) 県級民事判決執行機関の長による不服申立ての解決決定に対する不服申立て。省級民事判決執行機関の長による不服申立ての解決決定は、法的効力が生じる。
3. 司法省所属の民事判決執行管理機関の長は、以下の不服申立てを解決しなければならない。
- a) 省級民事判決執行機関の長の違法な決定及び行為に対する不服申立て
 - b) 省級民事判決執行機関の長による不服申立ての解決決定に対する不服申立て。司法省所属の判決執行管理機関の長による不服申立ての解決決定は、法的効力が生じる。
4. 司法大臣は、以下の不服申立てを解決しなければならない。
- a) 第3項 a の規定による司法省所属の民事判決執行機関の長による不服申立ての解決決定に対する不服申立て。司法大臣による不服申立ての解決決定は、法的効力が生じる。
 - b) 司法大臣は、必要な場合、第2項及び第3項に規定する法的効力の生じた不服申立ての解決決定を再審査する権限を有する。
5. 軍区級判決執行機関の長は、軍区級判決執行機関の管理下に属する執行官の違法な決定、行為に対する不服申立てを解決しなければならない。
6. 国防省所属の判決執行管理機関の長は、以下の不服申立てを解決しなければならない。
- a) 軍区級判決執行機関の長の違法な決定、行為に対する不服申立て
 - b) 軍区級判決執行機関の長による不服申立ての解決決定に対する不服申立て。国防省所属の判決執行管理機関の長による不服申立ての解決決定は、法的効力が生じる。
7. 国防大臣は、以下の不服申立てを解決しなければならない。
- a) 国防省所属の判決執行管理機関の長による不服申立ての解決決定に対する不服申立て。国防大臣による不服申立ての解決決定は、法的効力が生じる。
 - b) 国防大臣は、必要な場合、第6項 b 号の規定による国防省所属の判決執行管理機関の長による不服申立ての解決決定を再審査する権限を有する。

第 143 条 不服申立人の権利及び義務

1. 不服申立人は、以下の権利を有する。
- a) 自ら又は合法的代理人を通じて不服申立てを

すること

- b) 不服申立ての解決手続において、弁護士に方法について支援するよう要請すること
 - c) 不服申立ての解決決定を受領すること
 - d) 不服申立ての解決の根拠となる証拠について知らされること；不服申立てに関する証拠を示し、その証拠に関する自ら見解を説明すること
 - e) 侵害された合法的権利及び利益の回復を受けられ、損害が発生した場合はその賠償を受けること
 - f) 権限を有する者による最初の不服申立ての解決決定に不服がある場合、2 回目の不服申立てをすること
 - g) 解決手続中のいかなる段階においても不服申立てを撤回すること
2. 不服申立人は、以下の義務を負う。
- a) 不服申立ての解決権限を有する者に不服申立てをすること
 - b) 不服申立ての解決権限を有する者に対し、真実に基づいて事情を陳述し、情報及び資料を提供すること；自らの陳述の内容、情報及び資料の提供に関し法律上の責任を負うこと
 - c) 法的効力を有する不服申立ての解決決定及び第 142 条第 4 項 b、第 7 項 b に規定する司法大臣、国防大臣の決定を厳守すること

第 144 条 不服申立ての相手方の権利及び義務

1. 不服申立ての相手方は、以下の権利を有する。
- a) 不服申立人の不服申立ての根拠について知らされること；不服申立てがされた決定、行為の合法性に関する証拠を示すこと
 - b) 不服申立ての解決決定を受領すること
2. 不服申立ての相手方は、以下の義務を負う。
- a) 不服申立ての解決権限を有する者からの要請がある場合、不服申立てがされた決定、行為について説明し、関連する情報及び書類を提出すること
 - b) 法的効力を有する不服申立ての解決決定及び第 142 条第 4 項 b、第 7 項 b に規定する司法大臣、国防大臣の決定を厳守すること
 - c) 法律に従い、違法な決定、行為により生じた損害を賠償し、弁償し、結果を回復する。

第 145 条 不服申立ての解決権限を有する者の権利及び義務

1. 不服申立ての解決権限を有する者は、以下の権利を有する。
- a) 不服申立人や不服申立ての相手方、関連する

- 権利、義務を有する者に対し、不服申立てに関連する情報及び資料の提出を要請すること
- b) 判決執行が当事者の合法的権利及び利益又は不服申立ての解決に影響を及ぼすと認められる場合、不服申立てがされた決定、行為の実施を一時停止し、又はこの法律に従い、民事判決執行機関に対し、不服申立てを解決するまでの間、判決執行を一時停止するよう要請すること
2. 不服申立ての解決の権限を有する者は、以下の義務を負う。
- a) 不服申立ての対象となる決定、行為に対する不服申立てを受理し、解決すること
- b) 不服申立人に対し、不服申立ての受理を文書により通知し、解決決定を送付すること
- c) 自らの不服申立ての解決について法律上の責任を負うこと

第 146 条 不服申立ての解決期限

1. 第 140 条第 2 項 a に規定する決定と行為に関しては、不服申立書を受理した日から、一回目の不服申立ての解決期限は 15 日間、二回目のそれは 30 日間とする。
2. 第 140 条第 2 項 b に規定する決定と行為に関しては、不服申立ての解決期限は、不服申立書を受理した日から 5 日間とする。
3. 第 140 条第 2 項 c 号に規定する決定と行為に関しては、不服申立書を受理した日から、一回目の不服申立ての解決期限は 30 日間、二回目のそれは 45 日間とする。
- 複雑な事件に関して必要な場合、不服申立ての解決期限は延長することができるが、不服申立ての解決期限が経過した後 30 日を超えてはならない。
4. 第 140 条第 2 項 d に規定する決定と行為に関しては、不服申立書を受理した日から、一回目の不服申立て期限は 15 日間、二回目のそれは 30 日間とする。

第 147 条 不服申立ての方法

- 不服申立人は、以下のいずれかの方法により不服申立てをしなければならない。
1. 不服申立ての解決権限を有する機関に対し、不服申立書を送付する。不服申立書には、不服申立ての年月日；不服申立人及び不服申立ての相手方の名称、住所；不服申立ての内容とその理由、不服申立てをする旨を記載しなければならない。不服申立書には、不服申立人が署名又は指印しなければならない。

2. 不服申立ての解決権限を有する機関に対し、不服申立ての内容を直接口頭で述べる。不服申立ての受理責任者は、不服申立人に対し、申立書を作成するよう指導し、又は第 1 項に従って記録を作成し、不服申立人に署名又は指印させなければならない。
3. 代理人を通じて不服申立てをする。この場合、代理の合法性に関する証明書類を揃え、第 1 項、第 2 項に規定する手続に従って不服申立てをする。

第 148 条 不服申立書の受理

不服申立ての解決権限を有するは、自らの解決権限に属し、かつ、第 141 条に規定する場合に該当しない不服申立書を受領した日から 5 営業日以内に、解決のために受理するとともに、不服申立人に対し、それを文書により通知しなければならない。不服申立ての解決の権限を有する者が不服申立書の受理を拒否する場合、その旨及び理由を文書により通知しなければならない。

第 149 条 不服申立ての解決のための一件記録

1. 不服申立ての解決については、一件記録を作成しなければならない。不服申立ての一件記録には、以下のものが含まれる。
- a) 不服申立書又は不服申立ての内容の記録書
- b) 不服申立ての相手方の陳述書
- c) 審査、確認、結論、鑑定結果に関する調書
- d) 不服申立ての解決決定
- e) その他の関連資料
2. 不服申立ての一件記録には整理番号が付け、法律に従って保管しなければならない。

第 150 条 1 回目の不服申立ての解決手順

不服申立ての解決権限を有する者は、不服申立書を受理した後、調査を行い、不服申立ての相手方に対し、陳述をするよう要請しなければならない。必要な場合、鑑定を要請し、又は対話の場を設け、不服申立ての内容や不服申立人の要求内容、不服申立ての解決方法について、整理することができる。

不服申立ての解決権限を有する者は、自らの権限内に属する不服申立てに関して不服申立ての解決決定を発しなければならない。

第 151 条 1 回目の不服申立ての解決決定の内容

1. 決定を発した年月日
2. 不服申立人及び不服申立ての相手方の名称、住所
3. 不服申立ての内容

4. 不服申立ての内容の確認結果
5. 不服申立ての解決の法的根拠
6. 不服申立ての内容について、全部正しいか、一部のみが正しいか、又は全部が誤りであるかの結論
7. 不服申立てがされた決定、行為の維持、変更、破棄を行うこと、不服申立てがされた決定の一部の変更若しくは破棄を要請すること、又は不服申立てがされた決定、行為の実施の終了を強制すること
8. 違法な決定、行為による損害賠償、結果の回復
9. 当事者に対し、2 回目の不服申立てをする権利を知らせること

第 152 条 2 回目の不服申立ての解決手続

1. 不服申立人は、2 回目の不服申立てを引き続き行う場合、2 回目の不服申立てを解決する権限を有する者に対し、不服申立書、1 回目の不服申立ての解決決定の写し及び関連書類を送付しなければならない。
2. 2 回目の不服申立ての解決過程では、不服申立ての解決権限を有する者は、第 145 条の規定する権限を有し、1 回目の不服申立てを解決した者や関連する機関、組織、個人に対し、不服申立ての内容に関する情報、書類、証拠の提出を要請し；必要な場合、不服申立人及び不服申立ての相手方を呼び出し、対話の場を設け；調査し；不服申立ての解決のために鑑定要請その他の必要な手段をとる権限を有する。機関、組織、個人は、要請を受けた場合、要請内容を厳守しなければならない。
2 回目の不服申立ての解決権限を有する者は、不服申立ての解決決定を発しなければならない。

第 153 条 2 回目の不服申立ての解決決定の内容

1. 決定を発した年月日
2. 不服申立人及び不服申立ての相手方の名称、住所
3. 不服申立ての内容
4. 不服申立ての内容の確認結果
5. 不服申立ての解決の法的根拠
6. 不服申立ての内容について、全部正しいか、一部のみが正しいか、全部が誤りであるかの結論
7. 不服申立てがされた決定、行為の維持、変更、破棄を行うこと、不服申立てがされた決定の一部の変更若しくは一部破棄を要請すること、又は不服申立てがされた決定、行為の実施の終了を強制すること
8. 違法な決定、行為による損害賠償、結果の回復

第 2 節 民事判決執行における告発や告発解決

第 154 条 告発する権利を有する者

国民は、権限のある機関、組織、個人に対し、民事判決執行を行った民事判決執行機関の長、執行官、公務員、幹部公務員による違法行為で、国益や、国民、機関、組織の合法的権利及び利益を侵害した行為を告発することができる。

第 155 条 告発申立人の権利及び義務

1. 告発申立人は、以下の権利を有する。
 - a) 権限を有する機関、組織、個人に対し、告発書を提出し、又は直接告発すること
 - b) 自らの氏名、住所、署名を秘密にするよう要請すること
 - c) 告発解決結果の通知を要請すること
 - d) 脅迫、迫害、復讐を受けたときに、権限にある機関、組織、個人に対し、保護を要求すること
2. 告発申立人は、以下の義務を負う。
 - a) 告発内容を真実に基づいて陳述し、告発内容に関連する資料を提供すること
 - b) 自らの氏名、住所を陳述すること
 - c) 虚偽の告発に関し法律上の責任を負うこと

第 156 条 告発の相手方の権利及び義務

1. 告発の相手方は、以下の権利を有する。
 - a) 告発内容を知らされること
 - b) 告発内容が虚偽であることに関する証拠を提出すること
 - c) 侵害された合法的権利及び利益の回復を受けること；名誉が回復され、虚偽の告発による損害の賠償を受けること
 - d) 権限を有する機関、組織、個人に対し、虚偽の告発申立人の処分を要求すること
2. 告発の相手方は、以下の義務を負う。
 - a) 告発された行為について陳述を行うこと；権限を有する機関、組織、個人の要請に応じて、関連する情報及び資料を提供すること
 - b) 権限を有する機関、組織、個人の解決決定を遵守すること
 - c) 法律に従い、自らの違法行為により発生した損害を賠償し、結果を回復すること

第 157 条 告発解決の権限、期限、手続

1. 違法行為の告発に関しては、告発の相手方が所属する機関、組織の長が解決する責任を負う。

2. 民事判決執行機関が告発の相手方である場合、その直属の上級民事判決執行機関の、又は司法省所属の民事判決執行管理機関の長が解決する責任を負う。

軍区級判決執行機関の長が告発の相手方である場合、国防省所属の判決執行管理機関の長が解決する責任を負う。

告発解決期限は、告発書を受領した日から 60 日間とする。複雑な事件に関しては、告発の解決期限を延長することができるが、90 日を超えてはならない。

3. 犯罪の疑いのある違法行為の告発は、刑事訴訟法に基づき解決しなければならない。
4. 告発解決手続は、不服申立告発法に基づき行われなければならない。

第 158 条 告発の解決権限を有する者の責任

1. 権限を有する機関、組織、個人は、自らの権限及び責任の範囲内で、法律に従って告発を受領し、適時に解決し、法律を厳守すること；違反者を厳正に処分し；損害を防止するために必要な措置をとること；告発解決決定を厳しく実施することについて責任を負い、その決定について法律上の責任を負わなければならない。
2. 告発の解決権限を有する者が、告発を解決することができず、解決において責任感に欠け、又は法律に反して告発の解決を行った場合、違反の性質や程度に応じて、懲戒処分を受け、又は刑事責任の調査を受け；；損害が生じた場合は、法律に従い賠償責任を負う。

第 159 条 民事判決執行における不服申立て、告発に関する法律遵守状況の監査

検察院は、法律に基づき、民事判決執行に対する不服申立て、告発の解決に関する法律遵守状況を監査しなければならない。検察院は、不服申立て及び告発の解決が正当な根拠及び法律に基づいて行われることを保障するため、同級及び下級民事判決執行機関や関係する機関、組織、個人に対し、要請、提議することができる。

第 3 節 民事判決執行に関する異議申立て及び異議申立ての解決

第 160 条 検察院の異議申立権

1. 検察院は、人民検察院組織法に基づき、民事判決執行機関の長や同級及び下級の民事判決執行機関に所属する執行官による決定、行為に対し、異

議申立てをする権限を有する。

2. 異議申立期限は、決定を受領した日又は違反行為が発覚した日から、同級検察院に関しては 15 日間、直属の上級検察院に関しては 30 日間とする。

第 161 条 検察院の異議申立てへの返答

1. 民事判決執行機関の長は、自らの判決執行決定又は同機関所属の執行官の決定に対する検察院の異議申立てに対し、異議申立てを受領した日から 15 日以内に返答しなければならない。

民事判決執行機関の長は、検察院の異議申立てを受け入れる場合、異議申立てに返答した日から 5 営業日以内に、検察院の異議申立て内容を実施しなければならない。

2. 民事判決執行機関の長は、検察院の異議申立てを受け入れない場合、以下のとおり処理しなければならない。

a) 自らの決定と行為が異議申立ての対象である
県級民事判決執行機関の長は、省級民事判決執行機関の長や直属の上級検察院の長に報告しなければならない。省級民事判決執行機関の長は、報告を受けた日から 30 日以内に検討及び返答しなければならない。省級民事判決執行機関の長の返答は、執行のために効力が生じる。

b) 自らの決定と行為が異議申立ての対象である
省級民事判決執行機関の長は、司法省所属の民事判決執行管理機関の長や最高人民検察院へ報告しなければならない。司法省所属の民事判決執行管理機関の長は、報告を受領した日から 30 日以内に検討及び返答しなければならない。司法省所属の民事判決執行管理機関の長の返答は、執行のために効力が生じる。

c) 自らの決定と行為が異議申立ての対象である
軍区級判決執行機関の長は、国防省所属の判決執行管理機関の長や中央軍事検察院へ報告しなければならない。国防省所属の判決執行管理機関の長は報告を受領した日から 30 日以内に検討及び返答しなければならない。国防省所属の判決執行管理機関の長の返答は、執行のために効力が生じる。

3. 第 2 項に定められた異議申立ての返答に根拠がないと判断した場合、最高人民検察院の長は、司法大臣に対し、省級民事判決執行機関の長や司法省所属の民事判決執行機関の長による効力が生じた返答について再検査するよう要請し、又は国防大臣に対し軍区級判決執行機関の長や国防省所属の判決執行機関の長による効力が生じた返答につ

いて再検査するよう要請しなければならない。

第7章 違反に対する解決

第162条 民事判決執行における行政違反行為

1. 2回目の通知、呼出状を受けたが、正当な理由なく判決執行のために出席しない。
2. 裁判所の暫定的緊急措置の適用決定、又は即時に執行すべき判決・決定を故意に実施しない。
3. 裁判所の判決・決定に従い、行うべき行為をしない、又は禁止された行為をやめない。
4. 判決執行条件があるが、判決執行業務の履行を故意に遅らせる。
5. 判決執行義務の履行を不可能にし、又は財産の差押え（seizure）を免れるために、資産を散逸し、又は破壊する。
6. 正当な理由なく判決執行に関する情報、資料の提供に関する執行官の要請に応じない。
7. 差し押さえられた資産を違法に使用し、譲渡し、詐欺的に交換し、隠匿し、又は現状に変更を加えたが、刑事責任を追及するに及ばない程度である。
8. 抵抗し、妨害し、又は他の者による抵抗、妨害を唆す；判決執行を遂行している公務執行者を侮辱するような発言、行動を行う；判決執行場所の秩序を乱し、又は民事判決執行に障害を与えるようなその他の違反行為を行ったが、刑事責任を追及するに及ばない程度である。
9. 差し押さえられた財産の封印を破棄し、又はその財産を破壊したが、刑事責任を追及するに及ばない程度である。
10. 判決債務者の預金口座、収入からの控除、有価証券の回収に関する執行官の決定を順守しない。

第163条 行政処分権限

1. 以下の者は、民事判決執行における行政罰を課す権限を有する。
 - a) 判決執行の解決をしている執行官
 - b) 破産事件の財産清算班、財産管理班の長
 - c) 県級民事判決執行機関の長
 - d) 省級民事判決執行機関の長、軍区級判決執行機関の長
2. 民事判決執行における行政罰については、行政違反処分に関する法律に従うものとする。

第164条 民事判決執行上の行政違反に関する処罰及び行政違反に関する不服申立て、告発の解決

1. 処罰の原則、処罰の時効、加重事情、減輕事情及び具体的な処罰順序、手続は、行政違反解決に

関する法律に従って行わなければならない。

2. 民事判決執行上の行政違反の処罰に対する不服申立て、告発及びそれらの解決は、この法律及びその他の関係する法律に従って行わなければならない。

第165条 違反の解決

1. 判決債務者が、判決・決定を故意に履行しない；判決執行決定を任意に履行しない場合、これらの行為は、違反の性質及び程度に応じて、法律に従い、行政罰を受け、又は刑事責任を追及される。
2. 機関、組織、個人が執行官の要請を尊重しない場合、違反の性質及び程度に応じて行政罰を受け、かつ、損害を生じさせたときは賠償しなければならない。個人の場合、懲戒処分を受け、行政罰を受け、又は刑事責任を追及されることもある。
3. 地位、権限を濫用して、判決執行を故意に妨害し、又は執行官に違法な判決執行を強制し；証拠物件、差し押さえられた財産の封印を破棄し、消費し、譲渡し、詐欺的に交換し、隠匿し、価値を低下させた者は、違反の性質及び程度に応じて、懲戒処分を受け、又は刑事責任を追及される。損害を生じさせたときは賠償しなければならない。
4. 民事判決執行機関の長が判決執行決定を故意に下さず、又は違法な判決執行決定を下した場合；執行官が裁判所の判決・決定のとおり任務を遂行せず、判決執行を遅延し、違法に判決の強制執行措置を適用し；執行官の倫理規則に違反した場合、それらの者は、懲戒処分を受け、又は刑事的な責任を追及される。損害を生じさせたときは法律の規定に従って賠償しなければならない。

第8章 民事判決執行における機関、組織の任務、権限

第166条 民事判決執行における政府の任務及び権限

1. 国を挙げて民事判決執行における政府による管理を統一する。
2. 民事判決執行において、政府の機関、省級人民委員会を指導する。
3. 民事判決執行において、最高人民裁判所、最高人民検察院と協力する。
4. 民事判決執行の実施状況について国会に年次報告する。

第 167 条 民事判決執行における司法省の任務及び権限

1. 司法省は、以下の任務及び権限をもって、民事判決執行における政府による管理を実施する責任を政府に対して負う。
 - a) 民事判決執行に関する法規範文書に関して、これを発し、又はこれを発する権限を有する機関にこれを提出する。
 - b) 民事判決執行に関する政策、計画を定め、その実施を統括する。
 - c) 民事判決執行に関する法律の普及、教育活動を行う。
 - d) 民事判決執行機関の組織体制、人事及び運営を管理する；民事判決執行機関の設立、解散を決定する；執行官、評価人の育成、任命、解任を行う。
 - e) 民事判決執行に従事する執行官、評価人及びその他の公務員に対する専門業務の指導を行う。
 - f) 民事判決執行に関する調査、監査、報奨、違反に対する処分を行う；民事判決執行に関する不服申立て、告発を解決する。
 - g) 民事判決執行機関の経費割当計画を定め、専門的、物的施設、活動手段を確保する。
 - h) 民事判決執行の分野における国際協力を行う。
 - i) 民事判決執行の実施状況をまとめる。
 - k) 民事判決執行に関する統計をとる仕組みを定め、実施する。
 - l) 民事判決執行の実施状況について政府に報告する。
2. 司法省所属の民事判決執行機関は、民事判決執行の管理について司法大臣を補佐し、政府の規則に従って民事判決執行に関する専門的な管理を行う。

第 168 条 民事判決執行における国防省の任務及び権限

1. 司法省と協力して、軍隊における民事判決執行における政府による管理を行う。
 - a) 軍隊の民事判決執行に関する法規範文書に関して、これを発し、又はこれを発する権限を有する機関にこれを提出する。
 - b) 執行官を任命し、解任する；軍隊の民事判決執行に従事する執行官、評価人及びその他の公務員の育成、研修を行う。
 - c) 民事判決執行の実施状況についてまとめ、政府に報告する。
2. 以下の任務を遂行する。

- a) 軍区級判決執行機関に対する判決執行業務の専門的指導を行う；軍隊において民事判決執行に関する法律の普及、教育活動を行う。
 - b) 軍隊の判決執行機関の組織体制、人事を管理する；軍隊の判決執行機関の設立、解散を決定する；軍区級判決執行機関の長、副長の任命、解任を行う；軍隊の判決執行に従事する軍人に対する報奨、処罰を行う。
 - c) 軍隊の判決執行に関する調査、監査を行い不服申立て及び告発を解決し、違反に対する処分を行う。
 - d) 軍隊の判決執行機関の経費割当計画を定め、管理し、専門的、物的施設、活動手段を確保する。
3. 国防省所属の判決執行管理機関は、政府の規則に従い、本条に規定する任務、権限の実施について国防大臣を補佐する。

第 169 条 民事判決執行における公安省の任務及び権限

1. 民事判決執行に関する法規範文書の制定について司法省と協力する。
2. 必要に応じて、公安機関に対し、強制執行を保護し、民事判決執行機関の証拠倉庫の保護に協力するよう指導する。
3. 判決債務者が懲役刑を服役中の刑務所、拘置所に対し、判決債務者及びその親族が判決執行のために引き渡さなければならない金額、財産を徴収するよう指導する。
4. 権限を有する公安機関に対し、民事判決執行機関と協力して、法律の要件に該当する判決債務者の刑罰の免除、減輕決定をすることを裁判所に要請するよう指導する。
5. 民事判決執行の実施状況のまとめについて司法省と協力する。

第 170 条 民事判決執行における最高人民裁判所の任務及び権限

1. 民事判決執行に関する法規範文書の制定について司法省と協力する。
2. 各級の人民裁判所に対し、法律の規定する期間内に民事判決執行機関の要請を解決することについて、民事判決執行機関と協力するよう指導する。
3. 民事判決執行の実施状況のまとめについて司法省と協力する。

第 171 条 民事判決執行における最高人民検察院の任務及び権限

1. 民事判決執行に関する法規範文書の制定について司法省と協力する。
2. 各級の人民検察院に対し、法律に従って民事判決執行の監督を実施するよう監督指導する。
3. 民事判決執行の実施状況のまとめについて司法省と協力する。

第 172 条 民事判決執行における軍区級及び同級の司令官の任務及び権限

1. 軍区級判決執行機関の長の要請に応じて、管理下の軍区及びそれに相当する地域の治安、安全保障、社会安全、秩序に影響を与えるおそれのある大規模かつ複雑な事案の判決執行に関連する各機関の協調を指揮する。
2. 軍区級判決執行機関に対し、軍区及びそれに相当する地域の判決執行についての実施状況の報告、調査、監査を要請する。
3. 軍区級判決執行機関の長、副長の任命、解任に関する意見を書面により発する。
4. 民事判決執行において功績をあげた団体、個人に対し、報奨を行い、又は権限を有する機関に報奨することを要請する。

第 173 条 民事判決執行における省級人民委員会の任務及び権限

1. 当該地域の民事判決執行について、関係各機関に対し、協調することを指導する。
2. 省級判決執行機関の長の要請に応じて、当該地域の治安、安全保障、社会安全、秩序に影響を与えるおそれのある大規模かつ複雑な事案の強制執行の組織的運営を指導する。
3. 省級判決執行機関の長、副長の任命、解任に関する意見を書面により発する。
4. 民事判決執行において功績をあげた団体、個人に対し、報奨を行い、又は権限を有する機関に報奨することを要請する。
5. 省級民事判決執行機関に対し、当該地域の民事判決執行の実施状況に関する報告を要請する。
6. 省級民事判決執行機関に対し、当該地域の判決執行の調査を要請する。

第 174 条 民事判決執行における県級人民委員会の任務及び権限

1. 当該地域の民事判決執行について、関係各機関に対し、協調することを指導する。
2. 県級判決執行機関の長の要請に応じて、当該地

域の治安、安全保障、社会安全、秩序に影響を与えるおそれのある大規模かつ複雑な事案の強制執行の組織的運営を指導する。

3. 県級判決執行機関の長、副長の任命、解任に関する意見を書面により発する。
4. 県級民事判決執行機関に対し、当該地域における民事判決執行の実施状況について自ら調査し、又は省級民事判決執行機関の長に調査を要請することを要請する。
5. 民事判決執行において功績をあげた団体、個人に対し、報奨を行い、又は権限を有する機関に報奨することを要請する。
6. 県級民事判決執行機関に対し、当該地域の民事判決執行の実施状況に関する報告を要請する。

第 175 条 民事判決執行における村級人民委員会の任務及び権限

村級人民委員会の議長は、自らの任務、権限の範囲内で、当該地域における判決執行の通知、判決執行条件の確認、判決執行のための保全措置、強制執行の適用及びその他の民事判決執行に関する任務について、執行官及び民事判決執行機関と協力しなければならない。

第 176 条 民事判決執行における国庫、銀行及びその他の金融機関の責任

1. 執行官、民事判決執行機関の要請に応じて、判決債務者の預金口座に関する情報、資料を正確に、十分に、適時に提供する。
2. 判決債務者の預金口座、資産の凍結；預金口座からの控除；預金口座、財産の凍結の解除に関する執行官の要請を適時に厳しく実施する。
3. この法律に規定する執行官、民事判決執行機関のその他の要請を十分に実施する。

第 177 条 民事判決執行における社会保険の責任

1. 執行官、民事判決執行機関の要請に応じて、社会保険を経由して支給されている判決債務者の収入に関する情報、資料を正確に、十分に、適時に提供する。
2. 判決執行のために判決債務者の収入から控除することに関する執行官の要請を厳しく、適時に実施する。
3. この法律に規定する執行官、民事判決執行機関のその他の要請を十分に実施する。

第 178 条 民事判決執行における担保取引登記、資産登記機関の責任

1. 執行官、民事判決執行機関の要請を受領した後、直ちに担保取引登録機関、財産登記機関に登録された判決債務者の財産の取引に関する要請の実施を一時停止又は停止する。
2. 財産の買受人、判決執行に係る金額から控除するために財産を受領する判決債権者に対し、財産の所有権、使用権の登記を行う。
3. 判決債務者に与えられた財産について、財産の所有権、使用権の証明書、担保取引登記証書を剥奪、修正、破棄する；この法律に従ってその書類の新規発行を行う。

第 179 条 判決執行における判決・決定をした機関の責任

1. 判決・決定の正確性、明確性、法律適合性及び真実性を保証する。
2. 関係当事者又は民事判決執行機関の要請を受領した日から 15 日以内に、宣告した判決・決定の内容の不明確な点についての説明文書を発送する。複雑な事件の場合、回答期間は要請を受領した日から 30 日を越えてはならない。
3. 監督審、再審の手續に従った裁判所の判決・決定の再調査についての民事判決執行機関の申立てに対し、その申立てを受領した日から 45 日以内に応答する。
4. 裁判所の管轄下において、判決執行中に発生する財産の所有権、配分の確定についての民事判決執行機関、執行官の要請、又はその資産の所有権、使用権に関する紛争の解決を取り扱い、適時に解決する。

第 180 条 刑事罰を受けている者の監督、管理を担当する機関の任務及び権限

刑事訴訟法の規定に従って刑事罰に服している者の監督、管理を担当する機関、組織は、自らの任務、権限の範囲内で、以下の事項について民事判決執行機関と協力する責任を負う。

1. 刑事罰に服している者に対し、裁判所の判決・決定に定められた民事上の義務を厳しく履行するよう教育する。
2. 民事判決執行機関に対し、刑事罰に服している民事判決債務者に関する情報を提供する；刑事罰に服している判決債務者に対し、民事判決執行に関する通知を行う。
3. 民事判決執行機関と協力してこの法律に規定する判決執行に係る金額を徴収する

4. 民事判決執行機関に対し、刑罰を受け終え、特赦を受け、又は懲役刑の執行を免除された受刑者の居住所を適時に通知する。

第 9 章 施行条項

第 181 条 判決執行における司法相互扶助

1. 民事判決執行における外国への司法相互扶助の依頼、判決執行における外国の判決執行についての司法委託の受理及び処理は、司法相互扶助に関する法律に従って行わなければならない。
2. 判決執行における司法相互扶助を外国に依頼する民事判決執行機関は、司法相互扶助に関する法律に従って、司法委託に関する一件記録を作成しなければならない。

第 182 条 施行、効力

この法律は、2009 年 7 月 1 日から施行する。

2004 年に採択された民事判決執行令は、この法律の発効日から無効となる。

第 183 条 細則及び施行ガイドライン

政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、自らの任務、権限の範囲内で、政府による管理の要請に対応し、この法律の内容について必要な指導を行うため、この法律の条項の細則及び実施ガイドラインを作成し作成しなければならない。

この法律は、2008 年 11 月 14 日、ベトナム社会主義共和国国会第 12 期の第 4 協議により採択された。
国会議長

Nguyen Phu Trong

(グエン・フー・チョン)

～ 外国法令紹介 ～

ベトナム国家賠償法の概要及び特徴

国際協力部教官・JICA長期専門家

伊藤文規

ベトナム国家賠償法（法律 35/2009/QH12号）は、日本によるベトナム社会主義共和国に対する法整備支援の一環として起草支援を行ったうちの1法であり、2009年6月18日にベトナム第12期第5回国会の承認を得、2010年1月1日から施行された。当職は、JICA法・司法制度改革プロジェクトのチーフアドバイザー兼長期専門家として同法起草支援に関わり、162頁以降は当職が同法を越語版から日本語版に翻訳したものであるが、その内容の把握の一助として、本稿において同法の内容及び特徴などを要説したいと思う。

なお、ベトナム国家賠償法の成立までには、森嶋昭夫教授、新美育文教授、野村豊弘教授、松本恒雄教授、内田勝一教授、角紀代恵教授及び佐藤恵太教授をはじめとする民法改正共同研究会委員の方々、当職の前任者である森永太郎・現国際協力部教官ほか前プロジェクトの長期専門家など様々な方々からの御指導、御尽力があった。本誌面を借りて、ベトナム国家賠償法の成立につき御指導、御尽力いただいた関係者の方々に深く感謝の意を表したい。

第1 国家賠償法制定の意義

ベトナムでは、従来、公務員（ベトナム国賠法上の用語は「公務執行者」）が職務を執行するについて損害を発生させた場合には当該公務員を監督する機関が責任を負うという法制を採り、国家自体の賠償責任を認めていなかった^{*1}。今回のベトナム国家賠償法（以下、単に「ベトナム国賠法」という。）は、これまでの機関責任主義、国家無答責の立場を転換し、国家の賠償責任を正面から認めたこと、従前の法規範文書で不明確だった賠償の具体的方法、手続を明確にして国民の権利、利益のより厚い保護を図らんとしたところに意義がある。

第2 ベトナム国賠法の概要及び特徴

1 構成

全6条のみから成る日本の国家賠償法と異なり、ベトナム国賠法は実体面と手続面の双

*1 民法619条、同620条、刑事手続活動において権限を有する者により不正義を受けた者への賠償に関する国会常任委員会の2003年3月17日付け決議第388号（388/2003/NQ-UBTVQH11）、公務執行者・国家職員及び手続遂行機関の権限を有する者によって生じた損害に対する賠償の解決に関する政府の1997年5月3日付け政令第47号（47/CP）参照。

方を規定しており、全8章、67条から成る。

その構成は、

第1章 総則

第2章から第4章 各分野における賠償解決手続等

第5章 賠償される損害

第6章 賠償経費及び支払手続

第7章 損害を発生させた公務執行者の返済責任

第8章 施行に関する規定

である。

2 総則部分（第1章）

総則部分では、国家賠償の範囲、賠償請求の時効、国家賠償責任の発生根拠（要件）、賠償を実際に行う機関の任務及び権限、被害者の権利及び義務、公務執行者の権利及び義務、国家賠償の円滑な執行を監督するための政府などの責任、禁止行為などが規定されている。

具体的には、以下の点が特徴的である。

(1) 国家賠償法の適用範囲が限定されていること（1条ほか）

ベトナム国賠法は、日本のそれと異なり、国家権力のあらゆる作用を対象とするわけではなく、同法に規定された一定の場合のみを適用対象としている。つまり、同法に規定された一定の活動分野において公務執行者が職務執行につき他者に損害を与えた場合のみ賠償されるということである。

具体的には、①行政管理活動、②訴訟活動（刑事・民事・行政）及び③判決執行活動の3分野のみが国賠法の適用範囲とされている。したがって、立法作用に関しては、国会による立法のみならず地方人民委員会の条例制定などについても国家賠償の対象とならない。こうした立法に関する謙抑的態度は、裁判所に違憲立法審査権がないこと、地方人民委員会が当該地方の裁判所を実質的に監督して影響力を行使しているという司法権独立の未成熟性等を原因としている。この点は将来的に改善の余地を大きく残している。

(2) 国家賠償責任の発生根拠（6条）として公務執行者の故意・過失が積極的要件とされていないこと

ベトナム国賠法における国家の賠償責任は、ベトナム民法における“契約外責任”（ベトナム民法第21章以下）の特別類型と位置付けられ、その責任発生根拠は民法に規定された4要件（故意・過失、違法行為、損害、因果関係）により構成されるのが原則である。しかしながら、ベトナム国賠法6条では、公務執行者の故意・過失を責任発生の積極的要件としていない。

すなわち、6条では、1項及び2項いずれも国家の賠償責任の発生根拠として「違法行為、損害、因果関係」を規定しているのみであり、国家賠償責任の発生根拠のうち、「故意・過失」要件を積極的な要件から削除しているため、一見すると国家の無過失

責任を認められたかのような規定になっている点が特徴的である。

この点に関しては、同法6条3項において国家賠償責任が免除される場合を規定しているところ、3項所定の不可抗力等の事由が存在すること（つまり、国家賠償責任が免除される場合であること）はそれを主張する国家側に立証責任が課されており、その立証は実質において国家に過失がないことを立証することに他ならず、裏を返せば、国家に過失がある場合（過失がないことを立証できない場合）には国家賠償責任を免れないという結論となるので、3項は故意過失要件を定めた上で立証責任を転換させたのと同様の効果を持つ規定とされる（もちろん、国家の側に過失があることと不可抗力あるいは被害者側に全面的な過失があるということは完全な裏表ではないが、実際の場面においては立証責任の転換という機能的な意義を果たすとされる）。

(3) 公務執行者の違法行為の確定が国家賠償請求の前提となっていること

日本では公務員の違法行為の確定はまさに国家賠償請求の中で行われるものであり、請求の前提として違法行為の確定を行う必要はない。しかし、ベトナム国賠法では国家賠償請求を求める前提として当該公務執行者が違法行為を行ったことを権限ある機関により文書で確定してもらう必要がある（3条2項、4条1項ほか）。

こうした構造は、違法確定に関する他の法律との調整、裁判所内での権限分配など種々の要因に基づく。この点は後述第3で詳述する。

(4) 賠償請求権の時効の起算点

時効は、公務執行者の違法行為を確定した文書（刑事訴訟における権限機関の判決、決定を含む）が発布された時点から2年である（5条）。ベトナム民法607条では、損害賠償請求の提訴時効は「個人、法人、その他の主体の合法的権利・利益が侵害された日から2年」としているが、ベトナム国賠法では違法行為の確定手続が国賠法外で規定されることから時効の起算点を上記のように遅らせている。

(5) 被害者の権利及び義務について

被害者の権利及び義務に関しては、損害の賠償及び刑事手続の場合の名誉回復のほか、職業上の地位の回復、社会政治組織の一員だった場合の地位の回復なども含めて、権利利益を回復する権利を有するとし（9条1項）、その裏返しとして賠償責任機関は被害者の権利利益を回復する義務を負うと明記している（8条7項）。他方、被害者は賠償解決請求に関連する十分かつ真実の資料、証拠を提出する義務を明文で課されており、証拠提出義務を一般的に課されている（9条2項）。

3 賠償解決手続（第2章ないし第4章）

第2章から第4章においては、ベトナム国賠法の適用範囲である行政管理活動、訴訟活動及び判決執行活動のそれぞれについて、個々の適用分野ごとに賠償の対象となる具体的な活動分野、賠償責任を有する機関、その決定方法、具体的な賠償請求手続、請求の受理及び処理の手続、交渉手続、賠償解決決定の発布手続を規定している（行政管理活動について15条ないし25条、訴訟手続活動について26条ないし37条、判決執行活動について38条ないし44条）。

具体的には以下の点に特徴がある。

(1) 国家賠償法の適用範囲が各分野においてさらに限定されていること

ベトナム国賠法は、上記2. (1)の3分野に属する国家活動の総てを賠償の対象とせず、さらに各分野の中で賠償の対象となる活動を限定列挙して制限した（行政管理活動は13条、刑事訴訟手続活動は26条、行政・民事訴訟手続活動は28条、民事判決執行活動は38条、刑事判決執行活動は39条にそれぞれ適用対象となる国家活動が規定されている）。こうした限定列挙をする理由は、国家予算の制約、裁判所の権限の限界などが挙げられているが、国民の権利、利益の十分な保護を図るためには適用範囲を限定することは好ましくなく、将来的に適用範囲を拡大していくことをベトナム側も考えている。個々の点には以下の点がさらに特徴的である。

① 行政管理活動

13条において国賠が適用される具体的な11個の活動を限定列挙している。その反面、他法令との整合性を保ち、将来の社会経済状況の発展に伴って賠償対象となる活動を新たに創設する際の法的根拠とするため、13条の最後（12号）に、「法律によって賠償が規定されているその他の場合」という条項を補足した。これにより、限定列挙ではあるが、弾力的に国賠法の適用範囲を拡張することを企図している。

② 刑事訴訟活動

26条で詳細に国家賠償の対象となる活動を列挙している。従前の388号決議（脚注1参照）の規定よりも対象範囲を広くしており、複数罪の一部に「無罪」があった場合の国家賠償（同条4号ないし6号）の有無についても規定した。ただ、賠償を受けられるのは罪を犯していないと認定された場合（不起訴、無罪判決など）であり、国家賠償というよりは日本の刑事補償に近い構造となっている。

③ 民事・行政訴訟活動

28条に適用範囲が規定されているが、職権による仮処分などのほか、1審判決が控訴審で覆ったときにも「違法な判決、決定をした」として賠償の対象となる。裁判官にかなり酷な規定であるが、ベトナムでは刑事訴訟でも民事、行政訴訟でも検察官や裁判官など訴訟遂行者の真実発見義務がかなり強く意識されており、例えば起訴したが無罪になったとか、1審判決が控訴審で覆ったということは即ち起訴した検察官あるいは1審裁判官が真実を明らかにできず違法な活動をしたと評価されてしまう。28条はこうしたベトナムの価値観に基づく規定であり、訴訟活動に関しては国家賠償というより補償法と理解した方が分かりやすいかもしれない。

④ 民事及び刑事判決執行

38条及び39条に国賠法の対象行為が限定列挙されている。民事判決執行に関しては、各種決定の発布、不発布のみならず、その決定の執行、不執行に関しても明文で国賠法の適用範囲に含めている（38条2項）。

(2) 賠償責任を有する機関の決定方法が細かく決められていること

賠償責任を有する機関は、「違法行為を行って損害を惹起させた公務執行者を直接

監督する機関」である（3条4項，14条1項，29条1項後段）。そして，当該機関が分割，合併，統合，解散された場合，当該公務執行者が既に当該機関を辞めている場合，別個の機関に属する公務執行者が共同で違法行為をして損害を発生させた場合などに賠償責任機関をいかに決定するかについて詳細な規定を置いている（14条2項，29条1項後段，33条5項，40条3項）。これは従前多かった機関相互の責任転嫁の応酬による賠償遅延を防止し，国民の権利，利益保護の速やかな実現を図る目的からの規定である。

刑事訴訟活動に関しても，捜査機関，検察，各級裁判所のどの機関が賠償責任機関になるかを具体的に明記するとともに，「自己が賠償責任機関となる場合には前手続における損害もすべて賠償しなければならない」として先行手続の損害もすべて責任を負うことを明記した（29条2項）。さらに，刑事判決執行の賠償責任機関についても列挙して明確化した（40条）。

ベトナムでは，被疑者を立件したが不起訴（罪を犯していないという理由による不起訴。日本の嫌疑不十分，嫌疑なし，罪とならずに該当する）となった場合には逮捕した捜査機関あるいは逮捕を承認した検察院が賠償責任を負い，起訴したが第1審で無罪となった場合は検察院が賠償責任を負い，1審有罪後に控訴審で無罪となった場合は第一審裁判所が賠償責任を負うなどとされている。つまりは無辜の者に損害を与えた場合には最終的な不利益（立件，逮捕，起訴，有罪判決など）を課した機関が賠償責任を負うという構造であるが，先行機関にも当然そのような事態を招いた責任があることから，従前から，責任を負うとされた機関と先行機関との間で損害額など具体的な責任分担の争いが生じて結果的に被害者に対する賠償遅延を招くということが起きていた。29条2項は，これを防止するための規定である。

(3) 賠償解決手続につき他法規との調整，各機関の義務等の明確化を図ったこと

① 不服申立・告訴告発法*2との関係

行政管理活動に関しては，被害者は不服申立・告訴告発法に基づいて権限ある機関に対して違法の確定を要求する権利があり（15条1項），その要求を受けた機関は同法に規定する期間内に申立内容を検討し，書面により違法行為か否かの決定をしなければならないと明記された（15条2項）。また，違法行為の決定手続は不服申立・告訴告発法に従うこととし，同法による解決決定中には公務執行者の違法行為，実損害の決定も含むものとした（15条3項）。これにより，国民の国賠請求の理解を深めるとともに，法律間の関連を明確にした。

② 裁判所における賠償解決手続

- 前記のとおり，賠償請求の時効は違法を確定した文書あるいは判決・決定の発布から2年とし，不服申立・告訴告発法等による手続の場合の時効との調整を図った（5条）。

*2 09/1998/QH10 of December 2, 1998（2004年と2005年に一部改正）

- 一 賠償責任機関が賠償解決決定を出さない場合や被害者が同決定内容を不服とする場合には、裁判所に対して訴え提起ができるとし（22条、37条、44条）、管轄権については被害者の居住・稼働地、被害組織の本店所在地、被害発生地のうち被害者の選択地、あるいは民事訴訟法に規定された他の場合を管轄する県級の民事裁判所に与えた（23条）。
- 一 行政訴訟との関係では、被害者は行政訴訟の手続において国家賠償を求める権利があると規定し（24条1項）、その手続に関しては、行政事件解決手続令を適用すると明記した（24条2項）。また、行政訴訟で賠償請求があった場合には、判決中に賠償要件の有無、損害額、賠償方法を記載することとした（25条）。

4 賠償される損害（第5章）

第5章では、公務執行者の職務執行により発生した物的損害及び精神的損害のそれぞれについて、賠償される範囲及び具体的な賠償額の算定方法を規定している。

これらの規定はベトナム民法における契約外責任の規定（民法604条以下。日本の「不法行為」）の損害算定に関する規定に準じており、物的損害に関しては被害者が実際の損害及び公務執行との因果関係を証明できる限りすべての損害について賠償の対象となる。精神的損害に関しては、民法の規定と同様、最低賃金に一定日数を乗じた額を基準としているが、民法の規定と比較すると死亡時の精神的損害に対する賠償額の上限を6倍として賠償を厚くしている点が特徴的である。

5 賠償経費及び支払手続（第6章）

第6章では、賠償経費の出所、経費の予算への組み込み、決算に関する規定のほか、賠償責任機関から財政機関に対する賠償金配分の請求、被害者に対する支払などを規定している。同章では、賠償金の配分から被害者への支払までの各段階の期限を明確化し、支払の確実な履行を確保しようとしている。また、賠償経費に関して、中央レベルと地方レベルに分けて賠償予算措置の責任を明確化するとともに（52条）、賠償を実際に行った賠償責任機関に対してバランスシートの作成、提出義務を規定した（55条）。

6 返済責任（第7章）

第7章では、損害を発生させた公務執行者の国家に対する返済（求償）責任を規定している。特色としては、

- ① 刑事訴訟活動において損害を発生させた公務執行者に過失しかない場合は求償責任を負わないこと（56条2項）
- ② 当該公務執行者が求償責任のほか懲戒、刑事責任の追及を受ける旨明文で規定していること（56条3項）
- ③ 求償額の算定につき、故意・過失の程度、損害の重大性のほか、公務執行者の経済状態を判断材料としていること（57条1項）
- ④ 公務執行者の求償責任の有無、求償額、求償決定の発布を決めるための「返済責任検討委員会」を設立し（58条1項）、複数機関が関与している場合には同委員会に各機

関が代表者を参加させるとしていること（同条2項）が挙げられる。

公務員に対する求償は日本ではほとんど行われませんが、ベトナム側の意図としては国家に賠償金を支出させるという損失を負わせた公務執行者が国家に返済をするのは当たり前であるという意識が強い。

7 施行規定（第8章）

施行の効力発生日や経過措置規定のほか、賠償手続における被害者の財政的負担に関する規定が置かれ、賠償手続においては被害者の裁判費用、手数料その他の各種費用が免除されること、被害者が受領する賠償金には課税されないこととされた。

第3 ベトナムの国家賠償における「公務執行者の違法行為の確定」について

1 ベトナム国賠法上の規定

ベトナム国賠法6条1項及び2項は、国家賠償が認められるための要件の1つとして「公務執行者の違法行為が・・・賠償責任の範囲に該当する旨確定した権限ある国家機関の文書があること」を規定している（1項(a)号及び2項(a)号）。また、公務執行者の違法行為は「権限ある国家機関により文書によって決定され」と規定し（3条2項）、各適用分野の章において国家賠償請求の際に被害者が提出すべき添付書類として「公務執行者の違法行為を確定した権限ある国家機関の文書」を挙げている（16条3項、34条3項、35条3項、41条3項）。ここで「公務執行者の違法行為を確定した権限ある国家機関の文書」とは、①権限ある国家機関による不服申立・告訴告発の解決に関する決定、あるいは、②「訴訟遂行権限を有する機関の判決、決定」を指す（3条3項）。

このようにベトナム国賠法では、「公務執行者の違法行為の確定」を国家賠償請求の前提条件として位置付けているところに特異性があり、そのため、違法行為の確定に関する手続を適正かつ不備なく定めることが国賠法の実効性を確保するのに必要不可欠となっている。もし、違法行為の確定手続が不備であるならば、損害を受けた者が権限ある国家機関に違法行為の確定手続をしてもらえず、その結果、国家賠償を受けられないという恐れが大きいからである。

この点、ベトナム国賠法では、各適用分野における公務執行者の違法行為の確定手続を以下のように行うことを想定している。

2 各国家賠償法適用分野における違法行為の確定手続

(1) 行政管理活動

ー 違法行為を確定する手続の根拠法令

- ・ 行政管理活動に関しては、被害者は「不服申立及び告訴告発法（Law on complaint and denunciation）」により権限ある機関に対して違法の確定を要求することができ（15条1項）、その要求を受けた機関は同法に規定する期間内に申立内容を検討し、書面により違法行為か否かの決定をしなければならず（15条2項）、同法で解決されない違法行為の確定手続についてはさらに「行政事件解決手続令（Ordinance on the procedures for the settlement of administrative

cases) 」に基づく解決手続により行われることになる。

このような処理は、現行法上、違法の確定を行う手続として不服申立・告訴告発法及び行政事件解決手続令(将来の行政訴訟法)が存在していることから、法規範文書間の重複、矛盾を避け、法令規定の調整を図った結果である。

- ・ 不服申立・告訴告発法では申立人に対する解決決定書の送付が義務とされており、行政訴訟に関しても違法行為を確定すればその旨記載した判決書が当事者に交付されるのであるから、被害者はこれら文書を根拠に国家賠償法に基づいて賠償請求することになる。
- ・ なお、解決決定書の送付期限自体は不服申立・告訴告発法には規定されていないが、もし期限内に送付されない場合には、解決期限内に解決されない場合あるいは決定に不同意として行政訴訟を提起することができるものと解されている。

一 具体的な違法行為の確定手続

- ・ 2005年11月に改正された不服申立・告訴告発法あるいは行政事件解決手続令の手続による場合、違法行為の確定手続は以下のようになる。
 - ① 申立人(被害者)は、行政行為に関して不服申立・告訴告発法に基づいて当該行為を行った機関あるいは上級庁に対して不服申立を行う。
 - ② 申立人は最初の申立が解決されない場合にさらに上級庁に不服申立をすることができ、2回目の不服申立によっても解決されない場合には、行政訴訟を提起することができる。
 - ③ 1回目の不服申立をして、解決期限内に解決されない場合、あるいは解決決定に申立人が不同意の場合、2回目の不服申立をせず、行政訴訟を提起することができる。

なお、この場合の行政訴訟は、司法裁判所の中の行政部に対する訴訟であり、職業裁判官による裁判である。

- ・ 不服申立・告訴告発法では、第一次不服申立は不服申立から原則として計40日以内に解決されなくてはならず、解決期限満了日あるいは解決決定受領日から30日以内に実際に解決されない場合、上級庁への不服申立あるいは行政訴訟の提起ができる。
- ・ なお、不服申立・告訴告発あるいは行政事件解決手続のいずれも被害者はまず違法行為を行った公務員を監督する機関と交渉しなければならないという交渉前置主義を採っているため、結果的に国家賠償において交渉前置主義となる。

一 違法行為の確定手続を国家賠償法外で行うことについての若干の考察

国家賠償を民事事件と捉えた場合に民事裁判所が行政行為の違法性を宣言することの管轄、権限面での困難性(日本では違法性に関して、行政訴訟における違法と国家賠償における違法性を区別して考えているが、ベトナムではそのよう

な考え方は採っていない。)及び近時の改正により不服申立・告訴告発法及び行政事件解決手続令が一定程度の人民の権利、利益の保護に資する内容になっていること、各法律間の規定の調整という観点からは、今回の国家賠償法の「行政管理活動」に関する違法行為の確定手続の規定にも一定の合理性を認めることはできよう。

ただし、現行の規定では、損害を受けた者が賠償をしてもらおうとする場合、その者は、まず違法行為を行った公務執行者を直接監督する機関と交渉をしなくてはならない。この問題は国家賠償法というよりは、不服申立・告発法及び行政事件解決手続令の問題であろうが、交渉前置主義がベトナムの社会、文化に馴染む制度であることは理解できるものの、将来的には、国家賠償を求める者が違法行為の確定も含めてすぐに裁判所に訴訟提起できるような制度にすることが望ましい。

(2) 訴訟活動

一 訴訟活動に関する違法行為の確定は、例えば被疑者・被告人による犯罪行為の有無の確定そのものが刑事訴訟手続とほぼ等値の関係にあるし、民事・行政訴訟活動についても、違法行為の確定手続は訴訟手続そのものとほぼ等値である。したがって、各訴訟活動に関する違法行為の確定手続は、刑事訴訟法、民事訴訟法あるいは行政事件解決手続令により行われる。具体的には以下のとおりである。

一 刑事訴訟活動

ベトナム国賠法が賠償の対象としている刑事訴訟活動に関しては、ベトナム刑事訴訟法上、捜査機関、検察院あるいは裁判所（第1審、控訴審、再審、監督審）により「罪を犯していない（無罪）」との決定、判決が発布されることから（暫定留置から判決に至る刑事手続は訴訟法上各段階で必ず「決定」がなされる）、これら決定、判決をもとにして被害者は国家賠償の請求ができる。

一 民事・行政訴訟活動

民事・行政訴訟活動に関しては、1審を覆す控訴審判決あるいは監督審判決の存在が前提となるので、被害者はその判決をもとに国家賠償請求をすることになる。

一 若干の考察

ベトナム国賠法が対象とする刑事訴訟活動は日本で言えば刑事補償に相当する場面である。日本の国賠の典型的な場面、例えば被疑者が罪を犯したことは認められるが捜査機関の活動中に違法があつて被疑者に損害を与えた場合（接見交通妨害、捜査機関による不法な有形力の行使など。ベトナム法上では「sai」と言われる場合）などはベトナム国賠法の対象外であり、将来的に賠償対象の拡大が図られていくべきであろう。また、その場合には個々の違法行為を宣言する決定を発布するような規定は現行の各訴訟法にはないため、将来的に、裁判所がいちいち個々の活動について違法である旨決定しなくても、捜査機関の個々の活動に

ついて判断し、国家賠償法上の違法性を確定できるようにするのが望ましいと思われる。

(3) 判決執行活動

ー 刑事判決執行

ベトナム国賠法第39条に規定されたような場面では、刑事訴訟法325条以下の手続により各行為の違法性を確定することになり、その確定した決定をもって国家賠償請求をすることになる。

ー 民事判決執行

ベトナム国賠法第38条に規定された各民事判決執行活動については、民事判決執行法に規定された不服申立手続（ベトナム民事判決執行第140～153条）によって違法行為の確定手続を行うことになる。そして、その手続の中で執行行為の違法性が確定された決定文書が発布されることになるので、被害者はこれに基づいて国家賠償請求をすることになる。

第4 最後に

今回制定されたベトナム国賠法は、賠償範囲を限定していること、違法行為の確定手続を国家賠償法下に一元化できずに別手続としたことなどをはじめ幾つかの部分において、それぞれそうなった理由はあるにしても、将来的に改善すべき余地を残しており、その意味ではパーフェクトな法律ではないかもしれない（そもそも完全無欠な法律などないが）。

しかしながら、本法は、これまでの国家無答責の態度を改め、公務員が違法な職務執行を行った場合に国家が賠償責任を負うということを正面から認めた点において非常に意義深い。そして、本法の起草に当たっては、上記職務執行により侵害された国民の正当な権利、利益を十分保護できなかったという従来の法制度上の欠点に対する検証、反省を踏まえており、今後、制定されたベトナム国賠法の活用により、国民の権利、利益の保護、公務員の遵法意識の向上、公務の適正性の確保などが実現されることを強く期待している。

改めて、本法の制定に御尽力いただいた関係者の方々に篤くお礼申し上げたい。

本稿は、ベトナム国家賠償法（法律 35/2009/QH12号）の邦訳であり、邦訳に際しての留意点は下記のとおり。

- 越語版からの邦訳であり、意識箇所もあるものの、基本的には原文に忠実な訳を心がけた。そのため、条文によっては重複的な（言い回しがくどい）表現になっている箇所があり、また、引用条文を列挙する場合に連番でも日本法で使われるような「ないし」は使っていない。
- 本邦訳の正確性及び他法における用語法との関係性を事後的に検証、確認できるようにするため、多義的な訳が可能な一部用語について、脚注として原語あるいはそれと同用語を使っている関係法令の条文を挙げた。（読者の方々による本邦訳の正確性等の検証、確認を期待している。）
- 脚注の原語表記等について
 - ・ 本文中の訳がほぼ直訳の場合は、原語のみを脚注に記す。
 - ・ 脚注に記載した原語に（ ）が付記されている場合、付記した（ ）内は漢音語の表記であり、本文内の訳と異なる場合がある。
 - ex) 停止と中止
 - ・ （ ）内に「＝」とあるのは漢音語ではない越語あるいは複合語、文章である（意訳した言葉である）。

国会

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

法律 35/2009/QH12 号

国家の賠償責任に関する法律

2001 年第 10 回国会の決議 51/2001/QH10 号に基づいて改正，補充されたベトナム社会主義共和国 1992 年憲法に基づいて；

国会は国家の賠償責任に関する法律を制定する。

第 1 章

総則

第 1 条 適用範囲

この法律は，国家行政管理活動，訴訟活動及び判決執行において公務を執行する者により損害を受けた個人，組織に対する国家の賠償責任；被害を受けた個人や組織の権利及び義務；損害賠償の予算並びに公務を執行して損害を発生させた者の求償責任を規定する。

第 2 条 賠償の対象

本法の規定する場合に該当する物的損害及び精神的損害を受けた個人及び組織はだれでも，本法により，国家から賠償を受けることができる。

第 3 条 用語の定義

この法律において，以下の用語は次のように解する。

1. 公務執行者とは，行政管理活動，訴訟活動及び判決執行の任務を果たすために国家機構の一地位に選ばれ，あるいは任命された者，または，行政管理活動，訴訟活動及び判決執行活動に関連する義務を果たすべく権限ある国家機関により任命された者である。

2. 公務執行者によって行われ、損害を惹起させた違法行為とは、法律に規定された義務と権限に従っていない不作為あるいは作為の行為であり、かつ、権限ある国家機関により文書によって決定された行為である。
3. 公務を執行する者の違法行為を決定する文書とは、不服申立・告訴¹の解決に関する権限ある国家機関による決定あるいは訴訟執行の権限を有する機関²の判決、決定である。
4. 賠償責任機関³とは、違法行為を行って損害を惹起させた公務執行者を直接監督する機関あるいは本法に規定するその他の機関である。

第4条 賠償請求権

1. 損害を被った者⁴は、権限ある国家機関によって公務執行者の行為が違法であると確定された文書、あるいは損害を被った者が本法第26条に規定する場合に該当する旨刑事訴訟において権限ある機関によって確定された文書を有する場合、賠償責任機関に対して、賠償解決を行うように請求する権利を有する。
2. 損害を被った者は、不服申立あるいは行政事件訴訟の過程において、賠償解決を行う機関あるいは裁判所に対して、賠償の解決を請求する権利を有する。

第5条 賠償請求の時効

1. 本法第4条1項に規定する賠償請求権の時効⁵は、公務を執行する者の行為が違法であることを確定する文書が権限ある国家機関から発行された時点から、あるいは損害を被った者が本法第26条に規定する場合に該当する旨刑事訴訟において権限ある機関によって確定された判決、決定が法的効力を有した時点から、2年である。
2. 本法第4条2項に規定する賠償請求権の時効は、不服申立・告訴法⁶及び行政事件解決手続法⁷の規定に従って決定される。

¹ 不服申立= *kiếu nại* (=陳情する)。告訴= *tố cáo* (訴告=告訴, 告発)

² 訴訟執行の権限を有する機関 (*cơ quan có thẩm quyền tiến hành tố tụng*) = 訴訟執行機関 (*cơ quan tiến hành tố tụng*。ベトナム刑訴第33条参照。)

³ 原語は“*cơ quan có trách nhiệm bồi thường*” (=賠償責任を有する機関)。

⁴ 原語は“*người bị thiệt hại*”。単に「被害者」と訳した箇所もある。

⁵ 原語は“*thời hiệu*” (時効)。ベトナム民法154条以下参照。

⁶ 原語での正式名は“*pháp luật về khiếu nại, tố cáo*” (09/1998/QH10 of December 2, 1998)。2004年, 2005年に一部改正あり (26/2004/QH11, 58/2005/QH11)。

⁷ 原語での正式名は“*pháp luật về thủ tục giải quyết các vụ án hành chính*”

3. 不服申立あるいは行政事件の解決過程において公務執行者の違法行為が現実に損害を発生させたことを確定したが、その損害賠償が未だなされていない場合、賠償請求権の時効は、本条第1項の規定に従う。

第6条 賠償責任の確定根拠⁸

1. 行政管理活動，民事訴訟活動，行政訴訟活動及び判決執行活動における国家の賠償責任は，以下の各根拠がある場合に確定される。
 - a) 公務執行者の違法行為が本法第13条，28条，38条及び39条に規定する賠償責任の範囲に該当する旨確定した権限ある国家機関の文書がある。
 - b) 公務執行者の違法行為によって，現実的な損害が損害を被った者に対して発生した。
2. 刑事訴訟活動における国家の賠償責任を確定するには，以下の各根拠を有さなければならない。
 - a) 公務執行者の違法行為が本法第26条に規定する賠償責任の範囲に該当する旨確定した権限ある国家機関の文書がある。
 - b) 刑事訴訟執行者により損害を受けた者に対する現実的な損害が，本法第26条の規定に該当する場合において発生した。
3. 国家は，以下の各場合において発生した損害に対しては賠償しない。
 - a) 損害を被った者の故意・過失による場合
 - b) 損害を被った者が，賠償解決の過程で証拠や資料を隠蔽し，あるいは真実と異なる資料を提出した場合
 - c) 不可抗力，緊急状態⁹による場合

第7条 賠償解決の原則

賠償の解決は以下の各原則に従わなければならない。

1. 適時，公開かつ法に従っていること
2. 賠償責任機関と被害者あるいはその合法的代理人との間の合意に基づいて行われること
3. 当事者が別途の合意をした場合を除き，金銭あるいは現物による一回払いで行われること。

第8条 賠償責任機関の任務及び権限

賠償責任機関は，以下の任務，権限を有する。

⁸ 原語は“căn cứ xác định trách nhiệm bồi thường”（＝責任の発生要件）。

⁹ 原語は“sự kiện bất khả kháng（＝不可抗力）”“tình thế cấp thiết（＝緊急状態）”。ベトナム民法161条1項，623条3項b号参照。

1. 損害を被った者からの賠償請求書を受理し、処理すること。
2. 損害を被った者と交渉し、損害を明確に確定し、賠償解決決定を發布すること。
3. 損害を被った者が賠償の解決を求めて裁判所に提訴した場合、被告として裁判所の訴訟手続に参加すること。
4. 損害を被った者に対する支払を実行し、賠償費用の収支決算を行うこと。
5. 公務執行者に対して、国家が損害を被った者に賠償した金額を求償すること。
6. 不服申立・告訴法の規定に従い、賠償解決に関連する不服申立、告訴を解決すること。
7. 損害を被った者の権利、合法的利益¹⁰を回復し、あるいは関係する組織にその回復を提案すること。
8. 法の規定に従い、賠償解決を報告すること。

第9条 損害を被った者の権利及び義務

1. 損害を被った者は、以下の権利を有する。
 - a) 国家に対して、本法の規定に従って損害賠償を要求し、名誉を回復すること。
 - b) 賠償責任機関あるいは裁判所に賠償を解決させ、賠償解決について通知させること。
 - c) 賠償の解決において権限ある者の違法な決定、行為に対して、不服申立・告訴法の規定に従って不服申立、告訴を行うこと。
 - d) 裁判所の決定、判決に対して、訴訟法の規定に従って不服申立、上訴¹¹すること。
 - d) 関係する機関、組織に対して、自己の権利、合法的利益の回復を求めること。
2. 損害を被った者は、以下の義務を有する。
 - a) 賠償解決請求に関連する十分かつ真実の資料、証拠を適時に提出すること。
 - b) 現実に発生した損害を証明すること

第10条 損害を惹起させた公務執行者の権利、義務

1. 損害を惹起させた公務執行者は、以下の権利を有する。
 - a) 賠償解決に関係する決定を通知され、受領すること。
 - b) 賠償の解決において権限ある者の違法な決定、行為に対して、法律の規定に従って不服申立、告訴を行うこと。
 - c) 法律の規定するその他の権利。
2. 損害を惹起させた公務執行者は、以下の義務を有する。

¹⁰ 原語は“lợi ích hợp pháp”

¹¹ 原語は“kháng cáo”。

- a) 賠償責任機関あるいは裁判所の要求に従い、賠償解決に関連する十分かつ真実の情報、資料を適時に提出すること。
- b) 権限ある国家機関の決定に従い、国家が損害を被った者に賠償した金額を返還すること。
- c) 法律の規定するその他の義務。

第11条 賠償任務を管理する責任

1. 政府は、以下の責任を有する。
 - a) 行政管理活動及び判決執行活動における賠償任務を指導、管理する。
 - b) 訴訟活動における賠償任務について、最高人民裁判所、最高人民検察院と協力する¹²こと。
 - c) 自らの権限あるいは権限ある国家機関の建議に基づいて、国家賠償責任に関する法律を公布し、改正し、補充すること。
 - d) 毎年、国会、国会常任委員会が要求した場合、国家賠償に関する統計、総括を国会、国会常任委員会に報告すること。
2. 司法省は、本条第1項に規定する任務を政府が実行することを補助する。
3. 財務省は、賠償に関する国家予算の使用及び決算に関する法規範文書を起草して、公布権限を有する国家機関に対して提出し、あるいは自らの権限において公布する。
4. 各省、各省級機関、各級の人民委員会は、それぞれの任務と権限の範囲内において、賠償任務の管理を実行する。
5. 最高人民裁判所、最高人民検察院は、それぞれの任務と権限の範囲内において、賠償解決任務を管理し、政府とともに協力してその管理任務を実行する。
6. 最高人民裁判所、最高人民検察院、各省、各省級機関及び各省の人民委員会は、毎年、各省、支部あるいは地方での賠償について、司法省に報告する責任を有する。

第12条 禁止行為

1. 賠償を受けるため、記録、資料、書類を偽造すること。
2. 賠償において利益を得るために、損害を被った者、賠償解決の責任を有する者及び関係者が共謀すること。
3. 賠償解決の過程において、法律に反して職務、権限を利用し、干渉すること。
4. 賠償を解決しない、あるいは法律に反して賠償解決をすること。

¹² 原語“Phối hợp” (=調整する。配合する。)

第 2 章

行政管理活動における国家賠償責任

第 1 節

範囲及び賠償責任機関

第 13 条 行政管理活動における賠償範囲

国家は、以下の場合において公務執行者の違法行為によって損害が惹起された場合、その損害を賠償する責任を有する。

1. 行政違反の処罰¹³に関する決定を發布すること。
2. 行政違反の抑止措置を適用し、行政違反の処理業務を保証すること。
3. 住居、プラント¹⁴及び他の建築物の強制的な撤去手段並びに行政違反の処罰に関する決定を執行するための強制手段を適用すること。
4. 更正施設、再教育施設あるいは医療施設¹⁵に人を収用する行政処分の措置を適用すること。
5. 営業登録証明書、投資証明書、許可証及び許可証と同等の価値を持つその他の書面の発行、取消を行うこと。
6. 税金、費用、手数料を適用すること。税金、費用、手数料を徴収すること。過年度の税金を徴収すること¹⁶。土地使用料を徴収すること。
7. 関税手続を適用すること。
8. 土地の交付、土地の貸与、土地の回収、土地使用目的の変更許可。土地上の物の収去と明け渡し¹⁷、再定住のための補償や支援。土地使用权、土地定着物所有権の証明書を発行あるいは回収すること。
9. 紛争解決に関する決定を發布すること。
10. 資格を受ける十分な条件を有しない者に対して特許¹⁸を与えること。資格を受ける十分な条件を有しない工業所有権の対象に対して特許を与えること。特許の効力を終わらせる決定を發布すること。
11. 資格を有する対象に対して営業登録証明書、投資証明書、許可証及び許可証と同等の価値を持つその他の書面、特許を発給しないこと。

¹³ 原語“xử phạt”（=罰金）

¹⁴ 原語は“công trình”（工程。=建設・土木工事）

¹⁵ 原語は“trường giáo dục”（=更生施設），“cơ sở giáo dục”（=教育施設），“cơ sở chữa bệnh”（=医療施設）

¹⁶ 原語は“thuế”（税），“phí”（費），“lệ phí”（例費=規定料金），“truy thu thuế”（=税の追収）

¹⁷ 一文の原語は“bồi thường（補償）”，“hỗ trợ（互助）”，“giải phóng（解放）”，“mặt bằng（平面）”，“tái định cư（再定住）”。Ex.土地の貸与期限切れや収用による土地明渡し（建物収去含む）及び再定住のための補償、支援。

¹⁸ 原語は“Van bang bao ho（Van bang=文書，bao ho=保護する）”

- 1 2. 法律に規定されたその他の賠償される場合。

第14条 賠償責任機関

1. 違法行為を行って損害を発生させた公務執行者を直接監督する行政機関は、賠償責任機関とする。
2. 本条1項に規定する機関のほか、賠償責任機関は次のように確定される。
 - a) 公務執行者を監督する機関がすでに分割、併合、統合あるいは解散した場合、その機関の機能、責務を承継した機関が国家賠償責任機関になる。解散した機関の機能や責務を承継した機関がないときは、解散決定を発布した機関が賠償責任機関である。
 - b) 損害を発生させた公務執行者が、賠償請求書の受理時点において、その者を監督していた機関で働いていない場合、損害発生時にその公務執行者を監督していた機関が賠償責任機関である。
 - c) 公務執行につき委権あるいは委託があった場合、委権をした機関あるいは委託をした機関が賠償責任機関となる。委権あるいは委託を受けた機関がその委権あるいは委託の内容を正しく執行せずに損害を発生させた場合、その機関が賠償責任機関である。
 - d) 複数の機関からの複数の公務執行者が共同して損害を発生させた場合、主要な責任を負う部門、分野を担当する機関が賠償責任機関である。
 - d) 中央及び地方機関からの複数の公務執行者が共同して損害を惹起させた場合、中央機関が賠償責任機関である。

第2節

賠償解決手続

第15条 公務執行者の違法行為の確定請求

1. 個人、組織は、公務執行者によって自らが損害を受けたと思料するときは、不服申立の解決権限を有する機関に対して、その調査¹⁹及び公務執行者の違法行為を決定するように要求する権利を有する。
2. 不服申立の解決権限を有する機関は、不服申立・告訴法の規定する期間内に、公務執行者が違法行為を犯した、あるいは犯していないことについて、調査を行い、文書によって決定しなければならない。

¹⁹ 原語は“xem xét”（＝観察する、視察する）

3. 公務執行者の違法行為を確定する手続は、不服申立・告訴法の規定に従うものとする。不服申立・告訴の解決決定の中では、公務執行者の違法行為及び発生した損害を確定しなければならない。

第16条 賠償請求書類

1. 損害を受けた者は、本法第13条に規定する各行為につき公務執行者の違法行為を確定する文書を受け取ったときは、本法第14条の規定に従った賠償責任機関に対して、賠償請求書を送付する権利を有する。
2. 賠償請求書には以下の主要な内容を記載すること。
 - a) 賠償請求をする者の氏名、住所
 - b) 賠償を求める理由
 - c) 損害及び賠償請求額
3. 賠償請求書には、公務執行者の違法行為を確定した権限ある国家機関の文書、賠償請求に係る資料、証拠を添付しなければならない。

第17条 賠償解決の請求書の受理²⁰

1. 賠償責任機関は、賠償請求書類を受け取ったときは、請求書及び附属書類が本法第16条に規定する所定の方式に沿っていることを検査し、確定しなければならない。請求書類が不十分な場合、当該機関は損害を受けた者に書類を補充するように指導する。
2. 書類を受け取った機関は、もし賠償請求が自らの解決責任の範囲内であると判断したならば、請求書及び所定の書類を受け取った日から5営業日以内に、その請求書を受理し、損害を受けた者に受理したことを書面で通知しなければならない。

書類を受け取った機関は、もし賠償請求が自らの解決責任の範囲内にないときは、賠償請求書類を返還し、損害を受けた者が賠償の解決を請求するため、その者に権限ある国家機関に対して請求書を送るように指導しなければならない。

第18条 損害の確定²¹

1. 賠償責任機関は、賠償解決の請求書を受理した日から20日以内に、賠償額確定の根拠とするために、発生した損害を確定し終えなければならない。複雑な事案、あるいは複数の場所で確定調査を行わなければならない場合、損害確定の期間を延長できるが、40日を超えてはならない。

²⁰ 原語は“thụ lý” (受理)

²¹ 原語は“xác minh” (確明=明白に確定する)

2. 賠償責任機関は、事件の本質、内容に応じて、財産の価格決定及び損害の鑑定を行い、健康被害の鑑定を行い、あるいは賠償解決について関係する機関からの意見聴取を行うことができる。
3. 価格決定、鑑定の費用²²は国家予算により担保される。損害を受けた者が価格決定、鑑定を要求した場合は、その者が各費用を支払わなければならない。

第19条 賠償に関する交渉

1. 賠償責任機関は、損害を確定し終えた日から30日以内に、賠償解決について、損害を受けた者との交渉の場を設け²³、交渉を行わなければならない²⁴。複雑な事案の場合、交渉期間は延長できるが、45日を超えてはならない。
2. 交渉には、賠償責任機関の代表、損害を受けた者あるいはその合法的代理人が参加する。必要な場合には、損害を発生させた公務執行者も交渉の場に召喚して出席させる。
賠償責任機関の代表者は、損害を受けた者に対する賠償を合意し、賠償責任機関に対して責任を引き受ける権限を有する者となるものとする。
3. 交渉の場所は、当事者間に別途の合意がある場合を除き、賠償責任機関の所在地あるいは損害を受けた者が居住する社、区、市²⁵の人民委員会の所在地とする。
4. 交渉は文書で記録されなければならない。記録には次の各内容を記入する。
 - a) 交渉の年月日
 - b) 交渉の場所、交渉の参加者
 - c) 交渉参加者の各意見
 - d) 結論に至った²⁶、あるいは至らなかった交渉内容
 交渉記録には各参加者が署名をし、直ちに各交渉参加者に交付されなければならない。
5. 交渉結果は、賠償解決決定をするための基礎となる。

第20条 賠償解決決定

1. 賠償責任機関は、交渉が終結した日から10日以内に、賠償解決決定を發布しなければならない。賠償解決決定には、次の内容を記載しなければならない。
 - a) 賠償請求者の氏名、住所

²² 原語は“chi phí”（支費＝費用）

²³ 原語は“tổ chức”（＝組織する）

²⁴ 原語は“chủ trì”（＝主宰する）

²⁵ 原語は“xã”（社），“phường”（坊＝地域、地区、管轄区），“thị trấn”（市鎮＝都市）

²⁶ 原語は“thành”（＝目的を達成する）

- b) 賠償請求の理由の要約
 - c) 賠償責任を確定した根拠
 - d) 賠償額を確定した根拠及び賠償額
 - d) 賠償解決決定に賛成しない場合、裁判所に対して訴え提起する権利
 - e) 賠償解決決定の効力
2. 賠償解決決定は、賠償請求者に交付されなければならない、また、賠償責任機関の直近上級機関及び損害を発生させた公務執行者に対して送付されなければならない。

第21条 賠償解決決定の効力

賠償解決決定は、損害を受けた者が同意しない又は裁判所に訴え提起した場合を除き、損害を受けた者が決定を受け取った日から15日後に効力を有する。

第3節

裁判所における賠償解決

第22条 裁判所に対する賠償解決の訴え提起

1. 損害を受けた者は、賠償責任機関が決定を発付しないまま本法第20条に規定する賠償解決決定の発布期限が満了した場合はその満了日から、あるいは損害を受けた者が決定を受け取ったが同意しない場合はその受け取った日から、それぞれ15日以内に、本法23条の規定に従って管轄権のある裁判所に対して、賠償解決請求のため訴訟を提起する権利を有する。

損害を受けた者が客観的阻害²⁷あるいは不可抗力により期間内に訴訟提起できなかったことを証明できた場合は、客観的阻害あるいは不可抗力が存在した時間は訴え提起の時効期間に入れない。

2. 損害を受けた者は、賠償解決決定が本法第21条の規定に従って法的効力を有した場合、裁判所に賠償解決を求めて訴え提起する権利を有さない。

第23条 裁判所の管轄権及び賠償請求手続

1. 賠償請求解決の管轄を有する裁判所は、損害を受けた個人が居住し、あるいは稼働する場所又は損害を受けた組織が所在する場所又は損害が発生した場所のうち損害を受けた者の選択した場所、あるいは民事訴訟法の規定によるその他の場合における県²⁸級人民裁判所である。

²⁷ 原語は“trở ngại khách quan”。ベトナム民法161条1項参照。

²⁸ 原語は“huyện”

2. 裁判所における賠償請求の解決手続は、民事訴訟法の規定に従って行われる。

第4節

行政事件の解決過程における賠償請求の解決

第24条 行政事件訴訟の過程における賠償請求

1. 行政事件訴訟を提起する者は、不服申立の過程において、もし公務執行者の違法行為によって自らが損害を受けたと思料する場合、行政事件の解決権限を有する裁判所に対して賠償解決の実現を請求する権利を有する。この場合には、不服申立の内容のほか、訴状には次の内容をも記載しなければならない。
 - a) 公務執行者の違法行為を確定する要求
 - b) 賠償請求の内容
 - c) 損害及び賠償請求額
 - d) 賠償請求に関連する資料、証拠
2. 行政事件の解決過程における賠償請求の解決手続には、行政事件解決手続令の規定を準用する。

第25条 裁判所の判決、決定中の賠償請求解決の内容

1. 行政事件を解決する際にもし賠償請求がされている場合には、裁判所の判決、決定中には、次の内容をも記載しなければならない。
 - a) 賠償請求の理由の要約
 - b) 本法第6条に規定する賠償責任を確定する根拠
 - c) 賠償額の確定根拠及び賠償額
 - d) 賠償の方法²⁹
2. 賠償の解決は、本法の規定に従って実現される。

第3章

訴訟活動における国家賠償責任

第1節

賠償責任の範囲

第26条 刑事訴訟活動における賠償責任の範囲

国家は、次の各場合に賠償責任を負う。

²⁹ 原語は“hình thức”（形式）。

1. 暫定留置³⁰を受けた者が、刑事訴訟活動において権限を有する機関により、いかなる犯罪行為をも行っていないとの理由により、暫定留置決定を取消すとの決定を受けた場合。
2. 勾留中の者³¹、有期懲役刑又は無期懲役刑を受け、あるいは受け終わった者、死刑判決を受け、あるいはすでに死刑判決を執行された者が、刑事手続活動において権限を有する機関により、犯罪行為がないこと、当該行為が犯罪を構成しないこと、あるいは捜査期限が切れたが被疑者が罪を犯したことを証明できないことを確定する判決、決定を受けた場合。
3. 立件手続を受け³²、起訴され³³、裁判を受け³⁴、あるいは判決の執行を受けたが暫定留置、勾留あるいは有期懲役刑を受けなかった者が、刑事手続活動において権限を有する機関により、犯罪行為がないこと、当該行為が犯罪を構成しないこと、あるいは捜査期限が切れたが被疑者が罪を犯したことを証明できない旨確定する判決、決定を受けた場合。
4. 1個の事件で複数の罪について立件手続を受け、起訴され、裁判を受けた者が、懲役刑の執行を受け、その後、刑事手続活動において権限を有する機関により、その罪のうちの1つ又はいくつかの罪についてその者が罪を犯していない旨確定する判決、決定を受け、かつ、残りの罪の刑が既に勾留、執行された刑の期間より少ない場合、その者は、執行されるべき罪の刑の程度を超えて勾留、執行された期間に相当する損害について、賠償を受けることができる。
5. 1個の事件で複数の罪について立件手続を受け、起訴され、裁判を受けた者が、死刑の判決を受けたがまだ執行されておらず、その後、刑事手続活動において権限を有する機関により、死刑判決のもととなった罪を犯していない旨確定する判決、決定を受け、かつ、残りの罪の刑の総計が勾留されていた期間より少ない場合、その者は、執行されるべき罪の刑の程度を超えて勾留された期間に相当する損害について、賠償を受けることができる。
6. ある者が多数の判決を受け、裁判所がそれらの判決を併合したが、その後、刑事手続活動において権限を有する機関により、その者が罪の1つ又はいくつかを犯していない旨確定する判決、決定を受け、かつ、残りの罪の刑が既に勾留、執行された刑の期間より少ない場合、その者は、執行されるべき罪の刑の程度を超えて勾留、執行された期間に相当する損害について、賠償を受けることができる。

³⁰ 原語は“tạm giữ”。ベトナム刑訴法 86 条参照。

³¹ 原語は“tạm giam”。ベトナム刑訴法 88 条参照。

³² 原語は“khởi tố”（公訴）。ベトナム刑訴法 100 条（事件立件）、126 条（被疑者立件）参照。

³³ 原語は“truy tố”（追訴）。ベトナム刑訴法 166 条～169 条（起訴）参照。

³⁴ 原語は“xét xử”（=審理）。ベトナム刑訴法第 3 編参照。

7. 組織，個人は，本条 1 項， 2 項及び 3 項に規定された場合に関連して没収³⁵，差押³⁶，留置³⁷，没収³⁸の処分を受けて財産の損害を受けたときは，賠償を受けることができる。

第 27 条 刑事訴訟活動において損害の賠償がされない場合

1. 法律の規定により刑事責任を免除された者。
2. 他人の代わりに有罪を受け，あるいは犯罪を隠すために，虚偽の報告をし，真実と異なる資料その他の証拠物を提出した場合。
3. 1 個の事件で複数の罪について立件手続を受け，起訴され，裁判を受けた，あるいは裁判所が複数の判決を併合した場合で，その者が暫定留置，勾留，懲役刑を受け，あるいは死刑判決を受けたがまだ執行されておらず，その後，刑事手続活動において権限を有する機関により，その者が 1 つ又はいくつかの罪を犯していない旨確定する判決，決定を受けたが，本法第 26 条 4 項， 5 項及び 6 項に規定する場合に該当しない場合。
4. 被害者の要求により立件手続，起訴，裁判を受けたが，その要求が取り下げられたために事件が中止³⁹された場合。但し，その者の法律違反行為が犯罪を構成しない場合を除く。
5. ある者が，立件，起訴，裁判の時点では法規範文書に従って正しく立件，起訴，裁判を受けたが，立件，起訴，裁判の後で公布された新法規範文書により，法的効力を有する判決，決定が発布された時点では，刑事責任を負わなくなった場合。

第 28 条 民事，行政訴訟活動における賠償責任の範囲

国家は，以下の各場合において，民事訴訟あるいは行政訴訟を執行する者が発生させた損害の賠償責任を負う。

1. 緊急仮処分⁴⁰の職権による⁴¹適用。
2. 個人，機関，組織の要求した緊急仮処分以外の緊急仮処分の適用。
3. 個人，機関，組織の要求した緊急仮処分を超えた緊急仮処分の適用。
4. 違法な判決，決定の発布。

³⁵ 原語は“thu giữ”。ベトナム刑訴法 144 条参照（捜査機関の郵便局における信書，郵便物等の没収）。

³⁶ 原語は“tạm giữ”。ベトナム刑訴法 145 条参照。

³⁷ 原語は“kê biên”。ベトナム刑訴法 146 条参照。

³⁸ 原語は“tịch thu”。ベトナム刑法 40 条，同刑訴法 267 条参照（刑の執行としての没収）。

³⁹ 原語は“đình chỉ”。ベトナム刑事訴訟法第 105 条 2 項参照。

⁴⁰ 原語は“biện pháp khẩn cấp tạm thời”。

⁴¹ 原語は“tự mình”（=自ら）

第2節

賠償責任機関

第29条 刑事訴訟活動における賠償責任機関

1. 刑事訴訟活動において賠償責任を有する機関は、本法第30条、31条及び第32条の規定に従って、刑事訴訟の執行者を直接監督する機関である。

刑事訴訟の執行者を直接監督する機関がすでに分割、併合、統合あるいは解散した場合、あるいは、刑事訴訟の執行者が賠償請求書の受理時点においてその者を監督していた機関で働いていない場合、あるいは、公務執行につき委権あるいは委託があった場合、賠償責任機関は本法第14条2項a号、b号及びc号の規定に従って確定される。

2. 刑事訴訟活動における賠償責任機関は、前の手続段階において発生した損害を賠償しなければならない。

第30条 捜査機関又は刑事訴訟活動において各種捜査活動に任ぜられた機関⁴²の賠償責任

捜査機関又は刑事訴訟活動において各種捜査活動に任ぜられた機関は、以下の場合に賠償責任を負う。

1. 暫定勾留決定を發布したが、暫定留置を受けた者が法律違反行為を行っていないとの理由で権限ある検察院が暫定留置決定を破棄した場合。
2. 被疑者立件⁴³決定を發布したが、立件された者が罪を犯していない、あるいはその行為が罪を構成しないとの理由で権限ある検察院が立件決定を承認⁴⁴しなかった場合。

第31条 刑事訴訟活動における人民検察院の賠償責任

検察院は、以下の各場合に損害賠償責任を負う。

1. 検察院が権限ある捜査機関の暫定留置延長決定を承認したが⁴⁵、暫定留置された者が犯罪行為を行っていない、あるいは暫定留置期間が満了したがその者が犯罪行為を行ったことを証明できなかった場合。

⁴² 原語は“cơ quan được giao nhiệm vụ tiến hành một số hoạt động điều tra trong hoạt động tố tụng hình sự”ベトナム刑事訴訟法第111条参照。

⁴³ 原語は“khởi tố bị can”。ベトナム刑事訴訟法第126条参照。

⁴⁴ 原語は“phê chuẩn”（批准）。ベトナム刑事訴訟法第126条4項参照。

⁴⁵ ベトナム刑事訴訟法第87条2項の「承認の決定」の意味である。本条2項及び3項の「承認」も同じく「承認決定」である。

2. 検察院が権限ある捜査機関の勾留命令⁴⁶を承認し、あるいは検察院自らが勾留命令又は勾留延長命令を発布したが、捜査期間が満了しても被疑者が犯罪行為を行ったことを証明できないか、あるいは被疑者の行為が犯罪を構成しない場合。
3. 被疑者立件決定を承認したが、捜査期間が満了しても被疑者が犯罪行為を行ったことを証明できないか、あるいは被疑者の行為が犯罪を構成しない場合。
4. 被疑者に対する起訴決定をしたが、権限ある裁判所が被告人⁴⁷は罪を犯していない旨無罪判決をした場合。
5. 第一審裁判所が補充捜査のために記録を差し戻したが、その後、権限ある機関により本法第26条2項に規定された根拠の1つが存在するとの理由によって捜査の中止⁴⁸決定がなされた場合。
6. 第一審裁判所が、事件を中止する決定をした場合、あるいは第26条2項に規定された根拠の1つが存在するとの法的効力のある判決をした場合。
7. 控訴審裁判所⁴⁹が、第26条2項に規定された根拠の1つが存在するとの第一審裁判所の決定、判決を維持した場合。
8. 控訴審裁判所が被告人は犯罪行為を行っていないとの理由により無罪を言い渡した第一審裁判所の決定、判決を維持し、その後、監督審、再審の手續に従った裁判所の審理でも、被告人は犯罪行為を行っていないとの理由により被告人を無罪とした控訴審裁判所の判決、決定を維持した場合。
9. 控訴審裁判所が再捜査のために第一審判決を破棄したが、検察院が再捜査を行わなかった場合。

第32条 刑事訴訟活動における人民裁判所の賠償責任

1. 第一審裁判所は、以下の各場合に損害賠償責任を負う。
 - a) 第一審裁判所が被告人を有罪である旨判決を言い渡したが、控訴審が被告人は犯罪を行っていないとの理由により第一審判決を破棄し、被告人は無罪である旨言い渡し、事件を中止した場合、あるいは、控訴審が被告人を有罪である旨言い渡した第一審判決を再捜査のために破棄し、その後、被告人が罪を犯していないとの理由により捜査の中止又は事件の中止がされた場合、あるいは、控訴審が被告人を有罪であると言い渡した第一審判決を再審理のために破棄し、その後、犯罪を行っていないとの理由により被告人が無罪を言い渡された場合。

⁴⁶ 原語は“lệnh tạm giam”。ベトナム刑事訴訟法88条3項の「勾留状（原語では“勾留命令”）」参照。

⁴⁷ 原語は“bị cáo”。

⁴⁸ 原語は“đình chỉ”（停止＝意識「中止」）。ベトナム刑事訴訟法第169条1項（検察院の中止決定発布）。

⁴⁹ 原語は“Toà án cấp phúc thẩm”。

- b) 第一審裁判所が被告人は有罪である旨判決を言い渡し、その第一審判決が既に法的効力を有したが、監督審、再審の手續に従った裁判所の審理により、その者が犯罪を行っていないとの理由で判決が破棄され、事件が中止された場合。
- c) 第一審裁判所が被告人は有罪である旨判決を言い渡し、判決が既に法的効力を有したが、監督審、再審の手續に従った裁判所の審理により、その判決が再捜査のために破棄され、その後、本法第26条2項に規定された根拠の1つが存在するとの理由によって被告人に対する捜査の中止又は事件の中止がされた場合。
- d) 第一審裁判所が被告人は有罪である旨判決を言い渡し、判決が既に法的効力を有したが、監督審、再審の手續に従った裁判所の審理により、再審理のために判決が破棄され、その後、被告人が犯罪を行っていない旨無罪を言い渡された場合。
2. 控訴審裁判所は、以下の各場合に損害賠償責任を負う。
- a) 控訴審裁判所が被告人は有罪である旨判決を言い渡したが、監督審、再審の手續に従った裁判所の審理により、その者が犯罪行為を行っていないとの理由によって控訴審判決を破棄され、事件を中止された場合。
- b) 控訴審裁判所が被告人は有罪である旨判決を言い渡したが、監督審、再審の手續に従った裁判所の審理により、その判決が再捜査のために破棄され、その後、本法第26条2項に規定された根拠の1つが存在するとの理由によって被告人に対する捜査の中止又は事件の中止がされた場合。
- c) 控訴審裁判所が被告人は有罪である旨判決を言い渡したが、監督審、再審の手續に従った裁判所の審理により、その判決が再審理のために破棄され、その後、被告人が犯罪を行っていない旨無罪を言い渡された場合。
3. 省級若しくは中央直轄市級の人民裁判所又は軍区級及びそれに相当する⁵⁰軍事裁判所⁵¹は、それぞれの裁判官委員会が監督審、再審の手續に従った審理により被告人を有罪である旨言い渡した下級裁判所の判決を維持したとき、次の各場合に損害賠償責任を負う。
- a) 最高人民裁判所刑事裁判所が、監督審、再審の手續に従った審理によって、その者が犯罪を行っていないとの理由により、省級若しくは中央直轄市級の人民裁判所又は軍区級及びそれに相当する軍事裁判所の裁判官委員会の監督審、再審の決定を破棄し、事件を中止した場合。
- b) 最高人民裁判所刑事裁判所が、監督審、再審の手續に従った審理によって、再捜査のために省級若しくは中央直轄市級の人民裁判所又は軍区級及び

⁵⁰ 原語は“trung ương”。

⁵¹ 原語は“Toà án quân sự quân khu”。ベトナム刑事訴訟法第275条3項参照。

それに相当する軍事裁判所の裁判官委員会の監督審，再審の決定を破棄し，その後，本法第26条2項に規定された根拠の1つが存在するとの理由によって被告人に対する捜査の中止又は事件の中止がされた場合。

- c) 最高人民裁判所刑事裁判所が，監督審，再審の手續に従った審理によって，再審理のために省級若しくは中央直轄市級の人民裁判所又は軍区級及びそれに相当する軍事裁判所の裁判官委員会の監督審，再審の決定を破棄し，その後，被告人が犯罪を行っていない旨無罪を言い渡された場合。
4. 最高人民裁判所は，最高人民裁判所控訴審裁判所，最高人民裁判所刑事裁判所又は中央軍事裁判所（以下，「管轄権ある裁判所」という。）が監督審，再審の手續に従った審理によって被告人が有罪である旨言い渡した下級裁判所の判決を維持したとき，次の各場合に損害賠償責任を負う。
- a) 最高人民裁判所裁判官評議会⁵²が，被告人が犯罪を行っていないとの理由により，最高人民裁判所に所属する管轄権ある裁判所の監督審，再審の決定を破棄し，事件を中止した場合。
- b) 最高人民裁判所裁判官評議会が，再捜査のため，最高人民裁判所に所属する管轄権ある裁判所の監督審，再審の決定を破棄し，その後，本法第26条2項に規定された根拠が存在するとの理由によって被告人に対する捜査の中止又は事件の中止がされた場合。
- c) 最高人民裁判所裁判官評議会が，再審理のため，最高人民裁判所に所属する管轄権ある裁判所の監督審，再審の決定を破棄し，その後，被告人が犯罪を行っていない旨無罪を言い渡された場合。

第33条 民事・行政訴訟活動における賠償責任機関

1. 本法第28条に規定された緊急仮処分を適用する決定を発布した権限ある裁判所は，賠償責任を負う。
2. 第一審裁判所は，法的効力を有する第一審判決若しくは決定が，監督審手續に従って審理した裁判所により，その判決若しくは決定が違法かつ損害を発生させたとの理由で，破棄され，あるいは事件中止された場合，又は，再審の手續に従って審理した裁判所により，裁判官が故意に事件記録を悪用した⁵³との理由で，破棄された場合，賠償責任を負う。
3. 控訴審は，監督審手續に従って審理した裁判所により，控訴審判決若しくは決定が違法かつ損害を発生させたとの理由によって，その判決若しくは決定が破棄され，あるいは中止された場合，又は，再審の手續に従って審理した裁判

⁵² 原語は“Hội đồng Thẩm phán Tòa án nhân dân tối cao”。ベトナム刑事訴訟法第279条3項参照。

⁵³ 原語は“làm sai lệch hồ sơ vụ án”。ベトナム民事訴訟法第305条3項参照。

所により、裁判官が故意に事件記録を悪用したとの理由で、破棄された場合、損害賠償を負う。

4. 監督審，再審の手續に従って審理した裁判所は，さらに監督審若しくは再審の手續に従って審理した裁判所により，当該決定が違法かつ損害を発生させた若しくは裁判官が故意に事件記録を悪用したとの理由で，その監督審若しくは再審の決定が破棄され，又は事件中止された場合，賠償責任を負う。
5. 本条1項，2項，3項及び4項に規定する裁判所がすでに分割，併合，統合若しくは解散した場合，又は，民事訴訟若しくは行政訴訟を執行する者が賠償解決要求書を受理した時点ですでに裁判所に勤務していない場合，賠償責任機関は，本法第14条2項a号及びb号の規定に従って確定される。

第3節

訴訟執行機関における賠償解決手續

第34条 刑事訴訟執行機関における賠償解決の請求書類

1. 損害を受けた者は，本法第26条に規定された公務を執行する者が違法行為を行ったことを確定する文書を受け取った場合，以下の規定に従い，賠償責任機関に対して賠償請求書を提出する権利を有する。
 - a) 本法第30条の規定に従って捜査機関又は刑事訴訟活動において各種捜査活動に任ぜられた機関の暫定留置決定又は被疑者立件決定によって損害を受けた者は，その暫定留置決定又は被疑者立件決定を発布した捜査機関又は刑事訴訟活動において各種捜査活動に任ぜられた機関に対して，賠償請求書を提出する。
 - b) 本法第31条1項，2項，3項，4項，5項，6項，7項及び8項に規定された各場合に該当するときは，損害を受けた者は，その決定を発布した検察院に対して，賠償請求書を提出する。
 本法第31条9項に規定された控訴審裁判所が再捜査のために第一審判決を破棄したが検察院が再捜査を行わなかったことにより損害を受けた者は，再捜査要求を実行しなかった検察院に対して，賠償請求書を提出する。
 - c) 本法第32条に規定する権限ある裁判所の判決，決定により損害を受けた者は，その判決，決定を発布した裁判所に対して，賠償請求書を提出する。
2. 本条1項に規定する刑事訴訟活動における賠償請求書には以下の主要な内容を記載する。
 - a) 損害賠償請求者の氏名，住所
 - b) 賠償を求める理由
 - c) 損害及び賠償請求額

3. 賠償請求書には、請求者が本法第26条に規定する各場合の一つに該当することを確定する決定又は判決、及び賠償請求に係る資料、証拠を添付しなければならない。

第35条 民事訴訟・行政訴訟活動の執行機関における賠償解決の請求書類

1. 損害を受けた者は、本法第28条に規定された公務を執行する者が違法行為を行ったことを確定する文書を受け取った場合、以下の規定に従い、賠償責任機関に対して賠償請求書を提出する権利を有する。
 - a) 本法第28条1項、2項及び3項に各規定された緊急仮処分を適用した人民裁判所によって損害を受けた者は、その緊急仮処分を適用する決定を発した裁判所に対して、賠償請求書を提出する。
 - b) 本法第28条4項に規定された違法な判決、決定を発した人民裁判所によって損害を受けた者は、その判決、決定を発した裁判所に対して賠償請求書を提出する。
2. 本条1項に規定する民事訴訟・行政訴訟活動における賠償請求書には、以下の主要な内容を記載する。
 - a) 損害賠償請求者の氏名、住所
 - b) 賠償を求める理由
 - c) 損害及び賠償請求額
3. 賠償請求書には、公務執行者の違法行為を確定する文書及び賠償請求に係る資料、証拠を添付しなければならない。

第36条 訴訟活動における受理、確定⁵⁴、交渉、賠償解決決定発布及び賠償解決決定の効力
 刑事訴訟、民事訴訟及び行政訴訟活動における受理、確定、交渉、賠償解決決定の発布及び賠償解決決定の効力に関しては、本法第17条、18条、19条、20条及び21条の各規定を準用する。

第37条 裁判所における訴訟活動に関する賠償請求の解決

訴訟活動に関する裁判所への賠償解決の訴え提起、管轄権、裁判所における賠償解決手続については、本法第2章3節の規定に従う。

第4章

判決執行活動における国家賠償責任

⁵⁴ 第18条の脚注21に同じ。

第 1 節

範囲及び賠償責任機関

第 38 条 民事判決執行活動における賠償責任の範囲

国家は、以下の場合、公務執行者の違法行為により発生した損害の賠償責任を負う。

1. 以下の決定を發布した、あるいは發布しなかったこと
 - a) 判決執行
 - b) 判決執行に関する決定の取消、変更、補充、破棄⁵⁵
 - c) 判決執行の保全措置⁵⁶の適用
 - d) 判決執行の強制
 - d) 裁判所による緊急仮処分の適用決定の執行
 - e) 判決執行の延期
 - g) 判決執行の停止⁵⁷、中止
 - h) 判決執行の継続
2. 本条 1 項に規定された各決定の執行を実行する⁵⁸、あるいは実行しないこと。

第 39 条 刑事判決執行活動における賠償責任の範囲

国家は、以下の場合、公務執行者の違法行為により発生した損害の賠償責任を負う。

1. 死刑判決執行の決定を發布する権限を有する者が、有罪判決を受けた者の条件を審査しないまま、刑法第 35 条に規定する条件を満たす者に対して死刑判決執行の決定を發布した。
2. 裁判所の判決、決定した懲役期間を超えて人を拘束した。
3. 有罪判決を受けた者に対する判決執行の延期決定⁵⁹又は懲役判決の停止決定⁶⁰を実行しなかった。

第 40 条 判決執行活動における賠償責任機関

⁵⁵ 民事判決執行法 (26/2008/QH12) 第 37 条 を参照。

⁵⁶ 民事判決執行法 (同上) 第 66 条 を参照。

⁵⁷ 原語は“Tạm đình chỉ”。直訳では「一時的な・停止」であり、邦訳では「停止」。

⁵⁸ 原語は“Tổ chức” (= 確定する。組織する)。

⁵⁹ ベトナム刑法第 61 条, 同刑事訴訟法第 261 条参照。

⁶⁰ ベトナム刑法第 62 条, 同刑事訴訟法第 262 条参照。

1. 刑事判決執行活動における賠償責任機関は、刑務所⁶¹、拘置所⁶²、暫定留置場を管理する機関⁶³、権限ある公安機関及び判決執行決定を発布した裁判所⁶⁴である。
2. 民事判決執行活動における賠償責任機関は、公務執行者を直接監督する民事判決執行機関である。法律の規定に従って実施権限を有する人民裁判所又は人民検察院によって本法第38条1項d号、e号及びg号に各規定された決定が発布され、あるいは発布されなかった場合、これら各機関が賠償責任を負う。
3. 本法第1項、第2項に規定された各機関がすでに分割、併合、統合若しくは解散された場合、又は、賠償解決要求書を受理した時点で公務執行者がすでにその機関で勤務していない場合、公務執行につき委権あるいは委託があった場合、賠償責任機関は、本法第14条2項a号、b号及びc号の規定に従って確定される。

第2節

判決執行活動における賠償解決手続

第41条 民事判決執行機関における賠償解決の請求書類

1. 損害を受けた者は、本法第38条に規定された公務を執行する者の違法行為を確定する文書を受け取った場合、本法第40条2項及び3項に規定された権限ある機関に対して賠償請求書を提出する権利を有する。
2. 民事判決執行活動における賠償請求書には以下の主要な内容を記載する。
 - a) 損害賠償請求者の氏名、住所
 - b) 賠償を求める理由
 - c) 損害及び賠償請求額
3. 賠償請求書には、公務執行者の違法行為を確定する文書及び賠償請求に関係する資料、証拠を添付しなければならない。

第42条 刑事判決執行機関における賠償解決の請求書類

1. 損害を受けた者又はその親類⁶⁵は、本法第39条に規定された公務を執行する者の違法行為を確定する文書を受け取った場合、以下の規定に従い、賠償責任機関に対して賠償請求書を提出する権利を有する。

⁶¹ 原語は“trại giam”。

⁶² 原語は“trại tạm giam”。

⁶³ 「暫定留置場」の原語は“nhà tạm giữ”。

⁶⁴ ベトナム刑事訴訟法第256条1項参照。

- a) 本法第39条2項に規定された裁判所の判決，決定した懲役期間を超えて拘束された者は，その期間を超えて拘束を行った刑務所，拘置所，暫定留置場を管理する機関に対して，賠償請求書を提出する。
 - b) 本法第39条3項に規定された懲役刑の執行延期決定又は懲役刑の停止決定を実行されずに損害を受けた者は，権限ある公安機関に対して，賠償請求書を提出する。
 - c) 本法第39条1項に規定する死刑判決執行により損害を受けた者（伊藤注：非執行者）の親類は，その決定を発布した権限ある裁判所に対して，賠償請求書を提出する。
2. 本条1項に規定する刑事判決執行活動における賠償請求書には，以下の主要な内容を記載する。
- a) 損害賠償請求者の氏名，住所
 - b) 賠償を求める理由
 - c) 損害及び賠償請求額
3. 賠償請求書には，公務執行者の違法行為を確定する文書及び賠償請求に関する資料，証拠を添付しなければならない。

第43条 判決執行活動における受理，確定⁶⁵，交渉，賠償解決決定の発布

判決執行活動における受理，確定，交渉，賠償解決決定の発布及び賠償解決決定の効力に関しては，本法第17条，18条，19条，20条及び21条の各規定を準用する。

第44条 裁判所における判決執行活動に関する賠償請求の解決

判決執行活動に関する裁判所への賠償解決の訴え提起，管轄権，裁判所における賠償解決手続については，本法第2章3節の規定に従う。

第5章

賠償される損害

第45条 財産が侵害されたことによる損害

- 1. 財産が裁判所の命令によって売却され⁶⁷，喪失された場合，その損害は，賠償解決の時点における同種の財産若しくは同様の性能，技術的水準を有する財

⁶⁵ 原語は“thân nhân”。

⁶⁶ 第18条の脚注21に同じ。

⁶⁷ 原語は“phát mại”（発売=裁判所による売却）。

産の市場価格及び売却あるいは喪失された財産の損失の程度に基づいて確定される。

2. 財産が損壊した場合、その損害は、賠償解決の時点における市場価格に従い、当該財産の修理、回復に関連する費用である。もし、損壊された財産が修理、回復できない場合、その損害は、本条1項の規定に従って確定される。
3. 財産を使用、利用⁶⁸しなかったことにより損害が発生した場合、その損害は、失われた実収入である。賃貸財産に関しては、失われた実収入は、賠償解決の時点における同種の財産又は同様の技術的水準、性能、機能⁶⁹及び品質を有する財産の賃貸価格と同程度として確定される。市場において賃貸されていない財産に関しては、失われた実収入は、損害発生時点以前の通常の下況下において損害を受けた財産から得られる収入に基づいて確定される。もし留置された財産が被害者又は他の管理者に渡された場合、財産の損失を阻止し、制限し、克服するための合理的な費用は、賠償される損害である。
4. 権限ある国家機関の決定に従って国庫に納付され、没収され、若しくは判決執行に使用された金銭⁷⁰及び権限ある国家機関が担保として保管していた金銭は、被害者又はその親族に返還される。その金銭が有利子の貸借金である場合、合法的な利息全額を返還しなければならない。その金銭が有利子の貸借金ではない場合、賠償解決の時点においてベトナム国家銀行が公布する基本利息割合に基づき、利息全額を被害者又はその親族に返還しなければならない。

第46条 実収入が失われ、又は減少したことによる損害

1. 確定し得る収入を有する個人、組織は、失われた実収入額に従って賠償を受けることができる。
2. 個人が一定の収入を得ているがその金額が安定しない場合、賠償額は、損害発生時点の直近3連続月の平均収入に基づいて確定される。
3. 収入を有するがその収入額が安定せず、かつ具体的な確定根拠を有さない個人又は臨時的⁷¹性質の収入を有する個人は、当該地域において同種の労働者が得る平均収入額を適用される。平均収入が確定できない場合、賠償金は、賠償解決の時点で国家が規定している行政分野での最低賃金（以下、「最低賃金」という。）が適用される。

第47条 精神的損害

⁶⁸ 原語は“khai thác”（開拓）。

⁶⁹ 原語は“tác dụng”（作用）。

⁷⁰ 原語は“khoản tiền”。

⁷¹ 原語は“thời vụ”（時務＝今の仕事、収穫季節）。

1. 行政上の留置を受けている期間中、又は更正施設、再教育施設若しくは医療施設に収容されている期間中の精神的損害は、行政上の留置を受け又は更正施設、再教育施設若しくは医療施設に収容されていた1日につき、2日分の最低賃金として確定される。
2. 暫定留置、勾留、懲役刑の執行の場合における精神的損害は、暫定留置、勾留、懲役刑の執行を受けていた1日につき、3日分の最低賃金として確定される。
3. 被害者が死亡した場合における精神的損害は、最低賃金の360か月分として確定される。
4. 健康を侵害された場合における精神的損害は、損なわれた健康の程度に基づいて確定されるが、最低賃金の30か月分を超えないものとする。
5. 本条2項に規定された各場合以外に立件手続され、起訴され、公判を受け、あるいは判決を執行された場合における精神的損害は、立件手続、起訴、公判、又は非拘束強制⁷²若しくは執行猶予⁷³の判決執行を受けていた1日につき、1日分の最低賃金として確定される。損害賠償の計算期間は、被疑者立件手続の決定がされた日から、権限ある機関によってその者が本法第26条の規定により賠償される場合に該当する旨確定する判決、決定が出された日までである。

第48条 被害者が死亡したことによる物的損害

1. 被害者が死亡する前に、被害者を治療し、健康を改善し、看護するのに要した合理的な費用。
2. 社会保障法⁷⁴に従った合理的な葬儀費用。
3. 被害者が扶養義務を有する者に対する給養金。毎月の給養金は、法律に他の定めがある場合又は権限ある国家機関による有効な決定に従って既に確定された場合を除き、賠償解決の時点における最低賃金額をもって確定される。

第49条 健康侵害により生じた物的損害

1. 被害者の健康及び失った又は減少した機能を治療し、看護し、快復するための合理的な費用。
2. 本法第46条の規定に基づく、失われ又は減少した被害者の実収入。
3. 治療期間中の合理的費用及び被害者を看護した者が失った実収入。
4. 被害者が労働能力を失い、常時他者による看護を必要とする場合、賠償される損害には、被害者の看護に要する合理的費用、被害者が給養義務を果たして

⁷² 原語は“cải tạo không giam giữ”。ベトナム刑法第31条、同刑事訴訟法第264条参照。

⁷³ 原語は“phạt tù cho hưởng án treo”。ベトナム刑法第60条、同刑事訴訟法第264条参照。

⁷⁴ 原語の正式名は“pháp luật về bảo hiểm xã hội”。

いる者への給養金を含む。毎月の給養金の額は、法律に他の定めがある場合又は権限ある国家機関による有効な決定に従って既に確定された場合を除き、賠償解決の時点における最低賃金額をもって確定される。

第50条 財産の返還

没収⁷⁵、差押、留置又は没収を受けた財産は、没収、差押、留置又は没収の各決定が取り消されたときは、ただちに返還されなければならない。

第51条 刑事訴訟活動において損害を受けた者に対する名誉回復

1. 本法第26条1項、2項及び3項に規定した損害を受けた者又はその法的代理人から名誉回復に関する文書による請求を受けた日から30日以内に、その請求を受理した賠償責任機関は、謝罪、公開訂正を行わなければならない。
2. 謝罪及び公開訂正は、以下の形式で行われる。
 - a) 被害者が居住し、あるいは勤務する場所において、当該地域の代表者、被害者が勤務する機関の代表者、被害者が所属する何らかの政治社会組織の代表者の参加のもと、直接的に謝罪し、公開訂正を行う。
 - b) 被害者あるいはその法的代理人の要求に基づき、1つの中央新聞及び1つの地方新聞に3版連続で掲載する。
3. 被害者が死亡した場合、その親族が名誉回復を請求する権利を有する。

第6章

賠償経費及び支払手続

第52条 賠償経費

1. 中央機関が賠償責任を有する場合、賠償経費は中央予算から確保される。
2. 地方機関が賠償責任を有する場合、賠償経費は地方予算から確保される。

第53条 賠償経費の概算

各級の財政機関は、毎年、前年の賠償実績に基づき、自らの概算予算への組込及び国家予算法⁷⁶の規定に従って決定権限を有する国家機関に対する報告を行うため、同級の機関や下部組織⁷⁷と協力して賠償経費の概算を行い、この予算は賠償金の支払要求があった場合に各機関や下部組織に対して支払われる。

⁷⁵ 本法26条7項を参照。

⁷⁶ 原語での正式名は“pháp luật về ngân sách nhà nước”

⁷⁷ 原語は“đơn vị”（単位＝基礎組織、団体の下部組織）

第54条 賠償金の配分⁷⁸及び支払の手順、手続⁷⁹

1. 賠償責任機関は、賠償解決に関する法的効力のある判決又は決定を受け取った日から5営業日以内に、同級の財政機関に対して賠償を提案する書類を送らなければならない。機関が中央予算から経費を受け取る場合、書類は上級監督機関に送るものとする。
 書類を受け取った機関は、5営業日以内に、経費配分を求める賠償提案書類が法律の規定に合っているかを調査し、又は同級の財政機関に対して賠償経費の配分を求めるために書類を送る責任を負う。書類が法律の規定に合致しない場合、書類を受け取った機関は、賠償責任機関に対して、書類を補充するか、又は賠償解決決定を変更、補充するように指導する。書類を補充する期間は15日を超えてはならない。
2. 賠償を提案する書類に含むもの。
 - a) 賠償を受けられる者、具体的な損害に対する各賠償金の額及び賠償実施のために配当を求める総額について十分かつ具体的に記載された賠償経費の配分提案書。
 - b) 公務執行者の違法行為を確定する旨の権限ある国家機関による判決、決定の写し。
 - c) 賠償解決に関する権限ある機関による法的効力のある判決、決定
3. 権限ある財政機関は、法律規定に合致する賠償提案書類を受け取った日から10日以内に、損害を受けた者への支払のため、賠償責任機関に対して経費を配分する。
4. 賠償責任機関は、財政機関から配分された経費を受け取った後、5営業日以内に、被害者又はその親族に対して、賠償金の支払を行わなければならない。
5. 賠償解決に関する裁判所の判決、決定が法的効力を有したのに賠償責任機関が自発的に実施しない場合、賠償を受けられる者は、民事判決執行法⁸⁰の規定に従って民事判決執行機関に対して実施を求める権利を有する。

第55条 賠償経費の決算⁸¹

各賠償責任機関及び下部組織は、会計年度が終了する際、賠償支払をした経費の決算を行い、それぞれの機関及び組織の年度予算の決算において統合し⁸²、国家予算法の規定に従って権限ある機関にそれを送ることとする。

⁷⁸ 原語は“cấp”（給＝発行する、割り当てる）

⁷⁹ 原語は“trình tự”（程序＝手順）、“thủ tục”（手続）

⁸⁰ 原語での正式名は“pháp luật thi hành án dân sự”

⁸¹ 原語は“quyết toán”

⁸² 原語は“tổng hợp chung”（総合・）

第 7 章

返済責任

第 5 6 条 公務執行者の返済及び責任処理の義務

1. 故意・過失⁸³により損害を発生させた公務執行者は、権限ある機関の決定に従って、損害を受けた者に国家が賠償した金額⁸⁴を返済する義務を負う。
2. 過失⁸⁵により本法第 2 6 条に規定する損害を発生させた公務執行者は、返済義務を負う必要はない。
3. 公務遂行者は、本条 1 項に規定した返済とは別に、違法の性質と程度に応じて、懲戒処分⁸⁶を受け、あるいは法律の規定に従って刑事責任を追求されなければならない。

第 5 7 条 返済額の確定根拠

1. 返済額の確定根拠は次による。
 - a) 公務執行者の故意・過失の程度
 - b) 発生した損害の重大性
 - c) 公務執行者の経済状態

政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、公務執行者の返済額の確定に関する詳細を規定するものとする。
2. 複数の公務執行者が損害を発生させた場合、これらの者は連帯して返済義務を負う。賠償責任機関は、返済義務を負う各人に対して返済額を統一的に確定するため、損害を発生させた公務執行者を管理する各機関を統轄⁸⁷し、これらと協力する。

第 5 8 条 返済の確定手順、手続

1. 賠償責任機関は、賠償を実行した日から 2 0 日以内に、損害を発生させた公務執行者についての返済責任及び返済額を確定するため、返済責任検討委員会⁸⁸を設置する。

⁸³ 原語では“lỗi”とのみ記述しており、故意・過失双方を含む。

⁸⁴ 原語では“một khoản”（≒the amount）とあるが、賠償額の一部か全部かも含めて機関が決定する。

⁸⁵ 原語では“lỗi vô ý”と限定している。

⁸⁶ 原語では“xử lý kỷ luật”（2 語ずつで「処理・紀律」）。

⁸⁷ 原語では“chủ trì”。

⁸⁸ 原語では“Hội đồng xem xét trách nhiệm hoàn trả”

複数の異なる機関に所属する複数の公務員がお互いに損害を発生させた場合、損害を発生させた各公務執行者に対して返済責任及び返済額を確定するため、関連機関の代表者が返済責任検討委員会に参加しなければならない。

政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、公務執行者の返済責任を検討する委員会についての設置、構成、任務、権限を規定するものとする。

2. 本法第59条に規定する権限を有する者は、賠償を実行した日から30日以内に、返済決定を發布する。返済決定は、返済義務を有する者、賠償責任機関の直近上級機関に対して送付しなければならない。

第59条 返済決定の發布権限

1. 賠償責任機関の長は、返済決定を發布する権限を有する。
2. 賠償責任機関の長が返済義務を負う者である場合、その者の直近上級機関の長が返済決定を發布する権限を有する。

第60条 返済決定に対する不服申立、訴え提起

返済責任を負う公務執行者は、返済決定に同意しない場合、不服申立・告訴法又は行政事件解決手続法の規定に従って、当該決定に対する不服申立て又は訴え提起をする権利を有する。

第61条 返済決定の効力

1. 返済決定は、損害を発生させた公務執行者が当該決定に対して不服申立又は訴え提起をしない場合、その署名の日から15日後に効力を有する。
2. 返済決定を發布した機関は、法的効力を有した返済決定に基づき、返済すべき金銭の徴収を行う責任を有する。

第62条 返済の実行

1. 返済は、一括又は分割により行うことができる。
2. 返済が公務執行者の毎月の給料⁸⁹から差し引いて行われる場合、その最低限は毎月の給料の総収入の10パーセント未満にはできず、かつ、30パーセントを超えることはできない。

第63条 返済金の管理、使用

賠償責任機関は、返済金を全額かつ適時に国家予算に納めなければならない。返済金の管理及び使用は、国家予算法の規定に従って行う。

⁸⁹ 原語は“luong”（糧＝賃金、手間賃）

第 8 章

施行に関する規定

第 6 4 条 賠償解決過程における裁判費用，手数料，その他の各種費用及び税金の不徴収

1. 被害者は，本法の規定に従って国家の責任の範囲にある損害の賠償請求権を行使する場合，手数料，裁判費用及びその他の費用を支払う必要はない。
2. 被害者が受け取った賠償金に対しては，個人所得税，法人税を課税しない。

第 6 5 条 施行の効力

1. この法律は，2010年1月1日から効力を生じる。
2. 以下に掲げる法規範文書は，本法の効力が生じた時点で効力を失う。
 - a) 刑事手続活動において権限を有する者により不正義を受けた者への賠償に関する国会常任委員会の2003年3月17日付け決議第388/2003/NQ-UBTVQH11及びその施行に関する指導文書。
 - b) 公務員，国家職員及び手続遂行機関の権限を有する者によって生じた損害に対する賠償の解決に関する政府の1997年5月3日付け政令47/CP及びその施行に関する指導文書。

第 6 6 条 経過措置規定

1. 本法が効力を有する前に「刑事手続活動において権限を有する者により不正義を受けた者への賠償に関する国会常任委員会の2003年3月17日付け決議第388/2003/NQ-UBTVQH11」及び「公務員，国家職員及び手続遂行機関の権限を有する者によって生じた損害に対する賠償の解決に関する政府の1997年5月3日付け政令47/CP」に従って受理されたがまだ解決されていない，あるいは解決中の事案に関しては，それらの法規範文書を解決のために引き続き適用する。
2. 「刑事手続活動において権限を有する者により不正義を受けた者への賠償に関する国会常任委員会の2003年3月17日付け決議第388/2003/NQ-UBTVQH11」及び「公務員，国家職員及び手続遂行機関の権限を有する者によって生じた損害に対する賠償の解決に関する政府の1997年5月3日付け政令47/CP」に従って賠償されることができ，これら文書の規定によればまだ時効が来ていないが，未だ国家賠償の要求がされていない，または要求はされたがまだ受理していない場合，本法の各規定が解決のために適用される。

第 6 7 条 施行にかかる細則及び指導規定

政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、本法内の委任条項の実行についての細則、指導規定及び国家管理の要請に応えるための本法にかかるその他の必要な指導規定を定める。

本法は、ベトナム社会主義共和国第12期第5回国会において、2009年6月18日、承認された。

国会議長

グエン・フー・チョン

～外国法令紹介～

(本法令は、平成 21 年 12 月 26 日、第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 12 次会議において成立したものであり、今般、独立行政法人国際協力機構(JICA)の御厚意により掲載させていただいたものである。)

中華人民共和国権利侵害責任法^{*1}

目次

第 1 章	一般規定
第 2 章	責任構成及び責任方式
第 3 章	責任を負わない場合及び責任が減輕される場合
第 4 章	責任主体に関する特殊規定
第 5 章	製造物責任
第 6 章	機動車交通事故責任
第 7 章	医療損害責任
第 8 章	環境汚染責任
第 9 章	高度危険責任
第 10 章	飼育動物損害責任
第 11 章	工作物損害責任
第 12 章	付則

第 1 章 一般規定

第 1 条 民事主体の適法な權益を保護し、権利侵害責任を明確にし、権利侵害行為を予防し、かつ、制裁し、社会の和諧・安定を促進するために、本法を制定する。

第 2 条 民事權益を侵害したときは、本法に従い権利侵害責任を負わなければならない。

2 本法にいう民事權益には、生命權、健康權、姓名權、名譽權、榮譽權、肖像權、プライバシー權、婚姻自主權、監護權、所有權、用益物權、担保物權、著作權、特許權、商標權、発見權、株主權、相続權等の人身、財産權益が含まれる。

第 3 条 被権利侵害者は、権利侵害者に対し、権利侵害責任を負うよう請求する權利を有する。

第 4 条 権利侵害者が同一の行為により行政責任又は刑事責任を負わなければならない場合であっても、法により権利侵害責任を負うことに影響しない。

2 同一の行為により権利侵害責任、行政責任、刑事責任を負わなければならない場合に、権利侵害者の財産が支払に不足するときは、まず権利侵害責任を負う。

第 5 条 その他の法律が権利侵害責任について別途特別規定を置く場合には、その規定による。

*1 翻訳：JICA 長期専門家・日本国弁護士 住田尚之

第2章 責任構成及び責任方式

第6条 行為者が故意・過失^{*1}により他人の民事権益を侵害した場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

2 法律の規定に基づき行為者に故意・過失があることが推定される場合に、行為者が自己に故意・過失がないことを証明できないときは、権利侵害責任を負わなければならない。

第7条 行為者が他人の民事権益を侵害した場合に、行為者の故意・過失の有無を問わず法律が権利侵害責任を負わなければならないと定めるときは、その規定による。

第8条 二人以上が共同して権利侵害行為を行い、他人に損害を生じさせた場合には、連帯責任を負わなければならない。

第9条 他人を教唆し、又は幫助して権利侵害行為を行った場合には、行為者と連帯責任を負わなければならない。

2 民事行為無能力者、制限民事行為能力者を教唆、幫助して権利侵害行為を行わせた場合には、権利侵害責任を負わなければならない。当該民事行為無能力者、制限民事行為能力者の監護人が監護責任を尽くしていなかった場合には、相応の責任を負わなければならない。

第10条 二人以上が他人の人身、財産の安全に危険を及ぼす行為を行い、そのうち一人又は数人の行為が他人に損害を生じさせた場合に、具体的な権利侵害者が特定できるときは、権利侵害者が責任を負う。具体的な権利侵害者を特定することができないときは、行為者は連帯責任を負う。

第11条 二人以上がそれぞれ権利侵害行為を行い同一の損害を生じさせ、各人の権利侵害行為がい

ずれも全ての損害を生じさせるに足る場合には、行為者は連帯責任を負う。

第12条 二人以上がそれぞれ権利侵害行為を行い同一の損害を生じさせ、責任の大小を確定することができる場合には、各自が相応の責任を負う。責任の大小を確定することが難しい場合には、平均して賠償責任を負う。

第13条 法律が連帯責任を負うと定める場合には、被権利侵害者は、一部又は全部の連帯責任者に責任を負うよう請求する権利を有する。

第14条 連帯責任者は、各自の責任の大小に基づいて相応の賠償金額を確定する。責任の大小を確定することが難しい場合には、平均して賠償責任を負う。

2 自己の賠償金額を超過して支払った連帯責任者は、その他の連帯責任者に対して求償する権利を有する。

第15条 権利侵害責任を負う方式には、主に以下のものがある。

- (1) 侵害の停止
- (2) 妨害の排除
- (3) 危険の除去
- (4) 財産の返還
- (5) 原状の回復
- (6) 損害の賠償
- (7) 謝罪

- (8) 影響の除去、名誉の回復

2 以上の権利侵害責任を負う方式は、単独で適用することができ、合わせて適用することもできる。

第16条 他人を侵害して人身損害を生じさせた場合には、医療費、看護費、交通費等の治療及びリハビリのために支出する合理的な費用並びに休業により減少した収入を賠償しなければならない。

*1 訳注：原文で用いられている「過錯」という言葉は、「法律上及び道徳上非難されるべき行為を行うにあたり行為者を支配する故意又は過失の状態を言う」（王利明「侵權行為法」（法律出版社）69頁）、あるいは「加害者の一種の帰責可能な心理状態をいい、故意及び過失の二種類の形式により表現される」（張新宝「侵權行為法」（浙江大学出版社）52頁）と解説されるように、過失のみならず故意がある場合をも包摂する用語であると理解されているため、本訳においては「故意・過失」と訳すこととする。また、第26条においても原文は「過錯」という用語を用いているが、第27条が被害者の故意ある場合を別途定めており、第26条の「過錯」には解釈上故意が含まれないことが明白であるため、この部分のみ「過錯」を「過失」と訳している。なお、第72条、第73条、第78条は原文が「過失」となっているのでそのまま「過失」と訳している。

後遺症が生じた場合には、更に後遺症生活補助具費用及び後遺症賠償金を賠償しなければならない。死亡させた場合には、更に葬式費用及び死亡賠償金を賠償しなければならない。

第 17 条 同一の権利侵害行為により多くの人を死亡させた場合には、同一金額をもって死亡賠償金を確定することができる。

第 18 条 被権利侵害者が死亡した場合には、その近親族は、権利侵害者に対し、権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。被権利侵害者が団体であり、当該団体が分割又は合併した場合には、権利を承継した団体は、権利侵害者に対し、権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。

2 被権利侵害者が死亡した場合には、被権利侵害者の医療費、葬式費等の合理的費用を支払った者は、権利侵害者に対し、費用を賠償するよう請求する権利を有する。ただし、権利侵害者が当該費用を既に支払った場合を除く。

第 19 条 他人の財産を侵害した場合には、財産の損害は、損害が生じた時の市場価格又はその他の方式に従って計算する。

第 20 条 他人の人身権益を侵害して財産損害を生じさせた場合には、被権利侵害者がこれにより受けた損害に従って賠償する。被権利侵害者の損害を確定することが難しく、権利侵害者がこれにより利益を得ている場合には、その得た利益に従って賠償する。権利侵害者がこれにより得た利益を確定することが難しく、被権利侵害者及び権利侵害者において賠償金額についての協議が整わず、人民法院に訴えを提起した場合には、人民法院が実際の状況に基づき賠償金額を確定する。

第 21 条 権利侵害行為が他人の人身、財産の安全に危険を及ぼす場合には、被権利侵害者は、権利侵害者に対して、侵害の停止、妨害の排除、危険の除去等の権利侵害責任を負うよう請求することができる。

第 22 条 他人の人身権益を侵害し、他人に重大な精神的損害を生じさせた場合には、被権利侵害者は、精神的損害賠償を請求することができる。

第 23 条 他人の民事権益が侵害されるのを防止、制止するために自己が損害を被った場合には、権

利侵害者が責任を負う。権利侵害者が逃亡し、又は責任を負うことができない場合に、被権利侵害者が補償を請求したときは、受益者が適当な補償を与えなければならない。

第 24 条 被害者及び行為者が損害の発生についていずれも故意・過失がない場合には、実際の状況に基づき、双方に損害を分担させることができる。

第 25 条 損害が発生した後に、当事者は、賠償費用の支払方法を協議することができる。協議が一致しない場合は、賠償費用は一度に支払わなければならない。一度の支払が確かに困難である場合には、分割で支払うことができるが、相応の担保を提供しなければならない。

第 3 章 責任を負わない場合及び責任が減輕される場合

第 26 条 被権利侵害者にも損害の発生について過失がある場合には、権利侵害者の責任を減輕することができる。

第 27 条 損害が被害者の故意により生じたものである場合には、行為者は、責任を負わない。

第 28 条 損害が第三者により生じた場合には、第三者は、権利侵害責任を負わなければならない。

第 29 条 不可抗力により他人に損害が生じた場合には、責任を負わない。法律に別途規定がある場合には、その規定に従う。

第 30 条 正当防衛により損害を生じさせた場合には、責任を負わない。正当防衛が必要な限度を超え、あるべきでない損害を生じさせた場合には、正当防衛者は適当な責任を負わなければならない。

第 31 条 緊急避難により損害を生じさせた場合には、危険な状況を生じさせた者が責任を負う。危険が自然の原因により生じた場合には、緊急避難者は責任を負わないか、又は適当な補償を行う。緊急避難によりとった措置が不当又は必要な限度を超え、あるべきでない損害を生じさせた場合には、緊急避難者は、適当な責任を負わなければならない。

第 4 章 責任主体に関する特殊規定

第 32 条 民事行為無能力者、制限民事行為能力者が他人に損害を生じさせた場合には、監護人が権利侵害責任を負う。監護人が監護責任を尽くした場合には、その権利侵害責任を減輕することができる。

2 財産を有する民事行為無能力者、制限民事行為能力者が他人に損害を生じさせた場合には、本人の財産から賠償費用を支払う。不足する部分は、監護人が賠償する。

第 33 条 完全民事行為能力者が自己の行為に対して一時的に意識を失い、又は制御を失って他人に損害を生じさせ、これについて故意・過失がある場合には、権利侵害責任を負わなければならない。故意・過失がない場合には、行為者の経済状況に基づき、被害者に対して適当な補償をする。

2 完全民事行為能力者が飲酒、麻酔薬品又は精神薬品の乱用により自己の行為に対して一時的に意識を失い、又は制御を失って他人に損害を生じさせた場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

第 34 条 雇用単位の従業員が業務上の任務の執行により他人に損害を生じさせた場合には、雇用単位が権利侵害責任を負う。

2 労務派遣期間において、派遣された従業員が業務上の任務の執行により他人に損害を生じさせた場合には、労務派遣を受け入れた用工単位が権利侵害責任を負う。労務派遣単位に故意・過失がある場合には、相応の補充責任を負う。

第 35 条 個人の間で労務関係を形成し、労務を提供する側が労務により他人に損害を生じさせた場合には、労務を受け入れた側が権利侵害責任を負う。労務を提供する側が労務により自ら損害を受けた場合には、双方各自の故意・過失に基づいて相応の責任を負う。

第 36 条 ネットワーク利用者、ネットワークサービス提供者がネットワークを利用して他人の民事権益を侵害した場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

2 ネットワーク利用者がネットワークサービスを利用して権利侵害行為を行った場合には、被権利侵害者は、ネットワークサービス提供者に対して、削除、遮蔽、接続の切断等の必要な措置をとるよう通知する権利を有する。ネットワークサービス

提供者が通知を受けた後、遅滞なく必要な措置をとらなかった場合には、損害が拡大した部分について当該ネットワーク利用者と連帯責任を負う。

3 ネットワークサービス提供者が、ネットワーク利用者が当該ネットワークサービスを利用して他人の民事権益を侵害していることを知っていながら必要な措置をとらなかった場合には、当該ネットワーク利用者と連帯責任を負う。

第 37 条 ホテル、ショッピングセンター、銀行、駅、娯楽施設等の公共の場所の管理者又は大衆的活動の組織者が安全保障義務を尽くさず、他人に損害を生じさせた場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

2 第三者の行為により他人に損害が生じた場合には、第三者が権利侵害責任を負う。管理者又は組織者が安全保障義務を尽くしていなかった場合には、相応の補充責任を負う。

第 38 条 民事行為無能力者が幼稚園、学校その他の教育機関での学習、生活期間において人身損害を被った場合には、幼稚園、学校その他の教育機関が責任を負わなければならない。ただし、教育、管理の職責を尽くしたことを証明できる場合は、責任を負わない。

第 39 条 制限民事行為能力者が学校その他の教育機関での学習、生活期間において人身損害を被った場合に、学校その他の教育機関が教育、管理の職責を尽くしていなかったときは、責任を負わなければならない。

第 40 条 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者が幼稚園、学校その他の教育機関での学習、生活期間において、幼稚園、学校その他の教育機関以外の者による人身損害を被った場合には、権利侵害者が権利侵害責任を負う。幼稚園、学校その他の教育機関が管理の職責を尽くしていなかった場合には、相応の補充責任を負う。

第 5 章 製造物責任

第 41 条 製品に欠陥があったことにより他人に損害を生じさせた場合には、生産者は権利侵害責任を負わなければならない。

第 42 条 販売者の故意・過失により製品に欠陥を生じさせ、他人に損害を生じさせた場合には、販

売者は、権利侵害責任を負わなければならない。

- 2 販売者が欠陥製品の生産者を明示することができず、欠陥製品の供給者を明示することもできない場合には、販売者は権利侵害責任を負わなければならない。

第 43 条 製品に欠陥があったことにより損害を生じさせた場合には、被権利侵害者は、製品の生産者に賠償を請求することができ、製品の販売者に賠償を請求することもできる。

- 2 製品の欠陥が生産者によって生じた場合には、販売者は賠償した後で生産者に対して求償する権利を有する。
- 3 販売者の故意・過失によって製品に欠陥が生じた場合には、生産者は賠償した後で販売者に対して求償する権利を有する。

第 44 条 運送業者、倉庫業者等の第三者の故意・過失によって製品に欠陥が生じ、他人に損害を生じさせた場合には、製品の生産者、販売者は、賠償した後で第三者に対して求償する権利を有する。

第 45 条 製品の欠陥が他人の人身、財産の安全に危険を及ぼす場合には、被権利侵害者は、生産者、販売者に対して、妨害の排除、危険の除去等の権利侵害責任を請求する権利を有する。

第 46 条 製品が流通した後に欠陥があることが発見された場合には、生産者、販売者は、遅滞なく警告、リコール等の救済措置をとらなければならない。遅滞なく救済措置をとらず、又は救済措置が不十分で損害を生じさせた場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

第 47 条 製品に欠陥があることを明らかに知っていながらお生産、販売し、他人の死亡又は健康への重大な損害を生じさせた場合には、被権利侵害者は、相応の懲罰的賠償を請求する権利を有する。

第 6 章 自動車^{*1} 交通事故責任

第 48 条 自動車が交通事故を起こし、損害を生じさせた場合には、道路交通安全法の関連規定に従い賠償責任を負う。

第 49 条 賃貸借、使用貸借等により、自動車の所有者と使用者とが同一人物でない場合に、交通事故が発生し、それが当該自動車側の責任であるときは、保険会社が自動車強制保険の責任限度額の範囲で賠償を行い、不足する部分については、自動車の使用者が賠償責任を負う。自動車の所有者も損害の発生について故意・過失がある場合には、相応の賠償責任を負う。

第 50 条 当事者の間で既に売買等の方法で自動車の譲渡及び引渡しが行われたが、所有権の移転登記を行っていない場合に、交通事故が発生し、それが当該自動車側の責任であるときは、保険会社が自動車強制保険の責任限度額の範囲で賠償を行い、不足する部分については、譲受人が賠償責任を負う。

第 51 条 自己組立て^{*2}又は既に廃棄基準に達した自動車を売買等の方法で譲渡し、交通事故を起こして損害を生じさせた場合には、譲渡人と譲受人が連帯責任を負う。

第 52 条 窃盗、強取又は強奪された自動車が交通事故を起こして損害を生じさせた場合には、窃盗者、強取者又は強奪者が賠償責任を負う。保険会社が自動車強制保険の責任限度額の範囲で救助費用を立て替えた場合には、交通事故責任者に対して求償する権利を有する。

第 53 条 自動車の運転者が交通事故発生後に逃亡した場合において、当該自動車が強制保険に加入しているときは保険会社が自動車強制保険の責任限度額の範囲で賠償を行い、自動車が不明なとき又は当該自動車が強制保険に加入していないとき

*1 自動車とは、中華人民共和国道路交通安全法上、「動力装置をもって駆動し、又は牽引し、道路において走行し人員の乗用に供し、又は物品の運送に用い、及び工事専門作業を行う車輪付車両」と定義されており（同法第 119 条 3 号）、乗用自動車、トラック等のほかクレーン車等の工事用の車両を含む。

*2 訳注：自己組立て（原文「拼装」）の自動車とは、一般に、勝手に部品を集めて来て組み立てた自動車を指す。「中華人民共和国道路交通安全法」等の規定で明確に製造・販売が禁止されている（同法 16 条 1 号、100 条 1 項、103 条 4 項。ただし同法には「拼装」の定義規定はない）。

であって、被権利侵害者の人身の傷亡に関する救助、葬式等の費用を支払う必要があるときは道路交通事故社会救助基金がこれを立て替える。道路交通事故社会救助基金が立替払いを行った後、その管理機構は、交通事故責任者に対して求償する権利を有する。

第7章 医療損害責任

第54条 患者が診療活動中に損害を被り、医療機関及びその医務者に故意・過失がある場合には、医療機関が賠償責任を負う。

第55条 医務者は、診療活動において、患者に対して、病状及び医療措置を説明しなければならない。手術、特殊な検査、特殊な治療を実施する必要がある場合には、医務者は、遅滞なく患者に対して医療リスク、代替医療方法等の状況を説明し、かつ、その書面による同意を取得しなければならない。患者に対して説明するのが適切でない場合には、患者の近親族に対して説明し、かつ、その書面による同意を取得しなければならない。

2 医務者が前項の義務を尽くさず、患者に損害を生じさせた場合には、医療機関は賠償責任を負わなければならない。

第56条 生命の危機に瀕している患者に応急手当をする等の緊急の状況により、患者又はその近親族の意見を聴取することができない場合には、医療機関の責任者又は授權された責任者の承認を経て、ただちに相応の医療措置を実施することができる。

第57条 医務者が診療活動において当時の医療水準に相応する診療義務を尽くさず、患者に損害を生じさせた場合には、医療機関は賠償責任を負わなければならない。

第58条 患者に損害が生じ、それが次に掲げる状況の一つによる場合には、医療機関に故意・過失があるものと推定する。

- (1) 法律、行政法規、規章その他の診療規範に関する規定に違反したとき
- (2) 紛争に関する病歴資料を隠匿し、又は提供を拒絶したとき
- (3) 病歴資料を偽造し、改竄し、又は廃棄したとき

第59条 薬品、消毒薬剤、医療器具の欠陥、又は不合格の血液を輸血したことにより患者に損害を生じさせた場合には、患者は、生産者又は血液の提供機関に賠償を請求することができ、医療機関に賠償を請求することもできる。患者が医療機関に賠償を請求した場合には、医療機関は賠償をした後に、責任を有する生産者又は血液の提供機関に対して求償する権利を有する。

第60条 患者に損害が生じ、それが次に掲げる状況の一つによる場合には、医療機関は賠償責任を負わない。

- (1) 医療機関が診療規範に適合する診療を行うのに患者又は近親者が協力しなかったとき。
- (2) 医務者が生命の危機に瀕している患者の救助等の緊急の状況において合理的な診療義務を尽くしたとき。
- (3) 当時の医療水準の限界により診療できなかったとき。

2 前項第1号の場合において、医療機関及びその医務者にも故意・過失があるときは、相応の賠償責任を負わなければならない。

第61条 医療機関及びその医務者は、規定に従い、入院日誌、カルテ、検査報告、手術及び麻酔記録、病理資料、看護記録、医療費用等の病歴資料を記入し、かつ、適切に保管しなければならない。

2 患者が前項の定める病歴資料の閲覧、複写を求めた場合には、医療機関はこれを提供しなければならない。

第62条 医療機関及びその医務者は、患者のプライバシーを守らなければならない。患者のプライバシーを漏洩し、又は患者の同意を経ずにその病歴資料を公開して患者に損害を生じさせた場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

第63条 医療機関及びその医務者は、診療規範に違反して不必要な検査を行ってはならない。

第64条 医療機関及びその医務者の適法な権益は、法律の保護を受ける。医療秩序を攪乱し、医務者の業務、生活を妨害する者は、法により、法律責任を負わなければならない。

第8章 環境汚染責任

第65条 環境を汚染したことにより損害を生じさ

せた場合には、汚染者は、権利侵害責任を負わなければならない。

第 66 条 環境を汚染したことにより生じた紛争においては、汚染者は、法律の規定する責任を負わない場合又は責任が軽減される場合に該当すること及びその行為と損害との間に因果関係が存在しないことについて挙証責任を負う。

第 67 条 二人以上の汚染者が環境を汚染した場合には、汚染者が負う責任の大小は、汚染物の種類、排出量等の要素に基づき確定する。

第 68 条 第三者の故意・過失による環境汚染が損害を生じさせた場合には、被権利侵害者は、汚染物排出者に対して賠償を請求することができ、第三者に対して賠償を請求することもできる。汚染者は、賠償した後に、第三者に対して求償する権利を有する。

第 9 章 高度危険責任

第 69 条 高度危険業務に従事して他人に損害を生じさせた場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

第 70 条 民用核施設で核事故が発生し、他人に損害を生じさせた場合には、民用核施設の経営者は、権利侵害責任を負わなければならない。ただし、損害が戦争等の状況又は被害者の故意により生じたことを証明できる場合には、責任を負わない。

第 71 条 民用航空機が他人に損害を生じさせた場合には、民用航空機の経営者は、権利侵害責任を負わなければならない。ただし、損害が被害者の故意により生じたことを証明できる場合には、責任を負わない。

第 72 条 易燃、易爆、劇毒、放射性等の高度危険物を占有又は使用して他人に損害を生じさせた場合には、占有者又は使用者は、権利侵害責任を負わなければならない。ただし、損害が被害者の故意又は不可抗力により生じたことを証明できる場合には、責任を負わない。被権利侵害者に損害の発生について重大な過失がある場合には、占有者又は使用者の責任を軽減することができる。

第 73 条 高空、高圧、地下掘削活動に従事し、又

は高速鉄道交通機関を使用して他人に損害を生じさせた場合には、経営者は権利侵害責任を負わなければならない。ただし、損害が被害者の故意又は不可抗力により生じたことを証明できる場合には、責任を負わない。被権利侵害者に損害の発生について過失がある場合には、経営者の責任を軽減することができる。

第 74 条 高度危険物を遺失し、又は遺棄して他人に損害を生じさせた場合には、所有者が権利侵害責任を負う。所有者が高度危険物を他人に引き渡して管理させていた場合には、管理者が権利侵害責任を負う。所有者に故意・過失がある場合には、管理者と連帯責任を負う。

第 75 条 高度危険物を不法に占有して他人に損害を生じさせた場合には、不法占有者が権利侵害責任を負う。所有者、管理者が他人の不法占有を防止するために高度の注意義務を尽くしたことを証明できない場合には、不法占有者と連帯責任を負う。

第 76 条 許可を経ずに高度危険活動区域又は高度危険物保管区域に侵入して損害を被った場合に、管理者が既に安全措置を講じ、かつ、警告義務を尽くしたときは、その責任を減輕し、又は責任を負わないこととすることができる。

第 77 条 高度危険責任の負担について、法律が賠償限度額を定める場合には、その規定による。

第 10 章 飼育動物損害責任

第 78 条 飼育する動物が他人に損害を生じさせた場合には、動物の飼育者又は管理者は、権利侵害責任を負わなければならない。ただし、損害が被権利侵害者の故意又は重大な過失により生じたことを証明することができる場合には、責任を負わず、又は責任を減輕することができる。

第 79 条 管理規定に違反し、動物に対して安全措置を講ぜず他人に損害を生じさせた場合には、動物の飼育者又は管理者は権利侵害責任を負わなければならない。

第 80 条 飼育が禁止されている気性が激しい犬等の危険動物が他人に損害を生じさせた場合には、動物の飼育者は、権利侵害責任を負わなければな

らない。

第 81 条 動物園の動物が他人に損害を生じさせた場合には、動物園は、権利侵害責任を負わなければならない。ただし、管理職責を尽くしたことを証明することができる場合には、責任を負わない。

第 82 条 遺棄され又は逃走した動物が、遺棄され又は逃走した期間に他人に損害を生じさせた場合には、動物の元の飼い主又は管理人が権利侵害責任を負う。

第 83 条 第三者の故意・過失により、動物をして他人に損害を生じさせた場合には、被権利侵害者は、動物の飼育者又は管理者に賠償を請求することができ、第三者に賠償を請求することもできる。動物の飼育者又は管理者は、賠償した後に、第三者に対して求償する権利を有する。

第 84 条 動物の飼育においては、法律を順守し、社会道徳を尊重しなければならない、他人の生活を妨害してはならない。

第 11 章 工作物損害責任

第 85 条 建築物、構築物その他の施設及びそれらの設置物、懸架物が脱落し、又は墜落して他人に損害を生じさせ、所有者、管理者又は使用者が自己に故意・過失がないことを証明できない場合には、権利侵害責任を負わなければならない。所有者、管理者又は使用者が賠償した後に、その他の責任者がいた場合には、その他の責任者に対して求償する権利を有する。

第 86 条 建築物、構築物その他の施設が倒壊し、他人に損害を生じさせた場合には、建設単位及び施工単位が連帯責任を負う。建設単位、施工単位が賠償した後に、その他の責任者がいた場合には、その他の責任者に対して求償する権利を有する。

2 その他の責任者の原因により、建築物、構築物

その他の施設が倒壊して他人に損害を生じさせた場合には、その他の責任者が権利侵害責任を負う。

第 87 条 建築物の中から物品を放擲し、又は建築物の上から物品を墜落させて他人に損害を生じさせた場合に、具体的な権利侵害者を特定することが困難であるときは、自己が権利侵害者でないことを証明できる場合を除き、加害可能な建築物の使用人が補償を行う。

第 88 条 積上物が倒れて他人に損害を生じさせた場合に、積み上げた者が自己に故意・過失がないことを証明できないときは、権利侵害責任を負わなければならない。

第 89 条 公共の道路上に通行を妨害する物品を積み上げ、倒し、又はばら撒いて他人に損害を生じさせた場合には、関連する団体又は個人は、権利侵害責任を負わなければならない。

第 90 条 林木の切断により他人に損害を生じさせ、林木の所有者又は管理者が自己に故意・過失がないことを証明できない場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

第 91 条 公共の場所又は道路上に穴を掘り、修繕し、又は地下施設等を据え付けたものの、明確な標示を設置せず、安全措置をとらずに他人に損害を生じさせた場合には、施工者は、権利侵害責任を負わなければならない。

2 マンホール等の地下設備が他人に損害を生じさせた場合に、管理者が職責を尽くしたことを証明できないときは、権利侵害責任を負わなければならない。

第 12 章 付則

第 92 条 本法は、2010 年 7 月 1 日より施行する。

～ 国際協力の現場から ～

法整備支援の通訳をやってよかった！

通訳

メルギチョーワ・ナターシャ

私は2002年からJICAと法務総合研究所が行っていた法整備支援プロジェクトに通訳として参加をさせていただきました。私はウズベキスタンの出身ですが、通訳として来日し、当初ウズベキスタンの地域観光振興というJICAの研修コースの通訳をしていました。「ウズベキスタンの法整備支援の研修コースの通訳をしませんか？」と言われた時、ちょうど専門通訳として新しい分野を開拓したいと思っていた私は、「新しいことを勉強できる、面白い、挑戦してみよう！」と、「やらせてください」と答えました。それから8年間、難しくも面白い法律用語と格闘することになるとは夢にも思わずに。

プロジェクトの枠組の中で行われた研修コースの最初のテーマは会社法でした。市場経済に移行して間もないウズベキスタンでは、実質上ほとんどの企業が国営でしたが、さまざまな私企業が生まれつつある現在、会社法というテーマはとても重要です。しかし、もともと文学部で通訳の勉強をしていた私にとっては、会社の種類（株式会社や有限会社など）そのものが新しい知識。その上、法律用語はまるで別の言語のようで難解。コースが始まると、毎晩真夜中の3時まで次の日の講義の予習をし、朝の6時に起きてもう一回復習して、寝不足のまま通訳をこなす毎日でした。最初は法律用語をよく覚えられず、頭の中を言葉が堂々巡りして、「どうして法律家は普通の言葉で話せないんでしょう」と嘆いていました。しかし、人間って何度も繰り返して勉強すればなんとかできるものです。だんだんと用語も頭に入ってきたし、私にとっても日本の会社法、日本の法制度を知るのがとても面白くなってきました。「今はつらいけど来年また同じ研修があるので、しっかり勉強しておけば来年やりやすくなるでしょう」というふうに考えて自分を慰めながら通訳をしていました。

ところが、次の年の研修の時期が近づいて来た時、「今回は研修テーマが変わります。会社法ではなくて担保法制度です。」と聞いて、まあ、ショック！正直、新しいテーマを予習する時間がなくて、あせりました。でも、とにかく「新しいことを勉強できる、また挑戦だ！」と割り切って、前向きに考えながら通訳をしました。

法律は純粋に概念の世界。概念が存在しなくてもモノや状況を見れば納得できる観光など

の分野と異なり、言葉を言葉で説明し尽くさなくてはなりません。例えば、担保制度はウズベキスタン側にとって理解が難しい制度です。特に私的所有権という概念は、ソ連時代に計画経済だったウズベキスタンにとってはなじみにくい概念なので、協議は難航しました。土地の所有権の話になると、土地全てが国有のウズベキスタン側と日本側の考え方のすり合わせが難しく、話が進まない。通訳としての私の力が足りないではないかと思ってとても落胆した日が何日もありました。しかし話が進まなかった時に、日本側の先生がとても忍耐強く丁寧に、研修員が理解するまで図を描きながら普通の言葉で（法律用語ではなく！）説明して下さったので通訳の私は救われました。今でも先生方には感謝をしています。

担保法の研修コースが終わった翌年には、ウズベキスタンの法曹界だけではなく企業家などが倒産法を使えるようにするための注釈書作成プロジェクトがスタートしました。注釈書の作成をめぐるウズベキスタン側と日本側のとても熱い協議が5年間続いたのです。その協議通訳をした私は、法律用語を学習できたばかりでなく、日本とウズベキスタンの制度の違いを知ることができました。その上、大変興味深かったのは、日本とウズベキスタンの人々の考え方だとか性格の違いです。

ウズベキスタンの倒産法は内容がわかりにくく、様々な解釈ができてしまうために注釈書を作ることになったわけですが、ウズベキスタン側は結構アバウトで、当初注釈書に明確な記述を入れることに熱心ではありませんでした。日本側が「そういうわけにはいかない、内容も書式も明確にしないと注釈書を作成する意味はない」ということを一所懸命にウズベキスタン側に伝えました。結局日本側のメッセージが徐々に伝わって、ウズベキスタン側も最後は必死な努力をしながら注釈書の作成に参加したのでした。5年間の作業が終わって、ついに注釈書はできました！

2008年の秋のある日、私の家にウズベキスタン共和国倒産法の注釈書の日本語版とロシア語版が届きました。その本を見て私は幸せで涙が出てきました。今まで様々な通訳の仕事をしてきましたが、こんなにはっきりした仕事の成果を見たのは初めてでした。私はいろいろな理由で生まれ故郷のウズベキスタンを離れて日本で仕事をする事になり、微力ながら通訳としてウズベキスタンの倒産法の注釈書作成に携わってきました。注釈書の完成によってウズベキスタンの法制度整備が少しでも進んだのなら、それは故郷ウズベキスタンへの恩返しになります。その日一日私は本当に幸せな気分でした。法整備支援の通訳は困難な仕事ですが、やってよかった！この仕事を私に下さった皆様にとっても感謝をしています。これからもこの思いを胸にして、頭をフル回転させながら、難しくも面白い法律用語がたくさん詰まった法制度整備の通訳をやっていきたいと思います。

～ 活動報告 ～

公共政策大学院インターンシップ

国際協力部教官

森 永 太 郎

第1 国際協力部におけるインターンシップの目的・実施手法等

法務総合研究所国際協力部では、平成20年度より大学院生のインターンシップを受け入れているが、平成21年度は、人事院人材局が主催した「霞が関インターンシップ」の受け入れ先として、法科大学院向けのもの、公共政策大学院向けのを各1回実施した。また、本誌が出版されるころには、同年度第2回目の法科大学院向けのインターンシップも実施する予定である。本稿で紹介するのは、このうち、平成21年9月14日から5日間にわたって行われた公共政策大学院生向けのインターンシップである。

人事院の企画する「霞が関インターンシップ」は、「将来国の行政機関を含めたわが国国家社会のあらゆる分野で幅広く活躍することが期待される有為の大学院生に対して行政実務に係る就業経験の機会を付与することにより、法科大学院が教育の一環として行うエクスターンシップに協力するとともに、国の行政に対し深い理解を有する人材の養成に資する」ことを目的としている。受け入れ先官公庁の業務の種類、態様、性質などによってインターン生が経験する業務はそれぞれに異なるであろうが、開発途上国に対する法制度整備支援を主たる業務とする国際協力部においては、「行政実務に係る就業経験」として、国際協力部教官の業務の一部を体験してもらうこととしている。

もともと、国際協力部教官の業務は多岐にわたり、かつ、経験を積んだ法律専門家でなければ実際に行うことは困難なものも多い。また、国際協力部教官の重要な仕事のひとつに、被支援国の法律職を招へいして日本国内で実施される研修（いわゆる本邦研修）を企画立案し、自らもこの研修において研修員らに対する講義や助言を行うことが挙げられるが、これには、被支援国の法制度やその運用の実情について相当程度の予備知識が必要であるため、インターン生が教官に取って代わって教官業務を経験するというわけにも行かない。しかし、このような業務の前提として、



各教官に求められるのは、本邦研修や、現地セミナー（被支援国現地へ教官などが出張して実施するセミナー）などの場で、被支援国側の法律家や法律職などの発言や議論を注意深く見聞きし、その内容や様子から、当該被支援国の法制度及びその運用にどのような問題があるのかを発見して、これを分析し、その後の支援法に活かすという作業であり、このような問題点の発見と分析も、きわめて重要な教官の業務である。このような、被支援対象国の研修員の議論を傍聴し、これを基に問題点の発見と分析を行う作業であれば、その結果を実際に利用するか否かは別として、インターン生が行うのは比較的容易であるし、たとえ見様見真似であつても、これを経験することは国際協力部の重要業務を実際に経験したことにもなろう。このような考え方から、国際協力部では、インターンシップは必ずいずれかの本邦研修と組み合わせ、被支援国から来日する研修員と日本側専門家の議論を傍聴させた上で、そこから被支援国に生じている問題点を抽出・分析させ、その結果を2000字程度のレポートにまとめさせることを主な内容としている。インターン生から提出されたレポートについては、教官が添削・講評を加えて返却している。

ちなみに、平成20年8月に実施した法科大学院向け（すでに卒業して司法試験受験中の者も対象とした）インターンシップは、ベトナムの裁判実務の改善をテーマとした本邦研修との組み合わせで実施し、ベトナムの最高人民裁判所裁判官やベトナムの省人民裁判所の裁判官ら10名の研修員の議論を傍聴させ、ベトナムの民事訴訟・刑事訴訟に関する問題点の分析を行わせた。また、平成21年7月に実施した法科大学院向けのインターンシップは、東ティモールの立法能力強化研修に同席させ、同国司法省幹部職員と日本側との議論を聞かせて、同国の法案起草作業をめぐる問題点の分析をさせ、解決策を考えさせた。平成22年3月に実施予定のインターンシップについては、ベトナムの行政訴訟法起草支援に関するベトナム最高人民裁判所向けの本邦研修と組み合わせる予定である。

第2 平成21年度公共政策大学院向けインターンシップの概要

- 1 実施期間 平成21年9月14日～18日
- 2 実習場所 法務省法務総合研究所（赤れんが棟）
- 3 インターン生
 - (1) 中央大学大学院（公共政策専攻）1年生 寄木美那
 - (2) 京都大学大学院（地球共生クラスター）2年生 市村美佳子
- 4 日程 別添日程表参照
- 5 実習内容
 - (1) 講義・講話

本邦研修傍聴及び問題点分析にあたって必要な予備知識を習得させる目的で、法制度整備支援実務に関する講義及び講話を実施した。

- (2) カンボジア本邦研修傍聴

今回のインターンシップの題材とした本邦研修は、カンボジアの供託法起草を支援する目的の本邦研修であり、国際協力機構（JICA）の「カンボジア法制度支援プロ

ジェクトフェーズ3」の活動の一環として、平成21年9月9日から同月17日までの間に法務省法務総合研究所において行われたものである。

カンボジアからの研修員は、カオ・ルット司法省次官補（Mr. Koeut Rith, Undersecretary, Ministry of Justice）をはじめとするカンボジア司法省の供託法起草班のメンバー計8名。研修日程のうち、インターン生が参加したのは、カンボジアに対する民事法の起草支援を行っている「カンボジア民法作業部会」及び「カンボジア民事訴訟法作業部会」の委員¹らとカンボジア研修員との間で、2日間にわたり行われた供託法草案に関するカンボジア側のプレゼンテーションとカンボジアにおける供託法のあり方に関する検討会²である。なお、討議はクメール語—日本語の逐語通訳を介して行われた。

6 テーマ（課題）

インターン生に与えた課題は次のとおりである。最終日に各インターン生が自らまとめた手控えのメモに基づいて口頭で発表を行わせ、これに教官及び法務総合研究所総務企画部付検事が若干の講評を加え、これを踏まえて後日最終レポートを提出させた。

「カンボジア側プレゼンテーション及びこれに引き続いて行われる検討会における意見交換・質疑応答を聞いた上、カンボジアが今後も法の支配及び市場経済原理に立脚した社会の発展を遂げようとするならば

- ① カンボジア側の理解が未だ不十分であると考えられる原理・原則・概念又は制度を一点指摘し
- ② なぜ理解が不十分なのか、その原因を推測し
- ③ 理解が不十分なことによって立法あるいは法の運用・適用にどのような障害が発生しうるかを考え2000字以内で論ぜよ。」

第3 実施結果・所感

このインターンシップは、対象が法律を専門に学習している法科大学院生ではなく、公共政策を専攻している大学院生であったため、カンボジア側とのセッションを傍聴しても、果たして何が問題になるのか、理解することがやや困難なのではないかという懸念があった。このことに加え、議論の対象が、法律を専門に勉強していなくても、教養科目などとして学ぶこともあるであろう、民法や刑法などの基本法、あるいは公共政策に密接な関係を持つ行政法などではなく、供託法という、民事分野でもかなり専門的かつ特殊な法律の

1 「カンボジア民法作業部会」及び「カンボジア民事訴訟法作業部会」は、いずれもJICAのカンボジア法制度整備支援プロジェクト（フェーズ3）の日本側インプット（投入）として組織されているものである。民法作業部会は特定非営利活動法人日本気候政策センター理事長（名古屋大学名誉教授）の森嶋昭夫教授以下民法学者等15名、民事訴訟法作業部会は駿河台大学総長（一橋大学名誉教授）で法務省特別顧問でもある竹下守夫教授以下民事訴訟法学者等12名で構成されている。今回、インターン生が傍聴したセッションに参加されたのは、民法作業部会の新美育文教授（明治大学）、能見善久教授（学習院大学）、野村豊弘教授（学習院大学）、南敏文判事（東京高等裁判所）及び民事訴訟法作業部会の柳田幸三判事（東京高等裁判所）である。

2 この本邦研修の内容については本誌第41号141ページを参照されたい。

起草についてのものであったため、インターン生にとっては気の毒な面もあったことは否めない。ただ、——若干の弁解を許していただくなれば——インターンシップは、学生らが参加しやすい時期に実施しなければならないなど、実施時期の選択肢が限られるところ、適当な時期に実施される本邦研修が、今回、偶々このカンボジア向けの本邦研修しかなかったため、やむをえなかった。

このような事情もあって、今回のインターンシップでは、インターン生には、あらかじめ供託法とはいかなるものかについての大きな説明は行ったものの、傍聴に際しては、「セッションで行われる細かい法律論議の内容については気にしなくてよい。大筋を把握した上で、カンボジア側の研修員と日本側の専門家らとのやりとりに注目するようにしなさい。」旨指導しておいた。そして、日本側の説明で、カンボジア側にとってなかなか理解が困難なために、同趣旨の質疑が繰り返されたり、議論がすれ違ったりするような場面、または、逆にカンボジア側の説明の中で日本側にとって理解が困難な内容、あるいは奇異に感じられる内容があれば、そのような点を捉え、何ゆえそのような相互理解の困難が生じるのか、自分なりに考え、これを自らが持っているカンボジアに関する予備知識や、大学院で学んでいる基礎知識などと照らし合わせて、その原因を探る練習をしてみるように指示し、必ずしも法律プロパーの問題とはいえない上記のような課題を与えた。

2日間にわたるカンボジア司法省の供託法起草メンバーと日本側の両作業部会の委員らとの議論は、インターン生にとって、予想どおり難解な部分もあったものの、全体としては興味深いものであったようである。

注目すべき点は、カンボジア側が、供託法の中に、本来の供託とは性質の異なる、当事者の合意にもとづく寄託の制度を取り込みたいという考えと、日本ではほんのわずかな例しかみられない物品の供託についてのシステムを整備したいという意向を強く示したことである。後者の点は、カンボジアでは金銭のみならず物品の供託も多くなることが予想されるから、という比較的単純な理由からのようであり、実務上は運用が決して容易ではない物品寄託制度が実際にどの程度きちんと機能するか別として、この制度を整備したいという動機の面ではそれなりに了解可能な意向であったが、前者については、筆者の目からみると、開発途上国にありがちなパターンリズムが見え隠れしているように感じられた。すなわち、カンボジアの研修員らは、寄託を供託の中に取り込もうとする理由について、「カンボジアでは、取引の際の履行の担保などのために、金銭を銀行等の第三者に預ける³ことが多く、このような寄託のニーズは大きい。我々としてはこれに応え、国民にとって安全確実な寄託先を創設したい」と説明するのであるが、そこには、どうも「民間は信用できないから、国民のためには何でも政府がやらなければならない」という意識が垣間見えるのである。これは、一見国民のためを思う好ましい考えとみえなくもないが、正にそのような考えのゆえに、市場経済を支える私的自治の領域に政府が過剰に介入してしまう危険性をはらんでいるといえよう。

3 正確な理解ではないかも知れないが、どうやら英米法域にみられる「escrow」のような取引慣行があるようである。

インターン生も、期待したとおり、この点を捉えてくれた。インターン生は、与えられた課題に対し、この寄託を供託に取り込みたいとする議論に焦点を当て、まず、カンボジ



ア側の理解が未だ不十分であると考えられる原理等として、「公法・私法の概念の未熟」と「私的自治の原則についての理解の不足」を取り上げた。そして、その原因として、「本来なら当事者同士に任せておくべき私的自治の領域にまで国家が介入しようとするのは、国民に自治の能力がないと

判断したからであろう。そして、国民が私的自治を行いうるだけの能力を養うことができなかったのは、市民社会が形成されていないことに起因すると考えられる。カンボジアは、市民社会が形成されるはずだった時期を、フランスの植民地として長い年月過ごしてきた。そのため、このような市民社会の発達に阻害されたのだと考えられる。」と分析した。ついで、理解不足が原因で生じうる障害として、国家の過剰介入による民間企業の健全な発達の阻害と、それによる市場経済発展への悪影響を指摘している。

この仮説については、むしろこのまま真偽を論じることは不可能であり、検証を必要とするであろう。また、わずか2日間のセッションの中で、研修員数名の発言のみを捉えて推測、立論した仮説であり、カンボジアの歴史・国情についても十分な資料に基づく分析をしたわけではないので、誤っている可能性ももちろんある。しかし、このインターンシップは、正しい結論を出すことを目的としているのではなく、このような、文化的・社会的・制度的背景がわが国とは当然ながら異なり、思考方法も違う外国の専門家らの議論や発言を注意深く聞き、そこから、ありうべき問題点やその発生原因を推測していくという、国際協力部の教官の行う作業の一部を、擬似的にでも経験することに意味があるのである。そして、このような作業を行う能力は、国際協力部が取り組んでいる法制度整備支援の分野だけではなく、開発援助をはじめとする国際的な業務に従事する場合には多かれ少なかれ必要とされるものである。このような観点からは、今回の課題検討作業は、インターン生にとっても十分意義のある実習となったのではないかと考えている。

今回の経験が、将来、インターン生が自らの専門分野において活動する際に、多少なりとも役に立てば幸いである。

大学等に対する国際協力部の派遣講義について

国際協力部教官

横山 幸俊

第1 講師派遣について

国際協力部においては、大学等の各種機関の求めに応じて、教官等を派遣するなどし、当部の行っている法制度整備支援についての講義等を行ってきた。

その趣旨としては、日本の法制度整備支援が、拡大・深化してきたところ、今後の法制度整備支援（協力）を考えると、学者、法曹資格者、通訳等の幅広い人材の育成が望まれ、法制度整備支援に関心を持ってもらう機会を広く持つことが必要と思われることにある。

大学等における、当部教官等による講義において、学生からは、法制度整備支援に対して関心を抱く感想が寄せられており、今後も、広く、このような講義を行っていく方針である。

第2 平成21年度の実績（大学及び大学院のみ、掲載は50音順）

- 1 大阪大学大学院言語文化研究科「法務通訳翻訳のための基礎」講座
4月21日 「法務省と法務総合研究所についての総論」（赤根部長）
4月28日 「法務省の法整備支援」（森永教官）
7月7日 当部施設見学（杉山教官）
- 2 慶應義塾大学大学院法務研究科「開発法学ワークショッププログラム」講座
10月28日 「法務総合研究所国際協力部による法整備支援」（赤根部長）
11月4日 「法務総合研究所国際協力部教官の活動について」（宮崎教官）
- 3 神戸大学大学院国際協力研究科「法整備支援論」講座
10月7日 カンボジア王立裁判官検察官養成校（RSJP）民事教育改善
プロジェクト本邦研修（模擬裁判）見学（宮崎教官，西村教官）
11月19日 「国際協力部の法整備支援」（西村教官）
- 4 信州大学経済学部経済システム法学科「現代法務Ⅱ」講座
11月30日 「日本の司法制度改革と法整備支援（協力）」（横山教官）
- 5 中央大学法科大学院「法整備支援論」講座
12月17日 「法務省の法整備支援」（赤根部長）
- 6 名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）
11月30日 「法整備支援論」（赤根部長）
- 7 立命館大学法学部

- 10月28日 「プログラム講義・民事訴訟法」 講座
「日本の法整備支援」 (渡部教官)
- 11月18日 「司法過程論」 講座
「日本の法整備支援」 (横山教官)

ICD NEWS - LAW FOR DEVELOPMENT -
 (38号～41号)掲載記事索引
 (筆者の肩書は掲載時のものによる)

			号	頁
<ベトナム>				
第28回・第29回ベトナム法整備支援研修	国際協力部教官 横山 幸俊	38	32	
ベトナム最高人民検察院次長検事講演録	国際協力部教官 森永 太郎	38	70	
講演「ベトナム司法改革における検察院制度改変に関する諸問題」	ベトナム最高人民検察院次長検事 クアツ・ヴァン・ガー	38	71	
講演「ベトナム刑事訴訟制度に関する最近の重要論点」	ベトナム最高人民検察院次長検事 クアツ・ヴァン・ガー	38	84	
ベトナム滞在記	法務総合研究所主任国際協力専門官 稲元 能生	38	174	
第30回ベトナム法整備支援研修	国際協力部教官 横山 幸俊	40	69	
第31回ベトナム法整備支援研修	国際協力部教官 西岡 剛	41	134	
<カンボジア>				
第4回カンボジア法曹養成支援研修	国際協力部教官 宮崎 朋紀	38	49	
カンボジア・モンゴルにおける法整備支援	JICA公共政策部 琴浦 容子	38	169	
2008年度カンボジア法整備支援本邦研修		39	254	
2009年度カンボジア法制度整備支援研修	国際協力部教官 西村 恵三子	41	141	
<中国>				
講演「日中民事訴訟法についての比較」	北京師範大学法学院教授 劉 榮軍	40	41	
中国民事訴訟法制紹介	国際協力部教官 亀卦川 健一	38	97	
特集 中国民事訴訟法専門家による講演会	東京地方検察庁公判部検事 亀卦川 健一	40	4	
講演「中国民事訴訟法の現状と改正課題」	清華大学法学院教授 張 衛平	40	8	
第2回中国現地セミナー	国際協力部教官 横山 幸俊	40	75	
中国への法整備支援 ～新しい「技術協力」の意義と課題～	JICA中国事務所 大久保 晶光	40	87	
<インドネシア>				
インドネシアにおける法整備支援	JICA公共政策部 星 光孝	39	264	
<中央アジア>				
第1回中央アジア比較法制研究セミナー	国際協力部教官 杉山 典子	38	60	
「中央アジア比較法制研究セミナー」特別案件調査団	国際協力部教官 杉山 典子	38	155	
<韓国>				
第11回日韓パートナーシップ研修(日本セッション)	国際協力部教官 杉山 典子	40	79	
<巻頭言>				
目に見える法整備支援へ	法務総合研究所総務企画部長 小島 吉晴	38	1	
夢との出会い！法整備支援	国際協力部長 赤根 智子	39	1	
中国民事訴訟法仲裁法改善プロジェクトの現状	一橋大学大学院法学研究科教授 上原 敏夫	40	1	
「技術協力における人材育成の考え方」	JICA公共政策部長 中川 寛章	41	1	
<特集記事>				
特集 第10回法整備支援連絡会	国際協力部教官 森永 太郎	39	10	
特別講演「開発途上国に対する法整備支援 －UNDPの手法と指針」	国際連合開発計画(UNDP) ベトナム事務所政策アドバイザー ニコラス・ジョン・ブース	39	16	
基調講演「法整備支援の現状と課題」	最高検察庁検事 稲葉 一生	39	33	
講演「日弁連の司法支援活動の基本方針とアジアにおける 司法アクセス及び法の支配」	日弁連国際交流委員会副委員長長弁護士 矢吹 公敏	39	41	
講演「良い統治および法の支配と法整備支援戦略」	慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘	39	47	
講演「日本の法整備支援－いま求められているもの」	財団法人国際民商事法センター理事 弁護士 小杉 丈夫	39	58	
講演「JICAの法整備支援の考え方」	JICA公共政策部次長兼ガバナンスグループ長 桑島 京子	39	64	
資料		39	89	
法整備支援連絡会会場の反応紹介 「意欲高き大学生からの一通の手紙」	国際協力部教官 渡部 洋子	39	252	

＜特集記事＞		号	頁
特集 「私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」シンポジウム	国際協力部教官 宮崎 朋紀・杉山典子	41	4
参加者感想	名古屋大学法制国際教育協力研究センター長 鮎京 正訓	41	12
参加者感想	立命館大学法学部教授 出口 雅久	41	16
参加者感想	新潟大学法科大学院教授 鯉越 溢弘	41	20
パネルディスカッションⅡ 学生グループ		41	23
議事録		41	32
基調講演「法整備支援で世界を巡る」	弁護士 チャールズ・フィルポット	41	42
パネルディスカッションⅠ 「経験者に聞く法整備支援の魅力」		41	54
パネルディスカッションⅡ 「これからの法整備支援の展望～若い世代からの提言」		41	87
特集 財団法人国際民商事法センター		38	5
財団法人国際民商事法センター創立のころの思い出	公証人(元検事) 本江 威憲	38	6
財団法人国際民商事法センター設立の経緯及び運営体制	財団法人国際民商事法センター 前事務局長 金子 浩之	38	12
国際民商事法センター(ICCLC)の役割と今後の課題	財団法人国際民商事法センター理事長 原田 明夫	38	19
唇齒輔車の関係～器(うつわ)を整える～	水戸地方検察庁次席検事 山下 輝年	38	23
＜その他＞			
大学などに対する国際協力部教官の派遣授業について	国際協力部教官 亀卦川 健一	38	180
お知らせ本の紹介「法務通訳翻訳という仕事」	信州大学経済学部専任講師 丸橋 昌太郎	38	191
「法制度整備支援に関する基本方針」について	国際協力部長 赤根 智子	39	8
アジア株主代表訴訟シンポジウム 「アジアにおける株主代表訴訟制度の実情と株主保護」	国際協力部教官 杉山 典子	39	259
「JICA職員 法整備を思う」	JICA公共政策部法司法課 川合 優子	41	146